

日本の軍縮・不拡散外交 (第五版)

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

日本の軍縮・不拡散外交

2011年

平成23年3月

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

(注釈)

本書は、原則として前回第四版（2008年3月発行）以降2010年10月末までの軍縮・不拡散をめぐり国際情勢及び日本の取組をまとめたものです。但し、特に重要な事項については、2011年2月末までの動きも記述しています。なお、本書に登場する人物の肩書、国名及び機関名については、すべて当時のものです。

「日本の軍縮・不拡散外交」(第五版)の発行にあたって



外務大臣 松本剛明

2009年4月のオバマ米国大統領によるプラハ演説以降、世界の軍縮・不拡散をめぐる状況は大きな変化を遂げました。世界に存在する核兵器のうち圧倒的多数を保有する米国とロシアは、戦略核兵器を削減する新STARTに署名し、この条約は本年2月に発効しました。昨年5月に開催された核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議は、核兵器国と非核兵器国の間の激しい対立の中で、国際的核不拡散体制の運命をかけた分水嶺とも言われていましたが、具体的な行動計画を含む最終文書を採択することに成功しました。

その一方で、条約発効から40周年を迎えたNPTを基礎とする国際的な核不拡散体制は、近年、北朝鮮やイランの核問題、核テロリズムの脅威や、原子力の利用の拡大に伴う核物質などの管理強化の必要性といった、重要な課題に引き続き直面しています。

日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会による核軍縮・不拡散の議論を主導していかなければなりません。このような考えに基づき、日本はすべての核兵器保有国に対し、軍備の透明性の向上を図りつつ核軍縮措置をとることを呼びかけ、具体的な行動を起こしています。NPT運用検討会議では、オーストラリアと共同で最終文書の合意の基礎となる具体的な提案を行うなど、会議の成功に重要な貢献を果たしました。また、昨年9月には日本とオーストラリアの外相が共同議長を務めて、核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し、地域横断的なグループを新たに立ち上げました。このグループでは、NPT運用検討会議の最終文書に盛り込まれた行動計画を着実に履行し、核リスクの着実な低減に向けた実質的な貢献を行うことを目指しており、志を共有する関係国とも連携しながら精力的に取り組を進めています。さらに、昨年12月には、史上最多となる89か国と共に日本は、5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて内容を大幅に強化した核軍縮決議案を国連総会に提出し、圧倒的多数の賛成を得て採択されました。

日本は、こうした様々な取組を通じて、「核兵器のない世界」に向けた現実的な歩みを着実に進めていくことを重視しています。その第一歩として、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の即時交渉開始は、緊急性の高い課題であり、国際社会には一刻の猶予も許されません。

また、核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器、化学兵器や、人道や開発などの様々な分野にまたがる緊急の課題である小型武器、地雷、クラスター弾などの通常兵器の分野における国際的な取組においても、日本は関連する条約・国際的規範の実施や普遍化への貢献、現場プロジェクトへの支援などを通じ、中心的な役割を果たしています。

さらに、日本は、核不拡散体制の中核的措置である国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化に取り組みつつ、輸出管理協力の枠組みである国際輸出管理レジームや大量破壊兵器等の拡散を阻止するためのイニシアティブである「拡散に対する安全保障構想」（PSI）などの取組に積極的に参加・貢献しています。

政府が軍縮・不拡散外交を進めていくためには、市民社会の熱意と関心も欠かすことができません。特に、日本には、核兵器の使用の惨禍の実相を国境と世代を超えて語り継いでいく責務があります。昨年創設した「非核特使」制度の活用を含め、政府として市民社会と連携しつつ、軍縮・不拡散教育を力強く促進していきます。

本書は、このような軍縮・不拡散を取り巻く状況や日本の軍縮・不拡散外交の現状を国民の皆様や世界の人々に分かりやすくお伝えすることを目指しています。本書を通じ、皆様によるご理解の一助となることを心から願っています。

平成23年3月9日

目次

I. 本編

第1部 概観

軍縮・不拡散に対する世界的な取組	4
第1章 軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方	6
第2章 軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組	8

第2部 核軍縮・核不拡散

第1章 核兵器不拡散条約（NPT）	14
第1節 条約の概要	14
第2節 2010年NPT運用検討会議及び今後の課題	14
第2章 包括的核実験禁止条約（CTBT）	17
第1節 条約の概要	17
第2節 CTBTの早期発効に向けて	19
第3節 発効促進に向けた日本の取組	20
第3章 ジュネーブ軍縮会議（CD）	24
第1節 現状	24
第2節 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）	24
第3節 宇宙における軍備競争の防止	25
参考 核兵器国の軍備管理と核軍縮	28
第1節 総論	28
第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮	28
第3節 その他の核兵器国における動き	31
コラム：オバマ米国大統領のプラハ演説と核軍縮に向けた機運の高まり	35
第4章 地域の不拡散問題と日本の取組	36
第1節 北朝鮮	36
第2節 イラン及びその他中東諸国	40
第3節 インド、パキスタン	46
第5章 国際原子力機関（IAEA）保障措置	49
第1節 IAEA保障措置の概要	49
第2節 保障措置協定の内容	49
第3節 保障措置の強化・効率化	50
第4節 日本の取組	52

第6章	核燃料供給保証	53
第1節	概要	53
第2節	背景と最近の動き	53
第3節	日本の取組	54
コラム	天野之弥 IAEA 事務局長の就任	55
第7章	原子力協力	56
第1節	原子力の平和的利用	56
第2節	日本の二国間原子力協定	57
第8章	核セキュリティ	58
第1節	国際社会の取組	59
第2節	日本の取組	61
コラム	2010年核セキュリティ・サミット	62
第9章	G8 グローバル・パートナーシップと日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力	63
第1節	概要	63
第2節	G8 グローバル・パートナーシップ	64
第3節	ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）	65
第4節	その他の日本の非核化協力	69
参考	非核兵器地帯	71
第1節	概要	71
第2節	日本の立場	71
第3節	発効済みの非核兵器地帯条約	72
第4節	モンゴル一国非核の地位	73
第5節	中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯	74
第6節	南極、宇宙、海底の非軍事化	74
第3部 生物・化学兵器		
第1章	生物兵器禁止条約（BWC）	77
第2章	化学兵器禁止条約（CWC）	79
第1節	総論	79
第2節	化学兵器禁止機関（OPCW）	81
第3節	遺棄・老朽化化学兵器問題	81
第4部 通常兵器		
第1章	総論	84
第2章	対人地雷	85
第1節	対人地雷問題と国際社会の取組	85

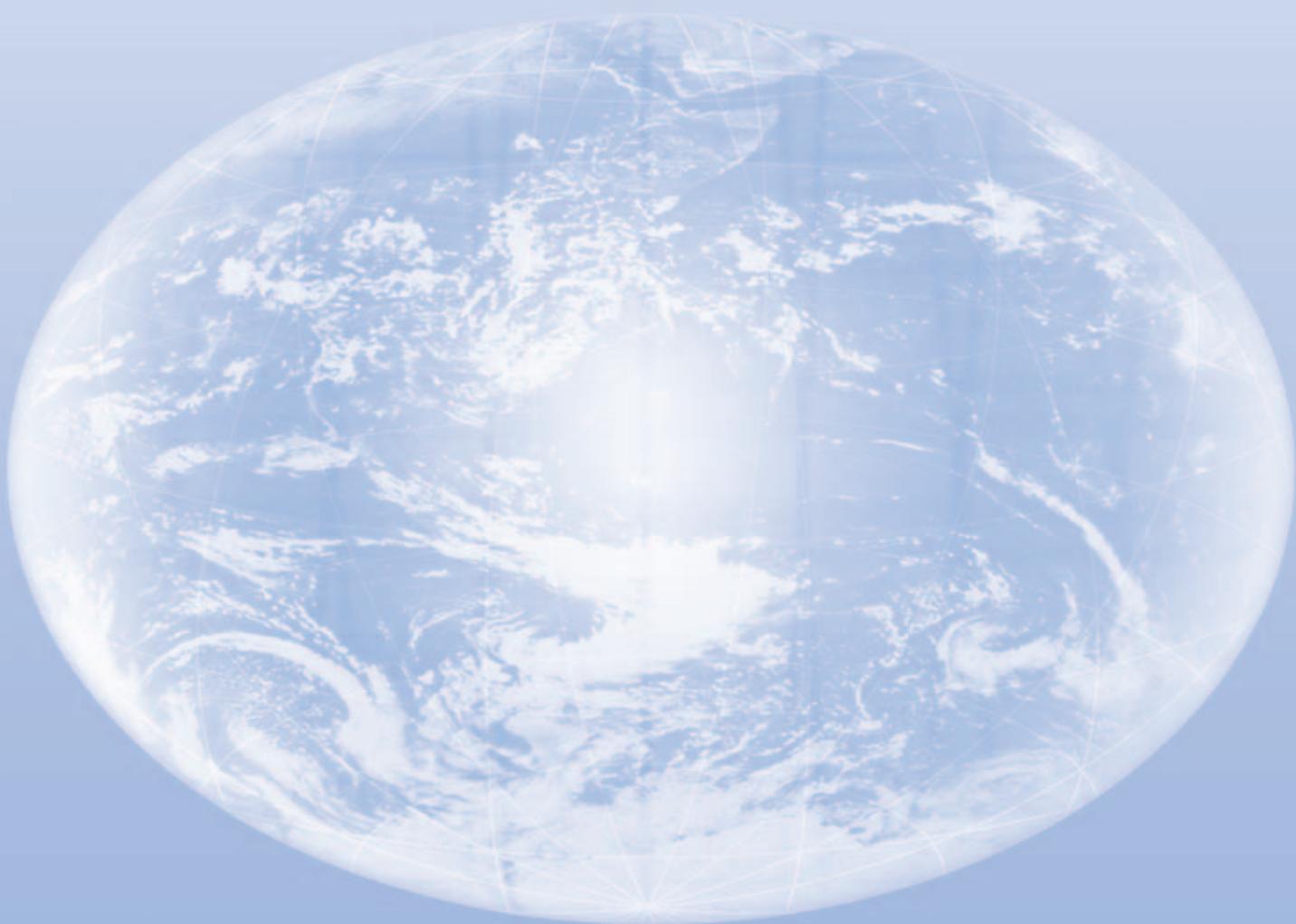
第2節	対人地雷禁止条約（オタワ条約）	85
第3節	日本の取組	86
第3章	クラスター弾	88
第1節	国際社会の動き（条約作成の背景・条約の概要）	88
第2節	クラスター弾に関する条約（CCM）	88
第3節	日本の取組	89
第4章	特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）	90
第1節	条約の概要	90
第2節	最近の動き（クラスター弾）	90
	コラム：地雷及び不発弾分野における産官学の取組	91
第5章	小型武器	92
第1節	小型武器問題の背景と国際的取組	92
第2節	日本の取組	93
第6章	武器貿易条約（ATT）をめぐる動き	94
第1節	国際社会の動き	94
第2節	日本の取組	95
第7章	信頼醸成措置	96
第1節	国連軍備登録制度	96
第2節	国連軍事支出報告制度	97
第5部 不拡散体制		
第1章	輸出管理レジーム	100
第1節	概要	100
第2節	原子力供給国グループ（NSG）	101
第3節	ザンガー委員会（ZC）	102
第4節	オーストラリア・グループ（AG）	103
第5節	ミサイル技術管理レジーム（MTCR）	104
第6節	ワッセナー・アレンジメント（WA）	105
第2章	ミサイルの不拡散	107
第1節	問題の現状	107
第2節	ハーグ行動規範（HCOC）	107
第3節	日本の取組	108
第3章	拡散に対する安全保障構想（PSI）	110
第1節	成立の背景と概要	110
第2節	これまでの動き	110

第3節 日本 の 取組	112
第4章 不拡散政策の普及（アウトリーチ）	114
第1節 アジア輸出管理セミナー	114
第2節 アジア不拡散協議（ASTOP）	114
第6部 国際的・地域的な取組	
第1章 国際連合における取組	118
第1節 国際連合における議論	118
第2節 総会（第一委員会）	120
第3節 安全保障理事会	121
第4節 国連軍縮諮問委員会	123
第5節 国連軍縮会議	123
コラム：日本提出核軍縮決議	124
第2章 G8における取組	125
コラム：核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）	126
第7部 市民社会との対話・協力	
第1章 総論	128
第2章 シンポジウム・ワークショップの開催及びNGOとの対話・協力	129
第3章 軍縮・不拡散と教育	131
コラム：非核特使	133
軍縮・不拡散分野の国際機関で活躍する日本人職員	134
用語解説集	135
用語索引・略語表及び略語索引	149
II. 資料編	153

I 本編



第1部 概観



第1部 概観

軍縮・不拡散に対する世界的な取組

1. 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小（軍縮）が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第8条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）では、第11条で軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減さらには廃絶することを意味するとされる。また、冷戦時代には、「軍備管理」という用語も登場した。「軍備管理」とは、軍備又は兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制などを意味する。軍備管理は、1970年代に米国とソ連の間で行われた核兵器管理交渉から生まれ、主として核大国間の核管理の仕組みを作り上げることを目的とする概念として用いられるようになった。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリ

ストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物資・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

2. なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから

自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。軍縮・不拡散の取組は、こうした現実も踏まえた上で考えていく必要がある。

軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした、いわゆる軍備拡張競争を避けるために、各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があると考えるようになってきた。

まず何より、軍備拡張競争や兵器の拡散は国際の平和と安全を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武

力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍縮及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。



広島平和記念式典への参列者

第1章

軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方

日本は、以下の基本的な考え方に基づき、軍縮・不拡散外交を推進している。第一に、日本国憲法に謳われ、日本が拠って立つ平和主義の理念に基づいて、また、唯一の被爆国として核兵器使用の惨禍を訴える責務を有する国として、日本が「核兵器のない世界」の実現に向け、国境を越えた取組を進めていくことは重要である。第二に、日本の平和と安全を確保する観点からも、日本を取り巻く地域の安全保障環境を安定させるためにも、地域における軍備拡張競争を防ぎ、大量破壊兵器等の拡散を未然に阻止することは重要である。また、地域の平和と安全のみならず、世界の平和と安全の維持・確保にも貢献しつつ、現実的かつ着実な軍縮・不拡散の取組を進めていくことは重要である。第三に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む必要性が高まっている。第四に、日本が外交の柱に据えている「人間の安全保障」の実現においても、軍縮・不拡散は重要な意義を有している。以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について詳述する。

1. 平和への願いと唯一の被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力

の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命があると考えられる。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるといふ側面も有していると言えよう。

2. 日本の安全保障の観点

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。

この中で、北朝鮮は、2009年4月5日にミサイルを発射し、同年5月25日には、2006年に続いて2回目の核実験実施を発表した。なお、4月5日は、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）において、平和で安全な核兵器のない世界に向けた現実的かつ具体的な方途を追求することを明確に宣言した日でもあった。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、日本を含む地域の安全保障における重

大かつ差し迫った不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の面でも深刻な課題となっている。このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域や国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきた。

日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて、時に疑問が呈されることもある。しかし、現実には核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は必要不可欠である。同時に、日本は、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクをより確実に最小化していくための現実的な核軍縮・不拡散措置を追求している。このように、当面核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことと核軍縮を同時に追求していくこととは、なんら矛盾するものではない。

3. 人道主義的アプローチ

また、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道主義的なアプローチにより、軍縮・不拡散に取り組む意義が高まってきている。例えば、1999年に発効した対人地雷禁止条約（オタワ条約）や

2010年に発効したクラスター弾に関する条約（オスロ条約）は人道主義の色合いの濃い軍縮条約である。日本は安全保障上の観点に加え、こうした人道主義的な観点も重視しており、オタワ条約については1997年12月の署名の後、1998年9月に同条約を締結し、また、オスロ条約については2009年7月14日に締結した。核軍縮・不拡散の分野においても、2010年5月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文A.v）において、核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念が表明され、国際人道法の遵守の必要性が再確認されるなど、人道主義的な観点が重視されている。

4. 人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりをもって国づくりを目指すという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷や小型武器といった兵器は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも、欠かせないものである。



広島平和記念式典での原爆死没者名簿奉納

第2章

軍縮・不拡散をめぐる現状及び日本の取組

本書第四版の発刊（2008年3月）以降の2008年4月から2010年にかけて、国際的な軍縮・不拡散体制は、新たな課題・挑戦に直面している。一方、2009年は、4月のオバマ米国大統領のプラハ演説を一つのきっかけとして、核軍縮に向けた機運が一段と高まった年であった。以下、本書第四版発刊以降の軍縮・不拡散をめぐる現状の主要点及び日本の取組につき概観する。

1. 地域の不拡散問題（第2部参照）

（1）北朝鮮

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は核兵器不拡散条約（NPT）を基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した後、6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨を宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表するなど、強硬姿勢を強めている。また、2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使とヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、北朝鮮が実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。

日本は、北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう引き続き求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き米国、韓国を含む関係国と緊密に連

携していく考えである。

（2）イラン

国際原子力機関（IAEA）無申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題も、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制への重大な挑戦である。2009年9月には、新たなウラン濃縮施設（建設中）が明らかになり、2010年2月には、自国でのテヘラン研究用原子炉（TRR）用燃料生産を目的として約20%のウラン濃縮を開始するなど、イランは依然として安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続・拡大している。このような動きに対する国際社会の対応として、2009年11月には、IAEA理事会は、2006年2月以来となる決議を採択し、IAEAへの完全な協力や、未申告の核関連施設建設を行っていないことをIAEAに保証することを求めた。また、2010年6月には安保理決議第1929号が採択され、イランに対する制裁措置が強化された。なお、TRR用燃料供給については、2009年10月にイランとEU3+3（英国、フランス、ドイツ、米国、ロシア、中国）の協議を踏まえ、IAEAにより、イランから低濃縮ウランをロシアに移送し再濃縮した後フランスで燃料に加工してイランへ引き渡すという提案がなされ、米国、フランス、ロシアが同提案に同意したが、同年11月、イランは同国内で低濃縮ウランと核燃料の同時交換を主張した。2010年5月に、イラン、トルコ、ブラジルが国外移送につき合意（テヘラン合意）するも、本件交渉において、同年12月に至るまで進展は見られない。

日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの独自の関係に基づく働きかけを継続し、核問題

の平和的・外交的解決に向け努力していく考えである。

(3) インド・パキスタン

1998年に核実験を実施したインドとパキスタンは、日本を含む国際社会からの働きかけにもかかわらず、依然としてNPT加入と包括的核実験禁止条約(CTBT)署名には至っていない。日本は、インド、パキスタンに対し非核兵器国としてのNPTへの加入及びCTBTへの署名・批准を引き続き働きかけている。

2005年7月、シン・インド首相の米国訪問の際、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月にブッシュ米国大統領が訪印し、米国・インド両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に、14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した(いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」)。その後、米国において、インドへの民生用原子力協力を可能にする国内法の改正案が2006年12月に成立、さらに2007年7月には米国・インド二国間協定交渉が完了、2008年9月のNSG臨時総会で「インドとの民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサス採択され、インドの例外化が決定された。日本は、インドの戦略的重要性や増大するエネルギー需要、国際的な核軍縮・不拡散体制への影響等、様々な要因を注意深く検討した結果、2010年にインドとの原子力協定交渉を開始した。

2. 核軍縮・不拡散(第2部、第5部、第6部参照)

(1) 核軍縮

2010年5月のNPT運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。会議で

は、個々の争点をめぐり、すべての締約国が全会一致で合意することができるか予断を許さない状況が続いたが、最終日に、NPT体制を支える3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができたことは、NPT体制を維持・強化し、核軍縮・不拡散を推進する上で大変有意義であった。日本とオーストラリアとの共同提案による軍縮・不拡散措置を含め、日本の提案は、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。

また、日本は、1994年以来毎年国連総会に核軍縮決議案を提出してきている。2010年NPT運用検討会議では、10年ぶりに最終文書が採択されたことを踏まえ、タイトルを「核兵器の全面的核廃絶に向けた共同行動」とし、従来に比べ包括的で具体的行動を求める内容とした。

CTBTについては、2008年1月にコロンビアが批准したが、2011年1月現在、発効要件国44か国のうち残り9か国が未批准のため未だ発効していない。CTBTはNPT体制を基礎とする核軍縮・核不拡散体制を支える重要な柱であり、日本はその早期発効を目指し、未批准国への外交的働きかけを継続している。

(2) 不拡散

北朝鮮やイランの核問題は、前述のとおり、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。NPT体制が危機に直面し、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とするIAEAが核不拡散の観点から果たす役割が一層重要性を増す中で、日本はIAEA指定理事国としてその活動に継続的に人的・財政的貢献を行ってきている。2009年7月に行われたIAEA事務局長選挙においては、天野之弥在ウィーン日本政府代表部大使が当選を果たして理事会の任命を受け、9月の総会による承認を経て、12月に日本人として、またアジアから初めて、第5代IAEA事務局長に就任した(コラム「天野之弥 IAEA事務局長の就任」参照)。また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEA保障措置に関し、2010年NPT運用検討会議におい

てIAEA 保障措置の強化に関する作業文書を提出したほか、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与える追加議定書の核不拡散上の意義にかんがみ、日本は、より多くの国が追加議定書を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけるとともに、IAEAとも協力しつつ、追加議定書締結支援のための地域セミナーへの人的・財政的支援を含め、IAEAの取組を支援してきている。また、2010年6月には、オーストラリアの提案に基づきアジア・太平洋地域における保障措置に関する情報交換、地域的協力の促進等を目的として形成されたアジア・太平洋保障措置ネットワーク（APSN14）の第1回会合が日本を含む14か国とその関係機関の参加を得てインドネシアで開催された。

このほかにも、日本は、不拡散体制の維持・強化のため様々な外交努力を行っている。国際輸出管理レジームは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ不拡散を支持する国々による輸出管理の協調のための枠組みであり、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに関する多国間の輸出管理レジームが存在するが、日本はこれらすべてに参加・貢献している。また、日本は、大量破壊兵器等の拡散を阻止するために、国際法及び各国の国内法の範囲内で参加国が共同してとり得る移転・輸送阻止のための措置を検討・実践する「拡散に対する安全保障構想（PSI）」の取組を重視しており、2010年11月1日から2日にかけて、オペレーション専門家会合（OEG）を初めて開催し、今後のPSIの活動の在り方につき幅広く議論を行った。さらに、日本は、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指しアジア諸国を中心に諸外国への働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議（ASTOP）を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナーをそれぞれ開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。

（3）核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は、発電のみならず医療や農業等の広範な分野で平和的に利用されている核物質・放射線源

等がテロ組織等の手に渡り悪用されないよう、核セキュリティに関する取組の強化を図ってきた。

IAEAでは、核セキュリティ基金を活用し、核物質・原子力施設の防護等の取組を継続・強化している。また、核テロリズムの行為の防止に関する国際約束や核物質の防護に関する条約の改正、核物質及び原子力施設の防護に関するIAEAの勧告の改訂など、核セキュリティの強化に資する国際条約や、国際的な規範作りが進んでいる。同時に、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の枠組みで各国の核テロ対処能力を高めるための国際協力が進められている。さらに、2010年4月には、核テロ対策をテーマとする初めての首脳会合である「核セキュリティ・サミット」が開催され、核セキュリティ強化に向けた政治的意思が確認された。

日本は、IAEA核セキュリティ基金を通じ、国際的な核セキュリティ強化に貢献してきており、2010年1月には、IAEAとの共催で、アジア地域における核セキュリティ強化のためのセミナーを東京で開催した。また、核セキュリティ・サミットにおいて、核セキュリティ強化のための国際貢献措置として、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、②核物質の測定、検知及び核鑑識に関する研究開発、③IAEA核セキュリティ事業への一層の財政的・人的貢献、④世界核セキュリティ協会会合の日本開催、の4つのイニシアティブを発表した。

（4）旧ソ連諸国に対する日本の非核化協力

ロシア極東における退役原子力潜水艦解体協力事業「希望の星」については、2009年12月までに計6隻を解体して完了し、現在、解体済原潜の原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施している。また、ベラルーシにおける核セキュリティ強化事業への協力を実施するとともに、ウクライナ及びカザフスタンにおける同様の協力事業についても作業を進めている。

3. 生物・化学兵器（第3部参照）

今日、科学技術の発展に伴い、様々な化学物質や細菌の微生物が民生用途に利用されているが、

これらが生物・化学兵器として悪用された場合、その災禍は甚大で、大量破壊兵器として人類の脅威となり得る。これら生物・化学兵器を包括的に禁止する多数国間条約として、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）は国際社会の安全保障上重要な価値を有している。日本を始めとする国際社会は、条約締約国の増加（普遍化の促進）、条約義務の履行（国内実施の強化）等に取り組んでいる。日本は、国際社会と連携しつつ、特にアジア地域を対象として、国内実施法制定等の支援を目的としたワークショップ等の開催や専門家の派遣を行っている。

また、テロ組織などの非国家主体による生物・化学兵器の使用が現実の脅威となった今日、日本は、米国、オーストラリア及びマレーシアと共催でマレーシアの東南アジア地域テロ対策センター（SEARCCT）において、「東南アジア地域生物テロ対策ワークショップ」（2008年5月）を開催するなど、生物・化学テロへの各国の取組も支援している。

4. 通常兵器（第4部参照）

近年、一般市民を紛争に巻き込み、人道上容認できない結果をもたらす通常兵器の保有、使用等を禁止するとの人道的観点や、紛争後の社会・経済に与える悪影響を除去するとの開発の観点から、対人地雷、クラスター弾、非合法の小型武器などについて、その保有、使用等を制限・禁止し、廃棄・除去する取組が行われている。

対人地雷については、2009年11月～12月、コ

ロンビアで、対人地雷禁止条約（オタワ条約）の第2回検討会議が開催され、今後5年間の行動指針となる「カルタヘナ行動計画」及び「2009年カルタヘナ宣言」が作成された。

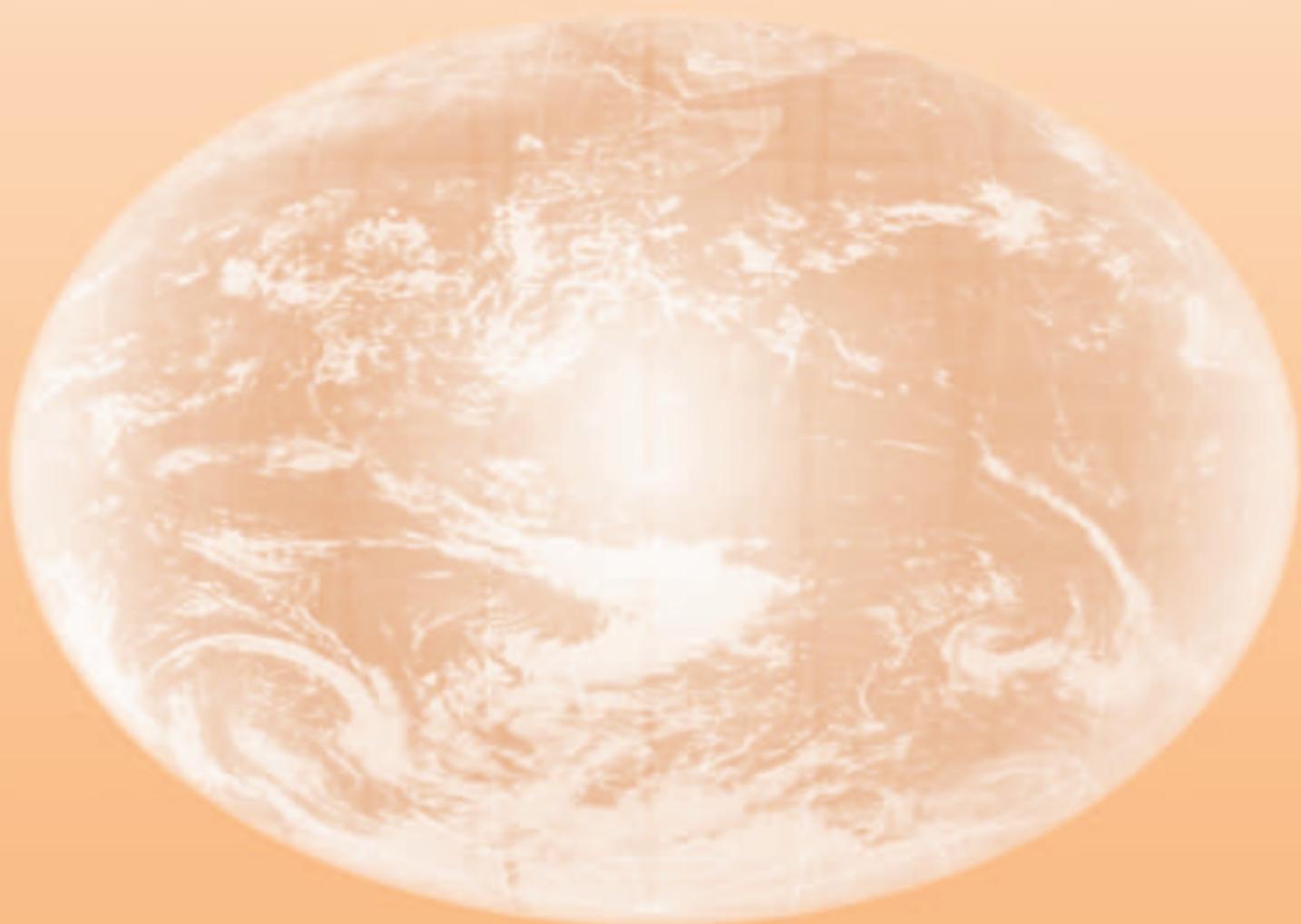
クラスター弾については、クラスター弾の使用、保有、生産等を禁止する「クラスター弾に関する条約（オスロ条約）」が2010年8月に発効した（日本は2009年7月に締結）。その一方で、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の枠組みでも、引き続きクラスター弾の規制について議定書交渉が行われている。

日本は、オタワ条約及びオスロ条約の非締約国に対して加入への働きかけを行い、条約の普遍化促進に積極的に取り組んでいる。同時に、日本は対人地雷、クラスター弾を含む不発弾がもたらす人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や残存する不発弾等の処理といった対策を実施してきており、小型武器については、被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトを積極的に実施してきている。また、国際社会における関係者がこれら諸問題の実態を認識し、意識を高めることを目的としてシンポジウム等を主催している。

通常兵器の国際移譲を管理し、責任ある国際移譲を確保するための国際条約を作成するため、2012年に国連武器貿易条約（ATT）会議が開催される。日本は、準備委員会等の国連が主催する会議に出席し建設的に議論に貢献しているほか、ATTの議論を深めるための地域会合を主催している。

第2部

核軍縮・核不拡散



第2部 核軍縮・核不拡散

第1章

核兵器不拡散条約（NPT）

第1節 条約の概要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。NPT体制を支えるものとして、核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用という3つの柱を維持・強化していくことが重要である。すなわち、NPTは、①締約国に「奪い得ない権利」として原子力

の平和的利用の権利があることを確認しつつ、②核兵器国と非核兵器国の核不拡散の義務、主に核兵器国による核軍縮交渉義務、③平和的利用であることを明らかにするための非核兵器国によるIAEA保障措置受諾義務等を規定しており、これらの権利及び義務がNPT体制を支えている。NPTは、1968年7月に署名のために開放され、1970年3月に発効した（日本は1970年2月署名、1976年6月批准）。締約国数は190か国（2010年10月現在、インド、パキスタン及びイスラエルは非締約国）。

第2節 2010年NPT運用検討会議及び今後の課題

1. 2010年NPT運用検討会議の概要

NPT第8条3は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の順守を確保するため、5年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定している。NPT体制を取り巻くこれまでの状況は、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立、核不拡散と原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の対立を背景に、核不拡散と核軍縮の双方が進展せず、そのような中で、2005年NPT運用検討会議は最終文書の採択に至ることができなかった。また近年、北朝鮮やイランによる核開発が進行し、核兵器関連技術の拡散や核物質等を利用したテロ行為（核テロリズム）の可

能性に対する懸念も高まっている。このような国際情勢の中で、2010年NPT運用検討会議が同年5月3日から28日まで、ニューヨークの国連本部で開催された。

2010年NPT運用検討会議では、NPTへの求心力を高め、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化することが目指された。同会議では、核軍縮について廃絶に向けた具体的で現実的な核軍縮措置の合意のあり方について、また、核不拡散等については、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより厳しい査察を可能とするIAEA追加議定書や、締約国がNPTを脱退するような事例に対する国際社会の対応の在り方、北朝

鮮やイランの核問題、中東地域の非大量破壊兵器地帯設置などの問題について、さらに、原子力の平和的利用については、すべての国が原子力の平和的利用を行う権利を有することの確認や、途上国もその利益を享受できるようにするための専門技術や人材育成等の国際協力のあり方について議論が行われた。

同会議では、個々の争点をめぐり、すべての締約国が合意することができるか予断できない状況が続いたが、最終日に、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画を含む最終文書を採択することができた。

最終文書における特筆すべき要素は以下のとおり。

1. 核軍縮

- 2000年に合意された「核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束」を再確認
- 不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の確認
- 核兵器国が迅速に関与するよう要請される具体的な核軍縮措置を例示し、2014年のNPT運用検討会議準備委員会へ報告を要請
- 核兵器国による標準化された定期報告の様式に関する迅速な合意を奨励
- 軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長勧告の実施を奨励

2. 核不拡散

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合「共同声明」における約束や、関連する義務の履行等を強く要請
- IAEA追加議定書のすべての未締結国による可及的速やかな締結及びIAEAによる関連支援の促進を奨励
- IAEAが各国の国内計量管理制度整備を支援することを奨励

3. 原子力の平和的利用

- IAEAの活動に対する今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励
- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティへのコミットメント及び実施の確保
- 核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続

4. 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国及び

ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持

2. 日本の取組

日本からは、福山哲郎外務副大臣が首席代表として出席し、日本・オーストラリア両政府による共同提案に盛り込まれた実践的核軍縮・不拡散措置を中心とする演説を行った。また、日本は、この共同提案のほか、核兵器の惨禍を次の世代に継承していくための軍縮・不拡散教育、IAEA保障措置の強化、原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力に関する作業文書を提出し、多くの国から幅広い支持を得て、その内容は広く最終文書に反映された。最終文書に向けた交渉においては、関係国と緊密に連携し、議場内外で核兵器国や非同盟運動(NAM)諸国等に働きかけを行うなど、合意形成に重要な貢献を果たした。また、会議の最終段階では、岡田克也外務大臣のイニシアティブにより、オーストラリア、オーストリア、ドイツ、韓国、ニュージーランドの外相らとともに合意形成に向けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。

また、中根在ウィーン国際機関日本政府代表部大使は、原子力の平和的利用を中心に扱う主要委員会の議長を務め、原子力の平和的利用をめぐる先進国と途上国の厳しい対立がある中、関係国と粘り強い調整を行い、双方にとって受け入れ可能な最終文書の文言の基礎を作り上げた。

今回の会議で初めて最終文書に盛り込まれた軍縮・不拡散教育は、日本が今回の運用検討プロセスを通して主導してきた分野である。日本は、軍縮・不拡散教育における市民社会の役割や、政府と市民社会との連携の必要性を強調する作業文書を提出した。また、日本のイニシアティブにより、42か国が参加した共同ステートメントにおいて、この分野の重要性と、政府・国連を含む国際機関・市民社会の連携の必要性を訴えた。

3. 今後の課題

2010年NPT運用検討会議では、最終文書を採択できなかった2005年NPT運用検討会議と同様の結果は許されないという危機感及び、何としてでも最終文書を採択すべきとの各国の強い政治的意思があった。このように国際社会が結束した結果、10年ぶりに最終文書を採択し、危機に直面するNPT体制を救った意義は大きい。この最終文書は、NPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供したと言える。

今後、各国が最終文書に盛り込まれた行動計画を着実に実施していくことが重要であり、そのような取組がNPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の強化につながる。

日本は、2010年9月にオーストラリアと共催した核軍縮・不拡散に関する外相会合において、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦とともに地域横断的な新たなグループを立ち上げた。このグループは、NPT運用検討会議で合意した行動計画の着実な実施に貢献し、核リスクの低い世界の実現のための提案を行っていくことを目指して活動を開始している。現在は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の即時交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核軍縮における透明性の向上といった重要な課題について、グループとしての具体的な提案を行うべく議論を継続しており、2011年前半に予定されている第2回外相会合等の機会を通じて国際社会に発信していく考えである。



2010年NPT運用検討会議において演説を行う福山外務副大臣

第2章

包括的核実験禁止条約 (CTBT)

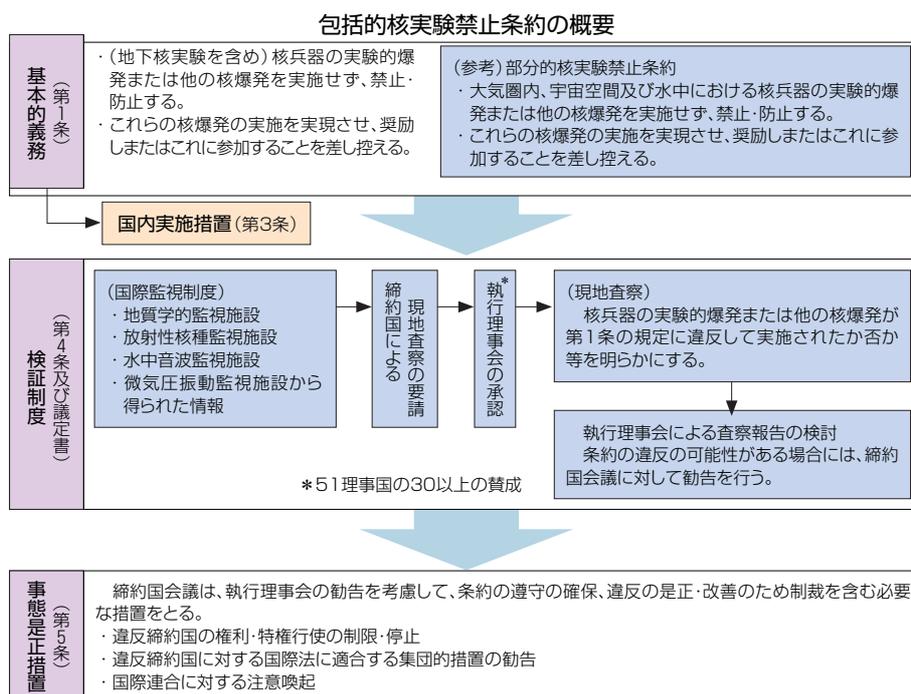
第1節 条約の概要

核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を基本的に禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) は、いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年1月からジュネーブ軍縮会議 (CD: Conference on Disarmament) において開始され、2年半にわたる困難な交渉の後、最

終的にはインド等の反対により、コンセンサス制をとるCDでは同条約を採択することはできなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した (賛成: 153か国、反対: インド、ブータン、リビア。棄権: キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス)。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国 (一般的に「発効要件国」と言われる) の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国9か国が未署名又は未批准であるため、条約は未だ発効していない。なお、日本は発効要件国であり、1996年9月に署名、1997年7月に批准している。



1. CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発及び他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにウィーンにCTBT機関（CTBTO）を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。この国際的な検証制度は、核実験を探知するために世界321か所に設置される監視観測所と16か所の実験施設からなる国際監視制度（IMS：International Monitoring System）、現地査察（OSI：On-Site Inspection）、及び信頼醸成措置等から構成される。仮に、いずれかの締約国が核実験を実施する等、条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することに応じない場合には、当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止し、また締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

2. 検証制度

CTBTは、条約の遵守について検証するため、（1）IMS、（2）協議及び説明、（3）OSI及び（4）信頼の醸成についての措置からなる検証制度を定めている。

（1）IMSとは、世界321か所に設置される4種類の監視観測所（地震学的監視観測所（注1）、放射性核種監視観測所（注2）、水中音波監視観測所（注3）及び微気圧振動監視観測所（注4））において、CTBTにより禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度であるが、2006年10月の北朝鮮による核実験の際にも、特に地震学的監視及び放射性核種監視（特に希ガス監視）によりその有効性が確認された。監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置される国際データセンター（IDC：International Data Center）に送付され、処理される。

（2）協議及び説明とは、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を疑わせる事態が発生した場合、締約国が他の締約国間で、CTBTOとの間で又はCTBTOを通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

（3）OSIとは、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし及び違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、派遣査察団により実施される。OSIの実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

（4）信頼醸成措置とは、鉱山などで実施されている爆発（化学爆発）を核実験又は他の核爆発と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBTOの内部機関である技術事務局に通報するなどの協力を行う措置をいう。

- （注1）地震波を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注2）大気中の放射性核種を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注3）水中（海中）を伝搬する音波を観測することにより、核爆発を監視する。
- （注4）気圧の微妙な振動を監視することにより、大気中の核爆発を監視する。



現地査察の野外演習で使用された放射性核種測定装置

第2節 CTBTの早期発効に向けて

1. 署名・批准の状況

2011年2月現在、署名国は182か国、批准国は153か国である。発効要件国44か国中の署名国は41か国、批准国は35か国である。発効要件国のうち、署名していないのは、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国・地域、署名済みであるが批准していないのは、中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル及び米国の6か国である。

2. 未署名又は未批准の発効要件国の動向

(1) 米国はオバマ大統領が2009年4月のプラハ(チェコ)における「核兵器のない世界」に関する演説の中で、「即時に、また積極的にCTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代のCTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院においてCTBT批准法案が一度否決されており、また、2010年11月の中間選挙の結果、民主党の議席が53議席まで減少したこと(批准には67票の賛成が必要)から、批准の見通しは不透明である。

(2) インドネシアは2010年5月のNPT運用検討会議において、ナタレガワ外相が「CTBTの批准手続を開始する」旨表明しており、早期批准が期待される。

(3) 中国はこれまでに、批准法案が全国人民代表大会で審議されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

(4) エジプト、イスラエル及びイランはCTBTに署名しているが、中東情勢などを背景として、未だ批准していない。

(5) インドはCTBTを支持していないが、2009年12月の日本・インド首脳会談においてシン首相が「もし仮に米国及び中国がともに批准するのであれば、新たな状況が生まれるだろう」旨述べた。

(6) パキスタンはCTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。

(7) 未署名の北朝鮮は、2006年10月に続き2009年5月25日、2回目の核実験を実施した。これは、2005年9月の六者会合共同声明や関連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

3. CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効のめどが立っていないが、署名国は2011年2月現在182か国に上っており、核実験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付いてきているとも言えよう。また、5核兵器国のすべてに加え、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンもその後、核爆発実験モラトリアム(一時停止)を宣言し、今日まで遵守されてきていることは、戦後1996年まで核爆発実験が毎年、最盛期には年178回も行われていたことを考えれば、CTBTが核爆発実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、北朝鮮の核実験実施に対する国際社会の反応として国連安保理決議を始めとした厳しい反応や、国連総会決議(核軍縮決議及びCTBT決議)等に見られるCTBTの早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核爆発実験を行う政治的コストも高まっているとも言える。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、核爆発実験の抑止を法的拘束力のあるものとし、また不可逆的なものとするためである。

第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議等への貢献

(1) 発効促進会議

CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月、2001年11月、2003年9月、2005年9月、2007年9月及び2009年9月の6回にわたり、発効促進会議が開催された。

1999年の第1回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努め、第2回発効促進会議では、阿部政府代表（前国連軍縮局長）から、前回発効促進会議以降の条約発効に向けた状況の進展を、「プロGRESS・レポート」として報告した。

2009年9月にニューヨークで開催された第6回発効促進会議には、104か国が参加し、各国に対する早期署名・批准の要請等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは岡田外務大臣が政府代表として参加し、本会議に10年ぶりに復帰した米国からはクリントン国務長官が参加した。

(2) CTBT フレンズ外相会合

発効促進会議が開催されない年である2002年9月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相が、ニューヨークの国連本部においてCTBTフレンズ外相会合を開催し、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの3核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上

の外相の賛同を得た。CTBTフレンズ外相会合は、その後、発効促進会議が開催されない年に隔年で開催されており、2010年9月にニューヨークで開催された第5回CTBTフレンズ外相会合には72か国が参加し、日本からは前原誠司外務大臣が出席の上、すべての発効要件国の政治的指導者が、英断により早期署名・批准に向けたリーダーシップを発揮するよう呼びかけた。



第5回CTBTフレンズ外相会合（於：ニューヨーク国連本部）

2. 二国間会談等における働きかけ

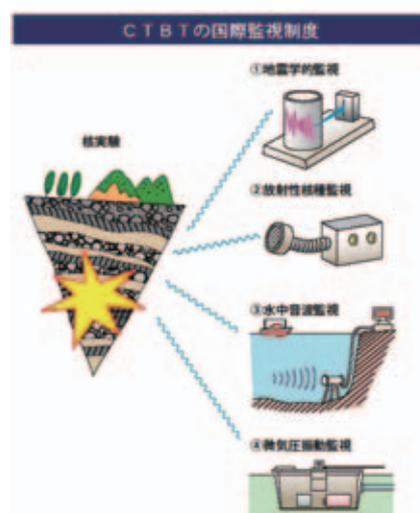
日本は、従来二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国（特に発効要件国）に対して署名・批准を働きかけてきている。2009年から2010年にかけてはインド、パキスタン、中国に対し総理又は外務大臣レベルでの二国間会談において働きかけを実施しており、なかでもインドは、それまで核軍縮の大幅な進展を同国のCTBTに対する立場の見直しの要件としていたが、シン首相が鳩山由紀夫総理大臣との会談の中で示した立場は、統一進歩同盟（UPA）政権になってから初めて従来の立場の転換を意味するものとして注目された（上記第2節2.（5）参照）。

また、こうしたハイレベルでの働きかけと並んで、日本は各国におけるCTBTに対する理解及びその批准プロセスを促進するとともに、批准後の国内体制の整備に貢献するために、2006年から

毎年、各国政府のCTBT関係者を日本に招へいしている。これまでに、ベトナム（2006年3月）、コロンビア（2007年2月）、インドネシア（2007年7月）、タイ（2008年8月）、インドネシア及びエジプト（2010年3月）からの招へいを実施した。こうした取組を通じ、各締約国が条約違反の核実験の有無を判断する技術的基盤を整備することが、CTBT検証制度を効果的に運用するために不可欠である。

3. IMSの整備への取組

日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、地震観測に関する日本の高い技術水準を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生受入れ（2010年度までに158名を受入れ）、地震観測機器の供与（2004年度までに17件）等を行っている。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、CTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。CTBT機関準備委員会や関係各国からも、このような日本の協力は高く評価されている。



4. 日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT上、10か所の監視観測施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立し、2008年末に全施設がCTBTO準備委員会暫定技術事務局（PTS：Provisional Technical Secretariat）の認証を得て、正式運用を開始した。

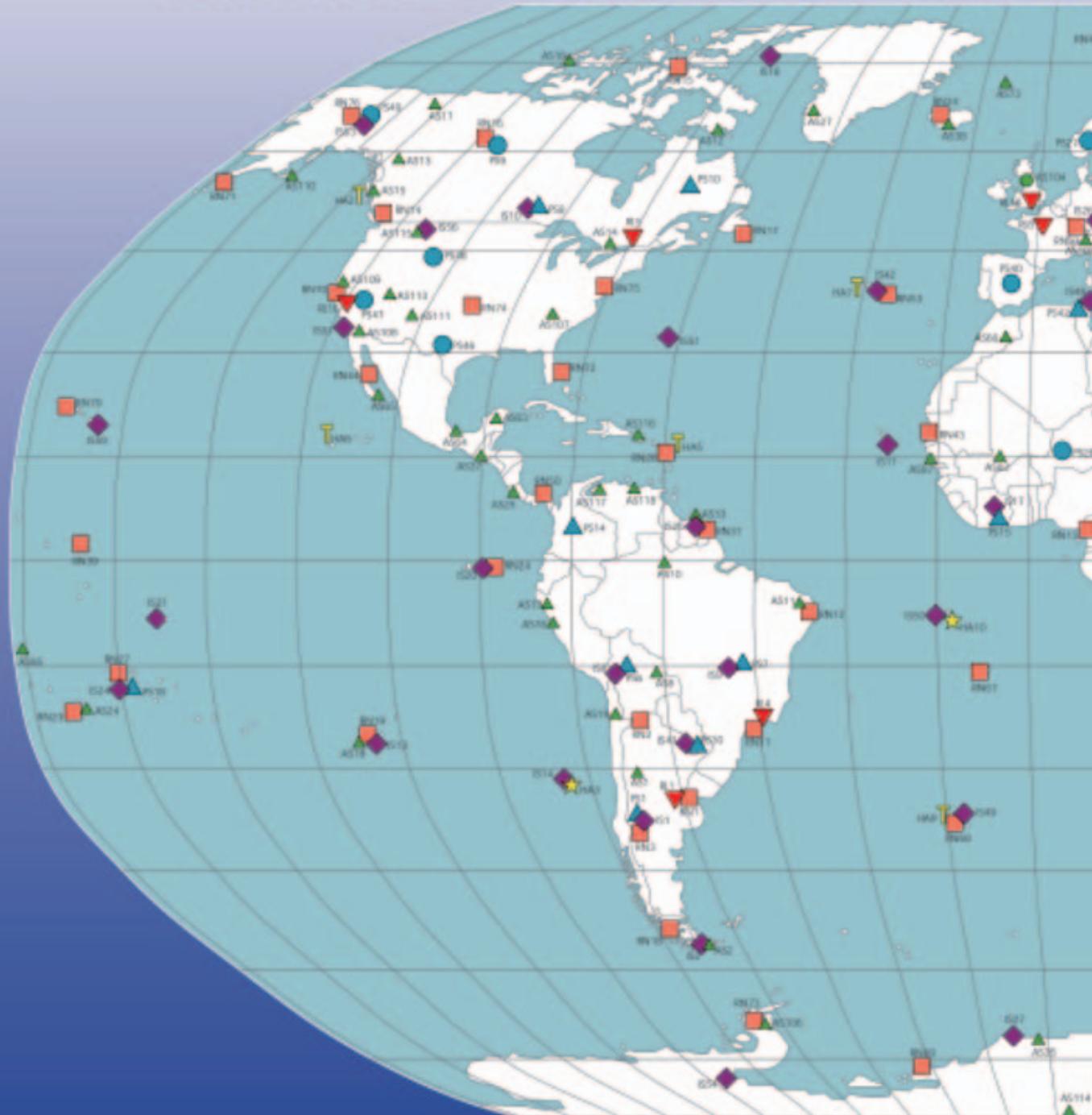
- 地震学的監視観測所主要観測所：松代
- 地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
- 微気圧振動監視観測所：夷隅
- 放射性核種監視観測所：沖縄、高崎（希ガス検知装置を追加的に設置）
- 放射性核種のための実験施設：東海





Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization (CTBT)

Facilities of the CTBT International Monitoring System



- Seismic primary array (PS)
- ▲ Seismic primary three-component station (PS)
- Seismic auxiliary array (AS)
- ▲ Seismic auxiliary three-component station (AS)
- ◆ Infrasound station (IS)

Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO)

International Monitoring System



- ★ Hydroacoustic (hydrophone) station (HA)
- ◻ Radionuclide station (RN)
- ⊥ Hydroacoustic (T-Phase) station (HA)
- ◼ Radionuclide laboratory (RL)
- ⊙ International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna

第3章

ジュネーブ軍縮会議 (CD)

第1節 現状

ジュネーブ軍縮会議 (CD : Conference on Disarmament) は、唯一の多国間軍縮交渉機関である。冷戦後、国連を中心とした軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年に米国、英国、フランス、ソ連を中心に国連の外での軍縮交渉の場として設置された「10か国軍縮委員会」が発展し、現在の会議となった。

現在の参加国は65か国であり、①先進7か国(G7)諸国を始めとする西側グループ(25か国)、②ロシアを中心とする東側グループ(6か国)、③途上国を中心とするG21グループ(33か国)、④中国により構成される(日本は1969年に参加)。

CDはこれまで、核兵器不拡散条約(NPT、1968年)、生物兵器禁止条約(BWC、1972年)、化学兵器禁止条約(CWC、1993年)、包括的核実験禁止条約(CTBT、1996年)等、重要な軍縮関連条約を作成したものの、CTBTの作成以降、実質的交渉や議論を行うことができていない。

CDでは、核軍縮、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)、宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)、消極的安全保証(NSA: Negative Security Assurance)をはじめとする事項

が取り扱われているが、地域グループや国により各事項の優先度が異なること、採択は全会一致が原則であることから、実質的交渉や議論を行うために必要な年間の作業計画を採択することができない状況が続いている。

2009年5月、議長国アルジェリアから、カットオフ条約については交渉を、PAROS及びNSAについては実質的議論を、核軍縮については意見及び情報交換を行うことを決定する作業計画案が提案され、全会一致で採択された。その後、パキスタンが作業計画案を実施するための日程案等を定める実施決定案の採択に反対し、作業計画案を実施できない状況となり、現在も、実質的な交渉や議論の開始に向けてCD参加国間の努力が続けられている。

2010年9月、ニューヨークにおいて、このような状況を打開しCDの活動を再活性化させるため、国連事務総長主催CDハイレベル会合が開催された。CDに政治的推進力を与えその状況を前進させるための議論が行われ、国連においても同会合のフォローアップを行っていく旨の議長総括が発出された。

第2節 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)

兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)は、兵器用核分裂性物質(兵器用高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産そのものを禁止することにより、新たな核保有国の出現を防ぐとともに、核保有国による核兵器の生産を制限するものであり、核軍縮・不拡散の双方の観点から大

きな意義を有する。また、核物質の管理の強化を通じて核セキュリティに関する国際的な取組を強化するという役割を担うことにもなる。具体的な条約上の義務として、①核兵器その他の核爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止や、②その目的のため

の高濃縮ウラン及びプルトニウム生産に対する他国による援助の禁止等が想定されている。なお、NPT上の核兵器国のうち米国、ロシア、英国、フランスは兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国はこの宣言を行っていない。

カットオフ条約は、1993年9月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をCDとすることが合意された。

これを受け、1995年のCDにおいて、特別報告者に指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使の提案により、特別委員会を設置し、この委員会がカットオフ条約交渉を行うことが採択された。CDにおいては、条約交渉を行うためには特別委員会等の補助機関が設置される必要があるが、このような委員会が設置されたのは1995年と1998年のみである。そのうち、1995年の特別委員会は、議長が指名されなかったため、交渉は行われなかった。

1998年に設置された特別委員会は、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月に設置された。特別委員会は同年8月から9月の間に2度にわたり会合を開催したが、1998年会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われ

たものの、各国のCDにおける関心事項が異なり、またブッシュ米国政権が検証制度のない条約を主張していたことから、議題ごとに調整役を設置し、非公式の集中討議を行う努力が続けられたが、カットオフ条約の交渉開始には至らなかった。2009年に誕生した米国のオバマ政権は検証可能な条約を支持し、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年5月にはカットオフ条約交渉を行う決定を含む作業計画に合意した。しかしながら、上述の状況から、実際の交渉開始に至っていない。

日本は、軍縮会議の主要議題の中でも、特にカットオフ条約交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年ではほぼ毎年、ジュネーブ軍縮会議に政治レベルが出席し（2010年3月は西村智奈美外務大臣政務官が出席）、CDの前進とカットオフ条約の早期交渉開始を訴えてきた。また、2008年に行われたカットオフ条約に関するCD非公式協議では、樽井軍縮代表部大使が調整役として交渉に向けた議論を主導したほか、2003年及び2006年には、同条約に関する日本の考え方を整理した作業文書をCDに提出した。さらに、2010年9月に開催した日本・オーストラリア共催核軍縮・不拡散に関する外相会合でも、優先事項としてカットオフ条約交渉開始に向けて取り組むことを確認したほか、2011年2月、ジュネーブにおいて、日本・オーストラリア両国は、将来のCDにおけるカットオフ条約交渉の議論に貢献するため、条約の技術的側面に関する専門家会合を共催した。

第3節 宇宙における軍備競争の防止

1. 概要

(1) 経緯

大量破壊兵器の宇宙空間への配備等は、宇宙条約で禁止されており、現在の宇宙の軍事的利用としては、主に偵察、早期警戒衛星、通信衛星、測位衛星（GPS等）等の利用が挙げられる。

他方、科学技術の進歩等に伴い、宇宙空間の更なる軍事利用の拡大を抑制すべきであるという考えから、第1回国連軍縮特別総会（1978年）

が、その最終文書において「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置がとられるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」と指摘した。こうしたことを受けて、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS：Prevention of an Arms Race in Outer Space）」という概念が提唱され、議論されるようになった。

(2) PAROS に関する議論

1985年、CDにおいて、PAROSに関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取扱いなどにつき議論がなされた。しかし、旧ソ連及び東欧諸国が、米国の戦略防衛構想（SDI：Strategic Defense Initiative）計画は宇宙の軍事化につながるなどと強い懸念を示したのに対し、米国及び英国は、いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており新たな条約は不要、実効的な検証制度の構築が困難などと主張して対立し、実質的な議論の進展のないまま、1994年に特別委員会は終了した。

その後、1999年に、米国のミサイル防衛問題を契機として中国は宇宙空間の兵器化防止の推進を強く主張するようになり、2000年及び2001年には、宇宙空間の兵器化防止に関する文書をCDにおいて提出した。

また、ロシアも、米国のミサイル防衛計画の推進や対弾道ミサイル・システム制限（ABM）条約からの脱退等に警戒感を有し、2001年9月の国連総会においてイワノフ・ロシア外相が、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取組の重要性を強調する演説を行った。

2002年6月、CDに中国、ロシア等が、いわゆる通常兵器の宇宙空間等への配備禁止を主たる目的とした宇宙の兵器化防止のための条約骨子案を共同作業文書として提出した。

2006年6月及び2007年2月～3月にCDにおいてPAROSに関する非公式会合が開催され、中国及びロシアが宇宙条約等の既存の法的枠組みの抜け穴に対処するために兵器一般の宇宙空間への配置を禁止する新たな条約の必要性を主張した。一方で、米国は現在宇宙空間に兵器を配備しておらず、また宇宙空間における軍備競争は存在せず、新たな条約の必要性がないと主張し、CD参加国の中でPAROSに関する新たな条約の必要性について意見の隔たりがあった。こうした中で、中国

及びロシアは、2008年2月に共同してCDに、宇宙空間における兵器の配置及び武力による威嚇又は武力の行使の防止に関する条約（PPWT）案（CD/1679）を提示した。

一方EUは、2007年9月に、「宇宙空間の信頼醸成措置」に関する国連総会決議61/75に従って、「宇宙における軍備競争の防止のための透明性及び信頼醸成措置に関する提案」を国連事務総長に提出した。その中でEUは、宇宙物体及び宇宙活動に関する包括的な行動規範を提示したいとし、その前提として、そのような行動規範案を実施する上で遵守すべき一般的な原則とベスト・プラクティスを提案した。その後、EU内で行動規範案の起草作業が開始され、2008年12月にEU総務・対外関係理事会で草案が採択され、その後第三国との協議のベースになるものとして公表された。EUは、同行動規範案について、日本を含む主要宇宙活動国と協議を行い、その結果を踏まえ、2010年9月にEU総務・対外関係理事会で同行動規範案の改訂版が採択され、同年10月に公表された。EUは、可能な限り多数の国に受け入れられる行動規範案を作成し、特別外交会議で採択することを目指し、同改訂版に基づき更に第三国と協議を進めている。

2. 日本の立場

日本は、1967年に宇宙条約を締結している。また、1969年5月の衆議院本会議で「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」が採択され、日本における宇宙開発及び利用は「平和の目的に限り」行うものとされた。政府としては、「…その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。…」との見解（昭和60年2月6日政府見解）を示しており、例えば通信衛星等は、その利用が既に一般化しており、自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。2008年に成立した宇宙基本法においては、「宇宙開発利用は、…宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっと

り、行われるものとする。」(第2条)とされ、また「我が国の安全保障に資するよう」(同法第3条)行われるべきものとされ、国会審議を通じ、専守防衛の範囲内であれば、防衛目的での宇宙開発利用を行うことは可能とされた。そして、2009年6月2日に宇宙開発戦略本部が決定した「宇宙基本計画」には、「安全保障を目的とした衛星システム」の開発を推進することなどが明記された。また、日本は、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の大きな脅威であると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、日本は従来、国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきているほか、2005年からは「宇宙空間における信頼醸成措置」決議案も支持している。また弾道ミサイルの拡散に対処

するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。CDにおいては、日本はカットオフ条約の早期の交渉開始を最優先事項として取り組むべきと考えているが、宇宙空間における軍備競争が行われないよう、PAROSの議論にも積極的に参加している。

また、宇宙開発利用が増大する中で、多大なスペース・デブリ(宇宙ゴミ)を発生させた中国による対衛星兵器実験(2007年1月12日)などは、宇宙における危険な活動を実効的にかつ喫緊の課題として規制し、宇宙活動国間の透明性と信頼醸成を構築していく必要性を改めて国際社会に認識させた。かかる観点から、日本は、宇宙ガバナンスを構築するためのソフトロー(法的な強制力を持たない規範)の整備は、国際社会の宇宙活動の利益となることから重視しており、先述したEU行動規範案に関しEUと緊密な協議を行ってきている。

参 考

核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

核兵器不拡散条約（NPT）において、「核兵器国」と呼ばれているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。NPT上の非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら3か国は「事実上の核兵器国」とも言われている。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、（中略）全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、

一般に、戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」（「長距離核兵器」である大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機を含む。）、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」（「中距離核兵器」）、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」（「短距離核兵器」）、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米国、ロシア間においては、戦略兵器削減条約（START）等において戦略（核）兵器が規定されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTにおいては、核弾頭の大きさ（核出力）ではなく、運搬手段（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等）によって規定されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「戦域核」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第2節 米国とロシアの軍備管理と核軍縮

1. 米国、ロシア間の戦略核兵器削減条約

(1) 概要

戦略兵器削減条約（START：Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を、初めて削減したプロセスであった（中距離核については1987年12月に両国間で地上配備の中距離核兵器を全廃する中距離核戦力全廃条約（INF：

Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）が署名され、1988年6月に発効している）。START Iプロセスの結果、両国の配備戦略核弾頭数は冷戦期の約60%となり、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたといえる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、両国が各々1万発以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代

の敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年9月11日の米国同時多発テロを契機にさらに進展し、両国間において相互の戦略核兵器を約2,000発程度の水準まで削減することについての合意が形成されていった。その結果、これまでのSTARTプロセスとは別の形で、両国の戦略核弾頭を削減することを定めた、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が成立することとなった。

（2）第1次戦略兵器削減条約（START I）及びSTARTプロセス

1991年7月に両国が署名したSTART Iは、戦略核の3本柱、すなわち、両国が配備するICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から7年後にそれぞれ1,600基（機）へ削減することを規定した。また、配備される戦略弾頭数の総数は6,000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略弾頭の総数は4,900発を越えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、START Iの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた（リスボン議定書）。

START Iは1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの戦略弾頭数を6,000発以下まで削減し、START Iに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

START Iの発効を待たずして、1992年6月には両国の配備戦略弾頭数を3,000～3,500発以下に削減することなどに合意したSTART IIの基本的枠組みが出来たが、対弾道ミサイル・システム（ABM：Anti-Ballistic Missile）制限条約からの脱退などを行った場合にはSTART IIから脱退する権利を留保する旨の規定が含まれていたことから、米国では批准プロセスが難航したほか、2002年には米国がABM制限条約を一方的に脱退したことから、START IIは発効には至らなかった。

（3）戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説（2001年5月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米国及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米国は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月13日～15日、米国・ロシア首脳会談（於：ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700～2,200発まで削減することを伝えた。

そして更なる協議を重ねた結果、両国は、2002年5月24日、モスクワで開催された米国・ロシア首脳会談において、START I以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約の署名を行った。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルク（ロシア）で行われた米国・ロシア首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

【モスクワ条約の概要】

- 2012年までの10年間で、両国の戦略核弾頭を各々1,700～2,200発に削減する。
- 配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭、及び運搬手段（ICBM、SLBM等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- （削減せずに保持する）戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、戦略爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）の保有等については規制されない。）。
- 条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- 削減状況の検証措置等は、START Iの規定に基づくとともに、履行委員会にゆだねる。

(4) 新 START

1994年に発効した START I は、新たに5年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていた。START I は、情報交換や検証のための措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見性を提供してきており、モスクワ条約は検証措置等につき START I の規定を準用していることから、START I に代わる枠組みの作成が必要と考えられてきた。

2007年7月3日、米国・ロシア首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、STARTの後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略核戦力に関する米国・ロシア共同外相宣言」を表明した。

2009年1月に誕生した米国のオバマ政権は、ロシアとの戦略兵器削減条約の交渉を優先事項に掲げ、START I 失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ・ロシア大統領との間で精力的に作業が行われ、同年7月には戦略弾頭を1,500～1,675の範囲に収まる形で、また、戦略運搬手段を500～1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月5日の START I 失効日までには交渉妥結に至らず、START I は失効したが、米国・ロシア両大統領は、両国間の戦略的安定性を保つとの相互の意思を確認しつつ、戦略兵器に関する新たな条約を可能な限り早期に発効させるという堅い意思と、失効後も START の精神に則り原則に従って共同で作業を継続するというコミットメントを表明した。

2010年3月下旬に両国間で戦略兵器の削減内容等に合意し、同年4月8日、プラハ(チェコ)において両国首脳が新 START に署名した。同年12月22日、米国上院は、同条約は米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後1年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で承認した。

また、2011年1月26日には、ロシア連邦院も同条約を無修正で承認したが、併せて、同国の戦略核戦力が安全保障に必要な水準で維持されることなどを規定した付帯決議を採択し、さらに、米国の一方的なミサイル防衛の開発及び配備は戦略的安定性を害し、また、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性についての両国の認識が、条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとするロシア国家院の声明を支持した。

同条約は、2011年2月5日、ミュンヘン(ドイツ)で行われた米国とロシアの外相間における批准書の交換を以て発効した。

【新 START の概要】

- 条約発効から7年以内に、米国、ロシア各々
 - * 配備弾頭の上限を1,550発とする(ICBM、SLBMは搭載された再突入体数、重爆撃機は1つの核弾頭として計算)。
 - * 配備されたICBM / SLBM / 重爆撃機の上限を700基 / 機とする。
 - * 配備及び未配備のICBM 発射基 / SLBM 発射基 / 重爆撃機の上限を800基 / 機とする。
- 検証・査察手段として、自国の検証技術手段(衛星など)、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づくテレメトリーの交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。
- 次の合意に代替されない限り発効後10年有効。合意に基づき最長5年の延長が可能。
- 新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

第3節 その他の核兵器国における動き

1. 米国

(1) 核態勢見直し (NPR) の発表

オバマ大統領のプラハ演説の具体的措置の表れとして、2010年4月6日に公表された「核態勢の見直し (NPR : Nuclear Posture Review)」において、核兵器が存在する限り、米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持するとしつつ、同時に、米国の核兵器の役割に関し、NPT上の義務を遵守しているNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証 (NSA) の考え方を表明した。また、米国や同盟国への核兵器による攻撃の抑止に限定する、いわゆる「唯一の目的」を採用する用意は現時点では出来ていないものの、そのような政策を安全に採用できる条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。さらに、引き続き通常能力を強化し、核によらない攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減していく旨述べている。NPRにおいては、新STARTを超える今後の核削減の可能性についての検討を指示しており、その際に考慮すべき要因として、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的安定及び同盟国への保証を強化すること、②備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの投資を通じて、ヘッジとして保持する非配備弾頭の大規模な削減が可能となること、③すべての核兵器の更なる削減を行うためのロシアとの新たな合意を追求することが必要としている。

(2) 米国による核弾頭数の公表

2010年NPT運用検討会議会期中の5月3日、米国国防省は、世界の核兵器保有数に関する透明性を高めることは、不拡散の取組と、新STARTの批准及び発効後、更なる削減を追求する上で重要であるとして、米国の核兵器保有数に関して新たに機密解除した情報を公表した。その中で、米国は2009年9月末時点で5,113発の核弾頭を保有し、この数は、1967年米国会計年度末の最大値(3万1,255発)から84%減少したこと、また1989年後半のベルリンの壁崩壊時の水準(2万2,217発)から75%超減少したことが記載された

ほか、1994年から2009年にかけて8,748発の核弾頭を解体した旨公表した。

(3) 高信頼性弾頭置換計画

現在、米国は、保有する核弾頭の劣化について弾頭寿命延長計画(LEP : Life Extension Program)により核弾頭の備蓄管理を行っているが、同計画の下では核実験なしで長期間にわたる核兵器備蓄の安全性及び信頼性を維持できるか懸念があるとして、2005年米国会計年度から「高信頼性弾頭置換計画」(RRW : Reliable Replacement Warhead)に基づく研究を行っていた。これは、備蓄核兵器の信頼性、持続性及び確証性を改善するため、既存の核弾頭を置換する長期的信頼性の高い弾頭の研究を行うものであり、また、既存の核兵器と同じ軍事的能力を有し、長期的な信頼性を確保することによって、将来の核実験の必要性を減じるものとされていたが、オバマ大統領就任後初の2010年予算教書においては、RRW計画は停止し、高度化されたLEPを行うことが明記された。

2. ロシア

新軍事ドクトリンの発表

2010年2月に、2020年までの国防指針となる「新軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の使用について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、非公開であるため、ロシアの具体的な核兵器政策は不明である。しかし、2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」で、核兵器は「軍事安全保障、国際的安定と平和の維持のための要素」という位置づけでしかなかったが、その後グルジア紛争を経験し、通常戦力の低下も深刻になってきたことから、「新軍事ドクトリン」では、軍事紛争防止のための「重要な要素」として位置付けられた。特に、核兵器の使用については、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた「NPT加盟国に対して核兵器を使用しない」という文言は削除され、また、紛争の大小に関わらず「国家の存在そのものが脅威にさらされる場合」

には核兵器使用の権利を留保するとの記述も追加されている。

なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係から自然減することから、ミサイル防衛突破能力を有するといわれるSLBM「ブラヴァ」の開発を急いでおり、同SLBMを搭載する新型戦略原潜の配備も進めている。

3. 中国

中国の核装備や核軍縮措置は明らかになっていない部分が多いが、国際会議における発言等に示された同国の核政策は、次のようなものである。

- 少量の核兵器を保有するのは全くの自衛の必要によるものである。
- 核兵器の先制使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または使用の威嚇をしない。
- 核軍備競争に参加しない。

なお、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約240発の核弾頭を保有している（SIPRI YEAR BOOK2010）との見方がある。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめるICBMも有しているといわれる。また、他の4核兵器国が兵器用核分裂性物質の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

2008年1月に公表された「中国の国防」においても、核兵器の先制不使用や無条件の消極的安全保証（NSA）について明記されているものの、核軍縮については、最大保有国である米国及びロシアが優先的な責任を負っており、また、グローバルな弾道ミサイル防衛計画は戦略バランスと安定を損ない、国際的及び地域の安全保障に不利益となり、核軍縮の過程に消極的な影響を作り出すと認識している旨記されている。

中国に対しては、日中安保対話、日中軍縮・不

拡散対話等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次働きかけを行っている。最近では2011年1月、東京で日中軍縮・不拡散協議を開催し、日本から、核兵器国による更なる核軍縮・透明性の向上を求めるとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期批准、兵器用核分裂性物質生産モラトリアム宣言を行うよう中国側に要請した。

また、同月行われた日中安保対話では、日本側から中国の安全保障分野における国際的協力への積極的な関与を評価しつつ、周辺諸国の懸念を払拭し、信頼性を醸成させるためにも、中国の国防政策や軍事力近代化について更なる透明性の向上を求めた。

4. フランス

フランスは1997年9月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手からの攻撃に生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。1996年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピュールラット兵器級核分裂性物質製造工場を閉鎖したほか、南太平洋核実験施設（於：ムルロア）の閉鎖・解体を行った。2008年3月、サルコジ大統領は、シェルブール軍港で行われた新型弾道ミサイル発射型原子力潜水艦「Terrible」の進水式で、フランスは必要最低限の核戦力との原則を堅持し、戦略環境を再評価した結果、航空核戦力の3分の1を削減し、世界で初めて核戦力に関する透明性を確保することとし、核弾頭数は300発以下とする旨表明した。また、2010年NPT運用検討会議に向けた行動計画として、①CTBT早期批准、②透明性があり、かつ国際社会に開かれた形でのすべての核実験施設の解体、③カットオフ条約交渉の早期開始及び兵器用核分裂性物質の生産に関する即時モラトリアム、④5核兵器国による一致した透明性措置、⑤短・中距離ミサイル禁止条約に関する交渉の開始、⑥ハーグ行動規範（HCOC）への参加といった措置を呼びかけ、EUの行動計画として2008年12月、国連事務総長に提出された。

また、2010年9月、国連事務総長主催で行わ

れたCDハイレベル会合では、フランス代表团より2010年NPT運用検討会議のフォローアップとして、2011年にパリで5核兵器国会合を開催することが表明された。

5. 英国

英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭「シェバライン」の廃棄を完了したと公表している。2006年12月

に公表された「英国の核抑止力の将来」と題する白書では、運用可能な核弾頭を200発以下から160発以下へと削減し、核弾頭数を20%削減する方針を打ち出したほか、2009年2月に発表された政策ペーパー「核の影の除去：核廃絶に必要な条件の実現」においては、160発以下への削減を完了し、冷戦終了時と比較して核兵器の爆発力の総量を75%削減した旨公表された。同年9月には、ブラウン首相が国家安全保障委員会に対して戦略原潜を4隻から3隻に削減するという方向性

核兵器国の核兵器保有状況

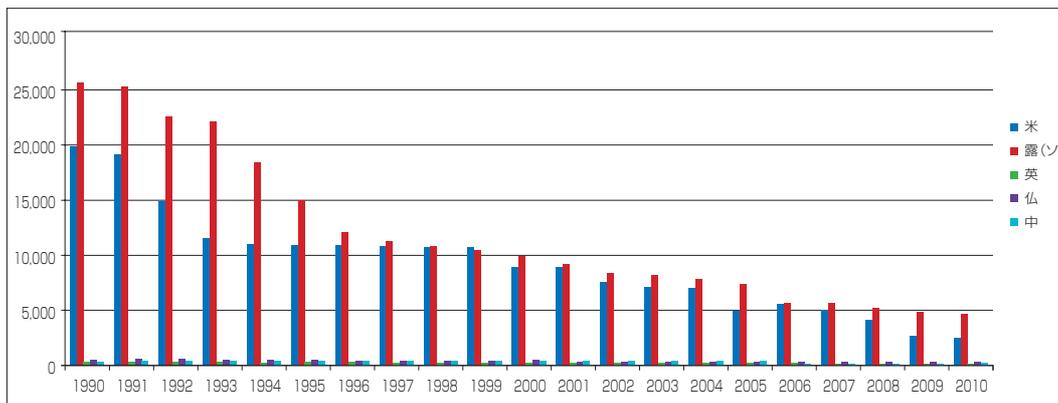
(2010年1月現在)

	内 訳	核弾頭数		運搬手段	
			計		計
米国	ICBM	500	計 2,468 (※)	450	計 791 (※)
	SLBM	1,152		228	
	戦略爆撃機	316		113	
	非戦略核兵器	500		-	
ロシア	ICBM	1,090	計 4,630 (※)	331	計 567 (※)
	SLBM	576		160	
	戦略爆撃機	844		76	
	非戦略核兵器	2,120		-	
英国	地上発射ミサイル	0	計 225	0	計 160
	SLBM	225		160	
	爆撃機等航空機	0		0	
フランス	地上発射ミサイル	0	計 300	0	計 132
	SLBM	240		48	
	攻撃機(艦載機含む)	60		84	
中国	地上発射中長射程弾道ミサイル	134	計 240~ 300	134	計 210
	SLBM	36		36	
	爆撃機(攻撃機含む)	20		40	
	非戦略核兵器	-		-	

出典：2010年SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑
(※)は配備数

核兵器国の核弾頭総数の推移

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
米	19,924	19,123	14,872	11,536	11,012	10,953	10,886	10,829	10,763	10,698	8,876	8,876	7,600	7,068	7,006	4,896	5,521	5,045	4,075	2,702	2,468
露(ソ)	25,698	25,285	22,555	22,101	18,399	14,978	12,085	11,264	10,764	10,451	9,906	9,196	8,331	8,232	7,802	7,360	5,682	5,614	5,189	4,834	4,630
英	296	300	300	300	250	300	300	260	260	185	185	185	185	185	185	185	185	160	160	160	160
仏	535	621	601	525	510	500	450	450	450	450	464	348	348	348	348	348	348	348	348	300	300
中	318	413	413	435	400	400	400	400	400	400	410	410	402	402	402	402	130	145	176	186	240



出典：1993年～1999年のデータはBulletin of the Atomic Scientists (November/December 2002)
1990年～1992年、2000年～2010年のデータはSIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑

につき報告するよう要請した旨を明らかにした。

2010年5月に誕生したキャメロン新政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、「ヴァンガード」級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存の「トライデント」搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225発を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛見直し(SDSR: Strategic Defense and Security Review)」において、究極の保険政策である独立の核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並びに現在の「ヴァンガード」級の原子力潜水艦の活動期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載された核弾頭数を48発から40発に削減し、これにより実戦に使用可能な弾頭を上限120発に削減することが明らかになった。また、「ヴァンガード」級原子力潜水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数を、現在の12基から数年のうちに8基に削減することも発表された。さらに、核兵器の役割に関し、NPT上の義務を遵守するNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証(NSA)を供与する旨表明した。

6. 英国・フランス間の協力

2010年11月に行われた英国・フランス首脳会談の中で、両国間で防衛安保協力条約及び核施設関連条約が署名された。核施設関連条約では、独自の核抑止力を維持しつつ、各々の核抑止力の発展及び維持に必要なインフラの効率性を追求することが適当であるとの観点から、両国が各々に同様かつ効果的な施設を建造するより、共同の施設を共同で建造することが規定されている。具体的には、フランスに所在する核抑止力に関連した液体力学実験施設及び英国に所在する技術開発センターを建造・共有することとなっており、2015年からの共同運用が予定されている。

7. 北大西洋条約機構(NATO)における議論

欧州では、冷戦終結以降、前方配備された米国

の核兵器は著しく削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年2月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATO(North Atlantic Treaty Organization)の核政策についての議論を深めることなどを求める書簡をNATO事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることとなった。

こうした中で、2010年11月19日及び20日にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念(「NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念—積極的関与及び近代的防衛—」(「新戦略概念」))が採択された。「新戦略概念」では、「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳っている。また、NATOとロシアの間の協力については、戦略的に重要であり、両者の間で、ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進するとしている。さらに核兵器については、NATOとしては核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要としている。

【NATO「新戦略概念」ポイント】

- 「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務。
- NATOは国民の安全に対する脅威を抑止・防護するために必要なあらゆる能力を保持する。
 - ・核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在する限りNATOは核の同盟。
 - ・弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。
 - ・大量破壊兵器(化学兵器、生物兵器、核兵器等)の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能力の更なる向上。
- NATO加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な

場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。

- NPTの目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。
- 冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、更なる削

減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要。

- NATO・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

コラム：オバマ米国大統領のブラハ演説と核軍縮に向けた機運の高まり

2009年1月、第44代米国大統領に就任したオバマ大統領は、同年4月にブラハ（チェコ）で演説を行い、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置をとる」ことを宣言した。東西冷戦時代、ソ連と競争する形で核開発を行い、また現在世界に存在する核兵器の大部分を保有する二大国の一つである米国がこうした強い意思表明を行ったことは世界的に大きな注目を浴びた。

オバマ大統領は、ブラハ演説の具体的な措置として、国連安保理議長国であった2009年9月に核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合の議長を務め、同会合では「核兵器のない世界」を目指すことを謳う安保理決議第1887号が全会一致で採択された。こうした「核兵器のない世界」に向けたオバマ大統領のビジョン及び努力が高く評価され、同年10月、同大統領にノーベル平和賞が授与されることが決定された。

また、オバマ政権になって以降米国は従来の態度を変更し、日本が1994年以降毎年国連総会に提出し採択されている核軍縮決議の共同提案国となったことは、米国の核軍縮に向けた強い意思表明の一例と言える。

【オバマ大統領のブラハ演説（概要）】

- 米国は、核兵器国として、また核兵器を使用した唯一の国家として、行動をとる道義的責任を有している。
- 明確に、かつ確信を持って、平和で安全な核兵器のない世界を追求するという米国のコミットメントを宣言する。
- 我々（米国）の国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、他国に対しても同様の措置を取るよう促す。ただし、核兵器が存在する限り、我々はいかなる敵をも抑止し、同盟国の防衛を保障するための安全で効果的な核兵器を維持する。我々はこれによる更なる削減の段階を準備し、すべての核兵器をこの努力に取り込むことを追求する。
- ロシアと新たな戦略兵器削減条約の交渉を行う。
- 即時に、また積極的に、CTBTの批准を追求する。
- 核兵器に用いることを意図した核分裂性物質の生産を禁止するため、米国は、検証可能な新たな条約の交渉を追求する。
- NPTを強化する。ルールを遵守せずNPTから脱退しようとする国に対しては、実質的かつ即時の応報をもたらすことが必要。
- 2010年中に「核セキュリティに関する世界サミット」を開催する。

2010年4月6日には米国の核政策・核態勢等に関する包括的な指針である「核態勢の見直し（NPR）」を発表し、その中で米国および同盟国の安全保障を確保しつつ、核兵器の数と役割を低減させるとの方針を明確にしたほか、従来の消極的安全保証（NSA）を強化する用意がある点にも触れており、日本としても、ブラハ演説で提唱された「核兵器のない世界」に向けた具体的な第一歩として評価している。

また、同年4月8日には、メドヴェージェフ・ロシア大統領とともに新たな核兵器削減に関する新STARTに署名し、同条約は同年12月に米国議会上院で承認された。また、同年4月12日～13日には核セキュリティ・サミットを主催し、47カ国3国際機関が参加し、核テロ対策を強化するために具体的な措置をとる必要性について一致するなど（第8章第1節4.参照）、ブラハ演説で提案した措置を実行に移してきた。

こうした一連の具体的な行動は、国際社会における核軍縮の機運をさらに後押しすることとなり、2010年NPT運用検討会議では10年ぶりに最終文書が採択された。

さらに、同年8月6日には、広島平和記念式典に米国の政府代表として初めてルーズ駐日米国大使が出席し、日本政府としてもこれを歓迎した。



核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合
(写真提供：UN photo/Eskinder Debebe)

第4章

地域の不拡散問題と日本の取組

第1節 北朝鮮

1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の3つの核施設（5MWe実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告もなされたが、北朝鮮は、2009年4月にミサイルを発射、5月に核実験実施を発表した。6月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、7月には複数発の弾道ミサイルを発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、軽水炉の建設は国家の電力需要に応えるためであり、2012年に稼働させることが目標である、また、ウラン濃縮施設は軽水炉用核燃料の製造のためであり、2,000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5%である旨説明したとされている。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対

し、国連安保理は、北朝鮮による核実験を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）及び同第1874号（2009年6月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全に検証可能かつ不可逆的な方法で放棄し、直ちに関連するすべての活動を停止することを義務付けたが、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年8月から開催されている六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）において、2005年9月の第4回会合で共同声明が採択され、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することを約束した。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実

施等に合意し、同年7月には、IAEAにより寧辺の5つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月3日には、第6回六者会合第2次会合において「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

- 「無能力化」：北朝鮮はすべての既存の核施設を無能力化することに合意。2007年末までに、寧辺にある5MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化の完了。
- 「申告」：2007年末までに、北朝鮮はすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。
- 「不拡散」：北朝鮮は、核物質、技術及びノウハウを移転しないことを再確認。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の5MWe黒鉛炉、再処理工場、燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年6月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

3. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）等

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後3か月目に当たる同年6月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3か月前と定めている。）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明

が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年1月10日、国連安保理議長宛てに書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年4月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。

2010年5月に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2010年9月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年2月8日から13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年7月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には5つの施設（寧辺の4施設すなわち①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉（建設中）、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、同年8月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。

また日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外

国からの理解と協力を得ている。例えば、G8については、2010年6月のG8ムスコカ・サミット首脳宣言において、北朝鮮の核実験及びミサイル活動が地域及び域外の緊張を更に増大させており、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することに対する最も重大な懸念が表明された。また、このような脅威に関する包括的な解決の実現及び、2005年の六者会合共同声明の実施に向けた努力に対する支持が再確認され、北朝鮮に対し、安保理決議第1718号及び同第1874号に従い、IAEAとの保障措置協定に厳密に従って行動し、完全に検証可能かつ不可逆的な方法ですべての核兵器、既存の核及び弾道ミサイル計画並びに拡散活動を放棄するよう求めつつ、北朝鮮はNPT上の核兵器国の地位を有しておらず、また有することはできない旨等が表明された。

4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米國務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長キムジョンイル他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年7月5日、日本を含む国際社会の事前の

警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。北朝鮮は2009年4月5日及び同年7月4日にもそれぞれミサイルを発射した。

2006年7月5日の弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。日本はこれに対し、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全に検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年4月5日及び同年7月4日のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものである。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

5. 北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると思われる。国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2010年11月に発表さ

れた最終報告書において、こうした北朝鮮の活動について、次のような点を指摘している。

- 在外公館と密接につながる貿易事務所を通じた幅広いネットワークを維持しつつ、外国の犯罪組織とも関係を築き、物資の輸送を行っている。
- イラン、シリア、ミャンマー等における核・弾道ミサイル関連活動に関与している可能性がある。
- 軍需品の輸出は、北朝鮮の主要な外貨獲得手段。アジア、アフリカ、南北アメリカへの輸出が多い。
- 2009年に国連安保理が制裁対象に指定した企業の活動を別の企業に素早く移す動きがあった。
- かつては貨物の輸送に北朝鮮籍船舶を使っていたが、外国所有・外国籍船舶による輸送に切り替え始めていると見られる。
- 海上輸送の際に貨物の真の発送者・受取人や中身をこまかすような様々な工夫をしている。
- 高価なあるいは機微な武器の輸送のために航空機が利用されている。
- 武器の部品を輸送し、相手国内で組み立てる手法をとることもある。
- 様々な手段を用いて送金の実態を隠している。

日本は、安保理決議に定められたものを含め、下記6.のような厳しい制裁措置を実施しながら、北朝鮮による調達・拡散活動の防止に努めている。

6. 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮は同年10月9日、核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、NPT体制に対する重大な挑戦であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行為であり、断じて容認できないものである。日本はこ

のような立場から、すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年5月25日、北朝鮮は再び核実験実施を発表した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定を含め、5団体・5個人の資産凍結措置等、同決議の内容を着実に実施してきている。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

(参考) 日本の企業による、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイル開発に関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを経由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた。裁判の結果、2004年3月に輸出者に対し懲役1年（執行猶予3年）、罰金200万円の刑が確定し、また、経済産業省は、輸出者に対し、3か月間輸出を禁止する行政制裁を科した。

7. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、「国家レベルで、生物兵器に関する能力を高めることに専念しており、それによる兵器を生産、使用目的で保有している可能性がある」

との見方がある（2005年米国務省報告書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もあり

（2003年下半期CIA議会報告書等）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び日本は、様々な場面で北朝鮮に条約加入を呼びかけている。

第2節 イラン及びその他中東諸国

イラン

1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2005年9月までに8本採択し、その履行を求めてきた。英国、フランス、ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後のEU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止等を義務付けた。2006年12月には、国連憲章第7章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する安保理決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を行わず、2008年には安保理決議第1803号及び同第1835号が採択された。さらに、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20%のウラン濃縮を開始したこと

等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年6月に安保理決議第1929号が採択された。

しかしながら、イランはウラン濃縮関連活動等の継続・拡大の姿勢を崩しておらず、国際社会の強い懸念は依然として払拭されていない。

2. IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力(2002年～2006年3月)

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナタンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批准はしなかった(注)。

(注) イランは、1970年にNPTに加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、

EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反(non-compliance)」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数(全理事国35か国中、賛成22(日本を含む)、反対1、棄権12)で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数(全理事国35か国中、賛成27(日本を含む)、反対3、棄権5)で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

3. 国連安保理における動きと外交努力の継続(2006年3月～2006年12月)

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めるとともに、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3、米国、ロシア、中国の6か国(EU3+3)が合意したものとして、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択(賛成14(日本を含む)、反対1)された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止を義務付け、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。イランのこのような対応は、IAEA事務局長報告においても確認された。

2006年9月に入り、ラリジャニ・イラン国家

安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナ EU 上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。これを受け、10月初旬、EU3+3 外相会合が開催され、交渉による解決策を引き続き模索しつつも、国連憲章第7章第41条下の措置を含む国連安保理決議の採択に向けた議論を開始することに合意した。

4. 国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応(2006年12月～2008年12月)

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を再度義務付けるとともに、すべての国連加盟国に対しイラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した（制裁内容は、第6部第1章第3節参照）。これに対しイランは、同決議を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、同決議にも反発する姿勢を示し、同年4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

安保理決議による制裁措置と並行して、EU3+3の外相は、決議第1747号採択直後に、濃縮関連活動と制裁の「二重の停止」提案の実現を追求する声明を發出して、交渉による問題解決に向けた努力を継続した。2007年4月以降も、ソラナ EU 上級代表とラリジャーニ SNSC 書記が数回にわたり会談を行ったが、EU3+3 とイランとの正式交渉に向けた具体的な進展はみられなかった。また、6月にドイツのハイリゲンダムで開催された G8 首脳会議では、G8 の結束とイランに安保理決議

の履行を強く迫る内容を盛り込んだ「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、国際社会の圧力はさらに強まった。

2007年6月下旬、エルバラダイ IAEA 事務局長とラリジャーニ SNSC 書記がウィーン（オーストリア）において2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題や P1 及び P2 型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画（plan of action）」（後に「作業計画（work plan）」と呼ばれる。）を2か月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランと IAEA との間で「作業計画」がまとまり、IAEA が未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に發出された IAEA 事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランが IAEA 査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつき IAEA の要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年9月末、EU3+3 の外相が会談し、「対話」と「圧力」の二重トラック・アプローチ（dual track approach）を取ることを再確認しつつ、同年11月のソラナ EU 上級代表及びエルバラダイ IAEA 事務局長の報告がそれぞれの取組につき肯定的な成果を示さない限り、国連安保理で投票に付すことを念頭に、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む3本目の国連安保理決議案を作成することに合意した。

2007年10月から11月にかけて、ソラナ EU 上級代表とイラン側の協議が行われたが、イラン側からは前向きな対応は示されず、また、11月に發出された IAEA 事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。このような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、同年12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開

発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年8月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していないことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した（賛成14、棄権1）。その後、2008年5月、イランは、EU3+3に対し、政治・安全保障、経済協力及び原子力協力を柱とする提案を提示。同年6月には、EU3+3も2006年に提示した包括的提案の改訂版及び今後の交渉の筋道に関する案をイランに提示した。翌7月には、ソラナEU上級代表とジャリリSNSC書記会談が会談を行ったが、イランは、双方の提案の共通項から交渉を開始することができるとし、EU3+3の提案に対する明確な回答は行わなかった。米国等は、イランが回答しないことをもって国連安保理で対イラン制裁の強化を議論すべしと主張し、その後、同年9月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

5. 国連安保理による新たな制裁決議の採択（2009年1月～）

2009年1月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、同年4月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年5月に提示した提案の改訂版を同年9月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年9月には、イラン中部のフォルド（コム近郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中である

ことが明らかとなり、国際社会の批判が高まった（オバマ米国大統領、サルコジ・フランス大統領、ブラウン英国首相が緊急記者会見でフォルドの存在を指摘し、批判）。こうした中、同年10月、イランとEU3+3は1年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約1年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されないまま、現在に至っている。

2010年2月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20%のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、同年6月9日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、弾道ミサイル開発の規制、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む決議第1929号を採択した（賛成12（日本を含む）、反対2、棄権1）。

6. 核問題に関する日本の立場

イランの核問題について、日本は、国際的な核不拡散体制の堅持、北朝鮮の核問題への対応との関係、国際社会のエネルギー供給に大きな影響を有する中東地域の安定の観点からも、断固たる対応が必要と考えている。日本を含む国際社会からの呼びかけにもかかわらず、イランが依然としてウラン濃縮活動を継続・拡大していることは極めて遺憾である。日本としては、イランが、累次のIAEA理事会及び国連安保理決議に従い、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を速やかに完全かつ継続的に停止した上で、交渉に戻ることを強く期待している。

日本としては、イランが世界の声に耳を傾ける

ように国際社会が一致して働きかけていくことが重要と考えており、今後とも、本件の平和的・外交的解決のために積極的役割を果たしていく考えである。日本としては、これまで問題解決のために外相レベル等での外交努力を行ってきており、引き続き、あらゆる機会をとらえイランに対して強く働きかけていく。

また、制裁措置の実効性を確保するためには、一部の国だけでなくすべての国連加盟国が制裁を実施するという普遍性が重要であり、日本が国連安保理非常任理事国を務めた2009年及び2010年の2年間、国連安保理のイラン制裁委員会の議長国として貢献を行った。

7. ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ3」等のミサイル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続してきているが、イランによるこのような活動は、イランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないものとして懸念される。そのような中、日本は、ミサイル発射を含むイランのミサイル関連活動に対しては、これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり遺憾の意を表明してきた。

2010年6月に採択された安保理決議第1929号においては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことが決定された。日本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行するよう強く求めていく。

イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有していると指摘されているが、イスラエル政府は、核兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっている。中東諸国は、イスラエルに対しNPT加入、核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の危険に関する国連総会決議案を提出するなど、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに対しイスラエルは、同国の存在自

体を否定している国々が周囲に存在すること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルも批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会をとらえ、イスラエルに対し、NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきている。

同様に、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、1974年以降国連総会で毎年採択されている中東地域における非核兵器地帯の創設に関する決議や、1995年のNPT運用検討・延長会議で採択された中東に関する決議を支持している。この点に関し、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持されたことは、中東に関する決議の履行に向けた具体的措置として重要な成果であり、日本としても同会議開催に向けた取組に協力していく考えである。

【参考1 国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

1. 経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南ア核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51

回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを黙示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

2. 決議（2009年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を歓迎し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域のすべての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下でない原子力施設をすべてIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

3. 決議（2009年）の採択

本件決議案は、アラブ連盟からなる共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。

賛成163（含：日本）－反対4（含：イスラエル）－棄権6

【参考2 国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

1. 経緯

第29回総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回総会（1980年）以降はイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。ただし、第64回総会（2009年）においては、それに先立つ第53回IAEA総会での「イスラエルの核能力」に関する決議採択に向けた中東諸国の対応に不満を持つイスラエルの要請により、「中東におけるIAEA保障措置の適用」に関するIAEA総会決議に言及する主文パラグラフ3が分割投票に付された。

2. 決議（2009年）の概要

本件決議は、すべての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPTを遵守するよう求め、すべての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

3. 決議（2009年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、分割投票に付された主文パラグラフ3は次の票決結果にて維持され、決議案全体としては無投票にて総会において採択された。

主文パラグラフ3：賛成169（含：日本）－反対0
－棄権3（イスラエル、インド、マーシャル諸島）
全体：無投票採択

【参考3 1995年NPT運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

1. 経緯

NPTの無期限延長を決定した1995年NPT運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000年NPT運用検討会議では、中東に関する決議がNPT無期限延長の基礎であることが確認された。

2. 決議の概要

本件決議は、NPT普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域のすべてのNPT未締約国に対し、NPTに加入し、その原子力施設をIAEAの包括的な保障措置下に置くよう要請し、中東地域のすべての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実際的な措置を取るよう要請し、また、すべてのNPT締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

3. 決議実施に向けた動き

また、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実際的措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。

シリア

報道によれば、2007年9月6日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年4月、米国は、2007年9月6日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視してIAEAに対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイIAEA事務局長は、2007年9月にイスラエルによって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年6月22日から24日までの日程

でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設に関する未解決の問題について2008年6月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況である。

日本は、シリアがIAEAの求めに十分応じていないこと等につき懸念しており、北朝鮮との核協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力するとともに、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。また、日本は、問題解決のために、機会をとらえシリアに対し直接働きかけを行っている。

第3節 インド、パキスタン

1. インド、パキスタンの核実験(1998年)

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきた。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年6月以降核実験を実施せず、核実験モラトリアム(一時停止)を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考え

られたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、経済措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを同談話において明確にした。

2. 日本の取組

今やNPT未締約国は、国連加盟国の中でインド、パキスタン及びイスラエルの3か国のみとなっており、日本を始めとするNPT締約国は、NPT普遍化の観点から、これら3か国に対し、非核兵器国としてNPTに加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンはCTBTに署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004年に同国のカーン博士が核関連技術流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関するすべての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等にかんがみ、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会をとらえて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。2009年12月には、鳩

山総理大臣がインドを訪問し、首脳会談後に発出した共同声明において、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。この点は2010年10月に来日したシン・インド首相と菅直人総理大臣との間で発出した共同声明においても確認・約束されている。パキスタンとの間では、2011年1月に二国間軍縮・不拡散協議を実施し、特に同国による核軍縮の取組を一層進めるよう強く働きかけたほか、同年2月にザルダリ大統領が日本を訪問した際に発出した両首脳間の共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

3. インドに対する民生用原子力協力

2005年7月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月、両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置を取る一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した(いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」)。

NSGガイドライン上、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年9月のNSG臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的

利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としてのNPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの我が国の立場に変わりはないことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきたインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年6月に日インド原子力協定交渉を開始することを決定した。日本は、協定交渉を進めるに際しても、核軍縮・不拡散に十分配慮していく。

【参考 2008年9月のNSGによるインドに対する民生用原子力協力に関する声明の概要】

- (1) 2008年9月6日、NSG臨時総会において、NSG参加各国政府は以下を決定した。
- グローバルな不拡散体制、NPTの規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
 - 核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
 - 不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
 - 原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
 - インドのエネルギー需要に留意する。
- (2) NSG参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。
- 軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設をIAEAに申告する。
 - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA保障措置協定の締結。
 - 民生用原子力施設に関するインド・IAEA追加議定書の署名・遵守。
 - 濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
 - 効果的な国内の輸出管理制度の制定。
 - インド国内法のNSGガイドライン及び規制リストへの調和化及びNSGガイドラインの遵守。
 - 核実験の一時的なモラトリアムの継続及びFMCTの締結に向け他国と協働する用意。
- (3) 上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。
- NSG参加各国政府は、平和的目的及びIAEAの保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対しNSGガイドライン・パート1及びパート2において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
 - NSG参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
 - インドとの対話及び協力を強化するため、NSG議長とインドとの間の協議を行い、その結果をNSG総会に常時通知する。
 - 本声明のすべての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG参加国政府は協議し、NSGガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

第5章

国際原子力機関 (IAEA) 保障措置

第1節 IAEA 保障措置の概要

保障措置 (safeguards) とは、原子力の利用に当たりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関 (IAEA) 憲章第3条 A5 には、このような保障措置の実施が IAEA の任務である旨明記されており、IAEA は、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検認する役割を担う。IAEA 保障措置は、核兵器不拡散条約 (NPT) を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEA は、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効した NPT 第3条1が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とする IAEA 保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEA は、NPT 締約国が締結すべき保障措置協定 (包括的保障措置協定) のモデルを作成し、以後、このモデルに従って各国と保障措置協定を締結し、当該

国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA 理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている (第3節1. 参照)。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置 (統合保障措置) が適用されている (第3節2. 参照)。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA 保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1. 包括的保障措置協定

NPT 第3条1は、締約国である非核兵器国に対し、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止する」ため、「国際原子力機関憲章及び国際原子力機関の保障措置制度に従い国際原子力機関との間で交渉しか

つ締結する協定に定められる保障措置を受諾すること」を義務付けている。さらに、保障措置は、「当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用される」と

定めている。

NPT 締約国である多くの非核兵器国が IAEA と締結しているのは、上記に基づく「包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreement)」(IAEA の文書番号から「153 型保障措置協定」又は「フルスコープ保障措置協定」と呼ばれる。)であり、日本については、1977 年 12 月 2 日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、「有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止すること」にある。「有意量 (significant quantity)」は、IAEA 保障措置用語集 (IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition) によれば、1 個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン 233 では 8kg、ウラン 235 (濃縮度 20%超) では 25kg に相当するとされている。

この保障措置の実施は、包括的保障措置協定の各締約国に対して同協定の対象となるすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理 (計量管理) のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設に関する情報の IAEA への申告等を義務付け、これらが申告どおりか否かについて、現地における IAEA の査察を通じて検認することが基本となる。査察におい

て、IAEA は、施設の観察、核物質に関する独自の測定や試料の採取のほか、「封じ込め」と「監視」を行うことができる。「封じ込め」とは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合には IAEA がその行為を把握することができるようにする手法をいい、また、「監視」とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

2. その他の保障措置協定

NPT に基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定された IAEA 文書に基づく保障措置協定は、「66 型保障措置協定」又は「個別の保障措置協定」と呼ばれ、協定に基づき取り決められた範囲の核物質や原子力資機材等のみを保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT 未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT 上の核兵器国 (米国、ロシア、英国、フランス、及び中国) は IAEA 保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国と IAEA が締結している保障措置協定は、「自発的 (ボランティア・オファー) 保障措置協定」と呼ばれる。

第3節 保障措置の強化・効率化

1. 保障措置の強化と追加議定書

1990 年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置では IAEA が未申告の原子力活動を探知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が国内のすべての核物質を申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEA は、未申告の核物質や原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の

強化策を検討することになった。

1993 年、IAEA は保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93+2 計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997 年 5 月、IAEA 理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、「追加議定書 (Additional Protocol)」と呼

ばれている。

追加議定書は、IAEA に提供される情報及び検認対象並びに IAEA 査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限を IAEA に与えるものである。具体的には、IAEA に提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（2 時間又は 24 時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠な IAEA 保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT 上その締結が義務付けられている 185 か国の中 168 か国（2011 年 2 月時点）、また、追加議定書の締結国は 104 か国（署名国は 135 か国）（2011 年 2 月時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第 4 節 1. 参照）。

2. 保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrated safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002 年 3 月、IAEA 理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、従来型の保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概

念であり、IAEA が包括的保障措置協定及び追加議定書の実施によって「未申告の原子力活動及び核物質の不在」の結論を導いた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察を合理化するものである。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴う IAEA 及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。統合保障措置の適用を受けるためには、IAEA が、当該国について保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの「拡大結論」を導出する必要がある（2009 年を通じて日本を含む 36 か国に適用）。統合保障措置の適用に関し、日本については、2004 年 6 月の IAEA 理事会において必要な結論が出され、2004 年 9 月 15 日から統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEA は保障措置の効果を損なうことなくその効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

第4節 日本の取組

2009年12月に就任した天野之弥 IAEA 事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEA の指定理事国（注）として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEA の活動に対して適切なサポートを行っている。

（注）毎年6月のIAEA 理事会で指定される13か国で、日本を始めとするG8等の原子力先進国を指す。

1. 追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく IAEA 保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEA におけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく補完的アクセスを数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年5月のNPT 運用検討会議において、「IAEA 保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、9月のIAEA 総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEA が要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC(54)/RES/11）に盛り込まれた。日本は、これまで IAEA と協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象とした地域セミナー（2006年7

月にシドニー（オーストラリア）、2007年8月にベトナム）への人的・財政的支援を実施してきている。日本は、さらに、軍縮・不拡散協議等の二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対してその締結を促すとともに、G8としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

2. IAEA の保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEA が各国の保障措置に関する的確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン（オーストリア）郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

3. 保障措置の効率化のための協力

IAEA は、通常予算の約4割を占める保障措置予算を中心として、実質ゼロ成長の中で拡大する業務を効果的に遂行することに困難が生じてきている。保障措置予算を中心とする IAEA の通常予算は年々増加してきている中で、天野 IAEA 事務局長は、2010年9月の総会において、今後の IAEA 通常予算に IAEA の活動の優先順位をよりの確に反映させるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られた IAEA の資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA 事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているほか、IAEA は効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力を行っている。

第6章

核燃料供給保証

第1節 概要

原子力発電には、核燃料（低濃縮ウラン、使用済燃料の再処理で得られるプルトニウム等）の安定的な供給が不可欠である。発電用核燃料を入手するために必要なウラン濃縮・再処理に関する技術、施設等を自前で獲得するという選択肢は、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく「奪い得ない権利」として締約国に開かれている一方、現実には、技術、コスト等の面から濃縮や再処理を自前で行う国は限られている（濃縮施設及び再処理施設の双方を持つ国は非核兵器国では日本のみ）。

国際原子力機関（IAEA）において現在進められている議論の中心となっている核燃料供給保証とは、このような状況下において、平和的目的の発

電用原子炉に核燃料供給を必要とする国が、供給の途絶えた場合のバックアップとして低濃縮ウランの備蓄を利用できるよう、多国間の仕組みを作っておこうという考え方である。その利用を通じ、原子力の平和的利用の促進と共に、新たに濃縮・再処理に関する技術、施設等を獲得するインセンティブを低下させることで核不拡散の促進を図ることもこの考え方の背景にあるが、最近では、途上国等の意見も踏まえ、2010年に開催されたNPT運用検討会議における位置付けが示すように、IAEAでは、原子力の平和的利用促進に比重を置いた議論がなされている。

第2節 背景と最近の動き

1. 「エルバラダイ構想」以前

IAEA憲章は、IAEAの任務の一つとして、「いずれかの加盟国の要請による他の加盟国のための役務の実施又は物質、設備及び施設の供給を確保するため仲介者（intermediary）として行動」することを定めており（第3条A1）、IAEAは本来、核燃料供給保証に関してかかる「仲介者」としての役割を担うことが想定されている。

1957年のIAEA発足後、ウラン供給は憲章が想定したような限られたものではなく、国際市場の形成が進んだことから、「仲介者」としてのIAEAの役割が特段具体化されることはなかった。

その後1974年にインドが平和的利用の施設から回収したプルトニウムを用いて核実験を実施したことを受けて、1977年に米国（カーター政権）

が、濃縮・再処理施設及びその入手可能性を含め各国の核燃料サイクルを評価し直すことをIAEAに提案し、また1980～87年には、米国・EU主導でIAEA理事会の下に供給保証委員会を設置し、核拡散防止の観点から核燃料の長期安定供給のためのメカニズムを協議するなどの動きが見られたが、多国間の具体的な取組に結実することはなかった。

2. 「エルバラダイ構想」とブッシュ提案

エルバラダイ IAEA 事務局長は、2003年10月に、「エコノミスト」誌に発表した「より安全な世界に向けて」と題する論文中で、現行の不拡散体制の下では、非核兵器国が、濃縮又は再処理技術を保有し、兵器級の核物質を所持することは違

法ではなく、完全に開発された核燃料サイクル能力を持った国家が、不拡散のコミットメントから離脱することを決定すれば、数か月以内に核兵器を生産することができるため、新たなアプローチが必要である旨述べ（いわゆる「エルバラダイ構想」）、これを受けて2005年2月、同事務局長に指名された国際専門家グループが報告書（「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（MNA）」）を取りまとめた。

その一方で、ブッシュ米国大統領は、2004年2月、米国防大学での演説において、顕在化したばかりのパキスタンのカーン博士の核拡散に関する地下ネットワークに言及しつつ、核不拡散体制の強化のため、「原子力供給国グループ（NSG）の40か国（当時。2011年2月末現在は46か国）は、既に機能しているフルスケールの濃縮及び再処理施設を有していないいかなる国に対しても、濃縮及び再処理の機材及び技術の売却を拒否すべきである」旨の提案を行った。

これらを契機として、核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指した様々な提案がなされ、国際的取組に関する検討がIAEAを中心に活発化した。

3. IAEAにおける最近の動き

(1) IAEA の場で行われてきた様々な諸提案のうち最も検討の進んだロシア提案に係る決議案が2009年11月のIAEA理事会で承認され、実施の

ためのロシアとIAEAの間の協定が2010年3月に署名された。

ロシア提案の基本的な仕組みは、発電炉のための低濃縮ウランの供給途絶に直面している国であって所定の要件（非核兵器国であること、国内のすべての平和的原子力活動がIAEA保障措置下に置かれていること等）を満たすとIAEAが認めるものに対し、核燃料供給の途絶の事態に直面した国からのIAEAに対する要請に基づいて、ロシア国内の施設に備蓄する低濃縮ウランをIAEA経由で当該国に供給するという仕組みである。

(2) さらに、2010年12月理事会においては、米国提案の「IAEA低濃縮ウラン・バンク」の設置が承認された。上記のロシア提案と同様に所定の要件（注：包括的保障措置協定の締結国に限られるなどの相違はある。）を満たす要請国に対して核燃料を供給するものであるが、ロシア提案とは異なり、IAEAが、核燃料の所有者となり、また、IAEAと取決めを行う国に置かれる貯蔵施設の管理・運営主体となることが予定されている。欧米諸国等の中には、これらの提案に加え更なる核燃料供給保証の仕組みを推進しようとする動きもあるが、核燃料供給保証の実態は自ら濃縮・再処理を行う「奪い得ない権利」に不当な制限を課すものであるとする途上国との間ではおのずと意見の隔たりが見られる。

第3節 日本の取組

日本は、「核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ」(MNA)に係る提案については、「それが国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和利用の推進に如何に資するかを見極めつつ、その議論に積極的に参画していく」（原子力政策大綱（2005年10月14日閣議決定））こととしている。2006年のIAEA総会では、核燃料供給保証に関する国際的な枠組み作りの議論の活性化に貢献すべく、関係国がその核燃料供給能力をIAEAに登録することにより、供給面での不安の解消と市場の混乱の予防に貢献することを目指して

「IAEA核燃料供給登録システム」を提案した。この提案は、一定の条件の下、ウラン濃縮に限らず、ウラン原料、転換、燃料加工、ウラン在庫、備蓄等の核燃料供給全般について各国がそれぞれの実態に応じて、その供給能力をIAEAに登録し、供給面での不安の解消と市場の攪乱の予防に努める制度をIAEAにおいて創設するというものである。

日本は、核燃料供給保証の多国間の枠組みが機能することによって発電のための核燃料供給が不測の事態においても継続され得ること、そのため

にIAEA加盟国間の核燃料供給保証に関する意見 できる環境が醸成されることを重視している。
の隔たりを乗り越え、実質的議論を進めることの

コラム：天野之弥 IAEA 事務局長の就任

1. 選出

2009年7月2日～3日にウィーン（オーストリア）で開催されたIAEA特別理事会における投票の結果、天野之弥在ウィーン日本政府代表部大使が次期事務局長に任命され、その任命が9月14日に開催された第53回IAEA総会において正式に承認されました。

2. 就任

(1) 日本人・アジア初のIAEA事務局長の誕生

2009年12月1日、天野大使は、日本人として、またアジアから初めて、第5代IAEA事務局長に就任しました。IAEAは核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に「核兵器のない世界」の実現に向けて一層その役割の重要性を増しているIAEAの事務局長を日本から出したことの意義は、日本の軍縮・不拡散外交の推進にとり極めて大きいものと思われます。



(写真提供：Dean Calma/IAEA)

(2) 就任後の取組

天野事務局長は、就任直後から途上国におけるがん治療プログラムの普及に力を入れるなど、医療、環境、食糧、水、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための原子力技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けたIAEAの取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでおり、さらに2010年8月に広島及び長崎の各平和記念式典にIAEA事務局長として初めて参加し、核軍縮の実施面でもIAEAが貢献できることを強調しています。その傍ら、同事務局長はIAEAの活動の効果・効率を一層高めるためのマネジメント改革にも積極的に取り組むとしています。

(3) 日本のサポート

日本としては、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べたIAEAの重点的な取組を適切にサポートし、協力を強化していく考えです（第2部第5章参照）。

第7章

原子力協力

第1節 原子力の平和的利用

近年、国際的なエネルギー需要の増大と気候変動問題への対処の必要性等を背景に、発電過程において二酸化炭素を排出せず基幹電源となり得る原子力発電が再評価され、その拡充及び新規導入を企図する国が増加するという「原子力カルネサンス」と形容される動きが見られてきた。また、原子力は、発電分野のみならず、工業、医療、農業、食品、水資源管理等の様々な分野で応用されている。

一方、原子力は、一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得るという特性を有しており、また、軍事目的に転用される可能性も排除されない。さらに、2001年の米国同時多発テロ以降は、核テロ対策への関心も国際的に高まっている。このため、原子力発電などの原子力の平和的利用を行う国は、軍事不転用や安全の維持に関し、透明性を確保し、国際的な信頼を得る必要がある。また、放射性物質を利用したテロ等を防止するための適切な措置をとる必要がある。このような観点から、原子力の平和的利用においては3S（核不拡散を担保するための代表的措置である保障措置（non-proliferation/safeguards）、原子力安全（nuclear safety）及び核セキュリティ（nuclear security）の頭文字を取ったもの。）（注）の確保が極めて重要である。

（注）

○保障措置：原子力の利用に当たり、核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置。IAEA 査察官による「査察」等を通じて実施される（第5章参照）。

なお、核不拡散を担保するためのその他の措置として、

輸出管理（第5部第1章参照）等がある。

- 原子力安全：放射線の悪影響から人、社会、環境等を防護するための措置。具体的には、原子力施設の設置・運転に対する安全規制、事故の際の緊急時対策の確立、安全確保を最優先とする関係者の意識向上等がある。
- 核セキュリティ：核物質その他の放射性物質を利用したテロが現実のものとならないようにするために講じる措置。核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設の物理的防護、国境管理等の核物質等の不法移転の防止措置等がある（第8章参照）。

日本は、3Sを確保するために必要な措置を講じ、国際的な信頼と透明性を確保しつつ、資源小国として原子力発電を利用してきている。また、原子力先進国として、二国間及び多国間の原子力協力に当たっても、相手国における3Sの確保を前提として協力を実施することにより、3Sの重要性を国際社会の共通認識とするための外交努力を続けている。2008年のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、日本の提案により、「3Sに基づく原子力エネルギー基盤整備イニシアティブ」が開始された。また、3Sの重要性は、近年の国際原子力機関（IAEA）総会決議や2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において繰り返し確認され、国際的に定着してきている。

第2節 日本の二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、核物質、原子炉等の主要な原子力関連資機材及び技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用に関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

原子力協定の主な内容は、主として次の五点を規定している。第一に、協定の対象となる核物質、原子力関連資機材及び技術の利用を平和的目的に限定すること、第二に、協定の下で移転される核物質等へのIAEAによる保障措置の適用を確保すること、第三に、原子力安全関連条約（注）に基づく措置を実施すること、第四に、協定の下で移転される核物質等を適切に防護する措置の適用を確保すること、第五に、核物質、原子力関連資機材及び技術の管轄外（第三国）への移転を規制することである。

（注）原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約、放射性廃棄物等安全条約

原子力協定の締結により、これらの内容が法的な保証として確保され、原子力関連資機材等の安定的かつ長期的な移転が可能となり、日本のエネルギー確保、地球温暖化対策への貢献などの面で大きな意義がある。

近年、多くの国が原子力発電の新規導入又は拡大を企図しており、原子力発電の分野で高い技術を有する日本との間で原子力協定の締結を希望している。日本としては、原子力協定の交渉・締結相手国を決定するに当たり、相手国の原子力発電導入・拡大の確実性、相手国の協定締結の要望、日本企業の要望、相手国における原子力の平和的利用・核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保するための体制の整備状況、経済面を含む日本と相手国との二国間関係等を含め総合的な観点から検討を行った上で判断することとしている。

2011年2月現在、日本は、これまでに米国（1988年）、カナダ（1960年）、オーストラリア（1982年）、中国（1986年）、フランス（1972年）、英国（1998年）及び欧州原子力共同体（ユーラトム）（2006年）との間で原子力協定を締結し（注）、ロシア（2009年）、カザフスタン（2010年）及びヨルダン（2010年）、韓国（2010年）及びベトナム（2011年）との間で原子力協定を署名している。また、アラブ首長国連邦（UAE）、インド、南アフリカ、トルコ及びブラジルとの間で交渉を行っている。なお、UAEとの交渉については、協定案文につき実質合意済みであり、現在署名に向け準備中である。

（注）

- 1.（ ）内の年はいずれも現在有効な協定の発効年。
2. 米国とは1958年及び1968年、オーストラリアとは1972年、英国とは1968年にも原子力協定が発効。いずれも現在は効力を有していない。
3. カナダについては1980年、フランスについては1990年に改正議定書が発効した。
4. ユーラトムには全てのEU加盟国が参加しているため、ユーラトムと原子力協定が締結されていることにより、全てのEU加盟国と原子力協定を締結しているのと同様の意味を持つ。



日韓原子力協定署名式（2010年12月）

第8章

核セキュリティ

2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、国境を越える活動、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置（いわゆる「汚

い爆弾」）、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えている。IAEAは、核物質、その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。

核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。



第1節 国際社会の取組

1. IAEAによる取組

(1) 核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年9月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年3月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等8つの活動分野（注）から構成される第1次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために核物質等テロ行為防止特別基金（Nuclear Security Fund）が設立された。2009年9月には、これまでの活動をレビューした上で、①ニーズ評価、情報の取りまとめ及び共有、②世界的な核セキュリティの枠組みの強化への貢献、③核セキュリティ・シリーズ文書の提供、④脅威削減とセキュリティの改善、の4つの要素を含む第3次核セキュリティ計画（2010～2013年）が承認された。

（注）8つの活動分野

①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

(2) 放射線源の安全と管理

「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」の策定に取り組んできた。特に2001年9月の米国同時多発テロ以降、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念を踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「放射線源の安全とセキュリティ

に関する行動規範」の改訂が2003年9月のIAEA理事会で承認された。行動規範は、悪意をもった放射線源の使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年9月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。さらに、IAEAでは、放射性物質及び関連施設のセキュリティに関する勧告文書が2011年2月に発行された。

(3) 核物質防護のための国際基準

IAEAは核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定してきており、2011年2月に第5版（Rev.5）が発行された。1999年に発行された第4版（INFCIRC/225/Rev.4（Corrected））においては、①核物質防護に関する国と事業者との役割分担がより明確化され、②核物質防護システムの設計に当たり、考慮すべき脅威を明確にする設計基礎脅威（Design Basis Threat）の評価と策定は国の責任であることが明記されているほか、③原子力施設等への妨害破壊行為に対する防護要件が明確化され（タイトルも「核物質の防護」から「核物質及び原子力施設の防護」と改められた。）、④罰則を含む機密情報管理の徹底、⑤国による事業者の防護措置の検査と事業者自身による定期的な自己評価等の措置が勧告されている。さらに、⑥輸送に関しては、防護強化のための専門家による評価、輸送計画と防護措置の国による事前承認、また、⑦原子力施設への妨害破壊行為への対応の一つとして、武装攻撃への対応を確実にするため、施設への中央警報ステーションの設置、輸送の際の輸送管理センターの設置、対応部隊との連絡・連携体制の強化等の各

措置を講じることが勧告されている。

(4) 核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」(核物質防護条約)は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。現行条約は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならないと規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。現行条約は1987年2月に発効し、2011年2月現在、締約国は144か国及び1国際機関(欧州原子力共同体)となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質の防護に関する条約の改正案の検討が行われた結果、2005年7月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。今回採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の3分の2(2011年2月現在では96か国)による締結が必要であるが、2011年2月現在、改正核物質防護条約の締約国は45か国であるため、未発効である。

2. 国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、1997年2月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年9月の米国同時多発

テロの発生を受けて再開され、2005年4月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。この条約は、2007年7月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2011年2月現在、115か国が署名し、77か国が締結している。

この条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

3. 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年7月、G8サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ(GI: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism)」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第1回会合には、先進8か国(G8)、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2010年6月の第6回会合では、GI参加国は82か国にまで増加した。

2006年10月の第1回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画(セミナー、ワークショップ等)を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意見交換が行われてきた。さらに、2010年6月に開催された会合において、GIの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、

② GI 活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。

4. 核セキュリティ・サミット

2009年4月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催することを提唱し、2010年4月、核セ

キュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び3国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国の間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択され、次回サミットは2012年に韓国で開催されることとなった。

第2節 日本の取組

(1) 国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金に対し2010年10月までに累計で94万ドル及び28万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年2月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護が非核化の推進の観点及び脅威拡散防止のため、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行うとともに、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行うことにより、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。また、2006年12月に調査団をカザフスタンに派遣し、同国の核セキュリティの現状について調査を行った。2007年4月、右調査の結果を踏まえ、同国

のウルバ冶金工場及び原子力物理研究所に対し、総額5億円を目途とした核セキュリティ向上のための協力を行うことを決定し、現在、日本、カザフスタン及びIAEAの間で、協力の実施に向けた調整が進められている。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

さらに、2010年4月、鳩山総理大臣は核セキュリティ・サミットに参加し、日本は非核兵器国の道を進むことが唯一の被爆国としての道義的責任であると考え、核廃絶の先頭に立ってきたことを述べるとともに、核テロ防止に貢献するためのイニシアティブとして、①核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設立、②核物質の測定、検知及び核鑑識に係る技術開発、③IAEA核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献及び④世界核セキュリティ協会（WINS）会合の2010年中の日本開催、の4つの国際貢献措置を発表した。

(2) 核セキュリティ強化のための国内の取組

2001年9月の米国同時多発テロ以降、核物質防護関連措置の強化の必要性が一層高まったことを受けて、原子力発電所等の原子力施設のテロ対策の一環として、政府より事業者に対し、自主的な警備強化を指示している。

また、2005年には、原子力施設における核物質防護対策を強化するため、IAEAの核物質防護に関する勧告（INFCIRC/225/Rev.4）に沿って防護措置を取るべく、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」を改正した。この改正では、①「設計基礎脅威（DBT）」の策定、②核物質防護検査の実施、③事業者等への秘密保持義務等を導入している。この法律に基づき、国内の核物質に対し、施設に存在する核物質の種類、量に応じて適切に核物質防護のための措置を講じてきている。さらに、日本は、「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を、輸出貿易管理令の改正、これに伴う放射性同位元素の輸出確認事務により、2006年1月から実施している。2009年10

月、人の健康に重大な影響を及ぼす危険度の高い放射線源を対象に、放射線源の識別と所持の把握及び不法取引等の検知と抑止を目的とした「放射線源登録制度」を導入するために文科省令を改正し、2011年1月から放射線源登録制度が施行されることとなった。

さらに、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」については、日本は、2005年9月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年8月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。

2005年7月に採択された核物質防護条約の改正についても、締結に向け検討を行っている。

コラム：2010年核セキュリティ・サミット

2010年4月12日及び13日、ワシントン（米国）において核セキュリティ・サミットが開催された。同サミットには、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国であるインド、パキスタン及びイスラエルも含む47か国及び3国際機関（国連、IAEA及びEU）から首脳等が参加し、米国は、同サミットを、米国が開催したサミットとしては、第二次世界大戦後における国連設立以来最大のものと評した。

サミットにおいては、核セキュリティ向上のための国内措置及び国際措置、核セキュリティにおけるIAEAの役割、等について意見交換が実施された。各国からは、①核テロを国際犯罪として罰するための新たな国際法廷の設置を含む法的基盤の検討の必要性、②核テロ防止条約等の関連条約の批准促進・普遍化の必要性、③核セキュリティ向上のための人材育成等のキャパシティ・ビルディング、国際協力、情報共有の必要性、④IAEAへの貢献を強化すべき必要性、等の意見が表明された。また、参加各国は自発的に①高濃縮ウランの除去、②人材育成のためのセンターの設立、③資金面での貢献等の協力措置を表明。鳩山総理大臣も、日本の4つの国際協力措置を発表した。

さらに、天野IAEA事務局長は、核セキュリティ分野におけるIAEAの活動実績を紹介するとともに、IAEAを強化すべき必要性を発言。これに対して、多くの国より、IAEAの活動を支持し、IAEAは必要な権限と資源を有するべきとする旨の発言が行われた。鳩山総理大臣からも、日本のIAEA支援策を紹介し、今後の活動への期待を表明した。

参加国首脳は、サミットにおいて、核テロ対策を強化するために具体的な措置をとる必要性について一致し、今後の取組むべき措置等について記したコミュニケ及び作業計画をコンセンサスで採択した。次回の核セキュリティ・サミットは2012年に韓国で開催することが決定しており、今後とも核セキュリティは国際社会の主要な関心事項であり続けることが見込まれる。



核セキュリティ・サミット参加首脳の集合写真撮影
（写真提供：内閣広報室）



核セキュリティ・サミット全体会合
（写真提供：内閣広報室）

第9章

G8 グローバル・パートナーシップと
日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概要

米国、ソ連両国は、1991年7月に第1次戦略兵器削減条約（STARTI）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年5月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロシアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかと危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロ

シア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定を結び、1993年4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年3月にかけて、日本・ロシア、日・ベラルーシ、日・ウクライナ、日・カザフスタン各非核化協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミット（於：ドイツ）において、日本は、旧ソ連4か国への更なる協力促進のため、総額約2億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当。）のプロジェクトに対する協力を表明した（第3節及び第4節参照）。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年6月にカナダで開催されたカナダスミス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 G8グローバル・パートナーシップ

1. 経緯

「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」は、核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主な目的としている。

これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全という分野に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とする。具体的な優先分野は、①退役した原子力潜水艦の解体、②化学兵器の廃棄、③核分裂性物質の処分及び④兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4分野とされた。

G8は、この構想の下で、協力事業の円滑な実施を図るべく、事業実施上の困難を克服するための「指針」を策定するとともに、今後10年間にわたって総額200億ドルを上限に資金協力を行うことを目標として掲げた。

2003年以降のサミットにおいては、毎年、G8グローバル・パートナーシップをフォローアップするための年次報告が採択されている。各々の年次報告では、過去1年間の関連事業の進捗状況、実質的な成果を達成するための諸課題の解決策、G8グローバル・パートナーシップ参加国の更なる拡大等に言及している。

2007年のハイリゲンダム・サミット（於：ドイツ）では、2007年をG8グローバル・パートナーシップの中間点と位置付けて、レビュー文書が作成された。このレビュー文書は、これまでに実施された協力事業の進展・状況を評価し、2002年以降達成された進展を認識した上で、協力事業の効率性の向上のためには更なる努力が必要とし、カナナスキス・サミットで採択されたG8グローバル・パートナーシップの目標達成へのコミットメントを再確認した。また、グローバル・パートナーシップの対象国・参加国の拡大及び対象分野の拡大に関する議論について、2010年にカナダで開催されたムスコカ・サミットにおいて、G8首脳は、核及び放射線源のセキュリティ、生物セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議第1540号の履行促進等に焦点を当てつつ、

2012年以降のG8グローバル・パートナーシップの計画と資金に関する選択肢を策定するための出発点として、これまでの成果について評価するよう指示を下した。

2. 意義

G8グローバル・パートナーシップは、ロシア等に残された様々な大量破壊兵器拡散の脅威の源を除去するための事業に協力して取り組むという構想である。この構想には、冷戦の負の遺産を処分するという歴史的な意義があるほか、安全保障、テロ対策を含む不拡散及び環境保全という3つの側面から実質的な意義がある。

G8グローバル・パートナーシップが発表される以前においても、日本を含む各国が二国間協力の枠組み等に基づいて、ロシア等における核兵器解体や化学兵器の廃棄、原子力発電所の安全確保などの問題に協力してきた。しかし、G8グローバル・パートナーシップは、これらの問題全体を包括し、資金調達規模を示し、事業を実施する際のルールとメカニズムを明らかにして、G8全体としての取組を構築しようとするものである。同時に、G8グローバル・パートナーシップでは、事業を実施していく上での困難を取り除くために、問題解決の方向性を与える「指針」が作成され、これにロシアも同意した。G8グローバル・パートナーシップは単なる政治声明ではなく、実体面で成果を上げようとするG8の強い意思の現れと捉えることができる。

このG8グローバル・パートナーシップは、日本が核軍縮・不拡散及び日本の環境保護の観点から実施するロシアに対する非核化協力（第3節参照）を効果的に進めることが可能となったという点で日本にとっても大きな意義を有している。

第一に、事業の実施に関する「指針」により、ロシアがプロジェクトの実施に第一義的責任を有することが確認されるとともに、ロシアが他国とのプロジェクトの実施に全面的に協力すべきことが明確にされた。この「指針」は、責任の所在、十分な協力の必要性及び評価のためのG8調整メ

カニズムの設置を定めるとともに、プロジェクト実施現場へのアクセス確保、免税、免責の保証等の点で必要な措置を講じることが明記されており、日本の主張を十分反映したものである。

第二に、ロシアと他のG8諸国が共同して調整を進める枠組みが出来たことにより、プロジェクト実施に共通の困難を抱える各国と共同して問題解決に取り組み、また、ロシアと調整することが容易になった。

3. 日本の取組

日本は、カナナスキス・サミットの場合において協力事業の実施上の困難が解決されることが協力の前提である旨述べた上で、G8グローバル・パートナーシップに、当面2億ドル余りの貢献を行うこととした。具体的には、そのうち1億ドル余りを退役原子力潜水艦の解体に当て（第3節参照）、また、1億ドルを余剰兵器プルトニウムのための国際的な処分計画（第3節3.参照）のために拠出することとした。

4. 各国の取組

G8グローバル・パートナーシップの下では、

日本以外のG8各国は次のとおり資金の拠出を表明している。

米国：100億米ドル、	ロシア：20億米ドル、
ドイツ：15億ユーロ、	イタリア：10億ユーロ、
EU：10億ユーロ、	英国：7.5億米ドル、
フランス：7.5億ユーロ、	カナダ：10億カナダドル

その後、2003年にノルウェー、スウェーデン、フィンランド、スイス、ポーランド及びオランダ、2004年にオーストラリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、ニュージーランド及びウクライナが、G8グローバル・パートナーシップへ新たに参加した。また、オーストラリア及び韓国は、G8グローバル・パートナーシップに参加したことに伴い、オーストラリアについては2004年6月、韓国については2006年12月、日露非核化協力委員会に対し、極東ロシアにおける原潜解体関連事業のため、それぞれ1,000万オーストラリアドル及び25万米ドルを拠出した。さらに韓国は2007年10月に25万米ドルを追加拠出し、ニュージーランドは2007年11月、68万ニュージーランドドルを拠出することを発表した。

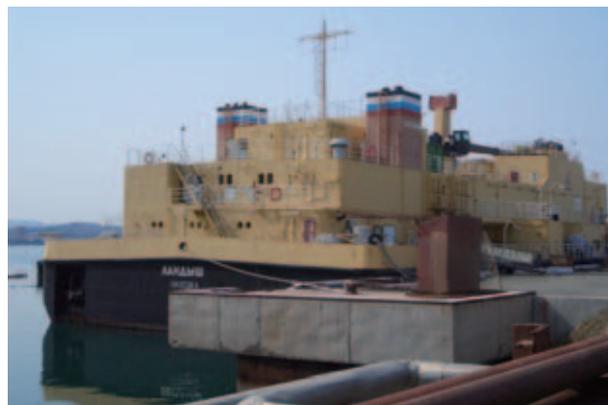
第3節 ロシアに対する日本の非核化協力（「希望の星」等）

1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液体放射性廃棄物（約5,000立方メートル）に加えて、極東において解体される全ての原子力潜水艦から生じる液体放射性廃棄物（原潜1隻当たり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年1

月に建設が開始され、1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた。現在、ウラジオストク近郊ポリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原



日露非核化協力事業で建設・供与された低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行っている。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。

2. ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されていたが、その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海的环境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっていた（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されていた。）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及び日本海的环境保護の観点から、日本を始め周辺諸国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年5月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年9月）を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉総理大臣ロシア訪問時に両国首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速化するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）にちなんで「希望の

星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省（現 国営公社「ロシアトム」）との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。



ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原子力潜水艦

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5隻の退役原潜（「ヴィクターⅠ」級1隻、「ヴィクターⅢ」級3隻及び「チャーリーⅠ」級1隻）の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名された。これら5隻の解体作業は順調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜の解体を完了した



「希望の星」完了式典に出席した西村外務大臣政務官

(合計6隻)。なお、2010年3月には、西村外務大臣政務官がウラジオストク等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

また、解体を完了した原潜の原子炉区画は、現在、密閉処理を施した上で海上保管されているが、2007年1月、日露非核化協力委員会は、これらをより安全で安定的な陸上で保管するために、原子炉区画陸上保管施設の建設への協力（同施設を運用するために不可欠な機材の供与）を決定しており、現在、同施設の早期完成に向けた作業を進めている。



陸上保管施設完成を待つ海上保管中の原子炉区画



原子炉区画陸上保管施設建設現場（沿海地方ラズボイニク湾）

3. ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分

(1) 問題の所在

米国とロシアの間で核軍縮に進展が見られた結果（第2部参考「核兵器国の軍備管理と核軍縮」第2節1.参照）、解体された核兵器から大量のプルトニウムが発生することとなった。この余剰兵器プルトニウムに関して、特に、①不可逆性（プルトニウムが核兵器に再利用されないこと）の確保により米国及びロシアの核軍縮の一層の進展を促し、及び②流出を防止することで核テロ対策及び核の不拡散を強化することが重大な課題となっている。

(2) G8サミット・プロセスにおける検討と日本の取組

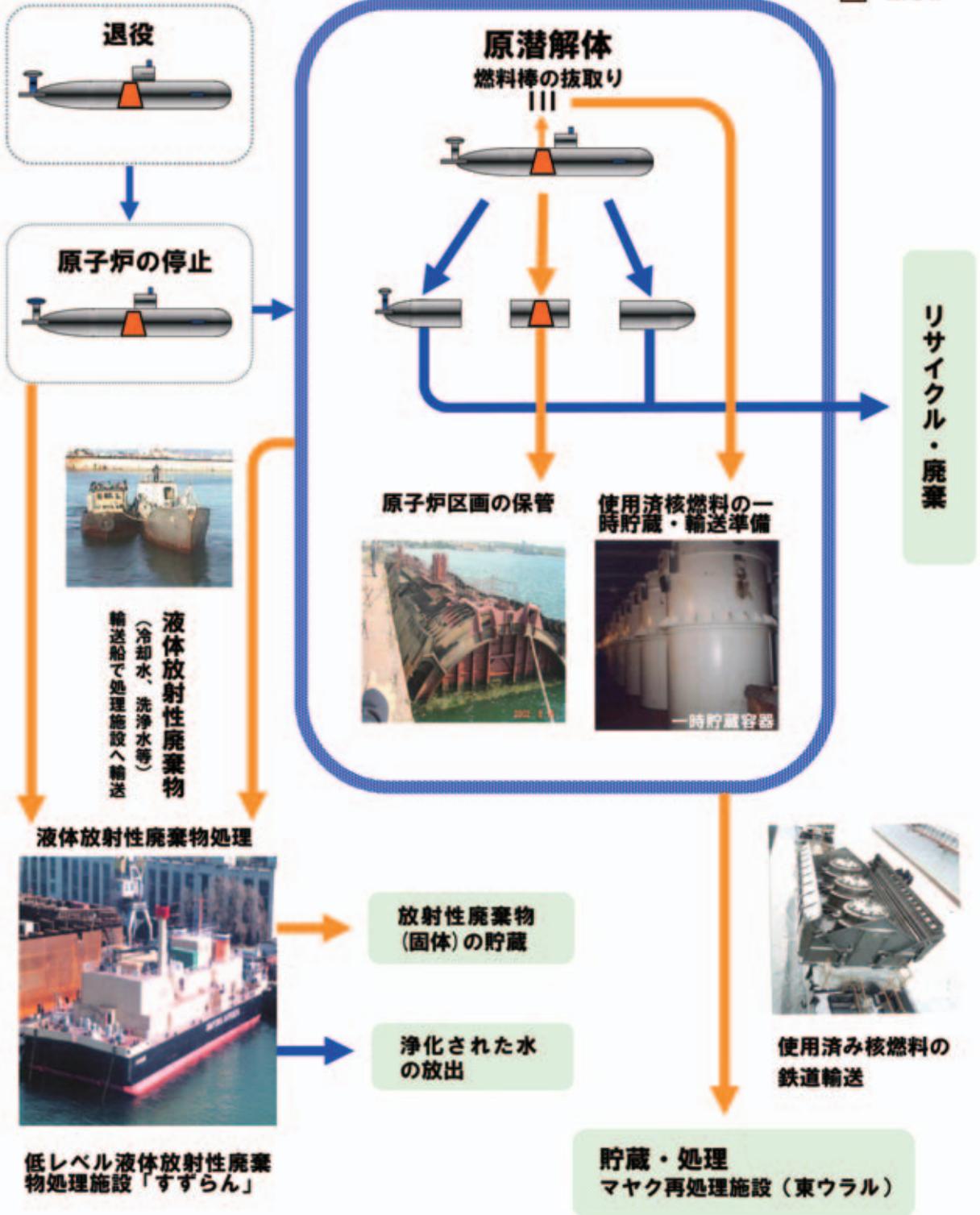
この問題につき、当事国である米国とロシアは、2000年米国・ロシア協定により、双方がそれぞれ、34トンの余剰兵器プルトニウムを並行して処分する旨合意した。このうち、ロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分については、多国間の国際協力の在り方がG8サミット・プロセスにおいて検討されてきた。その後、2007年11月、米国及びロシアは①米国・ロシア二国間での処分の方法（高速炉での燃焼処分）に合意するとともに、②米国からロシアに対して4億ドルを上限とした資金貢献を行うことを明らかとし、また、③この処分計画に対して他国からも資金協力を募る等を内容とした共同声明を発表した。

なお、ロシアの余剰兵器プルトニウム処分に関しては、1999年から2004年までに、日本の核燃料サイクル開発機構とロシアの研究機関との間の研究協力により、原子爆弾2～3個に相当する量の約20kgの兵器級プルトニウムを加工し、高速炉を用いて処分することに成功した。また、2004年以降も、日本原子力研究開発機構がロシアの研究機関との間で、余剰兵器プルトニウムを用いた燃料の技術開発に関する研究協力を行ってきており、ロシアの余剰兵器プルトニウムの管理・処分に対する貢献がなされてきている。

Star of Hope

原潜解体・処理のプロセス

▲ 原子炉



第4節 その他の日本の非核化協力

1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度（SSAC）・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関（IAEA）保障措置の受諾の前提となるものである。

日本・ウクライナ非核化協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加入したウクライナのSSAC確立を支援するため、IAEA等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年3月には、ウクライナ国内のSSAC強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力の実施を決定し、現在、同事業の実現に向けて作業を進めている。

(2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日本・ウクライナ非核化協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に4次にわたり医療機器等を供与した。



ウクライナに対する非核化協力（医療機器の供与）

2. カザフスタン

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日本・カザフスタン非核化協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉（BN-350）、カザフスタン原子力庁（現カザフスタン原子力委員会）及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2007年4月には、同国における核セキュリティ防護資機材整備計画への協力の実施を決定し、現在、同事業の実現に向けて作業を進めている。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人（カザフスタン保健省の統計による）が被曝した。日本・カザフスタン非核化協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。



カザフスタンに対する非核化協力（放射線測定機器の供与）

3. ベラルーシ

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日本・ベラルーシ非核化協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

また、2010年3月には、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業への協力を決定し、2011年中の事業完了に向けて作業を進めている。

(2) 退役軍人の職業訓練センターに対する機材供与

戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事した軍人等の再就職促進と退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリータ市（ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日本・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。



ベラルーシに対する非核化協力（放射線測定用特殊車両の供与）

4. 国際科学技術センター（ISTC）

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、欧州連合（EU）及びロシアとともに「国際科学技術センターを設立する協定」に署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、運営理事国として継続的に支援を行っている。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、現在、日本を始め、米国、EU、カナダ、ロシア、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、グルジア、キルギス及びタジキスタンが参加している。これまで約2,700件を越えるプロジェクトに対し、約8億3千万ドルの支援が決定され、延べ73,000人以上の旧ソ連諸国の科学者・技術者が対象となっている（2010年1月現在）。日本もこれまで約6,100万ドルのプロジェクト支援を行っている。

参 考

非核兵器地帯

第1節 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）による域内の締約国に対し、核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主な内容とする議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国

側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続し、1999年の第54回国連総会における軍縮委員会においてガイドラインが策定され、さらに2009年のペリンダバ条約の発効により南半球のほぼすべての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンダバ条約の議定書批准に向けた手続開始を表明する演説を行ったこと等、国際的な核不拡散体制における役割が注目されてきている。

なお、2010年4月には「第2回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

第2節 日本の立場

日本は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核拡散防止等の目的に資すると考えている。

非核兵器地帯構想が「現実的」なものとなるための条件としては、①核兵器国を含むすべての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2010年の第65回国連総会に日本が提出し、圧倒的多数の加盟国の賛成を得た核軍縮決議においても、国連軍縮委員会ガイドライン等に基づくさらなる非核兵器地帯の創設を歓迎する旨が盛り込まれた。

なお、日本を含む北東アジア非核兵器地帯の構想について、日本としては、日本の安全及び北東アジアの安全保障環境改善のため、まずは北朝鮮の核問題の解決に向け努力していくべきと考えている。

第3節 発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、すべて発効している。

1. トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年2月に署名開放、1968年4月に発効した。中南米33か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（最後に加盟したキューバは2002年10月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び締約国に対し核兵器の使用又は威嚇を行わないことを規定しており、すべての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサスで採択されている。

2. ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効）

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択・署名開放され、1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2010年11月現在の締約国・地域数は13（ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名）である。

条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止し

ている。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止し、また、非核地帯内（公海を含む）における核実験を禁止している。核兵器国のうち、ロシア、英国、フランス及び中国は批准済みであるが、米国は署名のみで批准していない。

3. バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することが合意された。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳により署名、97年3月に発効した。ASEAN諸国10か国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了している（2002年に独立し、ASEAN未加盟の東ティモールは条約の対象国に入っていない）。条約発効10周年目に当たる2007年には、条約上の義務の履行の一層の確保などを目的とする2012年までの行動計画が採択されている。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、地帯内（公海を含む）における放射性物質等の投棄及び大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が非核兵器地帯内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含む）において核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定しているが、2011

年2月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。

4. ペリンドバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、1996年採択、2009年発効）

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）を締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国（日本未承認の西サハラを含む）を対象とし、28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合（AU）への寄託が発効要件となっていたが、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年7月に発効した。2011年2月現在の批准・寄託国は31か国。

条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験などを禁止している。核兵器国のうち、英国、フラ

ンス及び中国は批准済みであるが、米国及びロシアは署名のみであり、まだ批准していない。

5. 中央アジア非核兵器地帯条約（2006年採択、2009年発効）

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、当時の国連軍縮局（アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年2月にタシケント（ウズベキスタン）で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年9月にカザフスタンのセミパラチンスクで5か国外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年3月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分許可等を禁止している。

議定書は、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定しているが、現時点では議定書は核兵器国に対して署名開放されていない。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により条約の成立を支援してきた。

第4節 モンゴル一國非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領が一國非核の地位を宣言し、核兵器国に対して、非核の地位を尊重し安全保証を供与するよう求めた。これを受けて、1998年、国連総会において、この宣言を内容とする決議（53/77D）が採択された。以降、隔年でモンゴルの一國非核の地位を歓迎する内容の決議がコンセンサス採択されており、2010年には初めてすべての核兵器国が共同提案国となった決議が採択された。

そのほか本件宣言に関しては、2000年10月、5核兵器国が前述の決議実施のために協力すること及び1995年に表明したNPTを締結している非核兵器国に対する消極的安全保証の供与をモンゴルについて再確認するとのステートメントを発表した。また、2001年9月には、札幌において、モンゴルの一國非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

第5節 中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な措置をとるよう求める決議がコンセンサスで採択されてきている（ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票）。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未加入などの問題があり、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討会議において、米国、ロシア、英国の共同提案による中東地域における

核兵器を含む非大量破壊兵器地帯の創設を目指す中東決議が採択されたが、中東諸国とイスラエルの立場の違いもあり、現段階で目立った進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。なお、2010年のNPT運用検討会議では、同会議で採択された最終文書の行動計画において、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、ロシア、英国）の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が支持された。

第6節 南極、宇宙、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条約には以下のものがある。

1. 南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第5条1において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

2. 宇宙条約（1966年採択、1967年発効、日本は1967年批准）

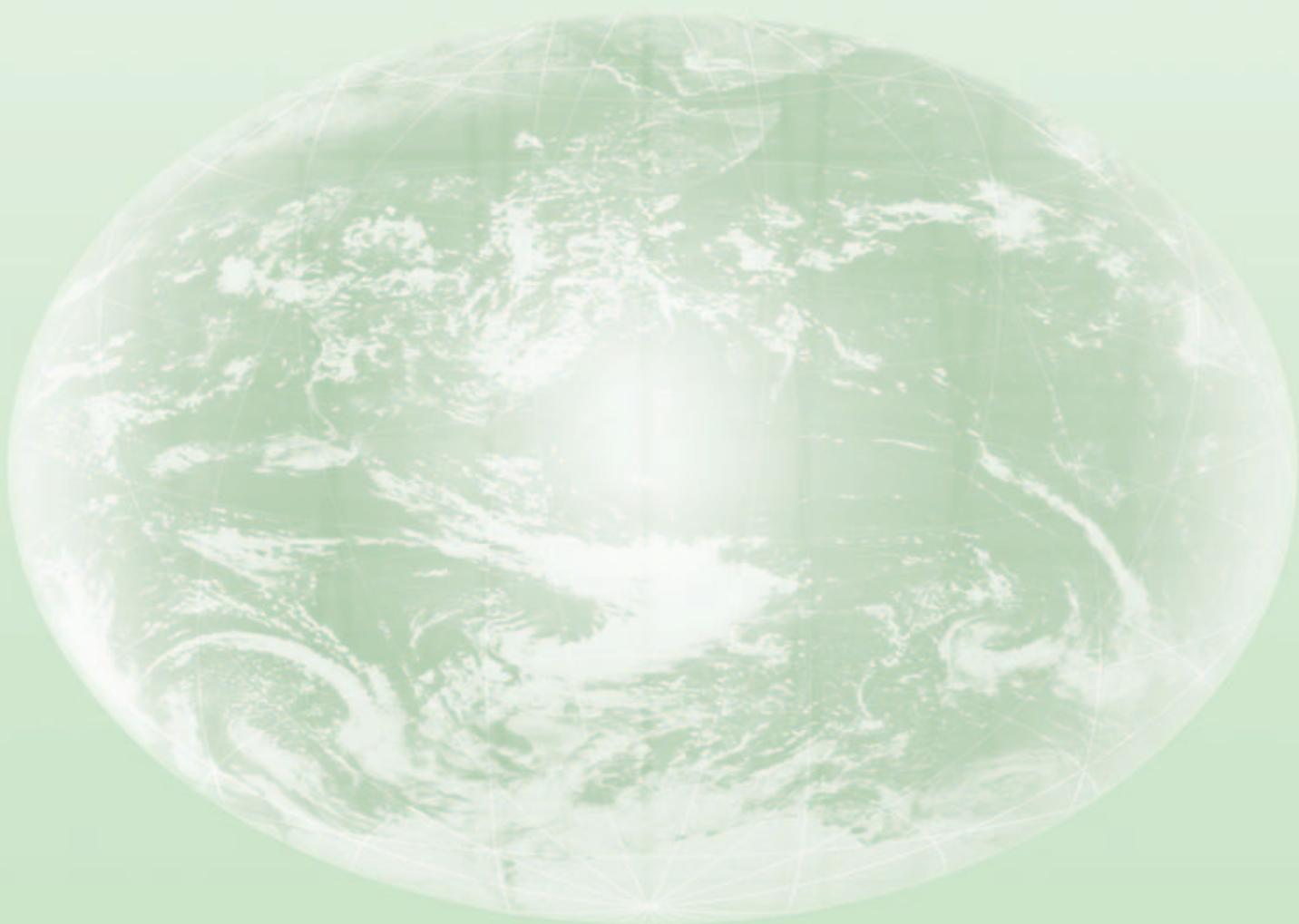
第4条において、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないことや、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に設置しないことを約束し、天体上における軍事基地等の設置やあらゆる型の兵器の実験等を禁止している。

3. 海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第1条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。

第3部

生物·化学兵器



第3部 生物・化学兵器

生物・化学兵器の歴史は古く、学問や産業の進歩とともに、人体に有害な生物剤・化学物質に関する研究も発展し、戦争におけるこれらの使用が研究・開発されてきた。

第一次世界大戦では、化学兵器が初めて本格的に使用され、その被害は死傷者130万人以上、そのうち死者は10万人に達したとされる。各国は第一次大戦の終了後も化学兵器を生産・保有等し続けたが、同時に生物・化学兵器の悲惨さは国際社会によって強く認識され、1925年、生物兵器及び化学兵器を規制する初めての国際条約として「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（以下「毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書」という。）が作成された。ただし、毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書は、これら生物・化学兵器の戦争における使用は禁止したが、平時における生産・保有等につい

ては何ら規定していなかった。

その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、ウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これらの兵器の規制の重要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの兵器を平時における生産・保有等を含めて規制する条約の作成が目指されるようになった。当初は、生物・化学兵器を一括して禁止する条約の作成が目指されたが、最終的には、比較的作成が容易と見られた生物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学兵器を禁止する条約を作成することとなった。こうして、1975年に生物兵器禁止条約（BWC）、1997年に化学兵器禁止条約（CWC）が発効した。

第1章

生物兵器禁止条約（BWC）

1. 生物兵器禁止条約（BWC）の成り立ちと概要

国連事務総長の報告書等を受け、軍縮委員会における議論を経て、1971年に軍縮委員会において生物兵器禁止条約（「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（BWC：Biological Weapons Convention）」）が作成された。この条約は同年の第26回国連総会決議の採択を経て、1972年4月に署名のために開放され、1975年3月に発効した。

BWCは生物兵器を包括的に規制する唯一の国際法上の枠組みであり、2011年2月現在の締約国数は163、署名国数は13に上る。

2. 日本によるBWCの批准

日本は、1982年6月にBWCを批准し、日本国内におけるBWCの実施を確保するため、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」（BWC実施法）を制定し、生物・毒素兵器の製造、所持、譲渡し、譲受けを罰則をもって全面的に禁止した。また、2001年12月には、爆弾テロ防止条約締結に際してBWC実施法を改正し、生物・毒素兵器の使用罪及び生物剤・毒素の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。

3. BWCの課題とBWC強化に向けた取組

BWCは生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について戦時・平時を問わず包括的に禁止し、同時に生物兵器を廃棄することを規定しているが、その一方で、化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）と異なり、締約国の条約の遵

守を検証する手段に関する規定がない。

1994年に開催された締約国特別会議において、検証議定書を検討するための政府専門家アドホック・グループ（AHG）が設置されたが、そもそも生物兵器の場合、使用される生物剤は殺菌による証拠隠滅も容易であるという特性がある等の理由から、検証そのものが極めて難しいという問題があって、交渉は難航した。結局、2001年4月には同グループ議長案が提示されたが、2001年11月の第5回運用検討会議（運用検討会議は5年に一度開催）以降、検証議定書交渉は中断されている。

一方、イラクに対する国連特別委員会（UNSCOM）／国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）による一連の査察報告でも、同国が湾岸戦争以前から高度な生物兵器戦計画を有し、ボツリヌス毒素、炭疽菌等の生物剤を保有していたことが明らかになるなど、依然として国家による生物兵器の研究は国際社会への脅威となっている。また、近年では、1995年の日本におけるオウム真理教によるボツリヌス毒素・炭疽菌の開発、2001年の米国における炭疽菌事件を受けて、非国家主体による危険な生物剤を用いたテロ行為発生の可能性が現実的なものとして国際社会において受け止められるようになってきている。現在は、こうした脅威に対抗することも含めた条約の強化が課題となっている。

第6回運用検討会議（2006年11月～12月）では、これまでの経緯を踏まえて、条約の運用状況を包括的に見直すことで今日の国際情勢におけるBWCの意義を再確認しつつ、第5回運用検討会議で開催を決定した専門家会合と締約国会合を第7回運用検討会議（2011年）まで毎年開催し、各

国の国内法制の強化や病原体の保安管理、締約国間の相互支援、国際機関との連携等について議論することとなった。また、事務局機能を有する履行支援ユニット（ISU）の設置等、新たな措置につき決定されたことで、締約国間の情報共有が合理化され、条約の普遍化に向けた非締約国に対する働きかけが促進されることが期待されている。現在、2011年12月の第7回運用検討会議に向け、毎年自国内にある研究施設、生物防護計画、疾病発生状況等につき情報提供を行う信頼醸成措置（CBM）の改善、ISUの強化策等につき締約国間で議論が進められている。

【2007～2010年の年次会合トピック】

- 国内法制度・機関の強化と法執行機関間の連携を含む、国内実施の強化手段（2007年）
- BWC 履行の地域的協力（2007年）
- 病原菌・毒素の実験室レベルでの安全を含む、バイオセキュリティ・バイオセキュリティ向上のための国内的・地域的及び国際的な措置（2008年）
- 条約禁止目的に利用され得るバイオ科学技術の悪用を予防するための、監視、教育、意識向上及び行動規範（2008年）
- 平和目的の生物学的科学技術の国際協力の向上のための、疾病サーベイランス、検知、診断及び封じ込め等の分野におけるキャパシティ・ビルディングの促進（2009年）
- 疾病サーベイランス、検知、診断及び公衆保健システムの国内能力向上を含む、生物・毒素兵器の使用疑惑に際した支援の提供と関係機関との連携（2010年）

4. 日本の取組

日本としては、2006年2月にBWC東京セミナーを開催し、主要な条文の運用状況の見直しや今後の具体的なBWCの強化措置につき内外の有識者を交えて議論することで、同年の第6回運用検討会議での議論に積極的に貢献した。また、無償資金協力による東南アジア諸国への実験施設建設支援等、途上国のサーベイランス能力向上に積極的に貢献を行っている。さらに、2010年、日本は専門家会合において作業文書を提出し、専門家によるプレゼンテーションを実施した他、締約国会合においてJACKSNNZ（日本、オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、ニュージーランドからなる非EU西側諸国による非公式グループ）を代表して生物・毒素兵器の使用疑惑に際した支援と連携に関する共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

（参考）

生物兵器とは、天然痘ウイルス、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等の生物剤や、これらを保有・媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合でも自然発生の疾病との区別が困難であり、また感染性のあるものについては、一旦使用されるとその効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有する。また、消毒することにより証拠隠滅が可能のため、開発・生産の現場を検知することが困難であるとされる。



BWC 専門家会合での日本の専門家の発表

第2章

化学兵器禁止条約 (CWC)

第1節 総論

1. 化学兵器禁止条約 (CWC) の成り立ちと概要

化学兵器については、1970年代には軍縮委員会で議論されていたが、1980年代に入ると、軍縮委員会（1984年にジュネーブ軍縮会議と改称）に化学兵器禁止特別委員会が設立され、1984年に同特別委員会において化学兵器を禁止するための交渉が本格的に開始された。その後イラン・イラク紛争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結の気運が高まり、1992年、化学兵器禁止条約（「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（CWC：Chemical Weapons Convention））の条約案が軍縮会議において採択された。CWCは翌1993年に署名のため開放され、1997年4月発効した。

CWCは、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止し、同時に、締約国が保有している化学兵器を一定期間内（原則としてCWC発効から10年以内、したがって2007年4月以前。）に全廃することを規定している。CWCは、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、詳細な検証制度をもつ初めての条約であり、軍縮条約史上、大きな意味を持っている。また、CWCは、化学兵器や化学兵器生産施設といった化学兵器に直接関連したものだけでなく、民生用の化学製品を生産するための化学物質であって化学兵器に転用可能なものを利用して一般の化学工場や研究所などについても化学兵器禁止機関（OPCW、第2節参照）に申告し、

査察を受け入れる義務を定めている。

2. 日本によるCWCの批准

日本は1995年9月にCWCを批准し、日本国内におけるCWCの実施を確保するため、化学兵器禁止法（「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」）を制定し、化学兵器の使用、製造、移譲等を罰則をもって禁止した。また、化学兵器の製造のために用いられ得る化学物質については、経済産業大臣からの許可の取得等の義務が課された。2001年12月の爆弾テロ防止条約締結に際しては、同法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。なお、1995年3月に東京都心で発生した地下鉄サリン事件が化学兵器に対する脅威の認識を高めたことも日本がCWCを早期に批准する一つの契機となった。

世界有数の化学産業国である日本は、1997年4月にCWCが発効したことを受け、化学産業関連事業所などに関する冒頭申告をOPCWに対して行った後、毎年約500にも上る事業所などをOPCWに申告している。これらの申告された事業所などに対し、OPCWから査察団が派遣されるが、日本が2010年末までに受け入れた産業査察数は累計135回に達し、すべて問題なく終了している。なお、1995年3月の地下鉄サリン事件で使用されたサリンを製造するための工場であった「第7サティアン」（注：オウム真理教の施設）は、日本政府から化学兵器生産施設としてOPCWに申告され、OPCWより派遣された査察官の検証の下、1998年12月に廃棄されている。

3. CWC の課題と国際社会の取組

CWC は条約発効後 10 年を超え、いくつかの課題を抱えつつも、様々な面で進展を見せている。

2011 年 2 月現在の締約国数は 188 に上るが、北朝鮮、ミャンマーや一部中東諸国が依然未締結であり、これら諸国の締結を促進し、更に普遍性を強化していく必要がある。また、CWC の締約国のなかでも、化学兵器の使用、開発などを罰則をもって禁じるなどの包括的国内法を整備している国は全締約国の 5 割程度である。CWC を締結していなかったり、締結はしていても化学物質を管理する国内法制度が整備されていない国があれば、テロ組織などがこれら諸国において化学兵器の開発、獲得を試みるおそれがある。このため、テロ組織などの非国家主体による化学兵器の使用が現実の脅威となっている現在、CWC の普遍性、国内法制定等の実施措置の強化は国際社会における安全保障上の大きな課題である。

2003 年 4 月に開催された第 1 回 CWC 運用検討会議で普遍化の促進及び国内実施措置の強化の重要性が確認され、同年 10 月の第 8 回締約国会議などで「CWC 普遍化に関するアクション・プラン」及び「CWC 国内実施措置アクション・プラン」が策定されるに至り、その後も定期的にフォローアップがなされている。

CWC の柱の 1 つである化学兵器の廃棄については、申告された備蓄型化学兵器の約 62 % が既に廃棄されている（2010 年 9 月）。米国、ロシア等が保有する化学兵器の廃棄期限（2007 年 4 月）は 2012 年まで延期されたが、これまで、アルバニア、インドを含む 3 か国が自国の貯蔵化学兵器の完全廃棄を達成している。

さらに、CWC に基づく義務の履行等の促進のための地域協力についても着実な進展が見られる。アジア地域では、2003 年 10 月にアジア地域国内当局会合がシンガポールにおいて初めて開催され、その後も最近では、ベトナム（2009 年 11 月）やクウェート（2010 年 11 月）で開催されるなど毎年開催されており、日本を含む参加国間で CWC の国内実施、産業査察に係る経験などにつき活発な意見交換が行われている。

4. 日本の取組

日本は、CWC の実効性を高めるため、国際社会の取組に積極的に参加しているほか、日本独自の取組として、非締約国への個別の働きかけを行うとともに、特にアジア地域を対象とした国内実施法制定等の支援を行っている。具体的には、2008 年には、OPCW 技術事務局等と協力してカンボジア及びラオスで CWC の国内実施措置の強化のためのワークショップを開催した。これらワークショップでは、日本における CWC 実施の経験や国内での実施体制の整備等を紹介することにより、締約国における CWC の国内実施措置の強化を促進している。また化学兵器の不拡散の観点からは、アジア地域における化学産業における化学プロセスの安全管理体制の確立・発展を目的として、「化学プロセスの安全管理に関するワークショップ」（2009 年 11 月）を OPCW 技術事務局と協力し東京で開催したほか、「CWC と化学の安全管理に関するセミナー」（2010 年 7 月、於：ハーグ（オランダ））に日本人専門家を派遣した。そのほか、2004 年から毎年、OPCW のアソシエイトプログラムの下で、日本の化学産業の事業所において、アジア地域の途上国政府関係者の研修を行っている。



東京における化学プロセスの安全管理に関するワークショップ

（参考）化学兵器の種類

化学兵器は実験室や化学工場等で比較的容易に生産することが可能である。これまでに化学兵器として開発された毒性化学物質には、大きく分けて塩化シアンなど血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させる血液剤、ホスゲンという気管支や肺に障害を与え窒息させる窒息剤、マスタードなど皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こすびらん剤、サリンのように神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こす神経剤などの種類があり、致死性が最も高いのは神経剤である。

第2節 化学兵器禁止機関（OPCW）

化学兵器禁止機関（OPCW）は、CWCの実施状況を検証することを主な任務とする機関として、1997年4月に発効したCWCによりオランダのハーグに設立された。設立以来4,000回を越える現地査察を実施してきている。その内訳は、米国、ロシアなどがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現地査察と、化学産業を有する締約国がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設・事業所への現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業査察」と呼ばれており、化学兵器の開発・製造が化学産業という隠れ蓑の下で秘密裡に行われていないことを確認するため行われるものである。また、CWCの下では、条約違反の可能性について明らかにするため、締約国は他の締約国の施設又は区域に対する申立てによる現地査察（チャレンジ査察）の実施を要請する権利を有する。このチャレンジ査察は、被査察国が申告していない施設又は区域に対しても査察が行われる点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も実施されていない。

OPCWは、通常年1回開催される締約国の総会である締約国会議（第13回締約国会議においては、日本が議長を務める。）、通常年4回開催される各地域代表41か国（日本を含む。）からなる執行理事会及び技術事務局から構成されている。技術事務局は約520名の職員によって構成されているが、その内約230名が検証・査察活動に従事している。2010年7月25日には、ウズムジュ前

ジュネーブ国際機関トルコ政府代表部特命全権大使が、技術事務局長に就任した。またOPCWは、普遍化、国内実施支援、化学兵器に対する防護、産業検証等に関するセミナーや研修を開催し、CWCの実施を促進するとともに、締約国間の協力を積極的に推進している。

日本は、米国に次ぐOPCW第二の拠出国であり、OPCWと緊密な協力関係を築いている。技術事務局には、専門的知識を持つ自衛官及び経済産業省職員を派遣している。2010年12月には、外務省賓客としてウズムジュOPCW事務局長が訪日し、前原外務大臣をはじめとする日本政府関係者等と会談を行うとともに、慶応義塾大学において「OPCWの将来の課題」のテーマで講演を行い、OPCWが今後直面する課題について述べ、一般聴衆や関係者との対話を行った。



OPCW 締約国会議

第3節 遺棄・老朽化化学兵器問題

1. 中国遺棄化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦終了前までに中国に持ち込まれ、遺棄された旧日本軍の化学兵器の処理問題であるが、日本と中国は、ともにCWC締約国であり、CWCの発効に伴い、日本はこれらの遺棄化学兵器（ACW）を廃棄する義務を負うことになった。CWCはACWについて、遺棄締約国がACWの廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源

を提供すること、また、領域締約国は適切な協力を行うことを定めている。1997年5月、累次の現地調査の結果を踏まえ、日本もACWに関する申告をOPCWに対し提出し、その後も随時修正を行っている。この申告内容を確認することなどを目的としたOPCWによる査察は既に30回実施されている。ACWは、北は黒龍江省から南は広東省まで広い範囲で存在が確認されているが、吉林省ハルバ嶺地区には30～40万発が埋設されて

いると推定されており、現在、同地区の本格的な発掘・回収に向けて施設建設等が行われている。なお、中国国内の各地でこれまでに約4万7千発のACWが発掘・回収されており、現在も発掘・回収が行われている。(以上、2010年10月時点)。

1999年3月、閣議決定により、政府全体としてACWの廃棄に取り組むために、廃棄処理事業の実施を総理府(2001年1月の省庁再編後は内閣府)が担当することを決定し、同年4月に総理府の中に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。また、1999年7月には遺棄化学兵器の廃棄に関する基本的枠組みとして日中覚書(「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」)が作成された。

ACW廃棄処理事業は、長期間にわたって地中に埋設された大量の古い化学兵器を、安全や環境に留意し、中国の法律を遵守しつつ廃棄するという、極めて難易度の高い困難な作業であることから、2006年には日中共同で5年間の廃棄期限の延期を要請し、OPCW執行理事会で承認された。2007年4月の日中首脳会談では、既に発掘・回収済みのACWの廃棄を加速化するため、日本側から移動式処理設備の導入について表明し、中国側はこれを歓迎した。その後、移動式処理設備による廃棄開始に向けた準備を重ね、2010年9月に日本、中国、OPCWの関係者が出席した廃棄事業の開始行事を行い、2010年10月から南京においてACWの廃棄が開始された。また、中国北部に2台目の移動式処理設備及び吉林省ハ

ルバ嶺に試験廃棄処理設備を導入するための準備作業が行われている。このように、日本は一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を払っている。

2. 国内における 老朽化化学兵器(OCW)

国内で発見された旧日本軍の残した老朽化化学兵器についても、日本はCWCに基づき誠実に廃棄義務を履行し、OPCWの検証・査察活動に協力している。

これまでOPCWに申告し、廃棄を行ってきた老朽化化学兵器の例は以下のとおり。

- 北海道屈斜路湖(1996年10月、26発の化学兵器を湖底から発見)
- 広島県大久野島(1999年3月、9発の大赤筒らしき物体を防空壕跡で発見)
- 福岡県苅田港(2000年11月以来、数次にわたり旧日本軍の爆弾らしき物体を発見)
- 神奈川県さがみ縦貫道工事現場(2002年9月、マスタード等の入ったビール瓶・不審物を同工事現場で発見)
- 神奈川県平塚市(2003年4月、シアン化水素(青酸)を含む球状ガラス瓶を工事現場で発見)
- 静岡県浜松市(2007年8月、掘削調査を実施し、旧日本軍のさい剤運搬貯蔵容器と推定されるドラム缶1個を発見)

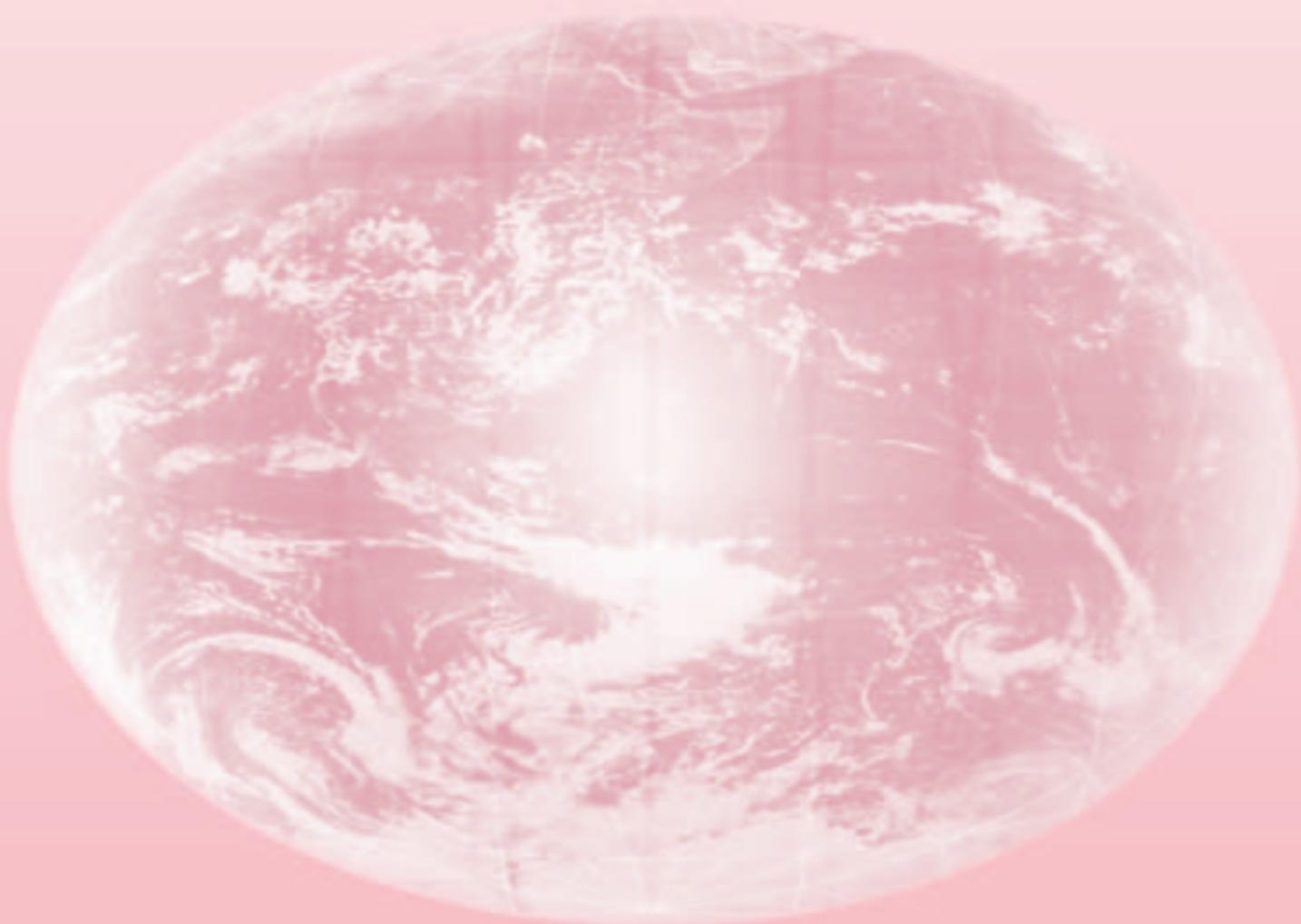


中国・南京の移動式処理設備



中国遺棄化学兵器のOPCW査察

第4部
通常兵器



第4部 通常兵器

第1章

総論

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の兵器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。

通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接に関わるのみならず、人道・開発等様々な分野に影響を与えている。これらの問題について国際社会で行われている取組には、信頼醸成措置と国際的な基準・規範の作成、これら基準・規範に基づく協力・支援の活動が挙げられる。

信頼醸成措置は、過大な通常兵器の蓄積は地域の不安定につながるとの認識のもと、通常兵器の国際的な移譲、軍備の保有等の透明性を向上させ、それにより地域や国際社会における国家間の信頼を醸成し、各国による過度の軍備の蓄積を防止しようとするものである。国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度がこれに当たる。

国際的な基準・規範の作成としては、人道上の懸念のある特定の通常兵器の使用等を禁止する条約や各国による取組の方向性を示す政治文書の作成がある。対人地雷禁止条約やクラスター弾に関する条約は、紛争の後も特定の兵器がもたらす人道上の懸念に対処するため、これら兵器の使用等を禁止する条約である。国連小型武器行動計画は

最近の紛争で実際に市民を殺傷し、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれる小型武器について、各国が実施すべき取組を網羅した政治文書である。これらの条約や政治文書の実施には、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾の除去・廃棄や、非合法的な小型兵器の除去・廃棄も含まれる。

通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援は重要である。日本はこのような分野においても積極的な活動を行っている。小型武器、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾により影響を受けた国々において、現地の人々と共に現場の状況に即したこれら武器の除去、回収、廃棄の活動を行っている。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、国連の枠組における武器貿易条約の作成が注目を集めてきている。通常兵器全般について信頼醸成措置に止まらず各国による国際移譲そのものを法的拘束力のある国際文書に基づき各国が管理する枠組を構築しようとする取組である。武器貿易条約の作成は単に通常兵器の非合法の取引の防止だけでなく、国際人道・人権法に違反するおそれのある国への通常兵器の輸出を未然に防ごうとする試みで、2012年の国連会議における作成を目指し議論が活性化している。

第2章

対人地雷

第1節 対人地雷問題と国際社会の取組

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別な被害を与えるという、人道上極めて重大な問題を引き起こし、地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となっている。1999年から2008年までの間の死傷者数は、少なくとも119か国で73,576人に上るが、1999年の対人地雷禁止条約の発効以降、少なくとも90以上の国・地域で地雷敷設地域1,100 km²

及び戦闘地域2,100 km²の地雷を廃棄した（2009年ランドマイン・モニター）。またこの10年間に4,200万発以上の対人地雷が除去・廃棄され、死傷者数は相当減少している（2009年カルタヘナ宣言）。2010年現在、対人地雷禁止条約の締約国数は156か国に上り、条約の関連会議には非締約国も出席している。対人地雷禁止条約は対人地雷についての世界的な取組の中核となっている。

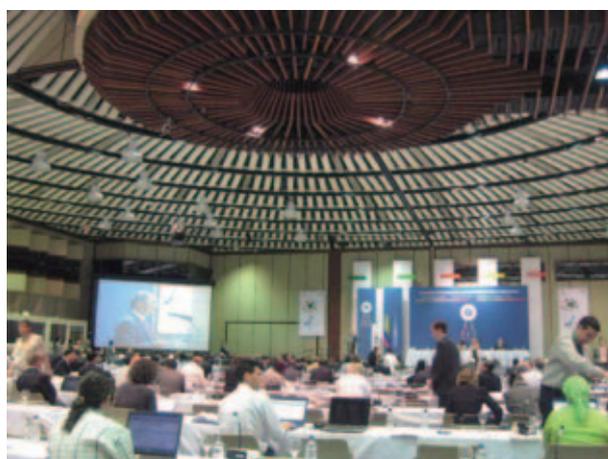
第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

1. 1996年10月に作成された対人地雷禁止条約は、1999年3月1日に発効した（2011年2月末現在、日本を含め156か国が締結）。同条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の4年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。2004年には条約発効後初の検討会議がナイロビ（ケニア）で開催され、「行動計画」、「ハイレベル宣言」等の文書が採択された。

2. 2009年11月29日から12月4日にかけてコロンビア・カルタヘナで第2回検討会議が開催され、締約国は条約発効から10年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、コミットメントを新たにした。全締約国156か国のうち108か国が出席したほか、18の国際機関のほか、ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）等のNGOも団体参加した。また、未締結国のうち条約関連会合初参加の米国のほか、中国、インド、ロシア等19か

国がオブザーバー参加した。

第2回検討会議においては「カルタヘナ行動計画」及び「2009年カルタヘナ宣言」が採択され、今後5年間の具体的行動（犠牲者支援の社会・経済への統合、迅速な除去活動による開発や人間の安全保障の確保等）が明らかとなった。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）会議場の模様

第3節 日本の取組

1. 日本は、2009年の第2回検討会議において、これまでの支援を通じた教訓と、今後の支援の方向性として、①被害国・被害者とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域開発の包括的アプローチを表明した。また、できるだけ多くの国がこの条約を締結することが対人地雷問題の徹底した解決に資するとの立場から、日本は機会あるごとに各国政府、特に中央アジアを含むアジア太平洋の国々や、地雷を多く保有する国々に対して条約の締結を働きかけている。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）における地雷探知機のデモンストレーション

2. 日本は1998年から2009年までに約390億円の支援を行った。内訳は地雷除去（289億円）、犠牲者支援（32億円）、リスク低減教育（約7億円）、包括的支援プロジェクト（39億円）、その他（21億円）である。特に、被害国や被害コミュニティとの協議を通じ、現地の人々が設定した目標に対し具体的成果を得るような支援を続けてきた。例えば、カンボジアの地雷対策センター（CMAC）に専門家を派遣し、連携しながらカンボジア政府の「国家地雷活動戦略プラン」に沿って迅速な除去活動や被害地域のインフラ整備を行った。

今後とも以下の諸点を重視し、地雷犠牲者ゼロを目指して政府、企業、学会、市民社会が一丸となり、活動を続けていく。

○被害国・被害者とのパートナーシップ

上記CMACへの支援のような協力を継続していく。

○国際社会一体となった問題への対処

地雷禁止の徹底と現場での活動推進のためには、被害国とそうでない国、締約国と非締約国を含む国際社会の全てが引き続き力を合わせていく必要がある。

○人間の安全保障を念頭に、犠牲者支援や地雷除去活動の着実な進展

犠牲者一人一人を保護しその能力を開発する活動を心がけ、周辺地域における教育、医療、さらにはインフラ整備等の開発に貢献する。



対人地雷禁止条約第2回検討会議（コロンビア、カルタヘナ）展示会場の日本ブース



アフガニスタンにおける地雷回避教育（提供：AAR）



アフガニスタンにおける地雷除去作業
（提供：UNOPS）



カンボジア地雷対策センター（CMAC）の地雷除去活動
デモンストレーション

第3章

クラスター弾

第1節 国際社会の動き（条約作成の背景・条約の概要）

2007年に特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおけるクラスター弾(注)への取組(第4章第2節参照)を不十分とするノルウェーを始めとする有志国がCCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するオスロ・プロセスにより作成された条約案は、2008年5月、ダブリン会議において採択され、同年12月、ノルウェーのオスロにおいて署名式が行われた。日本からは中曽根弘文外務大臣が出席し署名を行った。

その後、日本は日本国内における条約の実施を確保するため、「クラスター弾の製造の禁止及び

所持の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもってクラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年7月に本条約を受諾した。

(注)

クラスター弾とは、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のことをいう。1個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。

最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）

1. クラスター弾に関する条約(CCM:Convention on Cluster Munitions)は、クラスター弾による人道上の問題に効果的に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移譲等を禁止するとともに、貯蔵弾の廃棄を義務付け、さらにクラスター弾による被害者に対する援助及び国際的な協力の枠組の構築等について規定している。同条約は2010年2月16日に条約発効に必要な30番目の批准書等の国連事務総長への寄託が行われたことを受け、同年8月1日、発効した。

2. 2010年11月、ビエンチャン(ラオス)において同条約の第1回締約国会議が開催され、日本を含む計33の締約国が出席した。また、87の非締約国、国連、赤十字国際委員会(ICRC)、ク

ラスター弾連合(CMC)等の市民社会代表がオブザーバーとして出席した。

3. 第1回締約国会議では、条約の運用に関する具体的な取組(条約の普遍化、貯蔵するクラスター弾の廃棄、クラスター弾残存物の除去・廃棄、リスク低減教育、犠牲者支援等)について議論が行われ、また「ビエンチャン宣言」、「ビエンチャン行動計画」等の成果文書が作成された。この会議では、クラスター弾による被害を終了させるとの締約国による力強い決意が確認されたことに加え、締約国が条約を履行する上での今後の具体的な指針が提示され、「ビジョンから行動へ」(2010年ビエンチャン宣言)移行する体制が整えられた。



クラスター弾に関する条約第1回締約国会議において演説を行う徳永外務大臣政務官（手前）
（2010年11月 於：ラオス（ビエンチャン））

第3節 日本の取組

1. 日本は条約を国内において適確に実施するための法律「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」の作成等、必要な準備を整え、2009年7月に本条約を受諾した。これまで日本は、クラスター弾を含む不発弾処理及び被害者の支援を実施してきており、条約署名後から2010年までその額は約1,200ドル（約12億9,500万円）に上る。協力枠組の効果的活用を通して締約国により条約上の義務の履行が迅速に進められることにより、条約の実効性が高まることから、今後も日本はこの分野において積極的な役割を果たしていく。

2. 第1回締約国会議には日本から徳永久志外務大臣政務官が出席し、一般討論演説において、条約の普遍化に関する議長フレンドとして果たした日本の主導的役割、クラスター弾を含む不発弾処理及び被害者支援を紹介し、これらの分野において引き続き積極的な役割を果たしていくとの決意を表明した。また、会議では日本の須田軍縮日本政府代表部大使が副議長を務めた。

3. クラスター弾に関する条約の締約国は2011年2月現在、52か国に止まっている。日本は、今後もクラスター弾が引き起こす人道上の懸念を深刻に受け止め、市民社会とも協力しつつ、条約の着実な実施、アジア大洋州諸国を中心に条約の締結を働きかけ、条約の普遍化促進に引き続き取

り組んでいくとともに、不発弾処理・犠牲者支援に積極的に貢献していく。



徳永外務大臣政務官（中央）によるクラスター弾被害現場視察
（ラオス、シェンクワン県）



UXO Lao（ラオスにおける不発弾対策を担当）によるクラスター弾の被害現場での除去活動の説明

第4章

特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)

第1節 条約の概要

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW:Convention on Certain Conventional Weapons)は、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成る。現在、以下の5つの附属議定書が成立している。

○議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）

○改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ(注)及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）

(注) 食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等しかけたものをいう)

○議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）

○議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳ、を締結している。

第2節 最近の動き (クラスター弾)

1. CCWの枠組みの下、クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念についても議論が行われてきている。2006年11月のCCW第3回運用検討会議の結果、2007年は、不発弾化し得る弾薬の問題に関し、特にクラスター弾に焦点を当てて議論を行うことが決定された。この決定に基づいて開催された2007年6月の政府専門家会合では、締約国会議に対し、新たな文書の可能性を含め、クラスター弾の人道上の影響に対処する最善の方法を決定するよう勧告が採択された。この勧告を受けて2007年11月に行われた締約国会議においては、CCWの枠組みでクラスター弾の人道上の懸念に早急に対応するための交渉を行うことがコンセンサスで決定された。2008年2月以来、政府専門家会合が開催され、交渉が継続している(クラスター弾に関する条約の作成経緯については、第3章参照)。

2. 日本は、レバノン、ラオス、アフガニスタ

ン等において、クラスター弾を含む不発弾の処理に協力してきている。クラスター弾の人道上の懸念に実効的に対処するためには、クラスター弾の主要な生産国及び保有国の参加も得て議論を進めていくことが必要である。日本は、様々な場における国際的な議論に積極的に参加しており、こうした実効性の観点から、主要生産国も参加する枠組みにおいて、クラスター弾に関する国際約束の交渉を行うことを支持している。



ラオスでの不発弾処理活動 (提供：日本地雷を処理する会 (JMARS))

コラム：地雷及び不発弾分野における産官学の取組

1999年のオタワ条約発効から10年間に4,200万個以上の対人地雷が除去、廃棄され、対人地雷による死傷者数は相当減少している（2009年カルタヘナ宣言）。この間、日本は現場レベルでの進展をもたらすべく種々の支援を実施してきている。そのような活動を通じて学んだ重要な教訓の一つは、対人地雷及び不発弾の除去やこれら武器による被害者支援を真に効果的に行うためには、被害者のみならず、市民社会、メディア、企業等の幅広い人々の参加・協力が必要であるということである。

日本では多様なバックグラウンドを持つ人々が地雷や不発弾を自らの問題としてとらえ、行動を起こし、息長い活動を行っている。それらの活動には、例えば、様々な啓発イベントの開催、除去機の開発、地雷や不発弾廃絶への思いを著書や絵画で訴える活動、除去による汚染地域の安全確保と回避教育等がある。これらの人々は何等かの形で地雷や不発弾による被害者と出会い、彼等の境遇の実態を知り、触発され、長年弛むことなくこれらの活動を続けてきている。

世界にはまだ数千万個もの地雷が埋設されているといわれている。地雷問題に取り組む人々はこう述べる。「一つ取り除けば必ず一つ減り、確実に一人の被害者を防ぐことが出来る」2009年カルタヘナ宣言はこう訴えている。「人々が危険にさらされている限り、我々は目標達成のためにより多くを実施していかなければならない。」



日本の地雷除去機三種（左からコマツ、日立スイングタイプ、日立プッシュタイプ）
（提供：JICA）

第5章

小型武器

第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

紛争や犯罪で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけではなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

(参考1) 2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が殺されていると言われている。

(参考2) いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、兵士一人で携帯、使用が可能な狭義の小型武器 (small arms)、兵士数名で運搬、使用が可能な軽兵器 (light weapons)、弾薬及び爆発物の3種類があり、一般的にはこれらを総称して広義の「小型武器」と呼んでいる。

1. 2001年7月に国連小型武器会議が開催され「小型武器行動計画」が採択された。この行動計画を指針としてその後の国際社会における取組が行われている。その後、行動計画に基づいて作成された文書として「トレーシング国際文書」と「ブローカリング政府専門家会合報告書」がある。

2. トレーシング国際文書は「国家が時宜を得た信頼できる方法で非合法小型武器を特定し追跡することを可能にするための国際文書」との正式名称が示すとおり、各国が輸入、製造時に小型武器への刻印を行うとともに、刻印等の小型武器に関わる情報を保存し、国際捜査等で必要な際にお互いに情報交換することにより非合法小型武器の追跡を効率的に行おうとするものである。トレー

シング国際文書は2005年に作成された。

3. 非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合 (GGE : Group of Governmental Experts) は2007年の会合における議論をとりまとめ報告書を作成した。法的規制が手薄な途上国等に仲介者 (ブローカー) が移動し口利き等の方法で武器の売手と買手を結びつけることにより非合法な武器の輸出入を行う非合法ブローカリングが横行している。このような非合法ブローカリングを取り締まるため、非合法小型武器ブローカリング GGE は、2007年、ブローカリングの規制に関する国内法の要素 (模範例)、国際協力の促進措置、勧告を含む行動志向の報告書を作成した。

4. 国連小型武器行動計画のプロセスは、2006年の国連小型武器行動計画履行検討会議では成果文書の作成に至らなかったが、その後の隔年会合において過去の実施状況を確認する、また今後の実施強化に向けた取組に関する報告書が順調に採択されている。2008年の会合では国際協力と支援、非合法ブローカリング、備蓄管理と余剰廃棄及びトレーシングに関する議論が行われ、2010年の会合では国際協力と支援、トレーシングの他、国境管理、フォローアップ・メカニズム等に関する議論が行われた。特に2010年の会合におけるフォローアップ・メカニズムの議論では隔年で行われる会合の他に6年サイクルで履行検討会議を開催することが有用とされ、また絞られた特定テーマについての政府専門家会合の開催についても今後検討されることとなった。

5. 2011年は行動計画作成10周年に当たるが、

国連小型武器行動計画に関する議論のプロセスが明確になり、また国連における議論の内容も国際

文書の作成に止まらず、国際協力支援等の分野において深化しつつあると言える。

第2節 日本の取組

1. 日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきており、特に2001年国連小型武器会議の前後の小型武器に関わるプロセスが軌道に乗る過程で議論を牽引する役割を果たした（注）。また、南アフリカ及びコロンビアと共同して毎年決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。

(注)

日本は、行動計画作成前の専門家パネル等の議長（堂之脇光朗・元外務省参与）、2001年国連小型武器会議の副議長（堂之脇元参与）、2003年中間会合の議長（猪口邦子軍縮日本政府代表部大使）を歴任している。

2. さらに、行動計画の地域レベルにおける着実な履行のため、行動計画実施に関わる地域会合の開催を支援しており、例えば2010年は東南アジア地域会合（於：バリ（インドネシア））、非合法ブローカリング・ワークショップ（於：バンコク（タイ））の開催を支援した。

3. 日本は小型武器により被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトも積極的に実施してきており、例えば2008年にはスリランカにおけるプロジェクトを支援した。本件プロジェクトは同国における委員会の設立、データベース構築、実態調査の実施等、一連の能力育成を行うものである。2011年は、国連アジア太平洋平和軍縮センターがネパールで実施する法執行機関関係者への訓練プロジェクトを支援する予定である。



焼却破壊される小型武器（於：カンボジア、提供：JSAC）
（注）JSACは2008年に活動を終了

第6章

武器貿易条約 (ATT) をめぐる動き

第1節 国際社会の動き

これまで、通常兵器一般についての全世界的な取組は信頼醸成措置である国連軍備登録制度等に限定されていた。通常兵器の分野における動きの中で最近注目を集めてきているのが、武器貿易条約 (ATT : Arms Trade Treaty) 構想の進展である。武器貿易条約構想とは、通常兵器の輸出入及び移譲に関する国際的な共通基準を確立する国際基準の作成を通じて、通常兵器の国際的な管理の強化を図るものである。

1. ATT 構想についての議論は90年代後半から有識者・NGOの間で広がり、2004年ストロー英国外相によるATT構想への支持表明、2005年G8外相会議後の英議長国声明で言及がなされる等の背景がある。2006年に入り英国や日本を含む原提案国 (英国、日本の他はアルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド、ケニア) がATTについて議論を深める政府専門家会合 (GGE) 立上げを主眼とした国連決議案「武器貿易条約に向けて：通常兵器の輸入、輸出及び移譲のための国際共通基準の設定について」を国連総会に提出し、圧倒的多数で採択された。

2. 2008年GGEにおける議論の末、「通常兵器の移譲問題の複雑さに鑑み、この問題について更に検討する必要がある、その検討は、国連の枠組みで、段階的に、開かれた透明性のある方法で、進められるべきである」と結論した報告書を取りまとめ、国連事務総長に提出した。

3. その後、2008年の第63回国連総会決議 (国

連オープンエンド作業部会(OEWG)開催が主な内容)、2009年の国連オープンエンド作業部会での議論を経て、「管理されない武器貿易が引き起こす問題に対処するため国際的な取組が必要であること」を盛り込むOEWG報告書が作成された。

4. OEWG報告書の作成を受け、2009年の第64回国連総会では2010年、2011年に準備委員会を開催し、「通常兵器の移譲のための最も高い国際共通基準に関する法的拘束力のある文書を作成するため、2012年に4週間の国連武器貿易条約会議を開催する。」「国連武器貿易条約会議はコンセンサスを基本として取り進められる。」内容を内容とする決議が提出され (原提案国は英国、日本、アルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、フィンランド、ケニア)、賛成151、反対1、棄権20で採択された (過去の決議に反対票を投じてきた米国は、2012年の国連会議がコンセンサスを基本に実施されることを条件に賛成)。

5. 第64回国連総会決議に基づき、2010年に国連会議準備委員会が国連本部において開催された (議長はOEWGに続きモリタン・アルゼンチン大使)。準備委員会では条約の構成要素、原則及び目標について議論を行い、結果は議長ペーパーとして纏められた。また、条約の中核を成す対象範囲、移譲基準、実施メカニズムの3つの要素について議論が行われ、その結果を取り纏めたサマリーが作成された。準備委員会はATTの実現可能性について推進国と慎重国との間の議論の応酬に集中していた2009年のOEWGから大きな前進を

見せ、各国が重視する条約の要素につき活発な議

論が行われた。

第2節 日本の取組

1. 上述のとおり、日本は国連の枠組において武器貿易条約の作成を目指すプロセスにおいても積極的な貢献をしてきている。ATTは通常兵器の移譲に関する管理の強化を目指すものであり、日本の基本的立場と合致している。

2. また、日本は2009年2月に国際NGOオックスファム（Oxfam）と共催で「ATTアジア太平洋地域会合」を開催し、アジア太平洋地域におけるATT構想への理解を深めた他、同年10月にマレーシアで開催の「ATTアジア太平洋地域会合」

に出席するなど、アジア太平洋地域における武器移譲の問題とATTの果たし得る役割を中心とした意見交換において議論活性化に貢献した。

3. 今後は2011年に準備委員開会が開催され、2012年の国連会議において条約作成作業が行われる予定である。日本は2012年の国連会議で実効性のある条約が作成されるよう、準備委員会への参加も含めATTに関連する作業に積極的に参加していく。



外務省・Oxfam共催「武器貿易条約（ATT）アジア太平洋地域会合」
（2009年2月 於：東京）

第7章

信頼醸成措置

各国の軍備の公開性と透明性を向上させることで信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する

取組として、国連の枠組みにおける国連軍備登録制度と国連軍事支出報告制度がある。

第1節 国連軍備登録制度

1. 国連軍備登録制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、①主要武器輸出国に対する自粛と②通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、日本とEC諸国が共同で国連決議案を作成し、同年成立させたものである。通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。

2. この制度は、国連加盟国に対し、大型の攻撃兵器として位置付けられた7カテゴリーの通常兵器(注)につき、報告年前年の輸出入に関する情報、具体的には1年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

(注) 報告対象となる7カテゴリーの兵器

- I. 戦車
- II. 装甲戦闘車両
- III. 大口径火砲システム
- IV. 戦闘用航空機
- V. 攻撃ヘリコプター
- VI. 軍用艦艇
- VII. ミサイル及びミサイル発射装置

3. 本制度について3年毎に開催される政府専

門家会合において、7カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。

2003年の会合では「III. 大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「VIII. ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地対空ミサイル(MANPADS)が追加された。さらに、小型武器の輸出入に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。

2006年の会合では「小型武器」登録のための書式(使用は任意)が作成されたほか、「VI. 軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。

2009年の会合では、小型武器を新たなカテゴリーとして報告対象とする提案が重点的に議論されたが合意に至らなかったことから、小型武器のカテゴリー化について各国の見解を求めることが勧告された。日本は小型武器のカテゴリー化に賛成する主旨の見解を2010年に提出した。

4. この制度には主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移譲をカバーしている。但し、アフリカ等からの参加率が低いことから、本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。

5. 日本は、当初より本制度普及のため各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに

に、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則3年ごとに開催されてき

た政府専門家会合に毎回（次回は2012年に開催予定）参加し、中心的な役割を果たしてきている。

第2節 国連軍事支出報告制度

1. 国連軍事支出報告制度は、1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、1981年より実際の運用が開始された。同制度は特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能であり、その意味で透明性向上、信頼醸成に貢献するものとなっている。

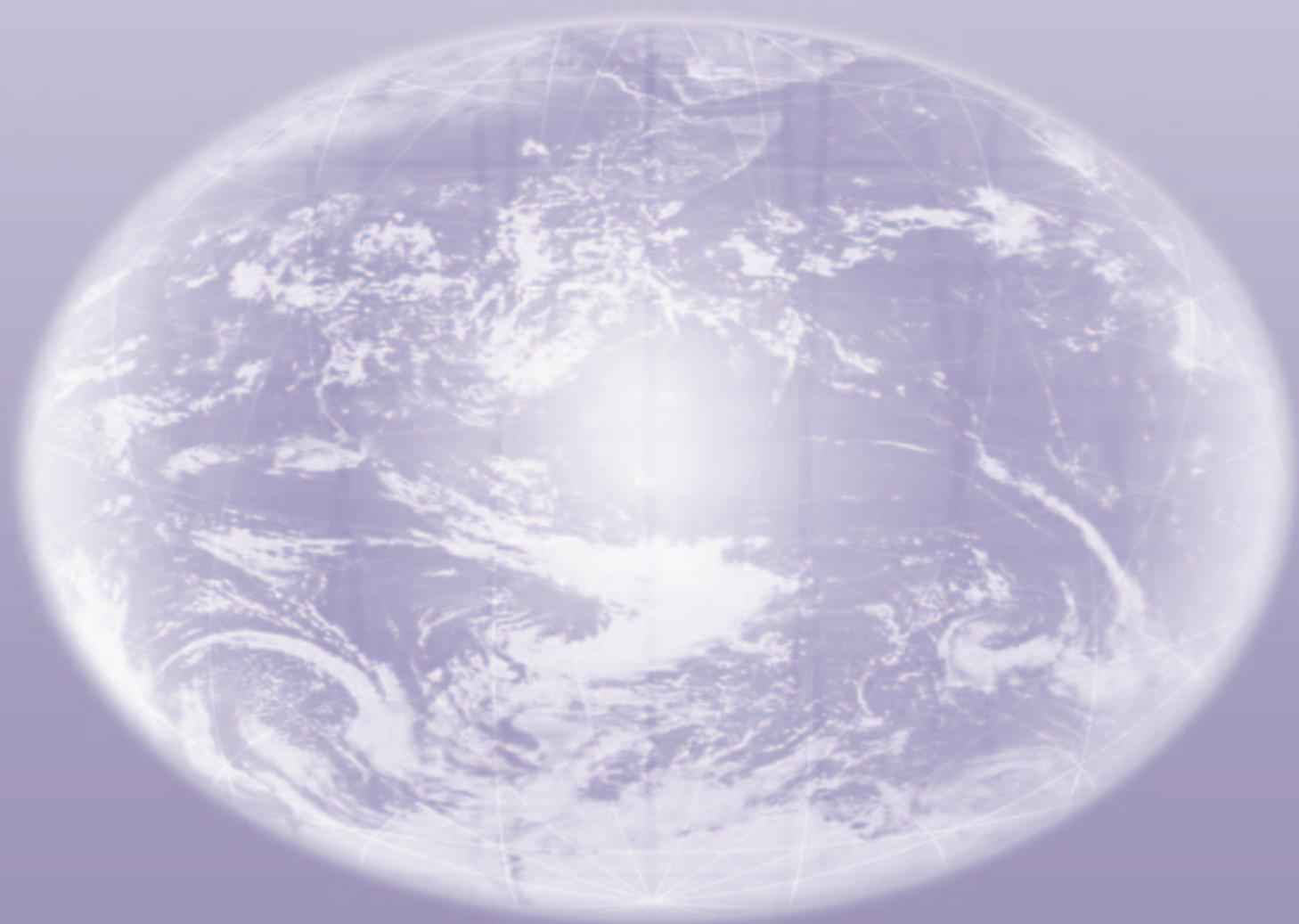
2. 国連軍事支出制度の報告対象は、①人件費やメンテナンス費用等の運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

3. 日本は1982年に最初の報告を行い、1997年以降毎年報告している（2009年までの総報告回

数は21回）。主要国の2009年までの総報告回数は米国23回、英国28回、フランス21回、ドイツ28回、ロシア14回、中国3回、韓国6回である。

4. 本件制度への参加国数については最初の10年間は20か国台、冷戦後の90年代は30か国台であった。その後、本件制度に関する国連決議の共同提案国であるドイツとルーマニアの努力により、2001年（61か国）、2002年（80か国）と急増し2008年までは同レベルで推移していたが2009年（59か国）に減少した。このような運用上の問題点、報告様式、今後の発展について検討するため、2010年から2011年に政府専門家会合が開催される。

第5部
不散体制



第5部 不拡散体制

第1章

輸出管理レジーム

第1節 概要

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、かつ不拡散を支持する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下①～⑤の5つの輸出管理レジームが存在する。

- ①原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group (NSG)：核兵器）
- ②ザンガー委員会（Zangger Committee (ZC)：核兵器）
- ③オーストラリア・グループ（Australia Group (AG)：生物・化学兵器）
- ④ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime (MTCR)：ミサイル）
- ⑤ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement (WA)：通常兵器）

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は、大量破壊兵器やその関連物資を入手又は拡散しようとする拡散懸念国やテロ組織などに対し、いわば供給者側から規制を行うための枠組みであり、日本はこれらの枠組みを積極的に活用しつつ、輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えば高性能コンピューター、工作機

械、先端材料、ソフトウェア等）はどのようなものかにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これらの輸出管理レジームでは、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

輸出管理レジームを通じた輸出管理についての協調は、不拡散体制の基礎となる極めて有効な手段であるが、不拡散の目的を達成するためには必ずしも十分とはいえない。特に、レジームに参加せず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、アジア諸国の不拡散政策担当者を招いてのアジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナー等各種セミナーや研修などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国が、輸出管理の重要性への認識を深め、輸出管理体制の強化を徹底するよう呼びかけている（第4章参照）。

第2節 原子力供給国グループ (NSG)

1. 概要

1974年、インドが、国際原子力機関 (IAEA) による保障措置の下にありながら、核実験 (インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる。) を行い、核拡散が現実の問題として認識されるようになった。これを契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる限り排除するために条件を付すことが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ (NSG) は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1978年に設立された。

設立当初以来、NSG参加国政府は、原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (いわゆる「専用品」) 及び関連する技術の輸出の条件を定めた指針であるNSGガイドライン・パート1 (ロンドン・ガイドラインとも呼ばれる。) に従った輸出管理を行っている。輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材 (いわゆる「汎用品」) 及び関連する技術にも拡大されている (NSGガイドライン・パート2)。2011年2月末現在、日本を含む46か国がNSGに参加している。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

2. NSGガイドライン・パート1

原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目 (専用品) 及び関連技術は、「NSGガイドライン・パート1」と呼ばれる指針に従って各参加国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象としてリスト (通称「トリガーリスト」) に列挙されている品目 (プルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛、再処理プラント・濃縮プラント等) の非核兵器国への輸出に際しては、①核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国

政府からの公式の保証を得ること、②受領国においてIAEAの包括的保障措置 (第2部第5章第2節1. 参照) が適用されていること、③受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、④受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けること、の4条件を受領国に義務付けることとされている。

3. NSGガイドライン・パート2

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、従来のガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。これを受け、米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針 (「NSGガイドライン・パート2」) は、原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置及び部品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験及び計測装置等が新たに対象品目となった。このNSGガイドライン・パート2は、原子力関連汎用品及び関連技術の輸出が、①非核兵器国における核爆発活動若しくはIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合、②上記①の活動への転用の容認しがたいリスクがある場合若しくは対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合、又は③核テロへの転用の容認しがたいリスクがある場合には、その輸出を許可すべきでないことを基本原則としている。

4. NSGの活動と日本の取組

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。また、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催している。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸

出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としているが、最近では参加国間の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた。また、2004年2月のブッシュ米国大統領による不拡散に関する提案を受け、濃縮・再処理に関する資機材・技術の移転の制限や追加議定書を原子力関連資機材・技術の供給条件とすること等について活発な議論が継続されている。2005年6月の総会においては、保障措置協定に違反している国への原子力移転の停止に関するガイドライン改正について合意された。北朝鮮による2006年10月の核実験実施の発表及び2009年5月の核実験を受け、直後のNSG会合においてそれぞれ深い憂慮と懸念及び拡散上の懸念につき言及するNSG議長声明及びパブリック・ステートメントが発表された。さらに、北朝鮮及びイランに関し、NSGガイドラインを引用した国連安保理決議が採択され

たことを受け、これら決議の国内実施につき意見交換を行うとともに、各参加国の国内輸出管理制度を通じた決議の実施状況につき情報を共有した。2008年8月及び9月には臨時総会が開催され、NSGガイドラインからのインドの例外化について議論が行われ、その結果、「インドに対する民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスにて採択された。2010年6月の総会ではNSG規制リストの総合的見直しに関する議論等が行われた。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に、日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されることがないように厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

第3節 ザンガー委員会 (ZC)

1. 概要

1970年に発効した核兵器不拡散条約(NPT)の第3条2は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものとどまっている。このため、スイスのザンガー教授の提唱により、協議が行われ、1974年、輸出管理の対象となる品目がザンガーリストとして合意された。ザンガー委員会参加国では、現在、同リストに掲載される品目について輸出管理が行われている。2011年2月末現在、日本を含む37か国がザンガー委員会に参加し、通常年1回会合が開催されている。

なお、ザンガー委員会は、NPT上の規定により明示的に設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国に対して参加が義務付けられているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重

し、国内法令等に基づいて実施している。

2. 輸出管理の内容

輸出管理の対象はプルトニウム・ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、①NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、直接移転された核物質又は移転品目が使用される施設によって生産・加工・使用される核物質が核兵器又はその他の核爆発装置に転用されないこと、②NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、上記①の核物質及び移転された品目にIAEA保障措置を適用すること、並びに③再輸出先の国が再輸出される品目に保障措置を適用する旨受け入れない限り、NPTに加入していない非核兵器国に核物質及びその他の原子力資機材を再輸出しないことの3つが基本的な条件とされている。

3. NSGとザンガー委員会との主な相違

NSGとザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通しているが、両レジームには主に次のような相違点も見られる。

(1) NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT第3条2の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPTの枠組みの範囲内にとどまるものである。

(2) 具体的な活動内容の面では、NSGは、原子

力専用品及び関連技術、並びに原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSGでは、輸出の際の4条件の1つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されていけばよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSGガイドライン・パート1のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討の上、その改正を反映させることとなっている。

第4節 オーストラリア・グループ (AG)

1. 概要

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないように、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年6月にベルギーのブリュッセルで第1回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「オーストラリア・グループ (AG)」と呼ばれるようになり、第1回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。AGは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸

念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2011年2月末現在、日本を含む40か国が参加、年1回総会を開催している。

2. 輸出管理の方法

AGの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共通の目的を達成するため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとすることを目指している。

AGにおいて合意されている規制品目は以下のとおり。

- ①化学兵器原材料（化学物質）
- ②化学兵器製造設備（反応器、貯蔵容器等）及び関連技術
- ③生物兵器関連生物剤（人、動物、植物に対するウィルス・毒素等）
- ④生物兵器関連製造設備及び関連技術

参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられないことがないように、慎重に輸出管理を行っている。

3. 最近の動きと日本の取組

生物・化学兵器は、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、AGの存在は重要である。日本も、AGを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理についての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

AGは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国を始めとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強い。このため、非参加国にもAGの目

的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを示した。このような状況を受け、AG参加国は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに加えて、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

2009年総会では、合成生物剤に関する専門家会合の協議対象に新発展技術を含めること、無形技術移転（ITT）分野での協力を強化すること等が決定された。また2010年総会では、不正な無形技術移転の防止が引き続き最優先事項であることを再確認するとともに、右目的のため、近くITTに関するアウトリーチ用冊子を完成させることに合意した。

第5節 ミサイル技術管理レジーム（MTCR）

1. 概要

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理協調の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7が中心となって1987年4月に発足し、その後1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2011年2月末現在、日本を含む34か国が参加している。

2. 輸出管理の方法

MTCR参加国は、ミサイル（宇宙ロケットも含む）及び関連汎用品・技術（例えば、航法装置やソフトウェアなど）を輸出管理の規制対象とすべき

品目としてリスト化し、国内法令（日本においては、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに基づく「輸出貿易管理令」、「外国為替管理令」等）に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

- ①カテゴリーⅠ品目（目的に関わらず原則輸出禁止）：射程300km以上・搭載能力500kg以上の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、誘導装置や再突入機等のサブシステム。
- ②カテゴリーⅡ品目（ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則輸出禁止）：射程300km以上・搭載能力500kg未満の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速度計、ジャイロスコープ、（一定容量の）噴霧器付無人航空機（射程に関わらず規制）等。

3. 最近の動きと日本の取組

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、設立当初より MTCR に参加し、厳格な輸出管理に努めてきている。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後も MTCR を通じた取組に貢献していく考えである。

(1) 2003 年、MTCR は、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度（キャッチオール制度）を MTCR 参加国が導入することにつき合意した（日本は、これに先立つ 2002 年 4 月

に同制度を導入。)

(2) MTCR では、MTCR 参加国のみならず、MTCR 非参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、MTCR 非参加国が MTCR ガイドライン及び規制品目リストを自国の輸出管理制度に取り入れるよう、MTCR 議長国を中心に MTCR 非参加国に働きかけを行ってきた。日本は、アジア地域における数少ない MTCR 参加国（日本・韓国）として、従来、あらゆる機会を捉えてアジア諸国に対しかかる働きかけを行ってきている。

第6節 ワッセナー・アレンジメント (WA)

1. 概要

冷戦の終結に伴い、1994 年 3 月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的としたココム (COCOM) は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻 (1990 年) に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器 (核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器。軍用艦艇、戦車など) 及びそうした兵器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め 2 年半余り協議を行った結果、1995 年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996 年 7 月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント (WA)」が発足した。2011 年 2 月末現在、日本を含む 40 か国が参加している。

WA は、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定

していたのに対し、WA では特定の対象国・地域に的を絞ることなくすべての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

WA の目的は、①通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

2. 輸出管理等の方法

WA では、①参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業 (具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂)、及び②どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、上述の目的を達成しようとしており、参加国には WA 内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

3. 最近の動き

2009 年総会では、不安定化をもたらす武器の蓄積についてより踏み込んだ議論がなされた。また技術進歩や市場の傾向、国際安全保障環境の変

化を見据え、規制品目リストに多数の改訂が加えられるとともに、WAのベストプラクティスを共有し、WAに対する理解を促進するため、非参加国や国際機関に対し、対話を通じたアウトリーチを引き続き行うことが合意された。

なお、2011年は4年に一度の機能見直し年にあたり、WAの抜本的な機能強化のため集中審議が行われる予定である。

4. 日本の取組

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と

安全の維持の観点から、WAの目的に賛同し、設立前より積極的にWAの成立に関与してきている。国内的には「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」などの関連法令を整備し、WAの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は原則として武器輸出を行っておらず、WAや国連軍備登録制度において、各国に対し武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

第2章

ミサイルの不拡散

第1節 問題の現状

核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。とりわけ、弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらす。

先進7か国（G7）は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた（前述）。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、また

MTCR 参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を食い止めることはできなくなっている。北朝鮮は、日本のほぼ全域を射程下におく弾道ミサイルであるノドンを実際に配備しているが、1998年には北朝鮮が発射したテポドン1を基礎とした弾道ミサイルが日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾したこと、さらに2006年にもテポドン2を含む7発の弾道ミサイル発射を実施し、2009年4月にも日本を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらず、ミサイル発射を強行したことは、日本にとってミサイルが大きな脅威を構成し得るものであること、北朝鮮の弾道ミサイル活動が北東アジアの平和と安定に関わる重要な問題であることを改めて示した。さらに、インドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになっている。

第2節 ハーグ行動規範(HCOC)

1. 採択の経緯

このように弾道ミサイルの拡散が国際的な懸念となる状況の中で、MTCRにおいて、これまでの輸出管理の協調だけでは弾道ミサイルの拡散を防止することができず、これを補完する国際的な枠組みが必要であるとの気運が高まり、MTCRを中心にグローバルな枠組み作りについて検討を開始した。2001年9月のMTCR オタワ総会（カナダ）で、MTCR内で議論を終了し、その後、すべての国に開かれた普遍化のプロセス（2002年2月の

パリ（フランス）会合（78か国参加）、2002年6月のマドリッド（スペイン）会合（96か国参加）を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が93か国の参加を得て採択された。

2. 概要

(1) HCOCの法的性格

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際的枠組みであり、弾道ミサイルの拡散防止、

弾道ミサイルの開発・実験・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置などを主な内容とする。HCOCは、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、参加国がHCOCの原則や措置に従うとの政治的意思を示す文書である。

(2) HCOCの内容

HCOCは、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制するとの原則、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されるべきではないとの原則、弾道ミサイルの開発・実験・配備の自制、国際的軍縮・不拡散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発・取得を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画に対する貢献・支援・支持を行わないこと、信頼醸成措置(弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など)の実施を主たる内容とする。HCOCは、同時に、信頼醸成措置の実施が弾道ミサイル活動を正当化することにはならないことも定めている。

(3) HCOC参加国

2011年2月末現在、HCOC参加国は採択当初の93か国から131か国に増加した。HCOCのさらなる普遍化に向けて、HCOC議長国が中心となり、HCOCへの参加を促している。なお、HCOCへの参加はすべての国に開かれており、中央連絡国であるオーストリア政府にHCOCへの参加を表明する外交文書を提出すれば参加できる。

(4) HCOCに関する国連総会決議

2004年12月、第59回国連総会において、HCOCに関する国連総会決議が161か国の支持を得て採択された。2005年の第60回国連総会及び2008年の第63回国連総会においては、同様の決議がそれぞれ158か国及び159か国の支持を得て採択された。これらの国連総会決議には、HCOCの立ち上げを歓迎し、HCOCへの参加を促す内容が盛り込まれている。日本は、同決議案の共同提案国となり、採択に向けHCOC議長国などと共にHCOC非参加国に対して決議案への支持を働きかけた。

第3節 日本の取組

1. 弾道ミサイル拡散に対する取組

弾道ミサイルの拡散は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイルの拡散に対する取組として、拡散懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は、MTCRの枠組みにおける国際協調を重視し、HCOCをめぐる議論にも積極的に参加しつつ、ミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全域を射程下におくノドンを配備し、弾道ミサイル発射を行うなどの懸念すべき活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際社会の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきた。

また、2001年から2008年にかけて3回にわたり設置されたミサイル問題を多角的に検討するため

の国連ミサイル政府専門家パネルには、日本からも専門家が参加し、ミサイル問題への取組の重要性につき積極的に発言するなどの貢献を行った。

2. HCOCにおける取組

日本は、HCOCの内容を策定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはならないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。さらに、HCOCの採択に先立ち、オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について3回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行った。

HCOCの今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施であることから、日本は、各種セミナーや説明会、アジア不拡散協議(ASTOP)や二国間の協

議など、様々な機会を通じて、特に ASEAN 諸国に対して HCOC への理解と参加を促している。現在、HCOC 参加国は ASEAN 諸国ではフィリピン及びカンボジアのみであるが、今後も引き続き、ASEAN 諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

さらに、日本は、HCOC の信頼醸成措置の円滑な実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政

策に関する年次報告を提出した。また、2005 年 11 月には、HCOC の信頼醸成措置の一環として、HCOC 参加国による日本の宇宙センターの国際視察を実施した。このような積極的な実践姿勢は、他の HCOC 参加国からも評価を得ている。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOC が普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与するよう貢献を行っていく考えである。

第3章

拡散に対する安全保障構想（PSI）

第1節 成立の背景と概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散防止のための国際的な取組としては、核兵器不拡散条約（NPT）等の国際条約に基づく不拡散体制のほか、種々の国際輸出管理レジームが重要な役割を演じている。

しかし、国際的取組の存在は極めて重要であるが、その一方で関連条約や輸出管理レジームのみでは十分に防止できていないのが実情である。

このような背景を踏まえ、米国のブッシュ政権は大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米国同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランを始めとする拡散懸念国やテロリスト等の非国家主体による大量破壊兵器及びミサイルの開発及び移転への懸念を強めた。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（①拡散対抗、②不拡散、③大量破壊兵器使用の結果への対処）の必要性を提唱した。

2003年5月31日、ブッシュ米国大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取組として、「拡散に対する安全保障構想」（PSI: Proliferation Security Initiative）を発表し、日本を含む10か国に参加を呼びかけた。PSIは、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter-proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、現在では、95か国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

第2節 これまでの動き

1. 参加国・協力国の拡大に向けた努力（アウトリーチ活動）

PSIの下で行われる大量破壊兵器等の拡散阻止活動においては、複数の国による連携が鍵となることから、参加国・協力国の範囲を拡大し、拡散阻止のための網の目を細かくすることが重要である。発足当初、PSIの参加国は11か国に過ぎなかったが、その後の精力的なアウトリーチ活動の結果、PSIに対する支持を表明する国の数は現在で

は95か国を超えている。

2. 各種会合を通じた活動内容の精査

発足後2年間、局長級の総会及び局次長級の専門家会合においてPSIの活動内容に関する議論を深めた結果、PSIは、①国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、②参加国を現在の参加国に限るものではな

いこと、③既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻止するものではないこと等が確認された。2003年9月の第3回総会（於：パリ）では、「阻止原則宣言」が採択され、PSIの目的やPSIが行う阻止活動の基本原則が定められた。2006年6月には、PSI 3周年を記念して、ハイレベル政策会合がワルシャワ（ポーランド）で開催され、2008年9月には、PSI 5周年を記念して、PSI 5周年会合がワシントンで開催された。

日本を含む21か国が参加するオペレーション専門家会合（OEG）がPSI発足以降定期的に開催されてきており、PSIの活動内容の精査、訓練実施計画の策定、法的問題の検討等を行い、PSIの

活動の主たる内容を実質的に決定している。日本は2010年11月に初めて同専門家会合を東京において主催した。

3. 阻止訓練の精力的な実施

実際に大量破壊兵器等の拡散を阻止する際のオペレーションを成功に導くため、PSI発足後、陸上・海上・航空等、様々な形態の阻止訓練が世界各地において実施されている。これらの訓練の主な成果として、①各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、②各国の軍隊、法執行機関、税関当局等の相互の連携の強化、③PSI非参加国に対するアウトリーチ効果等が挙げられる。

【これまでのPSI阻止訓練】（2011年2月末時点）

[2003年]

9月12-14日	オーストラリア主催海上阻止訓練（Pacific Protector）（於：オーストラリア沖）
10月8-9日	英国主催航空阻止指揮所訓練（於：ロンドン（英国））
10月14-17日	スペイン主催海上阻止訓練（Sanso 03）（於：地中海）
11月24-28日	フランス主催海上阻止訓練（Basilic 03）（於：地中海）

[2004年]

1月11-17日	米国主催海上阻止訓練（Sea Saber）（於：アラビア海）
2月19日	イタリア主催航空阻止訓練（Air Brake）（於：シチリア（イタリア））
3月31日-4月1日	ドイツ主催航空阻止訓練（Hawkeye）（於：フランクフルト（ドイツ））
4月13-22日	イタリア主催海上阻止訓練（Clever Sentinel）（於：地中海）
4月19-21日	ポーランド主催陸上阻止訓練（Safe Borders）（於：ポーランド）
6月23-24日	フランス主催航空阻止指揮所訓練（ASPE 04）（於：パリ（フランス））
9月27日-10月1日	米国主催海上阻止机上訓練（PSI Game）（於：米海軍大学（米国））
10月25-27日	日本主催海上阻止訓練（Team Samurai 04）（於：相模湾沖合及び横須賀港内）
11月8-18日	米国主催海上阻止訓練（CHOKO POINT 04）（於：キーウエスト（米国））

[2005年]

4月8-15日	ポルトガル主催海上阻止訓練（NINFA 2005）（於：リスボン（ポルトガル）及びポルトガル沖合）
5月31日-6月2日	チェコ・ポーランド共催陸上阻止訓練（Bohemian Guard）（於：オストラバ（チェコ））
6月7-8日	スペイン主催航空阻止訓練（Blue Action 2005）（於：西地中海地域及びサラゴサ空軍基地（スペイン））
8月15-19日	シンガポール主催海上阻止訓練（Deep Sabre 2005）（於：シンガポール及び同周辺海域）
10月3-7日	ノルウェー主催机上訓練（PSI Game 2005）（於：ベルゲン（ノルウェー））
11月14-18日	英国主催海上阻止訓練（Exploring Themis 05）（於：各国首都（指揮所訓練：14～16日）インド洋（実働訓練：17～18日））

[2006年]

4月4-6日	オーストラリア主催航空阻止訓練（Pacific Protector 06）（於：ダーウィン（オーストラリア））
4月4-5日	オランダ主催海上阻止訓練（Top Port）（於：ロッテルダム（オランダ））

5月24-26日	トルコ主催阻止訓練 (Anatolian Sun 2006) (於：各国首都 (指揮所訓練：24～26日)、アンタリア (トルコ) (実働訓練：25～26日))
6月21-22日	フランス主催阻止訓練 (Hades 06) (於：フランス国内)
9月13-15日	ポーランド・ロシア・デンマーク共催海上阻止訓練 (Amber Sunrise) (於：バルト海沿岸)
10月25-31日	米国主催海上阻止訓練 (Leading Edge) (於：各国首都 (指揮所訓練：25～27日)、ペルシャ湾 (実働訓練：29～31日))

[2007年]

4月26-27日	リトアニア主催 (ポーランド、ラトビア及びエストニア共催) 航空阻止訓練 (Smart Raven) (於：ビリニュス及びシャウレイ (リトアニア))
5月27-29日	スロベニア主催海上阻止訓練 (Adriatic Gate 2007) (於：コペル港 (スロベニア))
6月18-22日	米国主催机上訓練 (PSI Game) (於：米海軍大学 (米国))
10月13-15日	日本主催海上阻止訓練 (Pacific Shield 07) (於：伊豆大島東方海域、横須賀港及び横浜港)
10月29-31日	ウクライナ・ポーランド・ルーマニア共催 陸・海上阻止訓練 (Eastern Shield 2007) (於：オデッサ (ウクライナ))

[2008年]

3月10-12日	フランス・ジブチ共催海上阻止訓練 (GUISTIR) (於：ジブチ港 (ジブチ))
5月12-14日	クロアチア主催海上阻止訓練 (ADRIATIC SHIELD 08) (於：リエカ (クロアチア))
9月15-19日	ニュージーランド主催海上阻止訓練 (MARU) (於：オークランド (ニュージーランド))

[2009年]

10月24-28日	シンガポール主催海上阻止訓練 (Deep Sabre II) (於：シンガポール及び同周辺海域)
-----------	--

[2010年]

1月24-28日	米・アラブ首長国連邦共催海上阻止訓練 (Leading Edge 2010) (於：アブダビ (アラブ首長国連邦))
9月15日	オーストラリア主催航空阻止訓練 (Pacific Protector 10) (於：ケアンズ (オーストラリア))
10月14-15日	韓国主催海上阻止訓練 (Eastern Endeavor 10) (於：釜山 (韓国))

第3節 日本の取組

日本は、輸出入管理、国内管理のみならず、輸送段階を含むすべての過程において不拡散の取組を強化する必要があるという考えをとっており、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、また、日本の安全保障の向上に資するものとして、以下のように、PSIの活動に積極的に参加してきている。

1. アウトリーチ活動の積極的な展開

アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組の一環として、また、アジア諸国が、日本とともに、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための活動に協力・連携することは、日本の安全保障に資す

るという認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す活動 (アウトリーチ活動) を積極的に展開してきている。日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSIの原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである (第4章第2節参照)。

2. PSI阻止訓練に対する積極的な参加 (日本による訓練主催、各国主催訓練への参加)

2004年10月25日～27日、日本は、相模湾沖合及び横須賀港内において、日本主催として第1回目となる海上阻止訓練「Team Samurai 04」を

実施した。日本からは、海上保安庁及び防衛庁・自衛隊の艦船・航空機が参加したほか、他国からも装備・人員派遣国及びオブザーバー派遣国を合わせて計21か国が参加した。

2007年10月13日～15日には、2回目の日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を実施した。日本からは、防衛省・自衛隊の他、警察、税関、海上保安庁から艦船、航空機や乗船・検査チーム等が参加した。また、装備・人員等を派遣したオーストラリア、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国及び米国とオブザーバー派遣国とを合わせて、2004年の訓練の2倍近い40か国からの参加を得た。

また、日本は、これまでに行われている各国主催訓練のほぼすべてにオブザーバーを派遣して参加しており、特に、以下①～⑥の訓練には、艦船等が参加し、積極的に貢献を行っている。

- ①オーストラリア主催海上阻止訓練「Pacific Protector」(2003年9月)海上保安庁巡視船・特殊部隊が参加。
- ②シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre 2005」(2005年8月)海上保安庁巡視船並びに海上自衛隊護衛艦及び哨戒機が参加。
- ③オーストラリア州主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」(2006年4月)警察庁・警視庁及び財務省・税関の検査チームが参加。
- ④ニュージーランド主催海上阻止訓練「Maru」(2008年9月)警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊航空機が参加。
- ⑤シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre II」(2009年10月)警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊護衛艦及び航空機が参加。
- ⑥韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 10」(2010年10月)海上自衛隊護衛艦及び艦艇搭載型ヘリコプターが参加。

第4章

不拡散政策の普及（アウトリーチ）

アジアを舞台とした大量破壊兵器関連物資の不正な調達活動の事例が複数報告されているように、この地域における不拡散体制の整備・充実が喫緊の課題となっている。この背景には、域内各国における大量破壊兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大や、中継貿易地としての同地域の重要性の増大の一方で、不拡散の重要性に対する認識や輸出管理体制の整備が十分でないことが挙げられる。

このような状況において、アジア諸国を国際的不拡散体制の中に取り込み、域内で協力して不拡散の問題に対処していくことは一層重要になっている。日本は、アジア輸出管理セミナー（第1節参照）やアジア不拡散協議（ASTOP）（第2節参照）など各種会合を主催し、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めているほか、アジア域内の「拡散に対する安全保障構想」（PSI）（第3章参照）への参加を呼びかけるミッションを2003年及び2010年に派遣している。

第1節 アジア輸出管理セミナー

アジア輸出管理セミナーは、上記のような状況を踏まえ、アジア諸国・地域の不拡散・輸出管理担当者を対象に、外務省及び経済産業省の委託事業として、財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）の主催により、1993年から毎年開催されている。同セミナーは、アジア地域の輸出管理制度の強化及び不拡散体制の整備のためには、アジア諸国・地域間の協力が必要不可欠との認識の下、アジア地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としている。

2010年1月には、アジア17か国・地域を招へいた他、協力国・地域として米国、英国等9か国・地域の参加も得て、日本を含め計27か国・地域参加の下、第17回会合が行われ、大量破壊兵器の拡散をめぐる最近の動向、アジアにおける輸出管理の動向と課題、効果的な輸出管理に向けての課題、輸出管理社内規定（ICP）導入の取組、無形技術移転（ITT）規制の取組、輸出管理普及のための国際協力等につき活発な議論が行われた。

第2節 アジア不拡散協議（ASTOP）

日本は、2003年以来、ASEAN諸国、中国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドから局長級の不拡散政策担当者を招いてアジア不拡散協議（ASTOP、エーストップ）を開催してきている。同協議は、アジアにおける大量破

壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した「拡散に対する安全保障構想」（PSI）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として開始された。

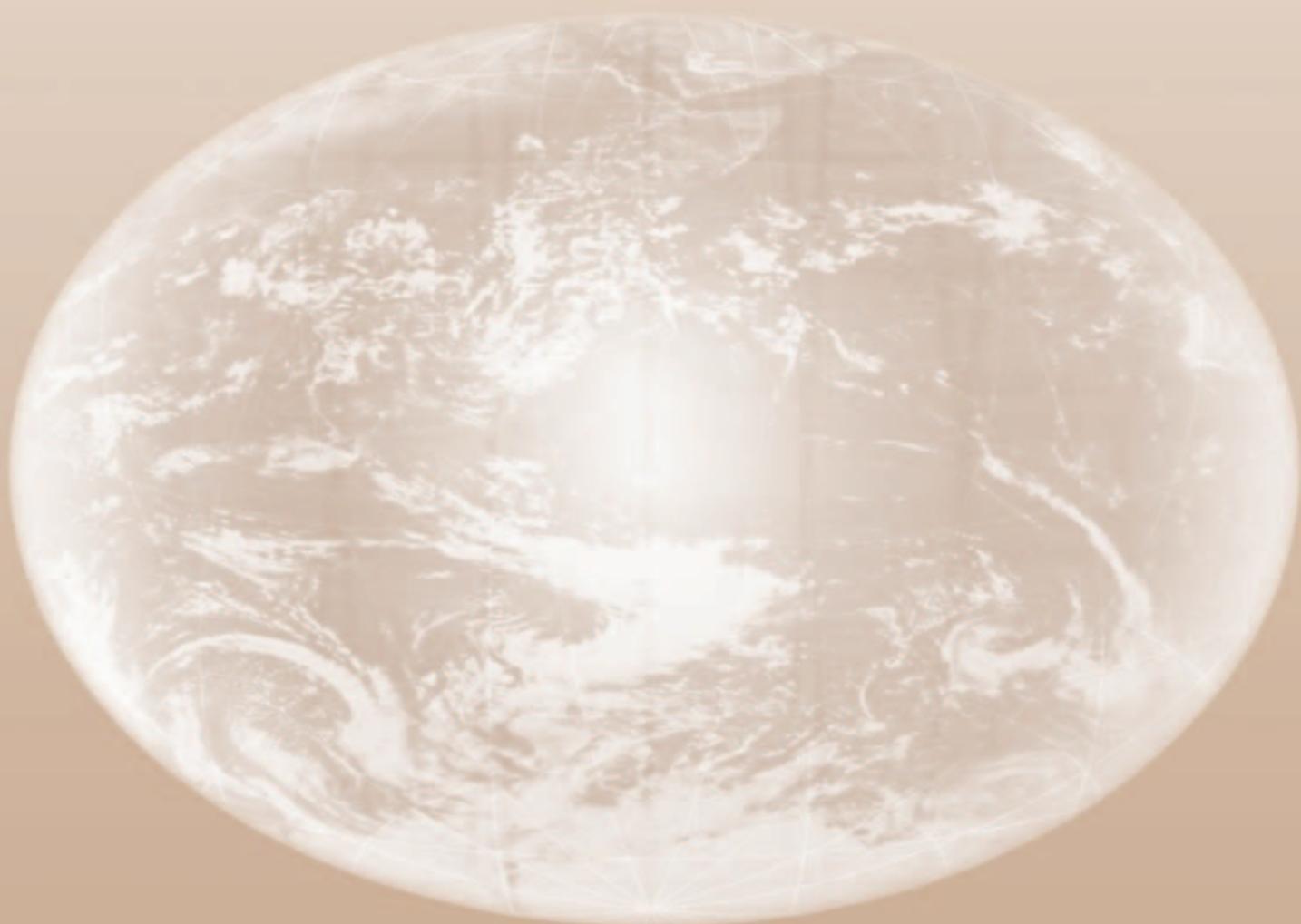
同会合は、その後もほぼ毎年開催されており、

最近では、2009年12月11日に第6回協議が開催され、①不拡散をめぐる最近の情勢として、北朝鮮の核・ミサイル開発、六者会合をめぐる現状及び対北朝鮮制裁の実施、イランの核問題をめぐる現状及び対イラン制裁の実施、②IAEAの保障措置に関連して、我が国における保障措置の実施状況、IAEA追加議定書の普遍化や実施に関する諸問題、原子力の平和的利用の可能性、③核セキュリティ、PSIなどにつき意見交換・議論が行われた。

こうした努力の結果、各国の不拡散分野での取組、特にIAEA追加議定書の締結やPSIの分野での取組が着実に進展している点が確認されるとともに、関連安保理決議の履行を含め各国の国内体制整備等に関する経験を他の参加国と共有することによって、理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれている。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示されるといった成果を挙げている。

第6部

国際的・地域的な取組



第6部 国際的・地域的な取組

第1章

国際連合における取組

第1節 国際連合における議論

国際連合（国連）は、1945年の創設以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国若しくは安全保障理事会（安保理）に勧告を行うことを規定）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟運動（NAM：Non-Aligned Movement）諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果を上げている。また、安保理は、2001年の米国同時多発テロ以降の、テロ組織等の非国家主体に対する大量

破壊兵器等の拡散への懸念の高まりを受けて、2004年4月には不拡散に関する決議第1540号を採択した。また、2006年以降、北朝鮮やイランといった個別の地域問題等について、制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化について安保理が果たす役割は、近年急速に増大している。

なお、国連事務局にあった軍縮局は、国連によるこれらの活動を支え、軍縮担当の事務次長ポストを1987年から1992年まで明石康氏が、2003年5月から2006年1月まで阿部信泰駐スイス大使が、2006年4月から2007年2月まで田中信明駐トルコ大使が務めたが、2007年2月に採択された国連総会決議により、同局は同年4月廃止され、軍縮は事務総長の直轄事項となり、事務次長レベルの上級代表が統括することとなった。2007年7月から現在までブラジルの元外交官のデュアルテ氏が上級代表を務めており、その下に、ジュネーブ軍縮会議（CD）事務局及び会議支援部門、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、査察・データベース・情報部門の5部門が置かれている。

国連事務総長も核軍縮・不拡散の問題について積極的役割を果たしている。潘基文国連事務総長は、2008年10月に開催された会合の基調講演において5項目提案を行ったほか、2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における

一般討論演説において5つの基準を提示した。さらには、2010年8月、広島で開催された戦後65回目となる平和記念式典に国連事務総長として初めて出席し、国際社会に向けて核廃絶と核不拡散を呼びかける等、イニシアティブを発揮している。

【潘基文国連事務総長の5項目提案（2008年10月 東西研究所主催核軍縮会議における基調講演）】

- ①すべてのNPT締約国、特に核兵器国は、NPT上の義務である核軍縮に向けた効果的な措置につき交渉を行う。これらの国は、強力な検証制度に裏付けられた核兵器禁止条約の交渉を行うことも検討できよう。
- ②安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する議論を行うべき。常任理事国は、非核兵器国に対し、核兵器の使用又はその威嚇の対象とならないとの明確な保証を与えることができよう。安保理は、核軍縮に関する首脳会合を開催することができよう。
- ③CTBTの早期発効、及びジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質条約（FMT）の交渉の無条件・即時の開始を実現するための新たな取組が必要。
- ④核兵器国は、自国の説明責任及び透明性のための取組に関する情報を国連事務局に対して提出し、広く配布するよう奨励する。核兵器国は、核兵器保有量、核分裂性物質のストック等に関する情報提供量を拡大できよう。
- ⑤国連総会は「軍縮・不拡散及びテロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」についてのブリックス委員会の勧告を受け入れることができよう。

【2010年NPT運用検討会議における潘基文国連事務総長演説（2010年5月）】

核軍縮・不拡散への機運創設のための5つの基準

- ①核軍縮に向けた真摯な進展
核兵器国は核廃絶に向けた「明確な約束」を再確認すべき。2000年NPT運用検討会議で合意された13の措置を更新・拡大するよう奨励する。
- ②NPTの普遍化に向けた動き
NPT非締約国は早期にNPTに加入すべき。加入までの間、これらの国の核兵器・技術の安全及びセキュリティを確保する必要あり。核実験モラトリアム及び核分裂性物質の厳格な輸出管理等も必要。
- ③法の支配の強化
CTBTの早期発効に向けて、批准のための時間枠組みを設定することを真剣に検討すべき。CTBTを間もなく批准するとインドネシアの発表を歓迎する。他国はこれに倣うべき。
本年又は来年、核テロ防止条約の運用状況を検討するための会議の開催を呼びかける。

CDはFMCT交渉を即時に開始すべき。CDが作業計画に合意できない場合には、高い政治レベルのより強固な後押しが必要。

各国はIAEA追加議定書を批准すべき。

- ④中東及びその他の地域における非核兵器地帯実現に向けた進展
中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた努力を強く支持。本件に係る粘り強い議論に関与すべき。
イランの核開発計画について、イランは、国連安保理決議を完全に遵守し、IAEAに十分に協力すべき。
北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を実現するために、無条件かつ可能な限り早期に六者会合に復帰するよう奨励する。
- ⑤NPT運用検討プロセスの強化
不履行に対する効果的な措置の欠如は制度上の欠陥である。安保理は、前年の核軍縮・不拡散に関する安保理首脳会合のフォローアップのための定期的な閣僚レベル会合の開催などを通じて、この欠陥を補完するために特別かつ重要な役割を担う。

【潘基文国連事務総長講演「今がその時（Now is the Time）」要旨（2010年8月6日 広島）】

- 自分は平和の巡礼として広島を訪問した。全世界の指導者が我々に加わるべき。
- 軍縮は、国連の最も重要かつ崇高な目標かつ優先課題の一つであり、自分の一生を捧げ続けてきた目標である。
- 各地で機運が高まり、広島の名が響き渡っている。これは、爆心地（グラウンド・ゼロ）から核兵器のない世界（グローバル・ゼロ）を目指す行動を求める世界的な呼びかけである。
- 核兵器国からも新たにコミットメントが示されている。すなわち、米国とロシアの新START、米国での核セキュリティ・サミットでの重要な進展、NPT運用検討会議の前進、とりわけ市民社会からの良心の唱和である。秋葉広島市長、田上長崎市長を始め、4千を超える市長がこの動きに参加している。
（北朝鮮・イラン）
- 北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化に向け、具体的措置を講じるよう求める。
- イランに対し、関連安保理決議をすべて履行し、IAEAに全面的に協力し核計画に関する疑念を払拭するよう求める。
（安保理首脳会合・5項目提案）
- 今こそ政治的機運を築く時である。
 - ・定期的に安保理首脳会合を開催しフォローアップを図るべき。
 - ・日本政府に対し、核軍縮・不拡散に関する5項目提案を前進させるための地域会合の開催を検討するよう勧める。

(核軍縮措置に関する時間枠の設定)

○今こそ、

- ・ CTBT の早期発効を図るべき時。目標を 2012 年に設定。
- ・ 兵器用核分裂性物質の生産を禁止すべき時。
- ・ 核兵器の不使用への道を開くために先制不使用政策に関する合意に向けて歩みを進める時。

○平和市長会議が定めた、2020 年までに核兵器のない世界を実現するという目標は完璧なビジョン。

○我々の子ども達に軍縮を通じた平和という正しい道を教える。その教育には被爆者証言の翻訳も含まれる。

第2節 総会（第一委員会）

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、主にすべての加盟国が参加できる総会の中で軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する「第一委員会」において行われている。そのほか、総会の枠外で特定の問題をその都度重点的に取り上げて議論する「国連軍縮委員会（UNDC）」も存在する。

1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高め、方向性を示す役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、日本は、1994年から1999年まで「究極的核廃絶決議案」を提出し、2000年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出した。2005年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の決裂、9月の国連首脳会合で採択された成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出し、いずれの決議もこれまで圧倒的支持を得てきた。2010年には、5月のNPT運用

検討会議において10年ぶりに全会一致で最終文書が採択されたことを受け、タイトルを「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」とし、従来に比べ包括的で、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的な行動を求める内容となっており、圧倒的多数（第一委員会：賛成154、反対1、棄権13、総会本会議：賛成173、反対1、棄権11）により採択された。

また、日本は、小型武器問題が国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2010年の決議案は、第4回国連小型武器隔年合報告書で強調された対策の実施を各国に呼びかけるとともに、2011年の政府専門家会合及び2012年の履行検討会議に向けた取組の提示等を内容とするもので、日本は、南アフリカ及びコロンビアと共同提案し、第一委員会において圧倒的多数で、また、国連総会本会議においてはコンセンサスで採択された。

2. 国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、軍縮交渉を行う新たな機関として「国連軍縮委員会（UNDC：United Nations Disarmament Commission）」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見べき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加する国連総会の補助機関として、現在のUNDCを設立することが決定された。

UNDCは、その翌年の1979年より毎年、4月の時期に約3～4週間の会期でニューヨークにて

議論を行っており、慣行として、同一の議題を2～3年間継続して扱う。1997年から1999年まで3年間継続して論じられた議題は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際の軍縮」の3つであった。

2000年から2003年までは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられたが、参加国間での同意が達成されず、作業文書は採択されなかった（2002年は例外的に非開催）。また、2004年からは新たな議題で議論が行われる予定であったが、2004年、2005年とも議題について同意が得られない

まま会期が終了した。

2006年からは、「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」、「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」及び「UNDCの作業の効率性向上のための措置」が議題として取り上げられ、2008年会期における最終文書を目指して活発な議論が進められたが、作業文書は採択されなかった。

2009年からの新たな会期では、核軍縮の機運の高まりを受け「第4次軍縮の10年宣言」及び「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」について議論が行われている。

第3節 安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安全保障理事会（安保理）においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証」（核兵器の使用の犠牲になったか、あるいはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること。）に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証(NSA)」（核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用すると威嚇を行わないこと）に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年1月には、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

安保理は、2004年4月に、不拡散に関する安保理決議第1540号を全会一致で採択した。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した国連憲章第7章下の初の安保理決議である。決議の主な内容は、①大量破壊兵器等の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支

援も提供することも差し控えることを決定し、②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用すること及びこれらの活動に関与、共犯として参加、援助又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・執行することを決定し、③大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する適切な管理も含め、国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国が採用・実施することを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理措置を採用・実施することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を2年間とする委員会（通称「1540委員会」）が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき同委員会に報告することが定められた。また、この決議は、自国領域内においてこの決議を実施するに当たり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、1540委員会の設置期間は、2006年4月に採択された安保理決議1673号により、2年間延長され、2008年4月に採択された安保理決議1810号により3年間延長された。

日本は、第1540号決議に基づき、決議の実施に関して日本がとっている措置を1540委員会に報告するとともに、この決議を各国が完全に実施

するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

また、2009年9月には、オバマ米国大統領が議長を務め、核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が開催された。核軍縮、不拡散をテーマとして安保理首脳会合が開催されたのは、これが初めての機会であり、同会合はオバマ米国大統領のイニシアティブで開催され、同大統領が議長を務めた。日本からは鳩山総理大臣が出席し、日本が核廃絶に向けて先頭に立つことを表明するとともに、核兵器保有国による核軍縮や包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期交渉開始などを強く訴えた。会合では、全会一致にて安保理決議第1887号を採択した。同決議は、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティを包括的にカバーし、それぞれの分野について、国際社会として取り組むべき方向性を示すとともに、その実現にむけた協力を呼びかけた。

安保理は、以上のように、安全保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている（第2部第4章参照）。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、日本は、いずれの決議も誠実に履行している。

北朝鮮については、現在まで制裁措置を含む複数の安保理決議が採択されている。2006年7月に実施された北朝鮮のミサイル発射を受けて、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画関連活動の停止、モラトリアム再確認等を要求し、六者会合復帰等を強く要請するとともに、すべての加盟国に対し、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、日本が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決

議は、北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画、その他の既存の大量破壊兵器・弾道ミサイル計画を放棄すること等を決定するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等の措置を講じることを決定している。

さらに、2009年5月の北朝鮮による核実験を受け、同年6月に安保理は、決議第1874号を全会一致で採択した。同決議には、北朝鮮に対する制裁措置として、武器禁輸の強化、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、資産凍結やモニタリング等の強化による金融資産の移転の抑止や新規援助及び貿易関連の公的資金支援禁止の要請といった金融面の措置、北朝鮮制裁委員会の強化（同決議により新たに設置された専門家パネルについては、安保理決議第1928号によりマンドートを1年延長）などが盛り込まれている。

また、国際社会の度重なる要求を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年3月、イランの核問題に関するIAEA理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したのに続き、同年7月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を要請する内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、安保理は、イランに対する制裁措置を含む以下の一連の安保理決議を採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知を義務付けるとともに、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を要請している。

2007年3月に採択された決議第1747号は、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加し、イランからの武器調達禁止を義務づけるととも

に、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請した。

2008年3月に採択された決議第1803号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、特定の個人についての入国・通過防止措置を決定し、イランに所在するすべての銀行との取引の監視、輸出信用等を含めた公的な金融支援の実施の監視、イランの特定企業が所有・運航する航空機及び船舶に対する輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査等の措置を加盟国に要請した。

さらに、イランによる累次の安保理決議違反等を受け、2010年6月、安保理は決議第1929号を採択した。同決議では、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の強化、資産凍結及び入国・通過防止措置等の対象となる団体・個人の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化等を決定するとともに、一定の条件下での金融サービス等の提供の防止やイランの銀行による自国企業との合弁企業設立や取引関係（コルレス関係）確立の禁止等を要請する等の金融面の措置、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）などを含んでいる。

第4節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定）。

この委員会は、毎年2回（例年2月及び7月）、

ニューヨーク（米国）とジュネーブ（スイス）で会合を開催している。また、同委員会は、個人の識見を基礎として、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長から個人の資格で任命される約20名で構成される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗元軍縮大使が、1999年から2002年まで田中義具外務省参与（元軍縮日本政府代表部大使）が、2003年からは猪口邦子軍縮日本政府代表部大使が、2008年からは阿部信泰元駐スイス大使が委員を務めている。2010年7月に開催された第54回国連軍縮諮問委員会では、2010年NPT運用検討会議後の会合であったことから、運用検討会議の結果とともに、2002年の軍縮不拡散教育専門家による報告書のフォローアップについて議論が行われた。

第5節 国連軍縮会議

国連軍縮会議は、1988年の第3回国連軍縮特別総会において、竹下登総理大臣が国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、1989年以来毎年、日本国内において開催されている。本会議は国連（軍縮部及びアジア太平洋平和軍縮センター）が主催し、日本外務省及び開催地自治体が協力して開催される。国連総会やジュネーブ軍縮会議など、各国政府代表

で構成される軍縮会議のように条約交渉や決議の採択、アピールを行うのではなく、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家等が、個人の資格で参加し、毎回のテーマに沿った討議を行っている。

本会議の開催は日本の軍縮に対する積極的な姿勢を国内外にアピールする良い機会であるとともに、この種の会議を全国の様々な都市で開催することにより、軍縮問題に対する一般市民の関心を

高め、政府の軍縮に関する取組を知ってもらう機会としても貴重である。これまで、広島、長崎を始めとして、京都、仙台、札幌、秋田、金沢、大阪、札幌、さいたま、新潟で開催されており、2010年は、8月25日～27日の日程でさいたま市で開催された（さいたま市は2008年に続き2回

目の開催）。

また、毎年、政府の代表が出席し、会議の冒頭に演説を行っているほか、開催地の高校生等が参加するサイドイベント等の実施は、軍縮・不拡散教育の観点からも効果的であり、軍縮問題に関する将来の人材の育成に資することが期待できる。

**コラム：日本提出核軍縮決議
～2010年 過去最多の共同提案90か国～**

<日本の立場>

日本は、「核兵器のない世界」に向けて、核兵器国の関与も得て、現実的な取組を着実に前進させることを重視。

そこで日本は、国連総会に提出する「核軍縮決議」案の作成にあたり、核兵器国を含めた多くの共同提案国を得ることを目指した。そのため、各国との緊密な意見交換を通じて決議案の内容を検討した上で、各国による理解と協調した行動を得るための働きかけを行った。

2010年10月1日 国連総会第一委員会（開会）

<2010年日本提出決議案における特に重要かつ新しい要素>

- 核兵器使用の悲惨な人道的結末への深い懸念を表明、国際人道法の遵守の必要性を再確認
- 2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」完全実施の必要性を再確認
- 核兵器国による核廃絶の「明確な約束」を再確認

<各国への働きかけ>

- 他国の決議案に関する情報収集や、各種会合への出席を通じて、担当する国の代表団に日本の核軍縮決議案への共同提案国入りを打診。
- 各国外交団に対し、昨年提出決議案との変更点等を具体的に説明。
- 共同提案国が増えるにつれ、検討中だった国も次第に共同提案国となる決断を行う。

<日本政府代表部団では…>

団員の人脉を最大限に活用しつつ、対象国を分担して働きかけを実施。一人あたり約50か国の代表団に対し共同提案国入りを打診。

10月14日 11:30 <決議案提出締切直前の動き>

原共同提案国リストの提出締切り前に、各国代表団が国連本部内のカフェに集合。決議案提出の締切り5分前まで意見交換、働きかけを行う。日本提出決議案の共同提案国になるため、携帯電話で本国に了承を求める外交官の姿も。（→決議案提出の3分前にこの国は共同提案国に。）

10月14日 12:00 決議案提出締切（この時点での共同提案国は去年のペースを上回る55か国）

<更なる働きかけ>

- 各国の首都にある日本国大使館からもそれぞれの任国政府に対し決議案の支持を要請。
- 議場に姿を見せない国の代表部に対しては、電話やFAXで支持（共同提案国入り）を要請。
- 賛同できない旨を伝えてきた国に対しては、日本提出決議案に対する意見や票決の際の扱いについて聴取するとともに、重ねてねばり強い働きかけを行う。

2010年10月26日 国連総会第一委員会（票決）

○共同提案90か国（過去最多） ○圧倒的賛成多数で採択（賛成154、反対1、棄権13）

2010年12月8日 国連総会本会議（票決）

○90か国（過去最多）の共同提案国 ○圧倒的賛成多数（過去最多）で採択（賛成173、反対1、棄権11）

第2章

G8における取組

国際社会が直面する最も重要な課題について主要先進国が一致して具体的行動をとるための協議の場であるG8は、近年、軍縮・不拡散の問題を特に重視している。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件により、大量破壊兵器の拡散、中でも大量破壊兵器とテロとの結びつきは、国際社会における最も深刻かつ差し迫った脅威の一つとして受け止められるようになった。また、北朝鮮やイランにおける核問題に対しても、喫緊の対応が求められている。このような認識を反映して、2002年のカナダ・サミット（於：カナダ）以来、G8は、軍縮・不拡散に関する声明を採択してきている（同サミットで採択された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」関連文書（「声明」、「指針」、「原則」）については第2部第9章第2節参照）。

これらの声明では、核兵器不拡散条約（NPT）、国際原子力機関（IAEA）包括的保障措置協定及び追加議定書、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等、大量破壊兵器に関する多数国間条約体制の普遍化・機能強化を追求するG8としての立場が示されている。加えて、テロリスト等の非国家主体に対する大量破壊兵器等の拡散を防止するための国連安保理決議第1540号を含めた国連安保理決議の着実な履行や、PSI、濃縮・再処理関連機材・技術の移転制限や核セキュリティなど有志国による自発的な取組の推進も重視されている。これらは、G8として、様々なアプローチを駆使して、不拡散の取組をより実効的に追求する姿勢を表しているといえよう。

最近の声明においては、原子力の平和的利用及び核軍縮の観点からの取組も一層重視されるよう

になってきた。近年、エネルギー安全保障や気候変動対策が注目を集める中で、「原子力リネッサンス」と呼ばれるとおり、原子力発電の重要性が再認識されてきている。経済成長を遂げる途上国においても原発の導入が進められている状況も踏まえ、G8では、2006年のサンクトペテルブルク・サミット（於：ロシア）以来、原子力の平和的利用に際した、不拡散、安全性及びセキュリティの観点から措置を講ずることの重要性を指摘している。2008年の北海道洞爺湖サミットでは、議長国日本のイニシアティブにより、こうしたアプローチが「3S（核不拡散／保障措置（safeguards）、原子力安全（safety）及び核セキュリティ（security）」）としてとりまとめられ、以後のサミットにおいても、3Sの観点からの取組が謳われてきている（第2部第7章第1節参照）。

核軍縮に関しては、オバマ米国大統領によるプラハ演説以来の「核兵器のない世界」の実現に向けた機運の高まりを受けて、2009年のラクイラ・サミット（於：イタリア）以降、G8として、「核兵器のない世界のための状況をつくること」へのコミットメントを明らかにしている。2010年3月のG8外相会合では、同年5月のNPT運用検討会議の成功に向けて、「核不拡散・軍縮及び原子力の平和的利用に関するG8外相声明」が発出された。G8による関連の声明は、従来「不拡散に関する声明」とされてきたが、上記外相声明はそのタイトルのとおり、NPT3本柱（核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用）のすべてにバランスよく取り組む姿勢をより明らかにするとともに、核軍縮、原子力の平和利用や中東決議等の論点において途上国に配慮した内容を含むことで、G8として、上記会議の成功に向けて積極的な貢

献を行うとの明確なメッセージを発出した。同年6月のムスコカ・サミット（於：カナダ）では、NPT 運用検討会議の成果を歓迎するとともに、

同会議において採択された行動計画の履行を追求することとした。

コラム： 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）は、2008年7月のG8洞爺湖サミットの際に行われた日本・オーストラリア首脳会談の場で、ラッド・オーストラリア首相の提案を福田康夫総理大臣が歓迎する形で、日本・オーストラリア両政府の共同イニシアティブとして設立することが合意された。その際、共同議長として、日本から川口順子元外務大臣、オーストラリアからエバンズ元外相が任命された。同年9月、ニューヨーク（米国）において、麻生太郎総理大臣とラッド首相は、両共同議長の助言に基づき、著名で傑出した15人（両共同議長を含む）を委員として指名し、委員会の発足を正式に発表した。

ICNNDの目的は、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議と、同会議以降の双方の文脈の中で、核不拡散と核軍縮に関する国際的な議論を政治的に高いレベルにおいて再活性化することにあつた。ICNNDは、特にNPT運用検討会議における国際的なコンセンサスの形成に貢献するために、NPTに関連するすべての事項を取り上げつつ実践的な提言を提示することを目的に、シドニー（オーストラリア）、ワシントン（米国）、モスクワ（ロシア）、広島で、計4回にわたる本会合を開催した。また、並行して、サンチアゴ（チリ）、北京（中国）、カイロ（エジプト）、ニューデリー（インド）において地域会合を開催し、核軍縮・不拡散に関する課題の地域的な側面についても検討した。ICNNDの委員は、それぞれの政府を代表する者としてではなく、個人の資格においてこれら会合での審議に参加した。

2009年12月、東京において、川口・エバンズ両共同議長は、ICNND報告書「核の脅威を絶つために：世界の政策立案者のための実践的な計画」を鳩山総理大臣とラッド首相に提出した。その後、川口・エバンズ両共同議長は、日本・オーストラリア両政府の支援の下でこの報告書の広報活動を精力的に行った。また、本報告書はNPT運用検討会議にも提出され、同会議における議論に大きく貢献した。

ICNNDの活動は、共同議長による就任要請を受けた世界各国の27名の著名な専門家からなる諮問委員会の支援を得て行われた。この諮問委員会には、日本からも、阿部信泰元国連事務次長（軍縮担当）、近藤俊介日本原子力委員会委員長、佐藤行夫元国連日本政府代表部大使が参加した。また、日本国際問題研究所（野上義二所長）を含む、世界で著名な9つのシンクタンクが協賛機関として指名され、ICNNDの会議への研究論文の提供や、会場の提供等の支援を行った。

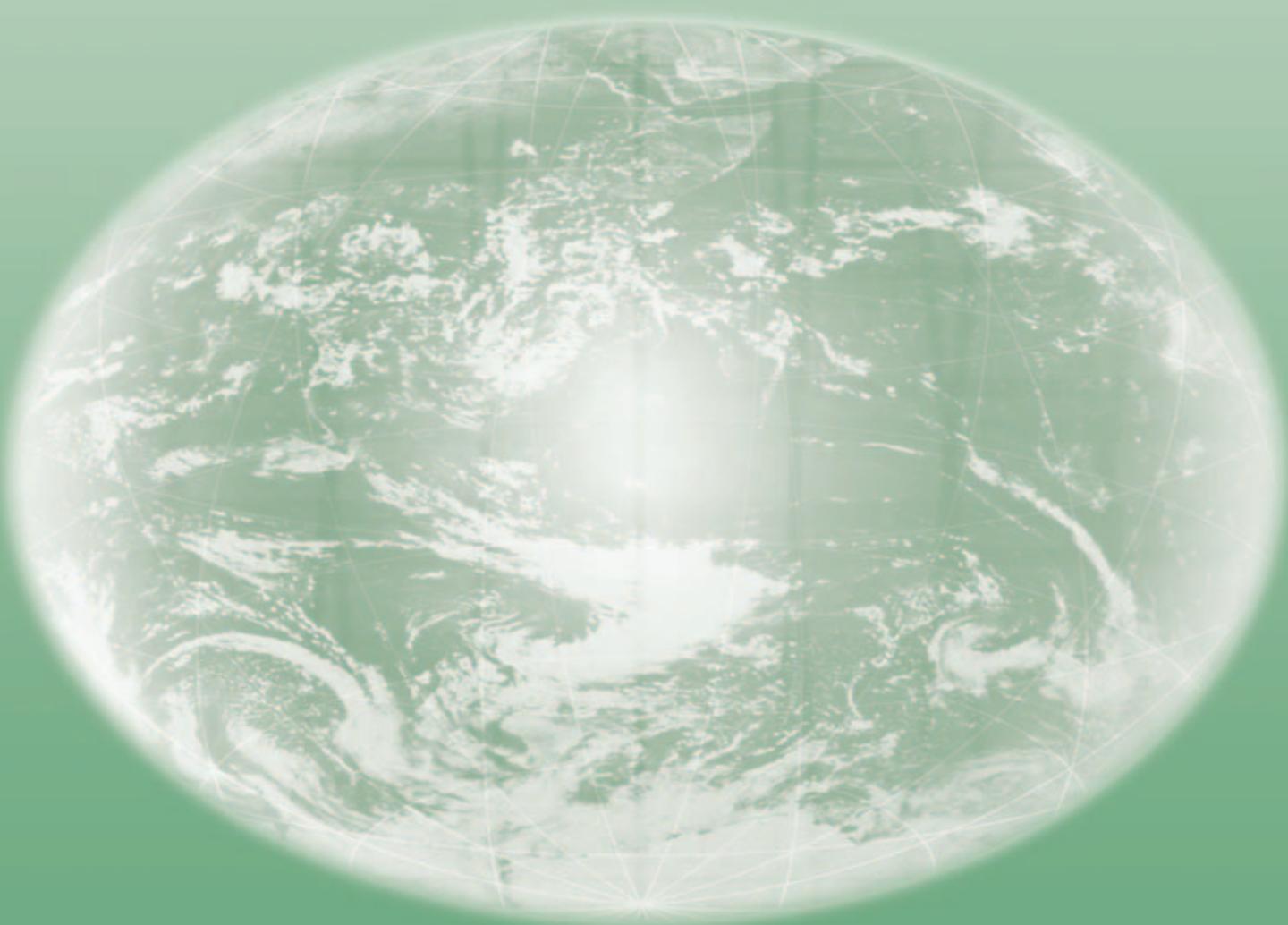
ICNND報告書の和訳を含めた日本語の関連情報は、外務省のウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icnnd/>）に掲載しており、また、オーストラリア政府によるウェブサイト（<http://www.icnnd.org>）でも同報告書、委員リスト等関連情報を公開している。



核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）の委員（於：広島）
川口元外務大臣（前列左から3番目）、エバンズ元外相（中央）他

第7部

市民社会との対話・協力



第7部 市民社会との対話・協力

第1章

総論

近年、地球規模の課題に対処する上で、非政府組織（NGO）をはじめとする市民社会の果たす役割は益々大きくなっている。特に、紛争終了直後の緊急援助などの活動においては迅速な活動ができるNGOと各国・国際機関との連携が不可欠となっているほか、軍縮・不拡散の分野においても、国際的な取組を前進させるための機運を盛り上げたり、犠牲者支援などの現場プロジェクトを実施していく上で、NGO等の市民社会の取組が重要な役割を担っている。

核兵器の分野では、広島市及び長崎市が中心となり、2020年までの核兵器廃絶を目指す行政指針「2020ビジョン」を策定した「平和市長会議」が世界中の多くの自治体の参加を得ているほか、

2010年5月の2010年NPT運用検討会議において開催されたNGOセッションでは、日本から渡航した被爆者を含む15団体のNGO代表等が演説を行った。また、通常兵器の分野では、例えば対人地雷問題における、いわゆる「オタワ・プロセス」に象徴されるようなNGO間での国際的な連携も強まっており、各国政府に対する影響力も増大している。

軍縮・不拡散に取り組む上で、NGOをはじめとする市民社会の意見に十分耳を傾け、これらとの連携を進めることは有意義であり、日本政府としても、近年、市民社会との対話・協力を強化している。

第2章

シンポジウム・ワークショップの開催 及び NGO との対話・協力

1. 核軍縮・不拡散

世界で唯一の戦争被爆国である日本では、核兵器廃絶への市民の願いは切実であり、被爆地である広島・長崎を始めとする地方自治体や、被爆者、核兵器廃絶を追求する NGO の活動が活発である。核兵器使用の惨禍が再び起こらないよう国際社会に訴えていくことは重要であり、政府は、これらの NGO 等と対話を行っている。

例えば、毎年8月に広島市及び長崎市において各々開催される平和記念式典に、総理大臣を始め日本政府関係者が参列しているほか、同式典に併せて開催される被爆者との会合にも出席している。さらに、国連総会等の国際会議前後や会議開催中に、東京や現地で多くの NGO と頻繁に意見交換を行い、また NGO 主催の会合にも出席している。

2009年5月、NPT 運用検討会議第3回準備委員会（於：ニューヨーク）のサイドイベントとして、日本外務省、国連軍縮部・国連軍縮研究所・モントレール不拡散研究センターの共催により、軍縮・不拡散教育セミナーを開催した。このセミナーには、各国の政府関係者や NGO 等約90名が参加し、軍縮・不拡散教育が軍縮・不拡散、特に NPT 体制の強化のためにどのように貢献するか、また、軍縮・不拡散についての市民の意識を向上させるためにどのような教育ツールが考えられるかについて活発な議論を行った。

また、2010年 NPT 運用検討会議のサイドイベントとして、国連本部において、広島市の企業や日米の学術機関等で構成される平和公園復元映像製作委員会が、現在広島平和記念公園となっている場所にあった被爆前の町並みを CG で再現した映像の上映会を開催し、外務省がこれを後援する

とともに、同上映会では福山外務副大臣がスピーチを行った。

さらに、2010年からは、外務省において、外務省と NGO 諸団体との意見交換会が実施されており、同年4月には西村外務大臣政務官、9月には徳永外務大臣政務官が出席して活発な意見交換が行われた。

2. 化学兵器の不拡散

2008年11月、(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターにおいて、外務省による招へいで日本を訪問したフリーマン化学兵器禁止機関 (OPCW) 事務局次長が、「グローバルな化学活動の発展と拡大の時代における OPCW の任務」との表題の下に講演を行い、OPCW のこれまでの取組を述べつつ、今後の化学兵器の不拡散の重要性について言及するとともに、参加者との間で活発な議論が行われた。

2010年12月には、外務省賓客としてウズムジュ OPCW 事務局長が訪日し、慶応義塾大学グローバルセキュリティ研究所 (G-SEC) において「OPCW の将来の課題」のテーマで講演を行い、OPCW が今後直面する課題について述べ、一般聴衆や関係者との対話を行った。

3. 通常兵器

(1) 対人地雷

2007年12月、外務省及び「特定非営利活動法人 難民を助ける会」の主催で、「対人地雷禁止条約 (オタワ条約) 署名10周年記念シンポジウム」を開催した。本シンポジウムでは、国連機関、地雷被害国政府機関、国際 NGO など海外から地雷対策の専門家の参加を得つつ、産官学及び

NGOの関係者がこれまで地雷対策に関わったそれぞれの立場から過去の取組を紹介し、今後のさらなる取組の可能性を議論することを目的として、活発な意見交換を行った。また、日本政府の1998年以降の地雷対策支援の具体例及び事業の効果につき報告し、参加者の理解を深めることができた。

2009年11月29日から12月4日にかけてコロンビア・カルタヘナで開催された第2回検討会議において日本は産官学民の協力と条約普遍化への取組を披露するため、「犠牲者支援シンポジウム：支援の現状と今後の取組」及び「オタワ条約・オスロ条約普遍化シンポジウム」をNGOと共催した。この他、会場において、日本製地雷除去機の展示及びデモンストレーション、地雷探知機、技術開発関連資料の展示や解説、英文パンフレットの配布を行い、日本の技術力を活かした除去活動加速化の実例を紹介した。

(2) クラスタ弾に関する条約

2010年3月、武正公一外務副大臣の主催により、地雷やクラスタ弾等の不発弾による被害の実態を認識し、クラスタ弾に関する条約の普遍化、不発弾除去活動の促進を目的とする『『クラスタ弾に関する条約』促進・普遍化の集い』を開催し、武正外務副大臣、駐日ノルウェー王国大使、日本地雷廃絶キャンペーン(JCBL)代表による挨拶の他、ラオス外務省担当課長(ラオスはクラスタ弾による世界最大の被害国の一つで第1回締約国会議の議長国)、難民を助ける会(AAR)によるプレゼンテーションが行われた。この集いには国会議員、在京各国大使館関係者、有識者、NGO等約120名が参加した。

また、同年10月、国連本部で開催された国連第一委員会の機会に、日本はクラスタ弾に関する条約特別イベントを開催した。同イベントは2010年11月の第1回締約国会議開催に向け、条約普遍化の議長フレンドを務める日本が議長国ラオスと協力しつつ、条約未締約国の条約への理解促進、第1回締約国会議への参加促進、各国の締結に向けた検討状況の報告機会の提供を目的とするもので、70か国を超える代表団が出席し、

NGOからも50名を超える参加があり、参加者合計は130名に上った。

(3) 小型武器

2007年3月、外務省主催で「平和なコミュニティの保護・育成の観点からの小型武器問題」と題する小型武器東京ワークショップが開催され、18か国から計26名の政府関係者に加え、国会議員、国際機関関係者、国内外NGO関係者、有識者計29名が参加した。

小型武器問題への取組は、核軍縮の推進とともに、日本軍縮外交の重要な柱であり、今回のワークショップは、小型武器問題への日本の積極的姿勢を内外に示すとともに、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づき取組を進めていくことの必要性を確認し、小型武器問題における市民社会との連携を深める契機となった。

(4) 武器貿易条約(ATT)

2009年2月、「武器貿易条約(ATT)アジア太平洋地域会合」が外務省及び国際NGOオックスファム(Oxfam)の共催により開催され、アジア太平洋地域12か国16名の政府関係者、11か国16名のNGO関係者の他、国際機関関係者、有識者等計47名が出席し、二日間にわたり活発な議論が行われた。会合では様々な出席者から無責任な武器移譲に伴う多方面の影響(重大な国際人道・人権法の違反、貧困増大、教育・医療・福祉資源の好ましくない転用等)が指摘され、国際的な武器移譲に起因する問題への対応に当たっては、武器輸出入国、武器の通過国、武器産業、市民社会等あらゆる関係者の関与が重要であることが確認された。本会合はアジア太平洋諸国におけるATTに焦点を当てた最初の会合である。

この他、2010年9月にボストンで開催されたシンポジウムには、34か国の政府関係者、国際機関、有識者・NGO等が集い、条約の主要な要素についての議論を深めた。また、国内においてもオックスファム・ジャパンを含むNGO関係者や有識者との意見交換を行っている。

第3章

軍縮・不拡散と教育

軍縮・不拡散教育とは、世界的な軍縮・不拡散の着実な進展に向けた政府や市民社会の取組を支える基礎となるものである。同教育は、核兵器を含む様々な兵器による破壊的な作用がもたらす帰結、及びそれら兵器の拡散の危険性並びに対処の必要性について個人・社会の意識を向上させ、そのような知識及び実践を基礎として、国際安全保障や軍縮・不拡散問題への国・社会・個人の各レベルにおける具体的な取組のあり方について、自ら考え行動する能力を高めることを目的としている。

軍縮・不拡散教育を拡充していくためには、政府、国際機関、NGO、メディアを含む市民社会といったそれぞれの主体が緊密にコミュニケーションを取っていくことが重要であり、唯一の戦争被爆国として市民社会の活動が活発な日本にとっては、軍縮・不拡散外交の分野において最も存在感を示すことができる取組の一つである。日本政府の取組として、非核特使や被爆証言の多言語化及び各国若手外交官の被爆地研修等を通じた被爆の実相の伝達、NPT 運用検討会議のプロセスにおける作業文書の提出やステートメントの実施、日本における国連軍縮会議開催への協力を行っている。また、市民社会の取組として、被爆者証言イベントの開催や国内にとどまらない市民運動の展開、報道や特集番組を通じて核兵器を含む様々な兵器のもたらす影響を紹介し、世論を喚起するメディアによる活動等が挙げられる。

以下では、軍縮・不拡散教育における政府の代表的な取組を紹介する。

1. 軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出等

日本は、2010年NPT運用検討会議において国

連大学と共同で軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出し、軍縮・不拡散教育における政府と市民社会との連携の必要性を訴えるとともに、被爆の実相を次世代へ伝えるためのデジタル技術の活用、市民社会との対話の場の提供及び「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」の開催を提案した。また、42か国の共同提案国を代表して日本の須田軍縮会議日本政府代表部大使が軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行うなど、これらの日本による率先した取組により、NPT運用検討会議の成果文書として初めて軍縮・不拡散教育に関する文言が盛り込まれた。

2. 海外原爆展の開催・支援

核兵器の使用による被害の悲惨さと、これを繰り返してはならないという強い願いを諸外国の国民に伝える目的で、政府は、在外公館による共催や後援名義の付与等を通じ、広島市や長崎市を始めとする様々な団体が海外で開催する原爆展を支援してきている。また、2005年以降毎年、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が海外原爆展を開催している。

3. ポップカルチャーの活用

2007年に開催された2010年NPT運用検討会議第1回準備委員会において、日本は、海外でも人気のある日本の漫画やアニメ等のポップカルチャー活用の提案を含む作業文書を提出。これを受けて、2009年までの第3回同準備委員会まで、併せて開始されるセミナー等の機会を活用して漫画等の配布を行った（2007年：漫画「はだしのゲン」（英語版）及び広島爆心地復元CG映像上映、2008年：漫画「夕風の街桜の国」（英語版）、

2009年：日本語・英語併記の絵本「あの夏の日」。

4. 国連軍縮会議及び非核特使

日本は毎年、国内地方都市で開催される国連軍縮会議に協力しており、本会議及びそれに伴うサイドイベントは一般市民や高校生・大学生等の若い世代に対する軍縮・不拡散教育の一環としても重要な意義を有している（第1章参照）。また、2010年9月には「非核特使」制度を創設し、市民社会との連携により核兵器使用の惨禍の実相を発信する取組を強化している（コラム「非核特使」参照）。

5. 国連軍縮・不拡散教育政府専門家グループ会合

2000年にニューヨークで開催された国連軍縮諮問委員会において、現在の核軍縮の停滞を打破するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるとの問題提起がなされた。これを踏まえて、同年に開催された第55回国連総会で、軍縮・不拡散教育の現状を評価し、促進するための研究の準備を行うよう事務局長に要請する決議案が提出され、全会一致で採択された。

この決議に従い、2001年から軍縮・不拡散教育政府専門家グループ（日本の天野在米大使館公使（現IAEA事務局長）を含む10名の政府・NGO・研究所の専門家より構成）会合が計4回開催され、2002年8月、「軍縮・不拡散教育に関する報告書」が事務総長に提出され、事務総長から同年の国連総会に報告された。

以降同グループの作成した報告書にある軍縮・不拡散教育の活性化のための一連の勧告の実施を求める決議案「軍縮不拡散教育に関する研究」が隔年で国連総会に提出され、全会一致で採択されている（日本は共同提案国）。

6. 国連軍縮フェローシップ・プログラムの日本研修

1978年の第1回国連軍縮特別総会において、特に開発途上国における軍縮専門家を育成するために、国連軍縮フェローシップ・プログラムを実施することが決定された。これに従い、1979年以来毎年、軍縮に携わる各国の中堅外交官や国防省関係者等がこのフェローシップ・プログラムに参加し、軍縮・不拡散に関係のある国際機関、研究施設や関係国を訪問し、見識を深めている。

日本との関係では、1982年の第2回国連軍縮特別総会において、鈴木善幸総理大臣が、このフェローシップ・プログラムの参加者を広島及び長崎に招待する提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の日本への招待を実現してきている。フェローシップ・プログラムでの日本招待は2010年で28回目を迎え、この間、延べ736名の各国の外交官等が日本を訪問した。参加者は日本の軍縮・不拡散政策について説明を受けるとともに広島・長崎を訪問し、両市の協力も得て核兵器使用の惨禍の実相についての理解を深めた。2009年からは原子力関連施設等を訪問して原子力の平和的利用に関する日本の技術と取組についての視察も行っている。

現在、世界の軍縮外交の第一線で活躍する各国外交官の中には本プログラムの出身者も多く、その多くが広島・長崎訪問に非常に感銘を受けたと述べている。このように、本件研修の実施は、核兵器使用の非人道性を広く世界に訴えとともに、軍縮・不拡散や原子力の平和利用分野における日本の取組を世界にアピールしていく上で非常に有意義である。

コラム：非核特使

2010年、人類の歴史において初めて核兵器が戦争で使用されてから65年目を迎えました。毎年8月、原爆が投下された広島・長崎では原爆死没者の慰霊と世界の平和を祈念するための平和記念式典が開催されています。核兵器使用による惨禍の実相に関する記憶を忘れないために、これらの式典の開催や被爆者自身による被爆証言の実施は、被爆地を始めとする自治体や市民社会による取組として、世界中の人々に対して核兵器廃絶に向けた真摯な訴えを繰り返してきました。一方で、年月の経過に伴い被爆者の高齢化が進み、実体験に基づく被爆体験の将来世代への継承が現在課題となっています。

日本政府としてもこれらの取組を後押しするため、2010年の広島・長崎での平和記念式典の挨拶で、菅直人総理大臣は、「非核特使」の制度を立ち上げることを表明しました。

「非核特使」の制度は、被爆者の方が「非核特使」として自らの実体験に基づく被爆体験証言を行うことにより、核兵器使用の惨禍の実相を国際社会に広く伝えることを目的としています。これまで独自に又は政府を含む各種団体とともに被爆体験証言に取り組んでこられた被爆者の方々に、日本政府が「非核特使」としての業務委嘱を行うことにより、証言を聞く人々に対するより強いアピールになることはもちろん、これら活動に関する国内外への発信力を高めることにつながります。2010年9月に制度が発足してから2011年2月末までに、12件延べ27名の「非核特使」が委嘱されています。

「非核特使」委嘱実績（2011年1月末時点）

- ① 国連軍縮フェローシップ・プログラム参加者の広島・長崎訪問
- ② 英国マンチェスター市非核都市宣言三十周年記念式典関連行事及び現地中学生等に対する被爆証言
- ③ トルコにおける「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」及び平和交流
- ④ クウェートにおける被爆証言並びにカイロ（エジプト）における広島爆心地復元映像上映及び被爆証言
- ⑤ ダイス第65回国連総会議長の広島訪問
- ⑥ トルコにおける「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」及び平和交流
- ⑦ ハシナ・Bangladesh首相の広島訪問
- ⑧ ロサンゼルス（米国）補習授業校あさひ学園における被爆証言
- ⑨ チェンマイ（タイ）における原爆展及び被爆証言
- ⑩ 第4回「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」
- ⑪ ボトナル国連事務局総会部長の広島訪問
- ⑫ アングレット（フランス）における「広島の日」及び現地学校等における被爆証言

これまでの被爆証言の実施は日本国内のみならず海外でも実施されています。今後も「非核特使」制度を通じて多くの国や機会における被爆体験証言等の取組を支援し、人類が65年前に広島と長崎で起きた悲劇を忘れることのないよう、日本政府としても一層の取組を続けていきます。



最初の「非核特使」による菅総理大臣表敬



国連軍縮フェローシップ・プログラムの広島訪問における「非核特使」の被爆証言

軍縮・不拡散分野の国際機関で活躍する日本人職員

冷戦後の国際環境の中で、1990年代初め以降、化学兵器禁止条約（CWC）や包括的核実験禁止条約（CTBT）が成立し、核兵器不拡散条約（NPT）の無期限延長が決定されるなど、軍縮・不拡散に向けた取組は大きな成果を生み出しました。一方で、国際社会の新たな展開やグローバル化の進展に伴い、核兵器や大量破壊兵器の拡散への懸念が深刻化しています。

このような厳しい国際情勢の中で、国際社会全体の平和と安全の確保及び維持のために活動している軍縮・不拡散分野の国際機関の果たすべき役割に加え、そこで働く国際機関職員の任務と責任がますます重要になっています。

例えば、国連軍縮部（UNODA）、国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会、国際科学技術センター（ISTC）等の国際機関においては、多くの日本人職員が各々の専門性と経験を生かして活動しています。

2009年12月に第5代IAEA事務局長に就任した天野之弥元ウィーン日本政府代表部大使（コラム「天野IAEA事務局長の就任」参照）を始めとして、UNODAアジア太平洋平和軍縮センターの木村泰次郎センター長、OPCWの立花美奈子財政・会計部門部長、CTBTO準備委員会暫定技術事務局の香川美治事務局長特別補佐官らが、日本にとっても重要な政策決定に関与するポストに就いて、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に貢献しています。

日本を取り巻く国際環境において安全を確保・維持し、国際的な軍縮・不拡散体制を支えてゆくためには、軍縮・不拡散分野の知見と経験を有する高い志を持った日本人が一人でも多く輩出されることが必要であり、日本は、国際機関における日本人職員の増加のために、様々な国際機関に対して働きかけを行っています。

軍縮・不拡散分野に関心があり、将来この分野での活躍を考えている方は下記のサイトを御参照ください。

【関連サイト】

- 外務省国際機関人事センター
<http://www.mofa-irc.go.jp/>
- 日本原子力産業協会（JAIF）
国際機関応募の薦め
<http://www.jaif.or.jp/ja/iaea/index.html>

【関連サイト（英語）】

- 国連人事情報(英文)
<http://www.org/en/employment/>
<https://jobs.un.org/>
- 国際原子力機関（IAEA）の空席情報（英文）
http://recruitment.iaea.org/phf/p_vacancies.asp
- 化学兵器禁止機関（OPCW）の空席情報（英文）
<http://www.opcw.org>
- 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）
準備委員会の空席情報（英文）
<http://www.ctbto.org/employment/>



UNODA アジア太平洋平和軍縮センターの木村センター長（中央）と同センターのスタッフ



OPCWの立花財政・会計部長（中央）とスタッフ



「香川CTBTO準備委員会技術事務局特別補佐官（左）とトート同事務局長（右）」

用語解説集

【ア行】

●アジア不拡散協議(ASTOP : Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)

ASEAN10 各国、日本、中国、韓国、及びアジア地域の安全保障に共通の関心を持つ米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。2003年11月に第1回協議が開催され、最近では2011年1月に第7回協議が開催された（開催地はすべて東京）。

●安保理首脳会合

2009年9月にニューヨークで行われた核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合（オバマ米国大統領が議長、日本からは鳩山総理大臣が出席）では、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーした、バランスの取れた安保理決議第1887号が採択された。同決議では、オバマ大統領によるプラハ演説（2009年4月）で高まった核軍縮の機運を反映し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築する決意が表明されたほか、NPTの重要性の確認、CTBTの早期発効、カットオフ条約の早期交渉開始といった重要な点が確認されている。

●宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS : Prevention of Arms Race in Outer Space)

宇宙空間の軍事的利用の制限については、宇宙条約その他の国際約束で規定されており、一定の枠組みが存在するが、1978年、第1回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置がとられるべきであるとされた。1997年以降、ジュネーブ軍縮会議では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥り、PAROSについても実質的な議論は行われていない。

●宇宙条約 (Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies)

正式名称は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」。1967年発効。大量破壊兵器の宇宙空間への配置、天体における軍事施設の設置等を禁止している。

●ウラン濃縮 (uranium enrichment)

ウランに含まれるウラン235の割合（濃縮度）を高めること。ウランを核分裂させると大きなエネルギーが得られることが知られているが、天然ウランは主に核分裂を起こしにくいウラン238、核分裂を起こしやすいウラン235とから成り、後者は平均で約0.7%しか含まれていない。一般に原子力発電用に用いられるウラン燃料の濃縮度は3～5%、核兵器の製造に用いられるウランは濃縮度90%以上と言われ、濃縮度を高めるためにガス拡散法、遠心分離法といった方法が用いられる。（→「遠心分離法」、「高濃縮ウラン」参照）

●NPT運用検討会議 (NPT Review Conference)

NPT第8条3の規定により、5年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国間の会議。2010年NPT運用検討会議では、具体的な行動計画を含む最終文書を採択した。次回運用検討会議は2015年に開催予定。

●遠心分離法 (gas centrifuge technology)

ウラン濃縮の方法の一つ。ウラン 235 とウラン 238 のわずかな質量の違いを利用し、遠心力を用いて両者を分離する。

●オーストラリア・グループ (AG : Australia Group)

化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。40 か国（2011 年 2 月現在）で構成される。1985 年 6 月設立。

●オスロ条約

「クラスター弾に関する条約」を参照。

●オタワ条約 (Ottawa Treaty)

「対人地雷禁止条約」を参照。

【カ行】**●化学兵器 (CW : Chemical Weapons)**

化学兵器禁止条約 (CWC) では、①生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質、②こうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置、③②の弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するよう特別に設計された装置と定義されている。

●化学兵器禁止機関 (OPCW : Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons)

化学兵器禁止条約 (CWC) の発効に伴い 1997 年 5 月オランダのハーグに設置された国際機関。CWC に基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。

●化学兵器禁止条約 (CWC : Chemical Weapons Convention)

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を盛り込んでいる。1997 年発効。2011 年 2 月現在の締約国数は 188 か国。この条約に基づき、化学兵器禁止機関 (OPCW : Organisation for Prohibition of Chemical Weapons) が 1997 年 5 月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

●(日本提出の) 核軍縮決議

日本が、1994 年以来毎年、国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択されてきている核軍縮に関する決議。この決議は 5 年毎に開催される NPT 運用検討会議の結果を踏まえてその内容を改訂しており、2010 年 12 月に採択された核軍縮決議は、同年 5 月に行われた第 8 回 NPT 運用検討会議において 10 年ぶりに最終文書が採択されたことを受け、従来に比べ一層包括的で、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的行動を求める内容となっている。

●拡散に対する安全保障構想（PSI：Proliferation Security Initiative）

2003年5月、ブッシュ米国大統領が提唱した取組であり、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を、国際法・各国国内法の範囲内で検討・実践するもの。こうしたPSIの活動の基本原則は、「阻止原則宣言」にまとめられており、2011年2月現在、約100か国がこれを支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。PSIでは、阻止訓練の実施や情報交換等を通じ、関係国間の連携強化を図るとともに、PSIへの理解・支持を拡大するための取組（アウトリーチ活動）を積極的に行っている。

●核実験モラトリアム（Moratorium on Nuclear-Weapon Test Explosions）

核実験を自主的に一時停止すること。

●核セキュリティ（Nuclear Security）

核物質等を使用したテロ（核テロ）が現実のものとならないようにするための様々な措置・対策。IAEAは、「盗取、妨害破壊行為、不法アクセス、不法移転その他の悪意を持った行為であって核物質その他の放射性物質又はそれらの関連施設を巻き込むものに対する予防、検知及び対応」と定義している。

●核戦略

核兵器を安全保障を確保するための一手段として捉え、それによって構築された国家安全保障戦略。

●核態勢見直し（NPR：Nuclear Posture Review）

今後5年～10年の米国の核政策、戦略、能力及び戦力態勢等について米国国防省がまとめた報告書。最新の報告書は2010年4月に出されており、核拡散と核テロリズムの防止、核兵器の役割と数の低減、削減された核戦力における戦略的抑止と安定の維持、地域的抑止の強化と同盟国・パートナー国への拡大抑止の保証、及び安全で防護された効果的な核兵器の取組について米国政府の政策方針を示している。

●核兵器（Nuclear Weapon）

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

●核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）

米国、ロシア、中国、英国、フランスの5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受入れ義務、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。

●汚い爆弾（Dirty Bomb）

核兵器と異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質をまき散らすことにより、人を殺傷し、又は財産若しくは環境に損害を与える爆弾。9.11同時多発テロを契機に、汚い爆弾を用いての核テロの危険への認識が高まり、核兵器の材料となる核物質以外の放射性物質についても規制が強化されつつある。

●「希望の星」（“Star of Hope”）

極東ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連協力事業。解体作業が行われる「ズヴェズダ造船所」（ズヴェズダはロシア語で「星」の意味）に因んで、「希望の星」と命名された。また、「希望の星」は2002年のカナダスキス・サミットでG8により合意された「G8グローバル・パートナーシップ」の一環としても位置づけられる。低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力とともに、日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力の

中で中心的な協力事業である。2003年の事業開始以降合計6隻の解体を実施し、2010年3月に事業完了式が行われた。

●キャッチオール規制 (Catch-All Controls)

大量破壊兵器や通常兵器の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理の対象品目として規制リストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器や運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれがあると判断されるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられる恐れのある場合であって、武器禁輸対象国等一定の国に輸出する時には、当該輸出を各国の輸出管理当局の許可にかからしめる制度。(→「輸出管理」参照。)

●クラスター弾(Cluster Munitions)

一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等。

●クラスター弾に関する条約 (オスロ条約) (CCM : Convention on Cluster Munitions)

クラスター弾の禁止に賛同する国及びNGOが中心となり開始されたオスロ・プロセスを通じ作成された条約。クラスター弾の使用、開発、生産等を禁止し、貯蔵弾の原則8年以内の廃棄を義務付けている。2010年8月発効。2011年2月現在の締約国は51か国。

●軍縮会議 (CD : Conference on Disarmament)

ジュネーブ (スイス) にある、国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。これまで、NPT、BWC、CWC、CTBT等、重要な軍縮関連条約を作成。2011年現在の加盟国は65か国。

●軽水炉(LWR : Light Water Reactor)

通常の水 (軽水) を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉 (重水炉) と区別する呼称。日本で現在稼働中の商業用発電炉はすべて軽水炉である。

●検証 (Verification)

条約の締約国が、その条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認すること。

●原子力基本法

日本の原子力に関する最も基本的な法律 (1955年制定)。第2条により、日本の原子力活動は平和目的に厳しく限定されている。

●原子力供給国グループ (NSG : Nuclear Suppliers Group)

核兵器開発に使用され得る資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。46か国が参加 (2011年2月末現在)。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1 (1978年成立) と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2 (1992年成立) を指針として、NSG参加国政府が国内法令に基づいて輸出管理を行っている。

●原子カルネッサンス (Nuclear Renaissance)

国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、温室効果ガスの排出量が少なく、基幹電源となりうる原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を企図する国が増加している潮流のこと。

●原子炉区画陸上保管施設 (The Long-Term on-shore Storage Facility for Reactor Compartments)

退役原子力潜水艦解体において、解体された原潜の原子炉区画を含む前後の区画は密閉されて海上で保管されているが、これに適切な保護処理を施して陸上で安定的に長期間（約70年）保管するための施設。

●原子炉等規制法 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

昭和32年に定められた法律で、核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関し、(1)平和的利用に限定、(2)計画的利用実施の確保、(3)災害防止と核燃料物質の防護による安全確保、を図るための規制等を定めている。また、国際規制物資に関し、二国間原子力協定、その他の国際約束を実施するための規制等を定めている。

●高濃縮ウラン (highly enriched Uranium)

ウラン235の濃縮度が20%以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90%以上である必要があると言われている。

●小型武器 (Small Arms and Light Weapons)

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」（重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称としても用いられる。

●国際科学技術センター (ISTC : International Science and Technology Center)

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。参加国は、ロシア、米国、EU、カナダ、日本など。本部はモスクワにある。1994年設立。

●国際原子力機関 (IAEA : International Atomic Energy Agency)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（1957年設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、水資源管理、鈾工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係る技術協力といった幅広い活動を行う。事務局長はIAEA理事会が総会の承認を得て4年間の任期で任命。

●国際原子力機関追加議定書 (IAEA Additional Protocol)

IAEAと包括的保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書。1990年代のイラクや北朝鮮の核問題等を契機として、従来の保障措置のみでは未申告の原子力活動を探知・防止するには不十分であることが明らかとなったことから、1997年のIAEA理事会でそのひな形となるモデル追加議定書が採択された。追加議定書では、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や検認のための立ち入りの対象場所が拡大されるほか、原則24時間前までの通告でそれらの場所に立ち入ることが認められる等、IAEAの権限が強化されている。2011年3月現在の締結国数は106か国。日本は1999年12月に締結。

(→「包括的保障措置協定」及び「保障措置」参照。)

●国内計量管理制度 (SSAC : State System of Accounting for and Control of Nuclear Material)

各国国内に存在する核物質の種類及び量を正確に管理するための仕組み。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組みをも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は原則として、保障措置を適用する際の前提として、計量管理制度を整備・維持する義務を負う。核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法。

●国連アジア太平洋平和軍縮センター (United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific)

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年国連事務局軍縮局の中に設立された組織。通称「カトマンズ・センター」。毎年日本において国連軍縮会議を開催しているほか、1995年以降は、日本国連協会が主催する国際平和・環境シンポジウム(北東アジア金沢シンポジウムより改称)にも協力している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき、中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援を行うなど、幅広い活動を行っており、同センターの活動は「カトマンズ・プロセス」として各方面より高い評価を受けている。

●国連軍縮委員会 (UNDC : United Nations Disarmament Commission)

第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952年設立。第一委員会が国連総会の会期中に開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDCは総会の枠外で、通常、毎年4月頃に行われ、特定のテーマを3年間継続して取り上げ、議論する。

●国連軍縮会議 (United Nations Conference on Disarmament Issues)

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989年より毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府後援の下、毎年日本国内の地方都市で開催されている。

●国連軍縮研究所 (UNIDIR : United Nations Institute for Disarmament Research)

1984年に採択された国連総会決議39/148Hの中でUNIDIR設立文書が承認された、国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行う機関。軍縮・不拡散分野における多様なデータの提供を通じて、全ての国が必要な情報を持って軍縮努力を行いうるよう支援し、さらには、軍縮に関する新たな軍縮交渉に関わる問題や新たなイニシアチブに対する普遍的な洞察を提供することを目的とした研究を行っている。ジュネーブ(スイス)に所在。

●国連軍縮諮問委員会 (UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)

軍縮問題一般につき事務総長に助言を与えることを目的に設置された国連事務総長の諮問機関であり、個人の見識を基礎とし、事務総長が任命する個人資格の委員約20名で構成される。近年日本からは、田中義具元軍縮日本政府代表部大使(1999年～2002年)、猪口邦子元軍縮日本政府代表部大使(2003年～2006年)、阿部信泰前駐スイス大使(2008年～現在)らが委員を務めている。

●国連軍縮フェローシップ (United Nations Programme of Fellowship on Disarmament)

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、国連が軍縮問題に携わる各国の中堅外交官・国防

省関係者等を対象として行う研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979年以来毎年実施されている。日本は、1982年の第2回国連軍縮特別総会における鈴木善幸総理大臣演説において本計画参加者の広島及び長崎招待の提案を行い、翌1983年以来毎年約30名の各国の中堅外交官等の日本訪問を実現している。

●国連軍備登録制度 (United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移譲を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の抑制等を図ることを目的として1991年、国連総会で採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が任意で7つのカテゴリーに属する通常兵器の国際移譲に関する情報（1年間の輸出入数量及びその相手国）等を国連事務局に登録するもの。

●国連小型武器会議 (The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects)

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議(2001年7月、於：ニューヨーク)。

●国連総会第一委員会 (The First Committee of the UN General Assembly)

国連総会の下に設置された6つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催されている。

●混合酸化物(MOX : Mixed Oxide)燃料

酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

【サ行】

●再処理 (reprocessing)

原子炉から出た使用済み燃料の中から、核燃料として再利用することができるウラン及びプルトニウムを他の核分裂生成物等と分離し、回収する工程。

●G8 グローバル・パートナーシップ(G8GP : G8 Global Partnership)

G8は、2002年のカナダスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器(核、化学、生物の各兵器)及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8 グローバル・パートナーシップ」を発表した。これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とするもの(優先分野は、退役原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4つ)。G8は、本構想の下で協力事業の円滑な実施を図るために、事業の実施に関する「指針」を策定すると共に、今後10年間にわたって200億米ドルを上限に資金協力を行うことを努力目標として掲げた。日本は、本パートナーシップの中で、当面、退役原潜解体事業のために1億ドル余りをあてている。2010年のG8 ムスコカ・サミットにおいて、首脳は、核及び放射線源のセキュリティ、生物セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議第1540号の実施促進等に焦点を当てつつ、2012年以降のG8 グローバル・パートナーシップの計画と資金に関する選択肢を策定するための出発点として、これまでの成果について評価するよう指示を下した。

● 重水炉 (HWR : Heavy Water Reactor)

重水 (D₂O) を減速材として用いる原子炉。普通の水を用いる軽水炉よりは無駄なく中性子を核分裂反応に使えるため、天然ウランをそのまま燃料として使用できる。カナダの CANDU 炉が重水炉の例。なお、重水は水 (H₂O) より中性子 1 個分重く、天然の水の中には 0.015 % 含まれている。

● 消極的安全保証 (NSA : Negative Security Assurance)

一般的に、「核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しない旨約束すること」を言う。

核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全保障が確保されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978 年の第 1 回国連軍縮特別総会において、5 核兵器国がそれぞれ NSA に関する一方的な宣言を行った。また、1995 年 4 月、非核兵器国の安全保障に関する国連安保理決議 984 の採択に先立ち、5 核兵器国がそれぞれ NSA に関する宣言を行っている。また、米国は 2010 年 4 月に発表した「核態勢の見直し」において、NPT 上の不拡散義務を遵守する非核兵器国に対して、核兵器の使用及びその威嚇を行わない旨宣言することにより、NSA を強化する用意があることを明記。

● 地雷廃絶国際キャンペーン (ICBL : International Campaign to Ban Landmines)

地雷禁止を目指す NGO の国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997 年のノーベル平和賞を受賞。

● 新 START (New START Treaty : Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms)

2009 年 12 月に失効した START の後継条約。2010 年 4 月 8 日、オバマ米国大統領とメドヴェージェフ・ロシア大統領がプラハ (チェコ) において新 START に署名。両国議会による承認を経て、2011 年 2 月 5 日、ミュンヘン (ドイツ) において、米国・ロシア両外相による批准書の交換を以て発効した。

● 信頼醸成措置 (CBM : Confidence Building Measures)

誤解や誤算に基づく偶発戦争や意図しない衝突を避けるため二国間あるいは多数国間で実施する措置。例えば、関係国による種々の対話を通じた認識の共有や軍事活動についての年次報告がこれに当たる。

● 「すずらん」 (“SUZURAN”)

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設 (Floating Facility to Process Low-Level Radioactive Liquid Waste)。1993 年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として 1996 年に建設が開始され、2001 年にロシア側へ供与された。現在、ロシア極東ウラジオストク近郊のポリショイ・カーメニ市にあるズヴェズダ造船所に係留され、退役原子力潜水艦の解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行っている。処理能力は年間 7,000 立方メートル。

● 3S

核不拡散の担保のための保障措置 (Safeguards)、原子力安全 (Safety) 及び核セキュリティ (Security) の頭文字をとった造語。原子力の平和的利用、特に原子力発電を行う国はこの 3 つを確保することが求められる。原子力の平和的利用に関する国際原子力機関 (IAEA) の文書でも、「3S の重要性」という言葉で表現されている。

●生物兵器 (BW : Biological Weapons)

生物兵器禁止条約 (BWC) では「(1) 防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素 (原料又は製法のいかんを問わない)。(2) 微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義されている。生物兵器としての使用が考えられる代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

●生物兵器禁止条約 (BWC : Biological Weapons Convention)

正式名称は「細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。1975年発効。2011年2月現在の締約国数は163か国。同条約は加盟国による条約遵守の検証手段に関する規定がない。検証手段の導入については、生物剤や毒素への実効的な検証が極めて困難であるとの議論があり、条約をいかに強化するかが課題となっている。

●積極的安全保証 (PSA : Positive Security Assurance)

一般的に、「非核兵器国が核兵器による攻撃又は威嚇を受けた場合には支援を与える旨約束すること」を言う。

NPT交渉過程で、非同盟諸国を中心とする非核兵器国側が消極的安全保証 (NSA) 及び PSA を NPT 条文中に挿入するよう要求。他方、核兵器国側は、これらを NPT 条文中に盛り込むことには応えず、1968年国連安保理決議第255号で PSA を表明した。

●戦術核兵器 (Tactical Nuclear Weapon)

主に個々の戦場で使用するための核兵器。短距離核ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。

●先制不使用 (NFU : no first use)

厳密な定義は存在しないが、一般には、核兵器による攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないことをいい、「先行不使用」と訳される場合もある。

●戦略核兵器 (Strategic Nuclear Weapon)

戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器。一般的には、5,500km以上の射程を持つ大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、8,000km以上の航続距離を持つ戦略爆撃機あるいは600km超の射程を有する巡航ミサイルを搭載した戦略爆撃機がこれに該当する。

●戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約、SORT : Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions)

米国・ロシア間の配備戦略核弾頭 (戦略攻撃兵器) の削減に関する条約(2003年発効)。「モスクワ条約」は通称名。2011年2月5日に発効した新 START がモスクワ条約を代替し、同日、モスクワ条約は終了した。

●戦略兵器削減条約 (START : Strategic Arms Reduction Treaty)

戦略核兵器 (戦略攻撃兵器) の削減等に関する米国・ロシア (ソ連) 二国間条約。

●相互確証破壊 (MAD : Mutual Assured Destruction)

米ソ冷戦時代 (1960年代) に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性 (相手の攻撃に対する残存能力) を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるとするもの。

【夕行】

●対人地雷禁止条約 (オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction)

カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセス (NGOと賛同国のみで対人地雷全面禁止を条約化するというもの) を通じ作成された条約。1999年3月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。2011年2月末現在の締約国は156か国。

●対弾道ミサイル・システム制限条約 (ABM条約、Anti-Ballistic Missile Treaty)

米国・ソ連 (ロシア) 間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限することを規定した条約。2001年12月に米国が一方的離脱をロシア等に通報し、その6ヶ月後の2002年6月に失効した。

●大量破壊兵器 (WMD : Weapons of Mass Destruction)

一般に、核兵器、生物兵器、及び化学兵器を指す。

●弾道ミサイル (Ballistic Missiles)

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。その飛翔距離により、大陸間弾道弾 (ICBM : 射程 5,000 km 以上)、中距離弾道弾 (IRBM : 射程 500 ~ 5,000 km)、短距離弾道ミサイル (SRBM : 射程 500 km 以下) に分けられる (分類は英国国際戦略研究所 (IISS) 編「ミリタリー・バランス」による)。

●弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC : Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation)

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際合意 (ただし、法的拘束力を持つ国際約束ではなく、参加国の政治的意思を示すもの。) であり、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制等の原則と信頼醸成のための措置 (年次報告の提出、事前発射通報、射場の視察) 等を主な内容とする。2002年11月にオランダのハーグで日本を含む93か国の合意を得て採択。2011年2月現在、131か国が参加。

●中国遺棄化学兵器 (ACW : Abandoned Chemical Weapons in China)

先の大戦の際に中国に残された旧日本軍の化学兵器。1997年4月に発効した化学兵器禁止条約 (CWC) に基づき、日本にはその廃棄義務がある。

●通常兵器 (Conventional Weapons)

確立した定義はないが、一般的には、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除くすべての在来の兵器を指すものと考えられる。

●特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW : Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects)

過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。1980年採択、83年発効。2011年2月現在113か国が加入。本体条約と5つの附属議定書からなる。

【ナ行】

●NATO 新戦略概念

2010年11月、リスボン（ポルトガル）で開催されたNATO首脳会合において採択された、NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念。「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳い、核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、核と通常戦力の適切な調和の維持、並びに欧州の核兵器の更なる削減にはロシアによる核の透明性向上等が必要としている。

●日本・オーストラリア共催核軍縮・不拡散に関する外相会合

2010年5月のNPT運用検討会議の成果を着実に履行すべく、日本はオーストラリアと共催で2010年9月にニューヨークで外相会合を開催し、地域横断的なグループを形成。カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦（UAE）が参加。「核リスクの低い世界」に向けた現実的取組を進める決意を表明する外相共同ステートメントを发出。

【ハ行】

●爆発性戦争残存物(ERW : Explosive Remnants of War)

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議において、第5番目の附属議定書として「爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書」が採択された。同議定書は、2006年11月に発効した。

●非核化協力委員会（旧ソ連）

旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄に関する支援事業実施のため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ各国との間で非核化協力に関する二国間協定を締結し、日本・ロシア、日本・ウクライナ、日本・カザフスタン及び日本・ベラルーシ各非核化協力委員会を設立した。

1993年4月、日本は旧ソ連諸国（ロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）の核兵器廃棄支援のため総額約1億ドル（117億円）の協力を行うことを発表。また、1999年6月のケルン・サミットにおいて、追加的に資金を供与する旨発表し、1999年度補正予算にて134億円を手当した。

●非核三原則（Three Non-Nuclear Principles）

日本が核兵器を持たず、作らず、持ち込ませざとの原則を堅持すること。これまで歴代の内閣により累次にわたり明確に表明されており、これを堅持している。なお、日本はNPT上の非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。さらに、法律上も原子力基本法により、日本の原子力活動は平和目的に厳しく限定されている。

●非核特使 (Special Communicator for a World without Nuclear Weapons))

2010年8月の広島・長崎平和記念式典において菅総理が制度の創設を表明し、同年9月に最初の委嘱を実施。自らの経験に基づく被爆証言を通じて核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達する被爆者に対して、政府が「非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。

●非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）が域内の締約国に対し核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主な内容とする議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のこと。

●兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約、FMCT : Fissile Material Cut-off Treaty)

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約構想。1993年9月にクリントン米国大統領によって提案された。条約交渉はジュネーブ軍縮会議にて行われることとなっているが、交渉開始について全会一致が得られず、2011年2月時点において交渉は開始されていない。

●平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

●包括的核実験禁止条約 (CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)

地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書IIに列記されている44か国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点ではそのうちの9か国が未批准のため未発効。

条約発効時には包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第2条1）、1996年11月よりCTBTO準備委員会が毎年2回ウィーンで開催されている。1997年3月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

●包括的保障措置協定 (Comprehensive Safeguards Agreements)

各国がIAEAとの間で締結する、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受入れ等の義務を負う。NPTの締約国である非核兵器国は、NPT第3条によってその締結が義務付けられている。2011年2月現在の締結国数は168か国。日本は1977年12月に締結。

●放射性同位元素 (radioisotope)

原子の科学的性質を決める原子番号が同じで、原子の質量数が異なるもの同士を同位元素（又は同位体）と言い、その中で放射性を有するものを、放射性同位元素という。

●放射線源 (radioactive source)

放射線の発生源のこと。放射線発生装置や放射性同位元素などがある。

●保障措置(Safeguards)

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確認するための措置。同措置の実施を主な目的のひとつとして設立されたIAEAは、保障措置協定締結国による核物質の計量管理状況の確認や査察などを通じ、転用や未申告の核物質、活動がないことを確認する役割を担う。

【マ行】

●ミサイル技術管理レジーム (MTCR : Missile Technology Control Regime)

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与し得る関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする国際輸出管理レジーム。1987年4月設立。34か国が参加（2011年2月現在）。

●ミサイル防衛 (MD : Missile Defense)

米国が推進している、弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念。

現在、日本は米国と協力しつつ、弾道ミサイル防衛 (BMD) システム (イージス BMD システム (上層：大気圏外) とパトリオット PAC-3 (下層：大気圏再突入時) による多層防衛システム) に係る取組を進めている。

●未臨界核実験 (Subcritical Experiment)

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約 (CTBT) によって禁止されている「核爆発」は生じない。

【ヤ行】

●輸出管理 (Export Control)

大量破壊兵器関連物質や通常兵器及びこれら兵器の開発等に用いられるおそれのある関連汎用品・技術の輸出を、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的な輸出管理で協調するための関係国の集まりである国際輸出管理レジーム (原子力供給国グループ (NSG)、ザンガー委員会、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、オーストラリア・グループ (AG)、ワッセナー・アレンジメント (WA)) における申し合わせを踏まえ、外国為替及び外国貿易法 (外為法) に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。さらに、リストに掲載されていない品目についても、大量破壊兵器やその運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれのあるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられるおそれのある場合であって武器禁輸対象国等一定の国に輸出するときには、輸出許可申請を必要としている。(「キャッチオール規制」参照。)

●余剰兵器プルトニウム (Surplus Weapon-Grade Plutonium)

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器用プルトニウム（一般的には、プルトニウム240の比率が7%未満のプルトニウムを指す）。

【ラ行】**●劣化ウラン弾 (depleted uranium munitions)**

劣化ウランは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235含有率が低いウランを指す。劣化ウラン弾は、通常弾に比べ、射程距離が長く、貫通力が強いことから、戦車等の装甲や堅固な標的を攻撃するために使用される。

●ロンドン・ガイドライン (London Guidelines)

「原子力供給国グループ」を参照。

【ワ行】**●ワッセナー・アレンジメント (WA : Wassenaar Arrangement)**

ココムが発展解消し、その後継として1996年7月に設立された、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2011年2月現在、40か国が参加。

用語索引

(注)

1. 本索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2. →のある場合は、→の示す用語または略語をご確認下さい。
3. 数字はその用語の出ているページです。

あ

- ・アジア不拡散協議（→ASTOP）
- ・安保理決議第984号／121
- ・安保理決議第1540号／118,121
- ・安保理決議第1673号／121
- ・安保理決議第1695号／38,39,122
- ・安保理決議第1696号／40,41,122
- ・安保理決議第1718号／36,38,39,122
- ・安保理決議第1737号／40,42,122
- ・安保理決議第1747号／40,42,122
- ・安保理決議第1803号／40,43,123
- ・安保理決議第1810号／121
- ・安保理決議第1835号／40,43
- ・安保理決議第1874号／36,38,39,122
- ・安保理決議第1887号／35,122
- ・安保理決議第1928号／122
- ・安保理決議第1929号／8,40,43,44,123
- ・安保理首脳会合／35,119,122

い

- ・遺棄化学兵器（→ACW）

う

- ・宇宙空間における軍備競争の防止（→PAROS）
- ・宇宙条約／25,26,74
- ・ウラン濃縮／8,36,39,40,41,43,54

え

- ・NPT運用検討会議／7,9,14,16,19,32,33,34,35,37,44,45,52,53,71,74,119,120,125,126,128,129,131

お

- ・オーストラリア・グループ（→AG）
- ・オスロ条約（クラスター弾に関する条約）／7,11
- ・オタワ条約（対人地雷禁止条約）／7,11,85,129

か

- ・化学兵器（→CW）
- ・化学兵器禁止機関（→OPCW）
- ・化学兵器禁止条約（→CWC）
- ・核軍縮決議／35,71,124
- ・拡散に対する安全保障構想（→PSI）
- ・核実験／9,17,18,19,20,21,25,28,31,36,39,46,47,48,53,69,71,72,101,102,122

- ・核実験モラトリアム／20,46,47,48,119
- ・核セキュリティ／10,15,24,35,56,57,58,59,61,62,69,70,119,122
- ・核セキュリティ・サミット／10,35,61,62,119
- ・核態勢見直し（→NPR）
- ・核テロリズムに対抗するための国際イニシアティブ（→GI）
- ・核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）／60,62,118
- ・核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（→MNA）
- ・核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（→ICNND）
- ・核物質等テロ行為防止特別基金／59,61
- ・核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）／10,60
- ・核兵器／6,7,9,10,14,15,17,18,19,24,28,29,31,32,33,34,35,38,43,44,45,49,50,54,55,58,63,67,71,72,73,74,100,101,104,105,107,119,120,121,124,125,128,131,133,134
- ・核兵器不拡散条約（→NPT）
- ・カットオフ条約（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）（→FMCT）

き

- ・汚い爆弾／58,59
- ・希望の星／10,65,66,67
- ・キャッチオール規制／39

く

- ・クラスター弾／7,11,84,88,89,90,130
- ・クラスター弾に関する条約（オスロ条約）（→CCM）
- ・軍縮会議（ジュネーブ軍縮会議）（→CD）

け

- ・軽水炉／36
- ・検証／18,21,30,37,49,77,79,81
- ・原子力供給国グループ（→NSG）
- ・原子カルネッサンス／125

こ

- ・高濃縮ウラン／24,25,58
- ・小型武器／7,11,84,92,93,96,120,130
- ・国際科学技術センター（→ISTC）

- ・国際監視制度 (→IMS)
- ・国際原子力機関 (→IAEA)
- ・国内計量管理制度 (→SSAC)
- ・国連アジア太平洋平和軍縮センター／93
- ・国連軍縮委員会 (→UNDC)
- ・国連軍縮会議／123,132
- ・国連軍縮研究所 (→UNIDIR)
- ・国連軍縮諮問委員会／123,132
- ・国連軍縮フェローシップ／132,133
- ・国連軍備登録制度／84,96,106,118
- ・国連小型武器会議／92
- ・国連総会第一委員会／120

さ

- ・再処理／8,36,53,54,101,102
- ・ザンガー委員会 (→ZC)

し

- ・G8 グローバル・パートナーシップ (→G8GP)
- ・重水炉／42
- ・消極的安全保証 (→NSA)
- ・ジュネーブ軍縮会議 (→CD)
- ・地雷廃絶国際キャンペーン (→ICBL)
- ・新START／30,31,35,119
- ・信頼醸成措置 (→CBM)

す

- ・すずらん (SUZURAN)／65,66,68
- ・3S／56,125

せ

- ・生物兵器(→BW)
- ・生物兵器禁止条約 (→BWC)
- ・積極的安全保証 (→PSA)
- ・戦術核兵器／28
- ・先制不使用 (→NFU)
- ・戦略核兵器／28,29,32,63
- ・戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約)／29,30
- ・戦略兵器削減条約 (→START)

た

- ・対人地雷禁止条約 (オタワ条約)／7,11,84,85,129
- ・対弾道ミサイル・システム制限条約 (ABM条約)／26,29
- ・大量破壊兵器 (→WMD)
- ・弾道ミサイル／8,27,29,32,36,38,39,43,44,107,108,109,122
- ・弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (→HCOC)

ち

- ・中央アジア非核兵器地帯条約／73

つ

- ・(IAEA)追加議定書／10,15,40,41,46,48,49,50,51,52,102,115,119,125
- ・通常兵器／10,11,26,84,90,94,95,96,100,105,121,128,129

と

- ・特定通常兵器使用禁止制限条約 (→CCW)
- ・トラテロルコ条約／72

な

- ・NATO 新戦略概念／34

に

- ・日本・オーストラリア共催核軍縮・不拡散に関する外相会合／25

は

- ・爆発性戦争残存物／90
- ・パリ合意／40,41,
- ・バンコク条約／72

ひ

- ・非核化協力委員会／69,70
- ・非核特使／131,132,133
- ・非核兵器地帯／44,45,71,73,74,121

ふ

- ・武器貿易条約 (→ATT)

へ

- ・兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (カットオフ条約) (→FMCT)
- ・平和的核爆発／101
- ・ペリンダバ条約／71,73

ほ

- ・包括的核実験禁止条約 (→CTBT)
- ・包括的保障措置協定／40,45,47,49,50,51
- ・保障措置／9,10,15,42,45,47,48,49,50,51,52,55,56,57,69,70,101,102,103,115

み

- ・ミサイル技術管理レジーム (→MTCR)
- ・ミサイル防衛 (→MD)

ゆ

- ・輸出管理／10,39,46,47,56,100,101,102,103,104,105,106,107,108,110,114,122

よ

- ・余剰兵器プルトニウム／65,67

ら

- ・ラロトンガ条約／72

ろ

- ・老朽化化学兵器 (→OCW)

わ

- ・ワッセナー・アレンジメント (→WA)

略語表及び略語索引

〈注〉

1. 本略語表及び索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2. 数字はその用語の出ているページです。

A

- ・ ACW → Abandoned Chemical Weapons
遺棄化学兵器／ 81,82
- ・ AG → Australia Group
オーストラリア・グループ／ 100,103,104
- ・ ASTOP → Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation
アジア不拡散協議／ 10,52,100,108,114
- ・ ATT → Arms Trade Treaty
武器貿易条約／ 11,84,94,95,130

B

- ・ BW → Biological Weapons
生物兵器／ 34,39,76,77,78
- ・ BWC → Biological Weapons Convention
生物兵器禁止条約／ 11,24,39,44,76,77,78,104,125

C

- ・ CBM → Confidence Building Measures
信頼醸成措置／ 18,26,27,78,84,94,96,108,109,121
- ・ CCM → Convention on Cluster Munitions
クラスター弾に関する条約（オスロ条約）／ 7,11,84,88,89,90,130
- ・ CCW → Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects
特定通常兵器使用禁止制限条約／ 11,88,90
- ・ CD → Conference on Disarmament
ジュネーブ軍縮会議／ 17,24,25,26,27,33,79,118,119,123
- ・ CTBT → Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
包括的核実験禁止条約／ 9,16,17,18,19,20,21,22,24,32,35,44,46,47,48,118,119,120,122,134
- ・ CW → Chemical Weapons
化学兵器／ 34,40,64,76,79,80,81,82,103,129
- ・ CWC → Chemical Weapons Convention
化学兵器禁止条約／ 11,24,40,44,76,77,79,104,125,134

F

- ・ FMCT → Fissile Material Cut-off Treaty
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)
／ 16,24,48,119,122

G

- ・ G8GP → G8 Global Partnership
G8 グローバル・パートナーシップ／ 63,64,65,125
- ・ GI → 核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ／ 10,60,61

H

- ・ HCOC → Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation
弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範／ 32,38,107,108,109

I

- ・ ICBL → International Campaign to Ban Landmines
地雷廃絶国際キャンペーン／ 85
- ・ ICNND → International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会／ 126
- ・ IMS → International Monitoring System
国際監視制度／ 17,18,21
- ・ ISTC → International Science and Technology Center
国際科学技術センター／ 70,134
- ・ IAEA → International Atomic Energy Agency
国際原子力機関／ 8,9,10,14,15,36,37,38,40,41,42,43,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,61,62,69,70,101,102,115,119,122,125,132,134

M

- ・ MD → Missile Defense
ミサイル防衛／ 30,34,35
- ・ MNA → Multilateral Nuclear Approaches
核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ
／ 54
- ・ MTCR → Missile Technology Control Regime
ミサイル技術管理レジーム／ 38,100,104,105,107,108

N

- ・ NFU → no first use
先制不使用／ 32
- ・ NPT → Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons
核兵器不拡散条約／ 7,8,9,14,15,16,19,20,24,28,29,31,32,34,35,36,37,38,39,40,44,45,46,48,49,50,51,52,56,62

69,71,73,74,102,103,110,118,119,120,121,123,124,125,
126,128,129,131,134

- ・ NSA → Negative Security Assurance
消極的安全保証／ 24,31,32,34,35,71,73,121
- ・ NSG → Nuclear Suppliers Group
原子力供給国グループ／ 9,47,54,101

O

- ・ OCW → Old Chemical Weapons
老朽化化学兵器／ 82
- ・ OPCW → Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons
化学兵器禁止機関／ 40,79,81,129,134

P

- ・ PAROS → Prevention of Arms Race in Outer Space
宇宙空間における軍備競争の防止／ 24,25,27
- ・ PSA → Positive Security Assurance
積極的安全保証／ 121
- ・ PSI → Proliferation Security Initiative
拡散に対する安全保障構想／ 10,110,111,112,114,
115,125

S

- ・ SSAC → State System for Nuclear Material Accountancy and Control
国内計量管理制度／ 61,69,70
- ・ START → Strategic Arms Reduction Treaty
戦略核兵器削減条約／ 28,29,30,31,35,119

U

- ・ UNDC → United Nations Disarmament Commission
国連軍縮委員会／ 120,121
- ・ UNIDIR → United Nations Institute for Disarmament Research
国連軍縮研究所／ 123

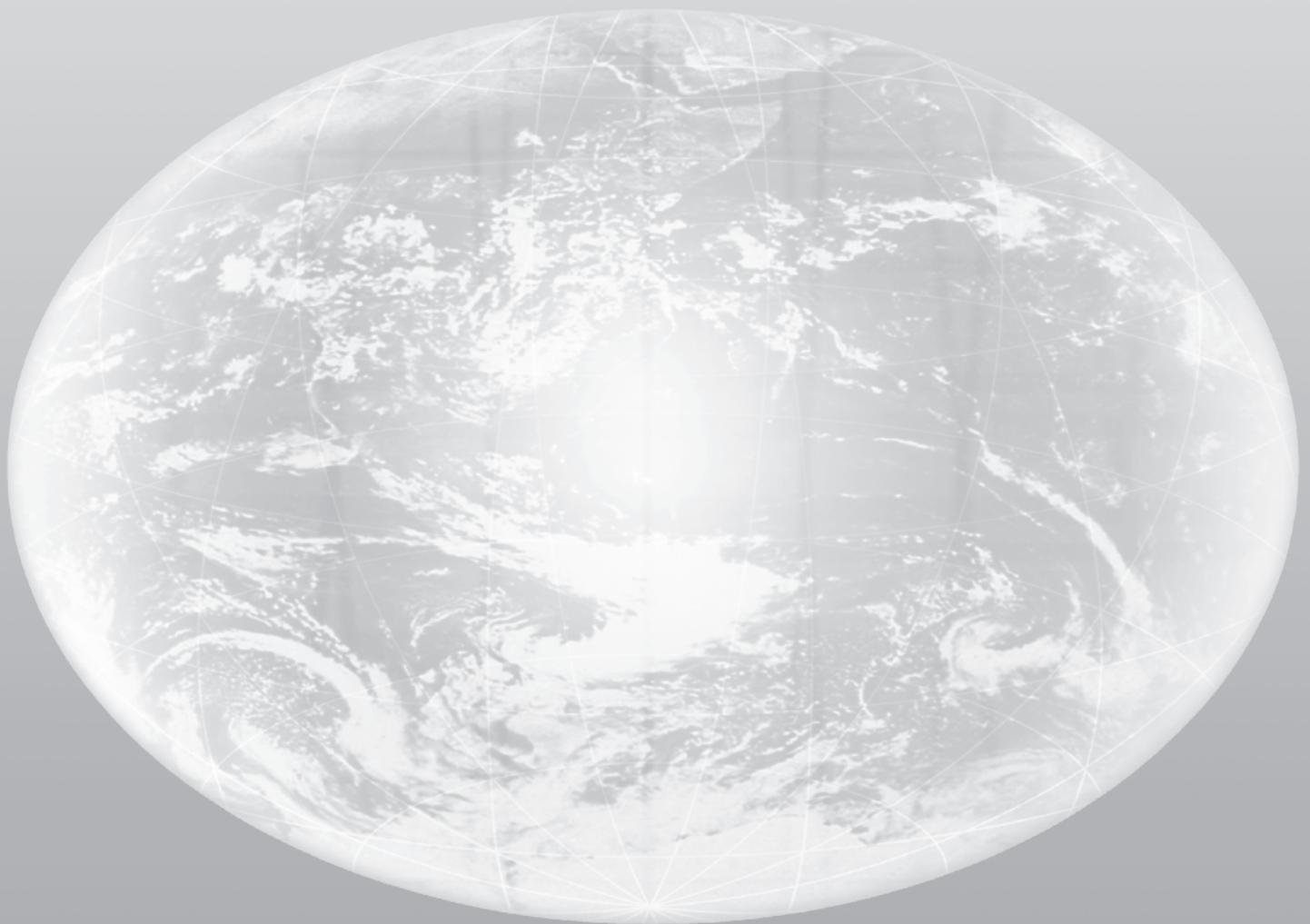
W

- ・ WA → Wassenaar Arrangement
ワッセナー・アレンジメント／ 100,105,106
- ・ WMD → Weapons of Mass Destruction
大量破壊兵器／ 11,25,27,29,38,44,63,74,79,84,92,100
104,105,108,110,114,119,121,125,134

Z

- ・ ZC → Zangger Committee
ザンガー委員会／ 100,102,103

II 資料編



目 次

1. 国連総会における日本の核軍縮決議	157
2. 2010年NPT運用検討会議	163
3. 核軍縮・不拡散に関する最近の各種声明等	168
4. IAEA保障措置	181
5. CTBT	182
6. 世界の非核兵器地帯条約	185
7. 化学兵器禁止条約（CWC）・生物兵器禁止条約（BWC）	190
8. クラスター弾条約（CCM）・ 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）・オタワ条約	194
9. 対人地雷	199
10. クラスター弾	200
11. 国連軍備登録制度	203
12. 国連安保理決議	204

1. 国連総会における日本の核軍縮決議

第65回国連総会

「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議（仮訳）

総会は、

- 平和で安全な核兵器のない世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる实际的及び実効的措置をとる必要性を想起し、また、この関連で国連加盟国が共同行動をとることの決意を確認し、
- 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮であることに留意し、
- 2009年12月2日の決議64/47を想起し、
- 核兵器のあらゆる使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明し、また、核戦争及び核テロリズムを回避するためにあらゆる努力が払われるべきことを確信しつつ、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認し、
- 国際の平和及び安全の強化並びに核軍縮の促進は相互に強化し合うことを再確認し、
- 核軍縮における更なる進展は、国際の平和及び安全にとってとりわけ重要な核不拡散のための国際的な体制を強化するのに貢献することを再確認し、
- 核兵器不拡散条約（NPT）の、国際的な核不拡散体制の基礎としての、並びに、同条約の三本柱、すなわち、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用の追求のための重要な基盤としての決定的な重要性を再確認し、
- 2010年5月3日から28日にかけて開催されたNPT運用検討会議の成功裏の結果を歓迎し、また、同会議で採択された行動計画を完全に履行する必要性を再確認し、
- 原爆投下から65周年を迎えた日本の広島及び長崎を国連事務総長が本年訪

問したことを歓迎し、

- 軍縮会議（CD）の作業を活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるため、国連事務総長が主催した2010年9月24日のハイレベル会合に留意し、
 - 2010年4月8日の戦略攻撃兵器の更なる削減及び制限のためのアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約（新START条約）署名を歓迎し、
 - 透明性を更に高め相互信頼を増す、フランス、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国による核弾頭のすべての備蓄に関する最近の発表及びロシア連邦による核兵器保有量に関する最近の発表に留意し、また、この関係で、2011年にパリで開催予定の5核兵器国による第一回2010年NPT運用検討会議フォローアップ会合の発表に留意し、
 - 拡散ネットワークによるものを含め、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散によって、増大しつつある危険について深い懸念を表明し、
 - 核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用という加盟国共通の目標に加えて核セキュリティの目的の重要性を認識し、また、核セキュリティを強化し及び核テロリズムの脅威を低減することに対して著しく貢献した、2010年4月12日から13日まで開催された核セキュリティ・サミットを歓迎し、
 - 北朝鮮よって2006年10月9日及び2009年5月25日に発表された核実験に関する2006年10月14日の安保理決議第1718号（2006年）及び2009年6月12日の同第1874号（2009年）を履行する重要性も認識し、いかなる場合においてもNPTにおける核兵器国の地位を北朝鮮は有することができないことを宣言しつつ、
1. NPTのすべての締約国が同条約のすべての条項下での義務を履行することの重要性を再確認する。
 2. NPTの普遍性の決定的な重要性を再確認し、同条約の未締結国に対し、迅速に及び無条件で同条約に非核兵器国として加入し、また、同条約に加入するまでの間は、同条約の条項文言を遵守するとともに、NPTを支持する実際的な措置をとることを要請する。

3. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国が一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の核兵器（配備及び未配備）を削減し、究極的には廃絶するために更に努力することを要請する。
5. 核軍縮及び不拡散に向けた過程との関係で、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用する重要性を強調する。
6. 核軍縮及び平和で安全な核兵器のない世界の達成のためには、率直さや協力が必要であることを認識し、また、増大した透明性及び効果的な検証を通して信頼を高めることの重要性を確認する。
7. ロシア連邦及びアメリカ合衆国が、新START条約の早期発効及び完全な履行を追求すること並びに核兵器の更なる削減を達成するために後継の措置に関する議論を続けることを奨励する。
8. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び普遍化の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対し、できるだけ早期に署名・批准するよう要請し、CTBTが発効するまでの間、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発の現在のモラトリアムを維持することの重要性を強調し、また、CTBTの遵守を確保するために重要な貢献をする、CTBT検証体制の継続的な発展の重要性を再確認する。
9. CDの2011年会期における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT、カットオフ条約）の即時交渉開始を要請し、すべての核兵器国及びNPT未締結国に対し、FMCT発効までの間、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言及び維持することを要請する。
10. すべての核兵器国に対し、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減するために更なる措置をとることを要請し、また、いくつかの核兵器国がこれに関して既に措置を取っていることを歓迎する。

- 1 1. すべての軍事的及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割及び重要性の更なる低減について、核兵器国が遅滞なく関与することを要請する。
- 1 2. 1995年4月11日の国連安保理決議984（1995年）を想起し、それぞれの核兵器国による一方的声明に留意し、核兵器国による消極的安全保証（NSA）に関するコミットメントの完全な尊重を要請する。
- 1 3. 地域の関係国家間で自発的に達成された手段に基づき、かつ、軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、適切な地域において更に非核兵器地帯を創設することを奨励する。
- 1 4. すべての国に対し、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止・抑制し、核兵器を誓って保有しないことの義務を完全に尊重し履行するための取組を倍増することを要請する。
- 1 5. 1997年5月15日に国際原子力機関（IAEA）理事会により承認された、加盟国とIAEAとの間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書（IAEA追加議定書）の普遍化を達成するための一層の作業をも強く奨励しつつ、IAEA包括的保障措置協定の普遍化により、かかる協定を締結・実施していない国を含めていくこと、また、2004年4月28日の安保理決議第1540号を含む、関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調する。
- 1 6. すべての脆弱な核及び放射性物質の管理を徹底するあらゆる取組を奨励し、すべての国に対し、核セキュリティを前進させるために必要に応じて、キャパシティ・ビルディングの分野を含む援助を提供するとともに、国際社会として協力的に取り組むことを要請する。
- 1 7. 核兵器のない世界の達成に資する、軍縮・不拡散教育に関する研究についての国連事務総長報告書の勧告を実施すること及びこの目的のために各国が行っている取組について自発的に情報共有をすることを奨励する。
- 1 8. 核不拡散及び核軍縮の促進における、市民社会によって果たされる建設的な役割を評価し、更に奨励し、すべての国が、市民社会との協力において、とりわけ核兵器使用の悲惨な結末に対する公衆の意識を高めるこ

とに貢献し、また、核軍縮・不拡散を促進するための国際的な取組の機運を強化する軍縮・不拡散教育を促進することを奨励する。

19. 第66会期の暫定議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」を含めることを決定する。

日本の核軍縮決議案に対する主要各国投票態度

(凡例: ◎共同提案 ○賛成 △棄権 ×反対 -欠席または不参加)

	「究極的核廃絶」決議					「道程」決議					「新たな決意」決議					「核兵器廃絶へ向けた一歩した行動」	
	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08		09
米	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
英	△	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
仏	△	○	◎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
中	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
露	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
南ア	-	-	-	◎	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
エジプト	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	(第一委は△)	○	○	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
メキシコ	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
ブラジル	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
NZ	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
スウェーデン	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
アイスランド	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
豪	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
カナダ	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
独	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
伊	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
オランダ	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
ベルギー	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
スペイン	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
ハンガリー	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体◎, OP2◎, OP8◎, OP9◎
印	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
モリシヤス	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
プータン	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
北朝鮮	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
シリア	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
ミャンマー	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
イスラエル	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
イラク	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
アルジェリア	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
レバノン	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	全体○, OP2○, OP8○, OP9○
キューバ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	全体△, OP2△, OP8△, OP9△
賛成	163	164	159	156	160	153	155	139	156	164	165	168	167	170	173	171	(全体: 173, OP2: 176, OP8: 176, OP9: 176)
			(138)	(138)	(132)	(128)	(144)	(124)	(136)	(146)	(151)	(166)	(169)	(165)	(163)	(170)	
反対	0	0	0	0	0	0	1	3	2	2	3	2	3	3	4	2	(全体: 1, OP2: 4, OP8: 1, OP9: 3)
			(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(4)	(2)	
棄権	8	10	11	10	11	12	12	18	13	14	16	7	8	9	6	8	(全体: 11, OP2: 1, OP8: 2, OP9: 1)
			(9)	(9)	(11)	(12)	(12)	(20)	(13)	(16)	(16)	(7)	(8)	(10)	(6)	(8)	

(注)投票数括弧書き内は第一委員会での採択時投票結果
 (注)なお、08年第一委員会において欠席し、07年において棄権を投じたニカラグア(上記表には無記載)は、06年までは賛成票を投じている
 OP2:NPTの普遍化, OP8:CTBT, OP9:FMCT
 第65回で分割投票に付されたパラの内容は、

2. 2010年NPT運用検討会議

2010年NPT運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要

平成22年5月29日
軍縮不拡散・科学部

1 核軍縮

[核軍縮一般・2000年合意「明確な約束」の再確認]

- すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求。（アクション1）
- 核兵器廃絶の明確な約束の実施において、核兵器国は一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、あらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するために更に努力。（アクション3）

[核兵器の数と役割の低減（核兵器国による核軍縮の具体的措置）]

- 核兵器国は2000年NPT運用検討会議の最終文書に含まれる具体的核軍縮につながる措置の進展の加速にコミット。
 - － あらゆる種類の核兵器削減
 - － 核兵器の役割の更なる低減
 - － 核兵器システムの運用状態の低減 等
- 2014年の準備委員会で締約国に報告するよう核兵器国に要請。2015年NPT運用検討会議で評価し、次のステップを検討。（アクション5）

[消極的安全保証]

- すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存のコミットメントを尊重。（すべての締約国に対する供与を奨励。（アクション8）

[CTBT]

- すべての核兵器国はCTBTの早期批准を約束。特にNPT非締約国を含む、未批准国による批准奨励に関する核兵器国の特別な責任を確認。（アクション10）
- 条約発効までの間、すべての国は、核実験実施及び新しい核兵器技術の使用に関するモラトリアムを維持。（アクション11）

[FMCT]

- CD（軍縮会議）において核分裂性物質生産禁止条約の交渉を直ちに開始すべきことに合意。（アクション15）
- 核兵器国により、軍事目的のためには不要とされたすべての核分裂性物質のストックを、IAEAに申告することを約束するよう奨励。（アクション16）

[信頼醸成・軍縮不拡散教育]

- すべての国は、核兵器のない世界の達成に向け、政府、国連、その他の国際・地域機関、市民社会の間の協力を支持することの重要性に合意。（アクション19）
- すべての国による、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告に含まれる勧告の実施を奨励。（アクション22）

2 核不拡散

[保障措置]

- 追加議定書の未締約国に対し、速やかな締結及び発効を奨励。(アクション28)
- 追加議定書の締結及び発効促進のためのIAEAによる支援を奨励。(アクション29)

[IAEA]

- IAEAの政治的、技術的、財政的基盤の確保。(アクション33)
- 各国の国内計量管理体制整備に対するIAEAの支援を奨励。(アクション46)

[輸出管理]

- 多国間で合意されたガイドラインの活用を奨励。(アクション36)

[核セキュリティ]

- 核物質防護条約の早期の批准及び未締約国による締結を奨励。(アクション42)
- 核テロ防止条約の未締約国に対し、速やかな締結を奨励。(アクション45)

[北朝鮮]

- 北朝鮮に対し、2005年の六者会合の共同声明のコミットメントを履行することを強く要請。NPT及びIAEAセーフガードに復帰することを強く要求。北朝鮮及び締約国に対し、不拡散及び軍縮の義務の履行を求める。(「他の地域問題」)

3 原子力の平和的利用

[原子力の平和的利用と保障措置]

- 原子力技術の移転及び国際協力を推進するにあたっては、第3条(IAEAとの保障措置協定の締結)等に従って促進することの確認。(アクション51)

[IAEAの役割の重要性]

- IAEAの活動に対し、今後5年間で1億ドルの追加拠出を奨励。(アクション55)

[3Sの確保]

- 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり、保障措置、原子力安全及び核セキュリティ(3S)へのコミットメント及び実施の確保。(アクション57)

[核燃料サイクルに関する多国間アプローチ]

- 核燃料供給保証メカニズムを創設する可能性を含めて、核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をIAEAの場で継続。(アクション58)

4 中東決議

- 国連事務総長及び中東決議共同提案国(米英露)の召集による、すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催を支持。

(了)

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の 新しいパッケージ

日本国政府及びオーストラリア政府は、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性を再確認し、また、NPTの普遍化を通じて国際的な核軍縮及び不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年のNPT運用検討会議において以下の実践的な核軍縮及び不拡散措置を承認することを提案する。

1. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. アメリカ合衆国とロシア連邦との間で第一次戦略核兵器削減条約の後継条約交渉が進展したことを始め、フランス共和国、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国が実施している核軍縮努力を歓迎し、すべての核兵器保有国が核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請する。
3. 核軍縮措置に係る交渉が妥結するまでの間、すべての核兵器保有国が、国際の安定を促進する方法で、また、すべてにとって損なわれることのない安全保障の原則に基づき、核兵器数を削減すること又は少なくとも核兵器数を増加させないことにつき早期にコミットすることを要請する。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減することをコミットすることを要請し、また、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証をできる限り早期に供与する等の措置をとることを要請する。
5. すべての核兵器保有国が、核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減する措置をとること、また、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器システムの運用状態を一層低減させることを要請する。
6. 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調する。

(仮訳)

7. 核弾頭総数及び運搬システム並びにそれらの配備状況等についてNPT締約国間で合意される形式によって定期的に報告を行うことを含め、すべての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請する。
8. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対しできる限り早期に署名・批准するよう求め、また、CTBT発効までの間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する。
9. すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、維持するよう求めつつ、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始・早期妥結を要請し、また、これら核兵器保有国に対し、軍事目的のためには必要ない核分裂性物質を自発的に公表し、そのような物質をIAEAその他の国際的検証の下に置くよう求める。
10. 核兵器の拡散が国際の平和と安全にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む不拡散上の義務がすべての国によって厳格に遵守される必要性を再確認する。
11. モデル追加議定書に基づくIAEA追加議定書を伴う包括的保障措置協定が国際的に認知された保障措置の基準となるべきであることを強調し、包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書を締結していないすべての国に対し、そのできる限り早期の締結を求めるとともに、すべての国に対し、この保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請する。
12. NPTからの脱退通告に対する二国間、地域的又は国際的な協議を含め、適切な国際的対応の重要性を強調する。特に、IAEAによって保障措置義務違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連憲章の下での国連安全保障理事会の役割に従い、同理事会が速やかに開催されるべきである。
13. NPTからの脱退国は、NPT締約国であった間に獲得した核物質及び設備並びにそのような核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質

を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調する。

14. すべてのNPT締約国は、無差別にかつNPT第1条、第2条及び第3条の規定に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を行う権利を有していることを再確認し、また、原子力の平和的利用において特に途上国を援助するIAEAの取組を支援する。
15. 原子炉を稼働し、建設し又は計画している国に対し、原子力安全に関する4つの条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国になるよう求める。
16. すべての国に対し、2005年の改正を含む「核物質の防護に関する条約」及び「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結を含め、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置をとるよう求める。

3. 核軍縮・不拡散に関する最近の各種声明等

日本・オーストラリア外相共同ステートメント（2010年2月）

日豪外相共同ステートメント 「核兵器のない世界に向けて」

本日の会談において、岡田日本国外務大臣とスミス・オーストラリア外務大臣は、核兵器の脅威は人類が直面する最も深刻な問題の一つであるとの認識を改めて共有した。両外相は、現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の抜本的強化に向けて、両国が核軍縮・不拡散分野での協力を深化させていくことで一致した。

両外相は、現実に核兵器を始めとする大量破壊兵器が世界に存在する中での核抑止力の役割を認めつつ、安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、究極的には平和で安全な核兵器のない世界を実現するために、現在及び将来において国際社会が具体的に何をすべきかにつき真剣に議論した。両外相は、核兵器のない世界への途上で核リスクの低い世界を実現することで一致し、核軍縮・不拡散に関する以下の具体的行動をとる決意を表明した。

両外相は、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の重要性を再確認した上で、本年5月のNPT運用検討会議が、NPTを強化し、国際的な核軍縮、不拡散体制におけるNPTの中心的役割を再確認し、NPTの3つの柱である核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用のそれぞれについて、有意義な合意を達成できるよう両国で協力していくことを確認した。

両外相は、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）」の報告書が、核兵器のない世界という目標を達成するための多くの有益な提案を含んでいるとの認識を共有した。両外相は、本報告書の現在あるいは将来の政策への具体化の可能性につき、両国の外相間の定期協議を実施するとともに、専門家及び政府関係者が報告書の進捗状況を確認することで一致した。

本報告書を受けて、両政府は核軍縮・不拡散措置につき更に真剣に検討を行った。両外相は、NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮・不拡散措置に関するパッケージを追求していくことを発表した。両外相は、他のパートナー国とも協議を行いつつ、両国がこのパッケージをNPT運用検討会議の最終文書に反映するために全力を尽くしていくことを確認した。

両外相は、核兵器のない世界を実現するための第一歩となる具体的手段として、核兵器を持たない国に対して核兵器を使用しないという安全保証の実効性を高めること、そして、核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定することといった考え方を検討し、これらの点についての議論を深めていくことで意見の一致をみた。

両外相は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対する働きかけを引き続き行っていくことを確認した。また、両外相は、軍縮会議における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結を追求する決意を表明した。

両外相は、気候変動とエネルギー安全保障上の懸念に取り組むための手段として原子力発電への関心を示す国が増大している中、核不拡散／保障措置、原子力安全及び核セキュリティの3つの要素（3S）が重要であることを確認した。両外相は国際原子力機関（IAEA）の強化及び保障措置の効率化のため並びに原子力を利用するすべての国がIAEA追加議定書を締結するための取組を促進するため、両国が協力すべきである点で一致した。また、両外相は、3Sの確保が核不拡散体制の維持並びに原子力の利用における国際的な透明性及び信頼性の確保の基盤であるとの認識に基づき、IAEAとも協力しつつ、関係国に対する保障措置、原子力安全及び核セキュリティの支援において協力していくことで一致した。

両外相は、昨年、北朝鮮による核実験及びミサイル発射を最も強い表現で非難した。両外相は、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発は、引き続き、アジア太平洋地域及び国際社会全体の平和と安定への重大な脅威であり、容認できるものではないとの認識で一致した。また、両外相は、北朝鮮に対し、六者会合への即時復帰と北朝鮮による検証可能かつ不可逆的な核放棄を始めとする2005年9月の共同声明完全実施へのコミットメントを含め、前向きかつ具体的な行動をとるよう求めた。この観点から、両外相は、国連安保理決議第1718号及び第1874号を完全に履行することの重要性を再確認し、すべての国連加盟国に対し、同決議の履行を要請した。

両外相は、イランの核計画の性質及び意図に対する深刻な懸念を共有し、イランが原子力活動の透明性を高め、国際社会の信用を取り戻すためにあらゆる可能な行動をとるべきであることを再確認した。このため、両外相は、イランに対し、すべてのウラン濃縮活動の停止を含む一連の国連安保理決議の要求事

項を順守し、イランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するために、追加議定書の締結を含めて、IAEAに完全に協力することを求めた。イランの申告済み核物質が転用されないことをIAEAが引き続き検証している中で、イランは同国におけるすべての核物質が平和的利用の下にあることをIAEAが確認するのを可能にするために必要な協力を提供していない。両外相はまた、対立から協力へ路線を変えるための、そして、国際的な信用及び信頼を築き始めるための機会として、IAEAが仲介しているイランの低濃縮ウランをテヘラン研究炉のための加工済燃料に交換する提案を受け入れるよう求めた。

最後に、両外相は、核テロリズムの脅威が引き続き存在することを認識しつつ、4月に米国政府が開催する核セキュリティ・サミットの成功に向けて協力すること及びアジア太平洋地域における核セキュリティを強化するための取組を促進することを確認した。

パース、2010年2月21日

核軍縮・不拡散に関する外相共同ステートメント

1. 我々、豪州、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年NPT運用検討会議で全会一致で採択された結果を前進させ、相互に強化し合うプロセスとしての核軍縮・不拡散の課題を推し進めるといった目的を共有する。
2. 我々は、核軍縮を達成するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散体制の礎石であり、かつ、原子力の平和的利用発展の基盤であるものとしての核兵器不拡散条約（NPT）に対する共通のコミットメントを再確認する。我々は、NPTへの普遍的な参加の重要性を強調し、また、すべてのNPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として即時に加入することを求める。
3. 我々は、2010年5月のNPT運用検討会議の成果を歓迎し、核兵器のない世界という目標を達成する決意を新たにす。我々は、核兵器の完全な廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束の根本的な重要性を再確認する。また、我々は、すべての締約国がNPT及び国際原子力機関（IAEA）の義務を完全に遵守することの重要性を認識する。
4. 我々は、核兵器が人類に深刻な脅威を与えていることを認識し、核兵器のいかなる使用による破滅的な人道上の結果をも深く憂慮し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に完全に遵守する必要性を再確認する。
5. 国際の平和と安全を強化する観点から、我々は、核兵器のない世界を実現する途上における一里塚としての「核リスクの低い世界」に向けた具体的かつ実践的措置について共に取り組むことを決定した。

<核軍縮>

6. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇に対する唯一の保証は、それらの完全な廃絶であることを再確認する。我々は、核軍縮が核不拡散体制を強化することに同意する。
7. 我々は、核軍縮は次のことによつて最も良く達成されると考える。
(1) 戦略核兵器及び非戦略（戦術）核兵器の双方の数の削減

- (2) 安全保障戦略における核兵器の役割の低減
 - (3) 核兵器の偶発的使用のリスクの低減，並びに国際の安定及び安全を促進する方法での核兵器システムの運用状態の更なる低減の検討
 - (4) 核軍縮プロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則の適用
8. 核軍縮は，これらの原則を包括的な形で前進させることにより，核兵器保有国間の相互の信頼の着実な発展が導かれたとき，効果的に進展させられる。
9. 我々は，包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及びシャノン・マンドートに基づく兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始及び早期妥結が核軍縮を達成するための不可欠なステップであり，力強さと決意をもって追求されるべきものであると固く信じる。
10. 我々は，すべての核兵器保有国に対して早急に，又は，アメリカ合衆国及びロシア連邦の場合は追加的に，核兵器を削減し，また，軍縮義務の履行の進捗を定期的に報告することを含め，効果的な検証と強化された透明性のような信頼醸成措置を追求するよう要請する。すべての核兵器保有国にとっての喫緊の第一歩としての措置は，少なくとも現在の水準から核兵器数を増加させないことについてのコミットメントであるべきである。
11. 我々は，2010年NPT運用検討会議により支持された中東非核兵器及びその他のすべての非大量破壊兵器地帯の創設に関する2012年の会議開催に向けた実践的な措置を支持し，同会議の実現のために必要な支援を行う。
12. 我々は，特に，強力な検証制度に支えられた，核兵器禁止条約又は独立して相互に強化し合う措置の枠組みに関する合意についての交渉を検討することを含む，国連事務総長による5項目の核軍縮のための提案に留意する。

<核不拡散>

13. 不拡散と核軍縮は相互に強化し合うものである。我々は，効果的な不拡散体制は核軍縮の可能性を強化することに同意する。
14. 我々は，非核兵器地帯が，核不拡散体制の強化及び核軍縮の達成への貢

献を通じて、いかに国際及び地域の平和と安定を促進させることができるかについて議論を深める時であると確信し、当該関係地域の国家間で自発的に達成された手段に基づいて非核兵器地帯を設立するためにとられた措置を支持する。

15. 我々は、保障措置義務の不遵守のすべての問題を、IAEA憲章及び加盟国のそれぞれのコミットメント及び法的義務（関連する国連安全保障理事会決議を含む。）と完全に合致する形で解決することの重要性を強調する。
16. 我々は、すべてのNPT締約国に対し、IAEAがその任務及び責任を遂行する上で必要となるすべての支援引き続き受けを確保するよう要請する。我々は、包括的保障措置協定（CSA）及び追加議定書（AP）を締結及び履行していないすべての国に対し、可及的速やかに締結及び履行することを要請し、また、途上国に対し、当該国がIAEA保障措置に関する義務を履行するために必要な協力と支援を行うことの重要性を強調する。

<原子力の平和的利用>

17. 我々は、NPT各締約国の原子力の平和的利用に関する奪い得ない権利を認識し、また、気候変動及びエネルギー安全保障の懸念に対応する方法として原子力に対する需要が高まっていることを考慮し、世界全体の平和、健康及び繁栄に対する原子力の平和的利用の貢献を促進及び拡大していくための協力は、IAEA憲章の中心的な目的であることを強調する。我々は、原子力の利用は、国内法令及び関連する国際的義務に合致した、保障措置へのコミットメント、進行中の保障措置の履行並びに原子力安全及び核セキュリティの適切かつ効果的な水準が伴わなければならないことを確認する。
18. 我々は、核テロリズムの深刻な脅威を認識しつつ、核セキュリティを強化するために共に取り組むというコミットメント（国連安保理決議第1540号（2004年）等の関連する国際的な要請に完全に充足することによるものを含む。）を再確認する。我々は、すべての脆弱な核物質を4年以内に管理するために協力的に取り組むため、2010年ワシントン・核セキュリティ・サミットにおいて行い、2012年に大韓民国で開催される次回核セキュリティ・サミットで前進させるコミットメントの実施を積極的に追求する。

<次のステップ>

19. 我々は、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用及び中東という4つの副題の下での2010年NPT運用検討会議の結論及び64のすべての勧告の実施に対するコミットメントを再確認する。
20. 我々は、核兵器（戦術核兵器を含む。）の数の更なる低減並びに安全保障に関する戦略、コンセプト、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための取組に焦点を当てることを決定する。この文脈において、我々は、核軍縮の途上における重要なステップとして、消極的安全保証の実効性を高めることといった考え方は検討に値すると考える。
21. 我々は、認識されている核兵器の安全保障上の又は政治的な利益よりも人類に対する重大な脅威が上回るという、拡大しつつあるコンセンサスに貢献することを希望する。
22. 我々は、2014年のNPT準備委員会に対して核兵器国が自らの核軍縮義務について報告するというコミットメントを実施するに際し、核兵器国が使用する「標準化された報告形式」の発展に向けていかにして最も効果的に貢献できるかにつき検討する。
23. 我々は、条約発効までの核実験による爆発及びその他のあらゆる核爆発のモラトリアムを維持することの重要性を強調しつつ、CTBTの早期発効を促進するためのあらゆる取組を支持し、また、検証制度の発展を支持する。また、我々は、すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言及び維持することを要請しつつ、FMCTの交渉と発展を慫慂する。そのような取組の一つとして、我々は、他国との対話を通じてFMCTの履行に資する検証のような問題へのアプローチの発展を支援する。
24. 我々は、それぞれの地域における追加議定書の普遍化に貢献するとの観点から、特に、包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国におけるIAEAのアウトリーチ活動を促進する手段として、IAEAとの協力を強化する方法を探求することを決定する。
25. 我々は、すべての国に対し、核兵器のない世界という我々の目標を前進させるために、社会の意識を啓発する目的で軍縮・不拡散教育を可能な限り促進するよう奨励する。

ニューヨーク
2010年9月22日

ファクトシート
核リスクの低減に関する日米協力
(仮訳)

このファクトシートは、核リスクの低減に関する日本国政府及びアメリカ合衆国政府（米国政府）との間の議論を要約したものであり、また、核セキュリティ、核軍縮及び核不拡散の分野における両国政府の協力及び連携を深めることに係る両国政府のコミットメントを反映したものである。両国政府は、国際社会において核リスクに真剣に取り組む機運が高まっているという文脈において、本年5月に開催された核兵器の不拡散に関する条約（NPT）の運用検討会議において最終文書が全会一致で採択されたことを歓迎し、同文書の結論及び勧告の実施に向けた具体的措置を追求する必要性を強調する。

核セキュリティ

日本国政府及び米国政府は、2010年の核セキュリティ・サミットの終了時に発出されたコミュニケ及び作業計画を歓迎し、4年以内にすべての脆弱な核物質の管理を徹底するという目標を再確認する。

日本国政府及び米国政府は、原子力技術の平和的利用において半世紀以上にわたる協力関係を有している。両国政府は、原子力技術に責任を有する立場にあり、原子力安全、保障措置及び核セキュリティを確保するための措置を発展し及び統合することを特定の目的として、科学技術協力を拡大し及び加速することを約束する。両国政府は、民生用の原子力施設の核物質及び輸送中の核物質に最高水準のセキュリティを実施するための協力活動を強化し、また核鑑識並びに核物質の検知及び測定分野における共同活動を拡大する必要性を確認する。

日本国政府及び米国政府は、民生用の原子力分野を主導する立場にあり、特に原子力発電利用の増加が予想されるアジア太平洋地域のような地域における核セキュリティに関する専門知識の発展及び相応の人的資源への投資を引き続き促進する。この見地から、米国政府は、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを設立すると日本の取組を歓迎する。日本国政府及び米国政府は、これらの取組を更に支援するため、協力のための分野を特定し、並びに2012年の核セキュリティ・サミットに向けた具体的な成果を特定し及び調整することを支援することを目的として、二国間の核セキュリティ作業グループを設置することを決定した。この作業グループは、最も高い核セキュリティの水準及び慣行に対する両国のコミットメントに基づくものであり、核セキュリティの分野における日本国及び米国の継続的なリーダーシップを国際的に示すものである。

核軍縮

日本国政府及び米国政府は、信頼できる抑止力を維持し、また、米国及びその同盟国の安全保障を確保しつつ、核兵器の数及び役割を低減するために行われている重要な取組（米国の核態勢見直し及び新たな戦略核兵器削減条約を通じたものを含む。）が進行中であることを認識する。この文脈において、日本国政府は、長年の消極的安全保証を強化すると米国政府の決定を歓迎し、現時点において米国が米国、その同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することが核兵器の「唯一の目的」であるという普遍的な政策を採用する状況にはないが、そのような政策が安全に採用され得る条件の創出のために努力していくことを認識する。

また、日本国政府及び米国政府は、多国間の核軍縮分野（包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期の発効及び兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関する交渉の即時の開始並びに可能な限り早期の締結を含む。）における進展の必要性を認識する。両国政府は、2010年9月24日に国際連合事務総長によって開催され

たハイレベル会合において支持されたように、軍縮会議（CD）を活性化する緊急性について確認している。両国政府は、来年においても膠着状態が打開されない場合には、他の有志国と連携しつつ、多国間交渉のためのCDの代替手段を追求する用意があることを再確認する。

核不拡散及び原子力の平和的利用

日本国政府及び米国政府は、原子力の平和的利用を検認し、また、国際原子力機関（IAEA）の支援を必要とするとともに核不拡散上の義務を遵守する諸国に利益を拡大する上でのIAEAの役割を強調する。両国政府は、不拡散の深刻な挑戦に関し、イランが関連する国際連合安全保障理事会決議を遵守するとともに、同国の原子力計画が専ら平和的目的であると判断するために必要な協力をIAEAに対して行うことが急務であることを再確認する。また、両国政府は、北朝鮮が2005年の六者会合に関する共同声明及び国際連合安全保障理事会決議第1718号及び同第1874号に従ってすべての核兵器及び既存の核計画を放棄することが必要不可欠であることを強調する。さらに、両国政府は、IAEAがその責務を果たす上で必要な資源、権限、能力及び技術的支援を有することを確保するため、IAEA及びその事務局長と引き続き緊密に協力していく。この点に関し、両国政府は、IAEAとともに、追加議定書の普遍化を奨励し、及び米国が本年5月に立ち上げた平和利用イニシアティブを促進するための努力を調整する用意がある。

また、両国政府は、強固な核不拡散体制の確保及び原子力エネルギーの平和的利用の促進のための効果的かつ透明性のある輸出管理の重要性を強調する。両国政府は、急を要する優先事項として、原子力供給国グループ（NSG）に対し、濃縮及び再処理に係る移転に対する規制の強化について、可能な限り早期にコンセンサスに達するよう要請する。

（仮訳）

核軍縮及び不拡散に関する共同ステートメント

1. 我々、前原日本国外務大臣とラッド・オーストラリア外務大臣は、本日キャンベラで会談し、核兵器が人類に与える深刻な脅威を認識し、平和で安全な核兵器のない世界を断固として実現するために両国が共に取り組むという我々のコミットメントを新たにする。この取組において、我々は、両国政府が本年2月に共同ステートメント「核兵器のない世界に向けて」を発出して以降に生じた前向きな展開を心強く思う。
2. 両国は、核軍縮及び不拡散へのグローバルな関与を促進することにつき、強力な実績を有している。核兵器のない世界に向かう途上における様々な挑戦に対する特定の時宜にかなった提言を発出した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」の設立された2008年以降、両国は、核兵器のない世界の実現に取り組むためのパートナーシップを強固なものにしてきた。両国政府は、本年5月の2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功裏の結果に向けたグローバルな取組を促進するため、緊密に取り組んだ。両国のイニシアティブには、実践的核軍縮・不拡散措置の共同パッケージを同運用検討会議へ提出することや、締約国の団結を呼びかける緊急声明を主導することが含まれた。
3. NPT運用検討会議における成功裏の結論によって生じた国際的機運を踏まえ、両国政府は、核軍縮を前進させ、不拡散の課題を強化するための具体的方法を見出すことに同様に取り組む国々の外務大臣から成るグループの会合を9月に開催した。日本国及びオーストラリアが共催し、カナダ、チリ、ドイツ、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦が参加した会合において明らかにされた最優先事項は、核軍縮を進展させ、不拡散を強化するために、NPT運用検討会議でコンセンサス採択された64の行動の着実な履行の促進の必要性であった。
4. 我々は、メンバーシップが多様でありつつも、NPTの目的を支え、推進するとの決意によって結び付けられたこのグループが、核軍縮・不拡散問題の進展への障害を乗り越えるために、共通の基盤を見出し、また、

創造的で実践的な提案を発展させていくことを希望する。我々は、すべての国々は、こうした問題に対処する上で、協力する責任を有すると固く信じている。

5. 以上の観点から、両国政府は、同グループが、当初の取組において、特に軍縮のコミットメントの進展を報告するための核兵器国による標準化された方法の策定を通じて、核軍縮における透明性を高めることなど、信頼醸成措置に焦点を当てるべきであると提案する。このメカニズムでは、配備核兵器及び未配備の核兵器、戦略核兵器及び戦術核兵器の核弾頭の数といった要素もカバーされ得る。上記報告メカニズムでは、国家安全保障政策における核兵器の役割に関する情報も、標準化された形式において含まれ得る。
6. 我々は、また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、すなわちFMCT）の早期交渉開始、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の普遍的採択による拡散に対抗するIAEA保障措置の強化、非核兵器地帯の支持及びそれらの中での協力強化、すべての国による不拡散義務の厳格な遵守促進もとりわけ重要であることを強調する。我々は、来年においてもこの問題に関する軍縮会議（CD）での膠着状態が打開されない場合には、他の支持国と連携しつつ、多国間交渉のためのCDの代替手段を追求する用意があることを再確認する。かかるアプローチに沿って、両国政府は、上記グループが、検証可能なFMCTの技術的課題を克服するための枠組みの構築に関する分析を行い得るのではないかと提案する。これは、FMCTにおける禁止事項の検証のためのオプション及び核兵器保有国において既に蓄積されているストックパイルをめぐる政策的問題についての考慮も含み得る。
7. 両国政府はまた、核兵器のない世界に向けた、具体的かつ実践的な措置を提案するために協力することを約束した。これらの提案された取組は、消極的安全保証をより実効的にし、核攻撃を抑止することが核兵器の「唯一の目的」であるという普遍的な政策が安全に採用され得る条件を確立

(仮訳)

するといった考え方につき、議論を深めることにも及び得る。

8. 我々は、この機会をとらえ、北朝鮮による核活動に対する重大な懸念を表明する。我々は、北朝鮮による軽水炉建設、及びウラン濃縮施設の存在に関する報告を強く危惧している。我々は、2005年9月の六者会合共同声明を含めた約束、及び関連する国連安保理決議で規定された義務を果たすよう、北朝鮮に対して強く要請する。我々は、本件に関する政策調整を引き続き継続する。
9. 最後に、我々は、核兵器のない世界に向けて前進させるよう国際社会のメンバーを奨励すべく、高まりつつある機運を最大限に活かし、核軍縮及び不拡散分野における我々のすべての約束に関して協力し、連携するとの堅固な決意を改めて確認する。

5. CTBT

CTBT署名・批准—地域別の状況

署名国：182か国 批准国：153か国

2011年2月末現在

無色：批准国	グレー：未批准国(29か国)	黒：未署名国(13か国)	太字：発効要件国(44か国)
東南アジア／太平洋／極東	中東／南アジア	北米／西欧	ラテン・アメリカ／カリブ
インドネシア	アフガニスタン(03/9/24)	アイスランド(00/6/26)	アルゼンチン(98/12/4)
韓国(99/9/24)	アラブ首長国連邦(00/9/18)	アイルランド(99/7/15)	アンティグア・バーブーダ(06/1/11)
カンボジア(00/11/10)	イエメン	アンドラ(06/7/12)	ウルグアイ(01/9/21)
北朝鮮	イスラエル	イギリス(98/4/6)	エクアドル(01/11/12)
キリバス(00/9/7)	イラク	イタリア(99/2/1)	エルサルバドル(98/9/11)
クック諸島(05/9/6)	イラン	オーストリア(98/3/13)	ガイアナ(01/3/7)
豪州(98/7/9)	インド	オランダ(99/3/23)	キューバ
サモア(02/9/27)	ウズベキスタン(97/5/29)	カナダ(98/12/18)	グアテマラ
シンガポール(01/11/10)	オマーン(03/6/13)	キプロス(03/7/18)	グレナダ(98/8/19)
ソロモン諸島	カザフスタン(02/5/14)	ギリシャ(99/4/21)	コスタリカ(01/9/25)
タイ	カタール(97/3/3)	サン・マリノ(02/3/12)	コロンビア(08/1/29)
中国	キルギスタン(03/10/2)	スイス(99/10/1)	ジャマイカ(01/11/13)
トゥヴァル	クウェート(03/5/6)	スウェーデン(98/12/2)	スリナム(06/2/7)
トンガ	サウジアラビア	スペイン(98/7/30)	セントヴィンセント・グレナディーン諸島(09/9/23)
ナウル(01/11/12)	シリア	デンマーク(98/12/21)	セント・ルシア(01/4/5)
ニウエ	スリランカ	ドイツ(98/8/20)	セントクリストファー・ネイビス(05/4/27)
日本(97/7/8)	タジキスタン(98/6/10)	トルコ(00/2/16)	チリ(00/7/12)
NZ(99/3/19)	トルクメニスタン(98/2/20)	ノルウェー(99/7/15)	ドミニカ
PNG	ネパール	バチカン(01/7/18)	ドミニカ共和国(07/9/4)
バヌアツ(05/9/16)	バーレーン(04/4/12)	フィンランド(99/1/15)	トリニダード・トバゴ
パラオ(07/8/1)	パキスタン	フランス(98/4/6)	ニカラグア(00/12/5)
東ティモール	バングラデシュ(00/3/8)	米国	ハイチ(05/12/1)
フィジー(96/10/10)	ブータン	ベルギー(99/6/29)	パナマ(99/3/23)
フィリピン(01/2/23)	モルディブ(00/9/7)	ポルトガル(00/6/26)	バハマ(07/11/3)
ブルネイ	ヨルダン(98/8/25)	マルタ(01/7/23)	パラグアイ(01/10/4)
ベトナム(06/3/10)	レバノン(08/11/21)	モナコ(98/12/18)	バルバドス(08/1/14)
マーシャル諸島(09/10/28)		リヒテンシュタイン(04/9/21)	ブラジル(98/7/24)
マレーシア(08/1/17)		ルクセンブルク(99/5/26)	ベネズエラ(02/5/13)
ミクロネシア(97/7/25)			ベリーズ(03/3/26)
ミャンマー			ペルー(97/11/12)
モンゴル(97/8/8)			ボリビア(99/10/4)
ラオス(00/10/5)			ホンシデュラス(03/10/30)
			メキシコ(99/10/5)
東欧	アフリカ地域		
アゼルバイジャン(99/2/2)	アルジェリア(03/7/11)	スワジランド	モロッコ(00/4/17)
アルバニア(03/4/23)	アンゴラ	セイシャル(04/4/13)	リビア(04/1/6)
アルメニア(06/7/12)	ウガンダ(01/3/14)	赤道ギニア	リベリア(09/8/17)
ウクライナ(01/2/23)	エジプト	セネガル(99/6/29)	ルワンダ(04/11/30)
エストニア(99/8/13)	エチオピア(06/8/8)	ソマリア	レソト(99/9/14)
グルジア(02/9/27)	エリトリア(03/11/11)	タンザニア(04/9/30)	
クロアチア(01/3/2)	ガーナ	チャド	
スロバキア(98/3/3)	カーボベルデ(06/3/1)	中央アフリカ	
スロベニア(99/5/25)	ガボン(00/9/20)	チュニジア(04/9/23)	
セルビア(04/5/19)	カメルーン(06/2/6)	トーゴ(04/7/2)	
チェコ(97/9/11)	ガンビア	ナイジェリア(01/9/27)	
ハンガリー(99/7/13)	ギニア	ナミビア(01/6/29)	
ブルガリア(99/9/29)	ギニア・ビサウ	ニジェール(02/9/9)	
ベラルーシ(00/9/13)	ケニア(00/11/30)	ブルキナファソ(02/4/17)	
ポーランド(99/5/25)	コートジボワール(03/3/11)	ブルンディ(08/9/24)	
ボスニア・ヘルツェゴビナ(06/10/26)	コモロ	ベナン(01/3/6)	
マケドニア(00/3/14)	コンゴ共和国	ボツワナ(02/10/28)	
モルドバ(07/1/16)	コンゴ民主共和国(04/9/28)	マダガスカル(05/9/15)	
モンテネグロ(06/10/23)	サントメ・プリンシペ	マラウイ(08/11/21)	
ラトビア(01/11/20)	ザンビア(06/2/23)	マリ(99/8/4)	
リトアニア(00/2/10)	シエラレオネ(01/9/17)	南アフリカ(99/3/30)	
ルーマニア(99/10/5)	ジブティ(05/7/15)	モーリシャス	
ロシア(00/6/30)	ジンバブエ	モーリタニア(03/4/30)	
	スーダン(04/6/10)	モザンビーク(08/11/4)	

第5回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合
CTBTに関する閣僚共同声明
＜骨子＞

2010年9月23日
ニューヨーク

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）に対する強い支持を再確認。
2. CTBTが核軍縮・核不拡散分野における重要な手段であることを強調。
CTBTは、NPTの無期限延長が認められた1995年の合意の不可分の一部。
3. CTBTの発効は、多国間の核軍縮・不拡散の一層広範な枠組みにとって極めて重要。
4. CTBTが、核兵器の拡散をそのすべての面で防止するだけでなく、核兵器の開発及び質的改良を阻止し、また、高度な新型核兵器の開発を終わらせることによって重要な貢献を果たすものであることを確認。
5. CTBTが現在、182か国による署名及び153か国による批准を得て、ほぼ普遍的な支持を獲得していることを歓迎。
6. 未だCTBTを署名及び批准していないすべての国、特に発効要件国に対して、ただちに署名及び批准するよう要請。
7. 我々は、すべての国に対して、核兵器の実験的爆発及びその他すべての核爆発のモラトリアムを継続するよう要請。
8. 北朝鮮に対し、更なる核実験を行わないよう、また共同声明に従って核兵器及び現存する核プログラムを完全かつ検証可能な形で放棄するとの約束を果たすよう要求。
9. CTBT検証体制のすべての要素の構築が進展していることを歓迎。検証体制の完成に必要な支援の提供を継続。
10. 国際監視制度がすべての国並びに津波警報システム及びその他の災害警報システムに対して提供する科学的及び民生上の利益が国際社会によって広く共有されるための方途を追求。
11. すべての国に対し、CTBTの早期発効の実現に向けて最大限の努力を払うよう要請。

（了）

核爆発実験回数表(1945年-2009年)

年	米国	ソ連/ ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	北朝鮮	合計
1945	1								1
1946	2								2
1947	0								0
1948	3								3
1949	0	1							1
1950	0	0							0
1951	16	2							18
1952	10	0	1						11
1953	11	5	2						18
1954	6	10	0						16
1955	18	6	0						24
1956	18	9	6						33
1957	32	16	7						55
1958	77	34	5						116
1959	0	0	0						0
1960	0	0	0	3					3
1961	10	59	0	2					71
1962	96	79	2	1					178
1963	47	0	0	3					50
1964	45	9	2	3	1				60
1965	38	14	1	4	1				58
1966	48	18	0	7	3				76
1967	42	17	0	3	2				64
1968	56	17	0	5	1				79
1969	46	19	0	0	2				67
1970	39	16	0	8	1				64
1971	24	23	0	5	1				53
1972	27	24	0	4	2				57
1973	24	17	0	6	1				48
1974	22	21	1	9	1	1			55
1975	22	19	0	2	1	0			44
1976	20	21	1	5	4	0			51
1977	20	24	0	9	1	0			54
1978	19	31	2	11	3	0			66
1979	15	31	1	10	1	0			58
1980	14	24	3	12	1	0			54
1981	16	21	1	12	0	0			50
1982	18	19	1	10	1	0			49
1983	18	25	1	9	2	0			55
1984	18	27	2	8	2	0			57
1985	17	10	1	8	0	0			36
1986	14	0	1	8	0	0			23
1987	14	23	1	8	1	0			47
1988	15	16	0	8	1	0			40
1989	11	7	1	9	0	0			28
1990	8	1	1	6	2	0			18
1991	7	0	1	6	0	0			14
1992	6	0	0	0	2	0			8
1993	0	0	0	0	1	0			1
1994	0	0	0	0	2	0			2
1995	0	0	0	5	2	0			7
1996	0	0	0	1	2	0			3
1997	0	0	0	0	0	0			0
1998	0	0	0	0	0	3(注1)	2(注2)		5
1999	0	0	0	0	0	0	0		0
2000	0	0	0	0	0	0	0		0
2001	0	0	0	0	0	0	0		0
2002	0	0	0	0	0	0	0		0
2003	0	0	0	0	0	0	0		0
2004	0	0	0	0	0	0	0		0
2005	0	0	0	0	0	0	0		0
2006	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2007	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	1030	715	45	210	45	4	2	2	2053

(注1) インド政府は、5月11日に3回、5月13日に2回、計5回の爆発実験を行ったと発表した。

(注2) パキスタン政府は、5月28日に5回、5月30日に1回、計6回の爆発実験を行ったと発表した。

出典: the Bulletin of the Atomic Scientists, Vol. 54, No. 6 (1998)所収の資料を基に近年の核実験を加筆。なお、1999年SIPRI年鑑は1945年の米国核実験回数を1回でなく3回としている。

6. 世界の非核兵器地帯条約

条約名	トラテロルコ条約 (ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約)
署名・発効	署名：67年 2月14日 発効：68年 4月22日 改正：90年 7月 3日 改正：91年 5月10日 改正：92年 8月26日
締約の状況	<条約の対象・・・域内33ヶ国> <批准国> アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、西半球（アメリカ合衆国の大陸部分及びその領海を除く）の境界内に適用される。 <義務> ・締約国領域内における、核兵器の実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備及び所有の禁止並びに防止。 ・締約国は、直接的にも間接的にも核兵器の実験、使用、製造、生産、所有及び管理に関与、奨励、許可及び参加することを慎む。 <IAEAとの関係、検証制度> ・IAEAとの保障措置協定締結義務 ・IAEAによる特別査察の実施 <その他> ・核兵器の定義 ・平和目的核爆発の容認 ・効力発生要件
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	追加議定書Ⅰ (米国、英国、フランス、オランダ) ・本条約の適用地域に属領を有する全ての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用。 ・IAEAとの保障措置協定締結義務 追加議定書Ⅱ (米国、英国、フランス、ロシア、中国) ・核兵器国は、この条約によって設定される非核武装化の状態をその目的及び規定に従い完全に尊重する。 ・核兵器国は、域内において、条約第1条の定める締約国の義務（核兵器の実験、製造、生産及び取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験、製造、生産、管理等を禁止する等）に違反する行動の遂行を助長しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	追加議定書Ⅰ 全て批准済み (米国、英国、フランス、オランダ) 追加議定書Ⅱ 全て批准済み (米国、英国、フランス、ロシア、中国)

条約名	ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）
署名・発効	署名：85年 8月 6日 発効：86年12月11日
締約の状況	<条約の対象・太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16の国と地域> <批准国・地域> 豪、フィジー、サモア、キリバス、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、トンガ、クック諸島、ニウエ* (*は地域) <未署名国> ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域（内水、領海、群島水域、その海底及び地下、陸地並びにその上空）に適用される。 <義務> ・締約国は南太平洋非核地帯内外において核爆発装置の製造、取得、所有及び管理をしない。 ・締約国は自国領域内の核爆発装置の配置及び実験を防止する。 ・締約国は域内海洋へ放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄せず、また、領海内での投棄を防止する。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用 ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施。 <他の国際法との関係> ・海洋の自由に関する国際法上の国家の権利又は権利の行使を害しない。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第1議定書 （米国、英国、フランス） ・本条約の適用地域の属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）を適用。 第2議定書 （米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第3議定書 （米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内（含む公海）で核爆発装置の実験を行わない。
核兵器国の対応	第1議定書 英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第2議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第3議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。

条約名	バンコク条約 東南アジア非核兵器地帯条約)
署名・発効	署名：95年12月15日 発効：97年 3月27日
締約の状況	<条約の対象・・・東南アジア諸国10カ国> <批准国> ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン ※東ティモールは対象国に入っていない(第1条(a)) (同国はASEANにも未加盟)
主な内容	<適用範囲> ・条約は、締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域に適用される。 <義務> ・締約国は適用域内外において核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び使用を行わない。 ・締約国は自国領域内において他国の右行為(運搬を除く)を禁止する。 ・締約国は条約適用域内において放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄、排出、処分等を行わず、自国領域内における他国の右行為を禁止する。 <IAEAとの関係、検証制度> ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。 ・締約国は、条約履行についての疑義のもたれる状況説明のために、事実調査団の派遣を執行委員会に要請できる。 <他の国際法との関係> ・公海の自由、船舶の無害通航権、群島航路帯通航権・通過通航権等の国連海洋法条約上のすべての国の権利、又は、権利の行使を害せず。 ・外国船舶、航空機の寄港、着陸、外国船舶による無害通航等に該当しない領海及び群島水域内の外国船舶の航行、外国航空機の右水域上空の飛行に関しては締約国に許諾の決定権。
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	議定書 (米国、英国、フランス、ロシア、中国) ・核兵器国は、条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、また東南アジア非核兵器地帯内において、核兵器を使用せず、また使用の威嚇を行わない。
核兵器国の対応	99年7月のASEAN拡大外相会議において中国及びロシアが、条件付きで署名の意向を表明する等の動きはあったが、未だ、5核兵器国による署名の見通しは立っていない。

条約名	ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約）
署名・発効	署名：96年 4月11日 発効：09年 7月15日
締約の状況	<p><条約の対象・・・域内54カ国></p> <p><署名国></p> <p>アンゴラ、中央アフリカ、カーボヴェルデ、チャド、コモロ、コンゴ(共)、ジブチ、コンゴ(民)、エジプト、エリトリア、ガーナ、ギニアビサウ、リベリア、モロッコ、ナミビア、ニジェール、サハラ・アラブ民主共和国(我が国未承認の国)、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ウガンダ（以上署名のみ未批准23カ国）</p> <p><批准国></p> <p>アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、リビア、レソト、マダガスカル、マリ、マラウイ、モザンビーク、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、南ア、セネガル、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ（以上批准済み31カ国）</p> <p>(2011年1月現在)</p>
主な内容	<p><適用範囲></p> <p>・条約の適用範囲は、別段の規定がない限り、アフリカ非核兵器地帯（アフリカ大陸、AU加盟島嶼国、AU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域、即ち領土、内水、領海、群島水域、それらの海底及び地下、並びに領空）に適用される。</p> <p><義務></p> <p>・締約国は、域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。</p> <p>・締約国は、自国領域内における核爆発装置の配置を禁止する。</p> <p>・締約国は、域内外において核爆発装置の実験を行わず、自国領域内での実験を禁止する。</p> <p>・締約国は、核爆発装置、同製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用を行う。</p> <p>・締約国は、アフリカへの有害廃棄物の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄物、その他の放射性物質の投棄の援助・奨励を行わない。</p> <p><IAEAとの関係、検証制度></p> <p>・締約国は、核爆発装置、製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用の過程に対するIAEA及びアフリカ原子力委員会の査察を受け入れる。</p> <p>・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。同協定未締約に対し、平和目的であっても特定核分裂性物質及びその処理、使用、製造のため原料及び資機材の供給の禁止。</p> <p>・域内の原子力施設への武力攻撃を行わず、右行為を援助・奨励しない。</p> <p><他の国際法との関係></p> <p>・本条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利及び権利の行使を害しない。</p> <p>・外国船舶、航空機の寄港、外国航空機による領空通過、無害通航、群島航路帯通航、海峡の通過通航の権利に含まれない外国船舶の領海、群島水域の航行に関しては、締約国に許諾の決定権。</p>
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	<p>第1議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <p>・核兵器国は、本条約及び域内の第3議定書の締約国属領に対し核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。</p> <p>第2議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <p>・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、右行為を援助・奨励しない。</p> <p>第3議定書（フランス、スペイン）</p> <p>・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）及びIAEA保障措置の適用を確保する。</p>
核兵器国等の対応	<p>第1議定書 フランス、中国、英国は批准済み。ロシア、米国は署名のみ。</p> <p>第2議定書 フランス、中国、英国は批准済み。ロシア、米国は署名のみ。</p> <p>第3議定書 フランスは批准済み。スペインは未署名。</p>

条約名	中央アジア非核兵器地帯条約
署名・発効	署名：06年9月8日 発効：09年3月21日
締約の状況	<条約の対象・・・域内5カ国> <批准国> カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
主な内容	<p><適用範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条約の適用範囲は、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンに属する領土、すべての水域（港、湖及び河川）及び領空。 <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、域内外において核兵器又は他の核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内で核兵器又は他の核爆発装置の製造、取得、配置、貯蔵又は使用を許可しない。 ・締約国は、自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない。 ・締約国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）に従い、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施しない。 ・締約国は、核兵器等の開発などに関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境の回復のためのいかなる努力についても支援する。 <p><IAEAとの関係・検証制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・締約国は、自国の領域内及び管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核物質及び核施設を専ら平和的目的のために使用する。 ・締約国は、IAEAとの間で核兵器の不拡散に関する条約（NPT）に従った保障措置協定及び追加的議定書を締結し、発効させる。 ・締約国は、IAEAとの間で包括的保障措置協定及び追加的議定書を締結していない非核兵器国に対しては、特殊核分裂性物質若しくは原料物質又は特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。 <p><他の国際法との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条約の趣旨及び目的を損なうことなく、締約国は、主権的権利の行使において、外国船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港を含む領空、領土及び領海の通過に関する問題を解決する自由を有する。 ・本条約は、本条約の発効前に締結された他の国際約束の下での締約国の権利及び義務に影響を及ぼさず、締約国は、本条約の主要な原則に従って本条約の趣旨及び目的の効果的な実施のためにすべての必要な措置をとるものとする。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	<p>議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器国は、本条約締約国に対して核兵器又は他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 ・核兵器国は、本条約又は議定書の違反となる行為に寄与しない。
核兵器国の対応	5核兵器国とも未署名。

7. 化学兵器禁止条約 (CWC)・生物兵器禁止条約 (BWC)

化学兵器禁止条約 (CWC) 締約国・署名国一覧

平成23年2月末現在
(出典：化学兵器禁止機関HP)

1. 締約国 (188)

●アフリカ

アルジェリア	ウガンダ	エチオピア	エリトリア
ガーナ	カーボヴェルデ	ガボン	カメルーン
ガンビア	ギニア	ギニア・ビサウ	ケニア
コートジボワール	コモロ	コンゴ共和国	コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシパル	ザンビア	シエラレオーネ	ジブチ
ジンバブエ	スーダン	スワジランド	セーシェル
赤道ギニア	セネガル	タンザニア	チャド
中央アフリカ	チュニジア	トーゴ	ナイジェリア
ナミビア	ニジェール	ベナン	ブルキナファソ
ブルンジ	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ
マリ	南アフリカ	モザンビーク	モーリシャス
モーリタニア	モロッコ	リビア	リベリア
ルワンダ	レソト		

●アジア

アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イラン
インド	インドネシア	ウズベキスタン	オマーン
カタール	韓国	カンボジア	キプロス
キリバス	クウェート	クック諸島	サウジアラビア
サモア	シンガポール	スリランカ	ソロモン諸島
タイ	タジキスタン	中国	ツバル
トルクメニスタン	トンガ	ナウル	ニウエ
日本	ネパール	パキスタン	バヌアツ
パプアニューギニア	パラオ	バーレーン	バングラデシュ
東ティモール	フィジー	フィリピン	ブルネイ
ブータン	ベトナム	マーシャル諸島	マレーシア
ミクロネシア	モルジブ	モンゴル	ラオス
ヨルダン	レバノン	イラク	

●東欧諸国

アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	ウクライナ
エストニア	カザフスタン	キルギスタン	グルジア
クロアチア	スロバキア	スロベニア	チェコ
ハンガリー	ブルガリア	ベラルーシ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド	マケドニア	モルドバ	モンテネグロ
ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ロシア
セルビア			

●ラオス及びカリブ諸国

アルゼンチン	アンティグア・バーブーダ	ウルグアイ	エクアドル
--------	--------------	-------	-------

エルサルバドル	ガイアナ	キューバ	グアテマラ
グレナダ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
スリナム	セント・ビンセント	セント・ルシア	チリ
ドミニカ国	トリニダード・トバコ	ニカラグア	ハイチ
パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル
ベネズエラ	ベリーズ	ペルー	ボリビア
ホンジュラス	メキシコ	セントクリストファー・ネイヴィース	
ドミニカ共和国	バハマ		

●西ヨーロッパ及びその他の諸国

アメリカ合衆国	アイスランド	アイルランド	アンドラ
イタリア	英国	オーストラリア	オーストリア
オランダ	カナダ	ギリシア	サンマリノ
スイス	スウェーデン	スペイン	ドイツ
トルコ	デンマーク	ニュージーランド	ノルウェー
バチカン	フィンランド	フランス	ベルギー
ポルトガル	マルタ	モナコ	リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ			

2. 署名済み未批准国(2)

●アジア

イスラエル	ミャンマー
-------	-------

3. 未署名国(5)

●アフリカ

アンゴラ	エジプト	ソマリア
------	------	------

●アジア

北朝鮮	シリア
-----	-----

(了)

生物兵器禁止条約(BWC)締約国等一覧

(出典: 国連軍縮部ホームページ)

2011年2月末現在

1. 締約国 (163か国)

アジア

アゼルバイジャン	カザフスタン	スリランカ	フィリピン
アフガニスタン	カタール	タイ	ブータン
アラブ首長国連邦	韓国	タジキスタン	ブルネイ
アルメニア	カンボジア	中国	ベトナム
イエメン	北朝鮮	トルクメニスタン	マレーシア
イラク	キプロス	トルコ	モルディブ
イラン	キルギス	日本	モンゴル
インド	クウェート	バーレーン	ヨルダン
インドネシア	グルジア	パキスタン	ラオス
ウズベキスタン	サウジアラビア	バングラデシュ	レバノン
オマーン	シンガポール	東ティモール	

大洋州

オーストラリア	トンガ	パプアニューギニア
クック諸島	ニュージーランド	パラオ
ソロモン	バヌアツ	フィジー

北アメリカ

アメリカ合衆国	グレナダ	セントルシア	バハマ
アンティグア・バーブーダ	コスタリカ	ドミニカ共和国	バルバドス
エルサルバドル	ジャマイカ	ドミニカ国	ベリーズ
カナダ	セントクリストファー・ネービス	トリニダード・トバゴ	ホンジュラス
キューバ	セントビンセント・グレナディーン	ニカラグア	メキシコ
グアテマラ		パナマ	

南アメリカ

アルゼンチン	コロンビア	パラグアイ	ペルー
ウルグアイ	スリナム	ブラジル	ボリビア
エクアドル	チリ	ベネズエラ	

ヨーロッパ

アイスランド	ギリシャ	チェコ	ベラルーシ
アイルランド	クロアチア	デンマーク	ベルギー
アルバニア	サン・マリノ	ドイツ	ポーランド
イタリア	スイス	ノルウェー	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウクライナ	スウェーデン	バチカン	ポルトガル
英国	スペイン	ハンガリー	マケドニア
エストニア	スロバキア	フィンランド	マルタ
オーストリア	スロベニア	フランス	モナコ
オランダ	セルビア	ブルガリア	モルドバ

モンテネグロ
ラトビア
アフリカ
アルジェリア
ウガンダ
エチオピア
ガーナ
カーボベルデ
ガボン
ガンビア
ギニアビサウ
ケニア

リトアニア
リヒテンシュタイン

コンゴ共和国
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジンバブエ
スーダン
スワジランド
セーシェル

ルーマニア
ルクセンブルク

赤道ギニア
セネガル
チュニジア
トーゴ
ナイジェリア
ニジェール
ブルキナファソ
ベナン
ボツワナ

ロシア

マダガスカル
マリ
南アフリカ
モーリシャス
モロッコ
リビア
ルワンダ
レソト

2. 署名国 (13か国)

アジア

シリア

ネパール

ミャンマー

北アメリカ

ハイチ

南アメリカ

ガイアナ

アフリカ

エジプト

ソマリア

中央アフリカ

マラウイ

コートジボワール

タンザニア

ブルンジ

リベリア

3. 未署名国・地域 (19か国・地域)

アジア

イスラエル

大洋州

キリバス

ツバル

ニウエ

ミクロネシア

サモア

ナウル

マーシャル

ヨーロッパ

アンドラ

アフリカ

アンゴラ

ギニア

チャド

モザンビーク

エリトリア

コモロ

ナミビア

カメルーン

ジブチ

モーリタニア

(了)

8. クラスター弾条約(CCM)・ 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)・オタワ条約

CCM・CCW・オタワ各条約締約国一覧

2010年12月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ	
アジア・大洋州	アフガニスタン	○		×	○	
	インド	×	×	○	×	
	インドネシア	○		×	○	
	オーストラリア	○		○	○	
	カンボジア	×	×	○	○	
	北朝鮮	×	×	×	×	
	キリバス	×	×	×	○	
	クック諸島*	○		×	○	
	サモア	○	○	×	○	
	シンガポール	×	×	×	×	
	スリランカ	×	×	○	×	
	ソロモン諸島	×	×	×	○	
	タイ	×	×	×	○	
	大韓民国	×	×	○	×	
	トンガ	×	×	×	×	
	中国	×	×	○	×	
	ツバル	×	×	×	×	
	ネパール	×	×	×	×	
	パキスタン	×	×	○	×	
	バヌアツ	×	×	×	○	
	バブアニューギニア	×	×	×	○	
	パラオ	○		×	○	
	バングラデシュ	×	×	○	○	
	東ティモール	×	×	×	○	
	フィジー	○	○	×	○	
	フィリピン	○		○	○	
	ブータン	×	×	×	○	
	ブルネイ	×	×	×	○	
	ベトナム	×	×	×	×	
	マレーシア	×	×	×	○	
	マーシャル諸島	×	×	×	署名のみ	
	ミクロネシア	×	×	×	×	
	ミャンマー	×	×	×	×	
	モルディブ	×	×	○	○	
	モンゴル	×	×	○	×	
	ラオス	○	○	○	×	
	日本	○	○	○	○	
	オーストラリア	○		○	○	
	ナウル	○		○	○	
	ニウエ*	×	×	×	○	
	ニュージーランド	○	○	○	○	
	北米	カナダ	○		○	○
		米国	×	×	○	×
中南米	アルゼンチン	×	×	○	○	
	アンティグア・バブーダ	○	○	○	○	
	ウルグアイ	○	○	○	○	
	エクアドル	○	○	○	○	
	エルサルバドル	○		○	○	
	ガイアナ	×	×	×	○	
	キューバ	×	×	○	×	
	グアテマラ	○	○	○	○	
	グレナダ	×	×	×	○	
	コスタリカ	○		○	○	
	コロンビア	○		○	○	
	スリナム	×	×	×	○	
	セントクリストファー・ネイビス	×	×	×	○	
	セントヴィンセント及びグレナディーン諸島	○	○	×	○	
	ジャマイカ	○		○	○	
	セントルシア	×	×	×	○	
	チリ	○		○	○	
	ドミニカ	×	×	○	○	
	ドミニカ共和国	○		×	○	
	トリニダード・トバゴ	×	×	×	○	
	ニカラグア	○	○	○	○	
	ハイチ	○		×	○	
	パナマ	×	×	×	○	
	パラグアイ	○		○	○	
	バルバドス	×	×	×	○	
	ブラジル	×	×	○	○	
	ベネズエラ	×	×	○	○	
	ペリース	×	×	×	○	
	ペルー	○		○	○	
	ボリビア	○		○	○	
	ホンジュラス	○		○	○	
	メキシコ	○	○	○	○	

2010年12月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ
中東	アラブ首長国連邦	×	×	○	×
	イエメン	×	×	×	○
	イスラエル	×	×	○	×
	イラク	○		×	○
	イラン	×	×	×	×
	エジプト	×	×	×	×
	オマーン	×	×	×	×
	カタール	×	×	○	○
	クウェート	×	×	×	○
	サウジアラビア	×	×	○	×
	シリア	×	×	×	×
	トルコ	×	×	○	○
	バーレーン	×	×	×	×
	レバノン	○	○	×	×
	ヨルダン	×	×	○	○
	アルジェリア	×	×	×	○
	アンゴラ	○		×	○
	ウガンダ	○		○	○
	エチオピア	×	×	×	○
エリトリア	×	×	×	○	
ガボン	×	×	○	○	
カーボヴェルデ	○	○	○	○	
カメルーン	○		○	○	
ガーナ	○		×	○	
ガンビア	○		×	○	
ギニア	○		×	○	
ギニアビサウ	○	○	○	○	
ケニア	○		×	○	
コートジボアール	○		×	○	
コモロ	○	○	×	○	
コンゴ(共)	○		×	○	
コンゴ(民)	○		×	○	
サントメ・プリンシペ	○		×	○	
ザンビア	○	○	×	○	
シエラレオネ	○	○	○	○	
ジブチ	○	×	○	○	
ジンバブエ	×	×	×	○	
スーダン	×	×	署名のみ	○	
スワジランド	×	×	×	○	
赤道ギニア	×	×	×	○	
セーシェル	○	○	○	○	
セネガル	○		○	○	
ソマリア	○		×	×	
タンザニア	○		×	○	
チャド	○		×	○	
中央アフリカ	○		×	○	
チュニジア	○	○	○	○	
トーゴ	○		○	○	
ナイジェリア	○		署名のみ	○	
ナミビア	○		×	○	
ニジェール	○	○	○	○	
ブルキナファソ	○	○	○	○	
ブルンジ	○	○	×	○	
ベナン	○		○	○	
ボツワナ	○		×	○	
マダガスカル	○		○	○	
マラウイ	○	○	×	○	
マリ	○	○	○	○	
南アフリカ	○		○	○	
モザンビーク	○		×	○	
モーリタニア	○		×	○	
モーリシャス	×	×	○	○	
モロッコ	×	×	○	×	
リビア	×	×	×	×	
リベリア	○		○	○	
ルワンダ	○		×	○	
レソト	○	○	○	○	

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)・オタワ条約
クラスター弾条約(CCM)・

資料編

2010年12月現在

地域	国名	CCM署名	CCM締結	CCW	オタワ
欧州(含NIS諸国)	アイスランド	○		○	○
	アイルランド	○	○	○	○
	アゼルバイジャン	×	×	×	×
	アルバニア	○	○	○	○
	アルメニア	×	×	×	×
	アンドラ	×	×	×	○
	イタリア	○		○	○
	ウクライナ	×	×	○	○
	ウズベキスタン	×	×	○	×
	英国	○	○	○	○
	エストニア	×	×	○	○
	オーストリア	○	○	○	○
	オランダ	○		○	○
	カザフスタン	×	×	○	×
	キプロス	○		○	○
	ギリシャ	×	×	○	○
	キルギス	×	×	×	×
	グルジア	×	×	○	×
	クロアチア	○	○	○	○
	サンマリノ	○	○	×	○
	スイス	○		○	○
	スウェーデン	○		○	○
	スペイン	○	○	○	○
	スロバキア	×	×	○	○
	スロベニア	○	○	○	○
	セルビア	×	×	○	○
	タジキスタン	×	×	○	○
	チェコ	○		○	○
	デンマーク	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○
	トルクメニスタン	×	×	○	○
	ノルウェー	○	○	○	○
	バチカン	○	○	○	○
	ハンガリー	○		○	○
	フィンランド	×	×	○	×
	フランス	○	○	○	○
	ブルガリア	○		○	○
	ベラルーシ	×	×	○	○
	ベルギー	○	○	○	○
	ポーランド	×	×	○	署名のみ
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○
	ポルトガル	○		○	○
	マケドニア	○	○	○	○
	マルタ	○	○	○	○
	モナコ	○		○	○
	モルドバ	○	○	○	×
	モンテネグロ	○	○	○	○
ラトビア	×	×	○	○	
リトアニア	○		○	○	
リヒテンシュタイン	○		○	○	
ルーマニア	×	×	○	○	
ルクセンブルク	○	○	○	○	
ロシア	×	×	○	×	
総締約国数:		108	48	113	156

過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約
(特定通常兵器使用禁止・制限条約、CCW)締約国一覧

2010年10月現在

○:締約国

地域	国名	枠組条約		附属議定書					
		第1条改正	I	II	改正II	III	IV	V	
アジア・大洋州	インド	○	○	○	○	○	○	○	○
	カザフスタン	○		○			○	○	
	カンボジア	○		○	○	○	○	○	
	スリランカ	○	○	○	○	○	○	○	
	大韓民国	○	○	○		○			○
	中国	○	○	○	○	○	○	○	○
	パキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	バングラデシュ	○		○	○	○	○	○	○
	フィリピン	○		○	○	○	○	○	
	モルディブ	○		○		○	○	○	
	モンゴル	○		○	○		○	○	
	ラオス	○		○	○		○	○	
	日本	○	○	○	○	○	○	○	
	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ナウル	○		○	○	○	○	○	
ニュージーランド	○		○	○	○	○	○	○	
北米	カナダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	米国	○	○	○	○	○	○	○	○
中南米	アンティグア・バーブーダ	○		○			○	○	
	パラグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベネズエラ	○		○	○	○	○		
	アルゼンチン	○	○	○	○	○	○	○	
	ウルグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	エクアドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	エルサルバドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	キューバ	○	○	○	○		○		
	グアテマラ	○	○	○	○	○	○	○	○
	コスタリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
	コロンビア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ジャマイカ	○	○	○	○	○	○	○	○
	チリ	○	○	○		○	○	○	○
	ドミニカ	○	○	○	○	○	○	○	
	ニカラグア	○	○	○	○	○	○	○	○
	パナマ	○	○	○	○	○	○	○	
	ブラジル	○		○	○	○	○	○	
	ペルー	○	○	○	○	○	○	○	○
ボリビア	○		○	○	○	○	○		
ホンジュラス	○		○	○	○	○	○	○	
メキシコ	○	○	○	○		○	○		
中東	アラブ首長国連邦	○		○			○		○
	イスラエル	○		○	○	○		○	
	カタール	○		○			○	○	○
	サウジアラビア	○		○			○	○	○
	トルコ	○	○	○		○		○	
	ヨルダン	○		○		○	○		
	ウガンダ	○		○	○		○		
アフリカ	ガボン	○		○		○	○	○	○
	カーボヴェルデ	○		○	○	○	○	○	
	カメルーン	○		○		○	○	○	
	ギニアビサウ	○	○	○	○	○	○	○	○
	シエラレオネ	○	○	○		○	○	○	○
	ジブチ	○		○	○		○		
	セーシェル	○		○	○		○	○	
	セネガル	○		○		○	○		○
	チュニジア	○	○	○	○		○	○	○
	トーゴ	○		○	○		○		
	ニジェール	○	○	○	○	○	○	○	
	ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	
	ベナン	○		○			○		
	マダガスカル	○		○	○	○	○	○	○
	マリ	○		○	○	○	○	○	○
	南アフリカ	○		○	○	○	○	○	
	モーリシャス	○		○	○		○	○	
	モロッコ	○		○		○		○	
リベリア	○	○	○	○	○	○	○	○	
レソト	○		○	○		○			

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)・オタワ条約・クラスター弾条約(CCM)・

資料編

2010年10月現在

○:締約国

地域	国名	枠組条約		附属議定書					
		第1条改正		I	II	改正II	III	IV	V
欧州	アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アルバニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	イタリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウズベキスタン	○		○	○		○	○	
	英国	○	○	○	○	○	○	○	
	エストニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	オランダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	キプロス	○		○	○	○	○	○	○
	ギリシャ	○	○	○	○	○	○	○	
	グルジア	○	○	○	○	○	○	○	○
	クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スイス	○	○	○	○	○	○	○	○
	スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スペイン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロバキア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロベニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	セルビア	○	○	○	○	○	○	○	
	タジキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	チェコ	○	○	○	○	○	○	○	○
	デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○
	トルクメニスタン	○		○	○	○			
	ノルウェー	○	○	○	○	○	○	○	○
	バチカン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○
	フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	フランス	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベラルーシ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベルギー	○	○	○	○	○	○	○	○
ポーランド	○	○	○	○	○	○	○		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○	
ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○	
マケドニア	○	○	○	○	○	○	○	○	
マルタ	○	○	○	○	○	○	○	○	
モナコ	○		○	○	○				
モルドバ	○	○	○	○	○	○	○	○	
モンテネグロ	○	○	○	○		○	○		
ラトビア	○	○	○	○	○	○	○	○	
リトアニア	○	○	○	○	○	○	○	○	
リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	○	○	
ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	
ルクセンブルク	○	○	○	○	○	○	○	○	
ロシア	○	○	○	○	○	○	○	○	
総締約国数:		113	73	110	92	95	106	99	69

9. 対人地雷

地雷なき世界への共通の約束（コミットメント） 2009年カルタヘナ宣言

我々は、対人地雷禁止条約締約国のハイレベル代表はカルタヘナサミットに集い、約束（コミットメント）を再確認。我々は、未達成課題解決への努力を強化。

1. 人命救済の10年

- (1) 対人地雷による死傷者数は1999年の条約発効以降、相当減少。
- (2) 生存者へのより良い保護、人権の促進が達成。
- (3) 4200万以上の貯蔵地雷が廃棄、広大な埋蔵地域の地雷が除去。
- (4) 締約国数は156か国となり、その他の殆どの諸国も条約の世界的規範を遵守。
- (5) 条約により国際人道法が強化。
- (6) これら廃棄は、各国、国際機関及び市民社会間の協力関係の結果。

2. 危険にさらされている人々

- (1) まだ条約の約束の全ては果たせていない。
- (2) 毎年幾千もの人々が対人地雷により死傷、コミュニティ開発を阻害。
- (3) 非締約国や武装非国家主体は依然として対人地雷を使用。
- (4) 人々が危険にさらされている限り、目標達成のための更なる実施が必要。

3. 地雷なき世界は達成可能

- (1) 我々は人道的要請により条約達成に向かう。
- (2) 我々は地雷被害者のコミュニティ生活への参加・包容を確保。犠牲者支援による生存者・障害者の権利や基本的自由の達成する。
- (3) 我々は、生存者、生存者家族やコミュニティの尊厳や幸福は努力の中核に置く。
- (4) 我々は埋設地域の地雷除去、貯蔵地雷廃棄を早期に行う犠牲者ゼロの目標を再確認する。
- (5) 我々は非締約国に対しこの兵器に対する戦いへの参加を要請する。
- (6) 我々は国際人道・人権法に関わる他の文書との相互作用を活用する。
- (7) 我々は国際機関や市民社会との協力を継続・促進する。
- (8) 我々は目標達成のため各国資源や国際的資源をコミットし、互いに協力する。
- (9) 我々は地雷なき世界達成のため共通コミットメントを行うよう世界に訴える。

(了)

10. クラスター弾

ノー・クラスター弾（ビジョンから行動へ） 2010年ビエンチャン宣言（要旨）

1. 我々、クラスター弾に関する条約の締約国代表は、ビエンチャンにおける第1回締約国会議に集い、クラスター弾により引き起こされた被害を終了させるとのコミットメントを確認。
2. 条約はクラスター弾の全面的禁止、貯蔵弾除去等の行動により、世界中の市民を将来の使用から保護。既に影響を受けた市民の生活を改善。
3. 条約実施の新たな局面に当たり、ビジョンを行動に、法的義務を具体的な行動に変える。未解決の問題を乗り越えるため、自国及び国際的な必要資源を増加する努力を強化。

何十年もの被害

4. クラスター弾は紛争中のみならず紛争後も、女性、男性、少年少女達を無差別に殺し、平和、人間の安全保障、開発への深刻な脅威。影響を受けた個人、コミュニティ、ミレニアム開発目標、貧困撲滅や社会・経済発展に深刻な障害。

リスクの低減

5. クラスター弾による被害者の権利を認め、医療、リハビリテーション、心理的援助、社会・経済的包容等、支援を与える義務を認識。
6. 犠牲者支援、リスク低減教育、クラスター弾残存物の除去、貯蔵クラスター弾の廃棄のために協力し、資源を動員。
7. 条約発効前に汚染地域の除去や貯蔵クラスター弾廃棄を完了した締約国、非締約国を賞賛。
8. クラスター弾の除去と廃棄は緊急の要請。汚染地域付近の市民が直面する危険に対する意識を持たせるため、リスク低減教育は重要。
9. 条約を署名した108か国と締結した46か国を歓迎。新たな締約国を歓迎、全ての署名国に締結を要請、あらゆる者によるクラスター弾の使用を非難。
10. 条約は国際人道法強化への貢献。この兵器に対する世界中の政府の意見の目覚ましい変化を確信。
11. 我々の実績は各国、国際組織、市民社会の間の協力関係の成果。オスロ・プロセスは、地球規模の課題における人道的な軍縮が重要であることの証。

—クラスター弾のない世界の達成—

12. クラスター弾のない世界を達成するため、締約国はここに、以下を約束する。
 - (a) 条約の全ての義務を完全に実施し、ビエンチャン行動計画にコミット。
 - (b) 除去と貯蔵弾廃棄を加速し、犠牲者・生存者支援、資源レベルの増加、個人の安全と暮らしを守る条約の期限内の義務遂行。
 - (c) 自国に貯蔵するクラスター弾廃棄の早期開始を確保。
 - (d) 除去、犠牲者支援、貯蔵弾廃棄における国際組織や市民社会との協力の確保。
 - (e) 条約の全ての義務について、徹底した透明性のある報告。
 - (f) 全ての国が受け入れるべき条約の規範を促進すると法的義務の遂行。

(了)

ピエンチャン行動計画（要旨）

I. 序文

この行動計画の目的は第1回締約国会議の後の本条約の効果的で時宜を得た実施を確保することであり、本行動計画は、条約の義務を全うしようとする締約国を支援するもの。

締約国は、クラスター弾により引き起こされた犠牲を恒常的に終わらせるという究極の目的を遂行するため、以下について合意。

II. パートナーシップ

影響を受けた国と受けていない国、クラスター弾連合、赤十字国際委員会等国际・地域組織、市民社会組織との間の条約を支える協力関係を更に発展。

III. 普遍化

可能な限り早期に条約促進の機会をとらえ、締約国になるよう非締約国を奨励・支援し、条約の非締約国が直面する障壁や問題の解決策の発見を支援。

人道的な懸念を共有する非締約国の努力を支援。特に、条約の締約国になることを奨励するため、条約の公式・非公式会合への参加を支援。

IV. 貯蔵の廃棄

クラスター弾を貯蔵している締約国は貯蔵するクラスター弾の廃棄計画を作成し、早期に廃棄を開始。

V. クラスター弾残存物の除去・廃棄と危険低減活動

自国のクラスター弾汚染地域につき報告を行った締約国は、クラスター弾を除去し危険低減活動を行う能力を高め、クラスター弾汚染地域への市民の不慮の立ち入りを防止し、汚染地域全ての正確な位置や規模を画定するよう努力。

除去計画を作成し、影響を受けたコミュニティによる除去計画の作成等への参加を確保。リスク低減教育プログラムを作成し、最も高いリスクに直面する人々に提供。

全ての締約国は、クラスター弾残存物により影響を受けた締約国が迅速に第4条1の義務を果たし、延長を申請する締約国が少なくなるよう努力。

VI. 犠牲者支援

クラスター弾による被害者が存在する締約国は、被害者支援能力を伸ばし、政府内の中央連絡先を指定、本条約の犠牲者支援実施を既存の調整メカニズムに統合。

クラスター弾による被害者を含む障害を持つ人々の尊厳や人権の尊重を育成するため、国民一般によるクラスター弾被害者の人権と利用可能サービスへの意識を向上。

全ての締約国は、クラスター弾生存者や障害者団体代表を含む関係専門家を全ての条約関連活動の一員とする。

VII. 国際協力及び支援

締約国は、貯蔵弾廃棄、除去、犠牲者支援の義務を果たす包括的国家計画を作成し、国際協力・支援ニーズを確定し、他の影響を受けた締約国と情報交換等の相互支援を促進。

他国の支援要請に応え、犠牲者支援、貯蔵弾廃棄等の実施を迅速に支援。

最貧国の長期計画作成を支援するための資金を提供。非国家主体が行う犠牲者支援等の取組を支援。

全ての締約国は、国連、各国の NGO、国際 NGO 等によるクラスター弾関連活動を国家計画の枠組みに組み込み、情報交換などの全ての締約国による協力を促進。

VIII. 実施支援の行動

実施支援ユニット（ISU）を含む実施支援のための最適方法を見出し、本条約と他の国際人道法・人権法の条約との間の相乗効果を促進。他の枠組みの犠牲者支援、リスク低減教育、除去、その他の関連活動を十分活用。透明性のための報告を毎年更新、条約実施のツールとしての報告の機能を最大限活用。

(了)

11. 国連軍備登録制度

国連軍備登録制度（登録実績一覧表）

2010年10月

西暦年	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
アフリカ(53)	13	13	10	9	8	10	3	7	11	17	16	9	16	16	15	8	4	3
アジア(54)	24	25	27	28	23	27	22	23	32	31	30	33	32	28	27	22	19	16
東・東南アジア(24)	(15)	(16)	(17)	(17)	(15)	(16)	(15)	(15)	(16)	(16)	(17)	(16)	(15)	(11)	(14)	(13)	(12)	(10)
中東(14)	(4)	(4)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(2)	(3)	(2)	(1)
中央アジア(5)	(1)	(0)	(2)	(4)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(1)	(4)	(4)	(4)	(2)	(2)	(2)	(3)
太平洋諸国(11)	(4)	(5)	(6)	(4)	(4)	(5)	(2)	(2)	(11)	(9)	(9)	(10)	(10)	(9)	(9)	(4)	(3)	(2)
東欧(23)	14	13	15	17	18	17	16	18	21	20	22	20	21	21	22	22	19	19
ラテンアメリカ/カリブ(33)	17	16	18	14	16	14	13	21	23	26	24	21	18	20	20	11	13	8
西欧等(29)	26	26	27	28	28	29	29	29	29	29	28	29	28	29	29	27	25	24
合計(192)	94	93	97	96	93	97	83	98	116	123	120	112	115	114	113	90	80	70

注: クック諸島、バチカン市国、ニウエによる登録実績を除く。

12. 国連安保理決議

国際連合安全保障理事会決議第 1540 号 訳文
(外務省告示平成 16 年第 239 号)

安全保障理事会は、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、

この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関連する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む 1992 年 1 月 31 日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明 (S/23500) を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第 1267 号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第 1373 号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりをつ加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関（IAEA）行動規範により勧告されているような機微な物質の用途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的措置をとることが緊急に必要であることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締結国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第7章の下で行動して、

- 1 すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。
- 2 また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。

- 3 また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
 - (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持すること。
 - (b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。
 - (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
 - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。
- 4 安全保障理事会の仮手続規則 28 に従って、2 年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から 6 か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。
- 5 この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約 (NPT)、化学兵器禁止条約 (CWC) 及び生物兵器禁止条約 (BWC) の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関 (IAEA) 若しくは化学兵器禁止機関 (OPCW) の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。
- 6 この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。

7 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。

8 すべての国に対して以下を要請する。

(a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。

(b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。

(c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び生物兵器禁止条約（BWC）の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。

(d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を策定すること。

9 すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。

10 さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力行動をとるよう要請する。

11 この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。

12 この問題に引き続き関与することを決定する。

*この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権

限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

国際連合安全保障理事会決議第 1695 号 訳文
(外務省告示平成 18 年第 489 号)

安全保障理事会は、

1993 年 5 月 11 日の決議第 825 号 (1993 年) 及び 2004 年 4 月 28 日の決議第 1540 号 (2004 年) を再確認し、

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和及び安定を維持することの重要性に留意し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、ミサイル発射のモラトリアムを維持するという誓約に違反したことについて、深刻な懸念を表明し、

北朝鮮が、適切な事前通報を行わなかったことによって民間航空及び海運に危険を生じさせたことについて、更なる懸念を表明し、

北朝鮮が、近い将来に弾道ミサイルを更に発射する可能性を示唆していることについて、重大な懸念を表明し、

このような事態を平和的かつ外交的に解決することへの要望を更に表明し、理事国及びその他の加盟国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、

北朝鮮が、1998 年 8 月 31 日に、地域の諸国に対する事前通報を行わずにミサイルによって推進される物体を発射し、当該物体が日本付近の海域に落下したことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約 (以下「条約」という。) からの脱退に関する発表並びに条約及び国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) の保障措置に係る義務にもかかわらず、核兵器を追求することを表明したことを遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動して、

- 1 北朝鮮が、2006年7月5日（現地時間）に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する
- 2 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。
- 3 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器（以下「WMD」という。）計画に対して移転されることを防止するよう要求する。
- 4 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又はWMD計画に関連する資金の移転を防止するよう要求する。
- 5 特に北朝鮮に対し、自制を示し緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えること並びに、政治的及び外交的努力を通じ、不拡散上の懸念に係る決議に基づく取組みを継続していくことの必要性を強調する。
- 6 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、2005年9月19日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請する。
- 7 六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、すべての参加者に、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、2005年9月19日の共同声明の完全な実施について努力を強化するよう要請する。
- 8 この問題に引き続き関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1718 号 訳文
(外務省告示平成 18 年第 598 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年) 及び特に決議第 1695 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2006 年 10 月 9 日に核兵器の実験を実施したとの北朝鮮による発表、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

核兵器の不拡散に関する国際的な制度は維持されなければならないとの強固な確信を表明するとともに、北朝鮮は核兵器の不拡散に関する条約に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が無条件で六者会合に復帰することを拒否してきたことを更に遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を支持し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを強調し、

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年））、及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり国際の平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）を甚だしく無視して、2006 年 10 月 9 日に発表した核実験を非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 4 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰することを更に要求するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 5 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 6 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 7 また、北朝鮮が、その他の既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する。
- 8 次のとおり決定する。
 - (a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。
 - (i) 国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム、若しくは、予備部品を含む関連物資、又は、安全保障理事会若しくは下記 12 の規定

により設置される委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目

(ii) 文書 S/2006/814 及び S/2006/815 の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術（文書 S/2006/816/の表も考慮して、本件決議の採択から 14 日以内に、委員会が規定を修正し又は完成させない場合に限る。）、並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術

(iii) 奢侈品

(b) 北朝鮮は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定の対象となっているすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止する。

(c) すべての加盟国は、上記 (a) (i) 及び (a) (ii) の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。

(d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日には又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

(e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

(f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む。）をとることが要請される。

9 上記 8 (d) の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産又は資源に

は適用しないことを決定する。

- (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
- (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
- (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 8 (d) に規定する者若しくは安全保障理事会又は委員会により指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

10 委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往來が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記 8 (e) の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 30 日以内に、上記 8 の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

- (a) すべての国（特に上記 8 (a) に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産し又は保有する国）に対し、この決議の 8 により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
- (b) この決議の 8 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
- (c) 上記 9 及び 10 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
- (d) 上記 8 (a) (i) 及び 8 (a) (ii) の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術について決定すること。

(e) 上記 8 (d) 及び 8 (e) により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を指定すること。

(f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。

(g) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。

13 朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を迅速に実施するために、外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え、かつ、6 者会合の早期の再開を促進するというすべての関係国による努力を歓迎し、更に奨励する。

14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。

15 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、上記 8 に規定する措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。

16 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。

17 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

国際連合安全保障理事会決議第 1737 号 訳文
(外務省告示平成 19 年第 47 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15) 及び 2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会の決議 GOV/2006/14 を含め、IAEA 事務局長により安全保障理事会に報告された、イランの核計画に関連する数多くの IAEA 事務局長報告及び IAEA 理事会決議に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 2 月 27 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/15) が、核の軍事的側面を有し得る問題を含む、イランの核計画に関する数多くの未解決の問題及び懸念を列挙していること、並びに、イランにおいて未申告の核物質又は核活動は存在しないと IAEA が結論することができないことに対する深刻な懸念を改めて表明し、

イランの核計画のすべての側面について解明するための 3 年以上にわたる IAEA による努力の後も、情報の欠如が引き続き懸念されていること、並びに、IAEA がイランにおいて未申告の核物質及び核活動が存在しないことについての確証を提供するための努力において進展を得ることができないことを含む、2006 年 4 月 28 日の IAEA 事務局長報告 (GOV/2006/27) 及びその所見に対する深刻な懸念を改めて表明し、

2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53) 及び 2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) に定めるすべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力も再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置もとっておらず、安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年) に定める信頼醸成のために不可欠な規定を履行していないことに深刻な懸念をもって留意するとともに、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連海上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）及び IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと及び安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認する。
- 2 この文脈において、イランが更なる遅滞なく以下の拡散上機微な核活動を停止することを決定する。
 - (a) 研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動。その停止は IAEA により検証される。
 - (b) 研究用重水減速炉の建設を含む、すべての重水関連計画に関する作業。その停止は IAEA により検証される。
- 3 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランの濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動に又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

- (a) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の B.2、B.3、B.4、B.5、B.6 及び B.7 に定めるもの
 - (b) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.8/Part1 の A.1 及び B.1 に定めるもの。ただし、次のものの供給、販売又は移転を除く。
 - (i) B.1 に掲げる機材であって、軽水炉のためのもの
 - (ii) A.1.2 に掲げる低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの
 - (c) 文書 S/2006/815 に定めるもの。ただし、同文書第 2 分類 19.A.3 に掲げる品目の供給、販売又は移転を除く。
 - (d) 濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものであって、安全保障理事会又は下記 18 により設立される委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて認めるあらゆる追加的な品目、資材、機材、物品及び技術
- 4 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に定めるものであって、濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動に寄与するであろうと加盟国が認めるもの
 - (b) 文書 S/2006/814 又は S/2006/815 に記載されていないあらゆるその他の品目であって、濃縮関連活動若しくは再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与するであろうと加盟国が認める品目
 - (c) IAEA が懸念を表明し又は未解決であると確認したその他の問題に関連する活動の追求に寄与するであろうと加盟国が認めるあらゆる更なる品目
- 5 加盟国は、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 に掲げる品目、資材、機材、物品及び技術であって、上記 3 (b)、(c) 又は 4 (a) の規定によりイランに対する輸出が禁止されていないすべてのものの供給、販売若しくは移転について、次のことを確保することを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 及び S/2006/985 に定めるガイドラインの要求が適切に満たされていること。
 - (b) 加盟国が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地を検証する権利を取得し、かつ、それを効果的に行使する立場にあること。
 - (c) 加盟国が、その供給、販売又は移転から 10 日以内に委員会に対して通知すること。

- (d) 加盟国が、文書 S/2006/814 に含まれる品目、資材、機材、物品及び技術の場合には、IAEA に対しても、その供給、販売又は移転から 10 日以内に通知すること。
- 6 すべての加盟国が、上記 3 及び 4 に定める禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- 7 イランが、文書 S/2006/814 及び S/2006/815 のあらゆる品目を輸出しないこと、並びに、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるイランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 8 イランが 2 で定める停止を検証し、かつ、IAEA の報告において確認されたすべての未解決の問題を解決できるようにするため、IAEA が要請するようなアクセス及び協力を提供することを決定するとともに、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請する。
- 9 上記 3、4 及び 6 により課される措置は、委員会がそのような品目若しくは援助の供給、販売、移転又は提供が、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に資するイランの技術の発展に明らかに寄与しないものであることを事前にかつ個別の案件に応じて認める場合（そのような品目又は援助が食糧、農業、医療又はその他の人道的目的のものである場合を含む。）には、適用されないことを決定する。ただし、次の二の条件を満たす場合に限る。
- (a) そのような品目又は援助の引渡し契約が、最終使用者に関する適切な保証を含んでいること。
- (b) イランがそのような品目を拡散上機微な核活動において又は核兵器運搬システムの開発のために使用しないことを約束していること。
- 10 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、この決議の附属書（以下「附属書」という。）において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（上記 3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会に

より追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を委員会に通知することを決定する。ただし、そのような渡航が上記 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。

- 11 上記 10 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 10 の規定の履行において人道上の配慮及びこの決議の目的に合致する必要性 (IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。) を考慮に入れることを強調する。
- 12 すべての加盟国は、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、附属書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとして安全保障理事会若しくは委員会により指定される追加の者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により、所有され又は管理されるもの (不正な手段を通じたものも含む。) を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附属書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。
- 13 上記 12 により課される措置は、関係国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。
 - (a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためだけに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合
 - (b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合
 - (c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、

その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記 10 及び 12 に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

(d) 上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関連する行動に必要であると決定されたものであって、関係国により委員会に対し通知された場合

14 加盟国は、上記 12 の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

15 上記 12 の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が以下のとおり決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の 10 作業日前までに通知がなされる場合に限る。

(a) その契約が、上記 3、4 及び 6 に規定される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はサービスのいずれにも関連していないこと。

(b) その支払いが、上記 12 に従って指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないこと。

16 IAEA により又はその下でイランに対し提供される技術協力は、食糧、農業、医療、安全又はその他の人道的目的のためである場合、又は、上記 3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関係する事業のために必要である場合にのみ行われ、かつ、上記 2 に定める拡散上機微な核活動に関連するいかなる技術協力も提供されないことを決定する。

17 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。

18 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) すべての国（特に地域内の国及び上記 3 及び 4 に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産する国）に対し、この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課さ

- れる措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
- (b) IAEA 事務局に対し、この決議の 16 により課される措置を効果的に実施するために IAEA がとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。
 - (c) この決議の 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。
 - (d) 上記 9、13 及び 15 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。
 - (e) 上記 3 の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術を必要に応じ決定すること。
 - (f) 上記 10 及び 12 により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を必要に応じ指定すること。
 - (g) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定め、また、個人又は団体が上記 10 及び 12 に定める基準を満たす理由及び関連する識別情報につき可能な場合には情報を提供するとの加盟国に対する要求を、そのような指針に含めること。
 - (h) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 3、4、5、6、7、8、10 及び 12 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。
- 19 すべての加盟国は、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、4、5、6、7、8、10、12 及び 17 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを決定する。
- 20 上記 2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 21 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決を約束していることを歓迎し、イランに対し、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けた、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認された 2006

年6月のこれら6か国の提案(S/2006/521)に向き合うことを奨励する。

22 IAEAの権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEAの枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するためにIAEA事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEAがイランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。

23 IAEA事務局長に対し、60日以内に、イランがこの決議に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA理事会により要求されるすべての措置及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。

24 60日以内に提出される上記23に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。

(a) イランが、交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これがIAEAにより検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。

(b) 安全保障理事会は、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつIAEA理事会の要求を満たし、これがIAEA理事会により確認されたと決定した場合には、この決議の3、4、5、6、7、10、及び12の規定に定める措置を直ちに終了する。

(c) 上記23の報告書が、イランがこの決議を遵守していないことを示す場合には、この決議及びIAEAの要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第7章第41条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

25 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属

A 核計画に関与する団体

- 1 イラン原子力庁
- 2 メスバーフ・エネルギー社 (A40 研究炉を提供・アラク)
- 3 カラ・エレクトリック (PFEP (パイロット燃料濃縮プラント) を提供・ナタンズ)
- 4 パルス・トラッシュ・カンパニー (IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。)
- 5 ファラーヤンド・テクニク (IAEA 報告の指摘によれば、遠心分離機計画に関与。)
- 6 防衛産業機構 (イラン国防軍需省管理下団体の連合体。下部組織には、遠心分離器計画の組立て及びミサイル計画に関与した団体がある。)
- 7 セブンス・オブ・ティール (防衛産業機構の下部組織。核計画に直接関与してきていると広く認識されている。)

B 弾道ミサイル計画に関与する団体

- 1 シャヒード・ヘンマツ産業グループ (航空宇宙産業機構の下部団体)
- 2 シャヒード・バーゲリー産業グループ (航空宇宙産業機構の下部団体)
- 3 ファジュール産業グループ (以前は計測機器工場施設。航空宇宙産業機構の下部団体)

C 核計画に関与する個人

- 1 モハンマド・ガンナディ・イラン原子力庁研究・開発副長官
- 2 ベフマン・アスガルプール運用部長 (アラク)
- 3 ダワード・アーガージャーニーPFEP 総裁 (ナタンズ)
- 4 イーサン・モナージェミー建設計画部長、ナタンズ
- 5 ジャファル・モハンマディ・イラン原子力庁技術担当顧問 (遠心分離機の弁の生産管理担当)
- 6 アリー・ハージーニアー・レイラーバーディ・メスバーフ・エネルギー社総裁
- 7 モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー中将 (マレク・アシュタル防衛技術大学学長。同大化学学部は、国防軍需省と提携してベリリウム実験を実施。)

D 弾道ミサイル計画に関与する個人

- 1 ホセイン・サリーミー准将、空軍司令官、革命ガード (IRGC) (パスダラン)
- 2 アフマド・ヴァヒード・ダストジェルディ航空宇宙産業機構総裁
- 3 レザー・ゴリー・エスマエリ航空宇宙産業機構、貿易国際部長
- 4 バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール航空宇宙産業機構財務予算部長

E 核及び弾道ミサイル計画の両方に関与する個人

- 1 ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ少将、革命ガード (IRGC) 総司令官 (パスダラン)

国際連合安全保障理事会決議第 1747 号 訳文
(外務省告示平成 19 年第 277 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年) 及び 2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

決議第 1696 号 (2006 年) 及び第 1737 号 (2006 年) に定める国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 事務局長報告に対する安全保障理事会の深刻な懸念を想起し、

2007 年 2 月 22 日の最新の IAEA 事務局長報告 (GOV/2007/8) を想起するとともに、この報告に示されているとおり、イランが決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) を遵守していないことを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる IAEA 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年) 及び決議第 1737 号 (2006 年) 並びに IAEA の要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

加盟国は安全保障理事会により決定された措置の実施にあたり相互の支援の提供に参加することを要求されていることを想起し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）及び決議第 1737 号（2006 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下の安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、同理事会決議 GOV/2006/14 において IAEA 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 2 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することも要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書又はこの決議の附属書 1 において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような渡航が、同決議の 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 3 上記 2 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記 2 の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）及びこの決議及び決議第 1737 号（2006 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。

- 4 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 1 に記載される者及び団体にも適用されることを決定する。
- 5 イランが、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、いかなる武器及び関連物資の直接又は間接の供給、販売又は移転も行わないこと、及び、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。
- 6 不安定化をもたらす武器の蓄積を防止するため、すべての加盟国に対し、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システムのイランに対する直接又は間接の供給、販売又は移転について、及び、そのような品目の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転について監視し抑制することを要請する。
- 7 すべての加盟国及び国際金融機関に対し、人道及び開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府に対する無償資金、資金援助及び緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請する。
- 8 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 2、4、5、6 及び 7 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 9 決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むという国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。
- 10 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決の約束を継続的に確認していることを歓迎し、相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及び協力の発展を可能とする長期的かつ包括的な合

意に向けて、イランに対し、決議第 1696 号（2006 年）において安全保障理事会により承認され、この決議の附属書 2 に添付されている 2006 年 6 月のこれら 6 か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励するとともに、イランに対するこの提案が、引き続き検討に供されていることを評価の意をもって確認し、

- 11 IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA が、保障措置協定の遵守（非平和的目的のための核物質の不転用を含む。）を検証する権限を有すると国際的に認められた機関として、その憲章に従い、イランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。
- 12 IAEA 事務局長に対し、60 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 13 60 日以内に提出される上記 12 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。
 - (a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
 - (b) 安全保障理事会は、上記 12 に規定される報告書の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定並びにこの決議の 2、4、5、6 及び 7 の規定に定める措置を直ちに終了する。
 - (c) 上記 12 の報告書が、イランが決議第 1737 号（2006 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。
- 14 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

核又は弾道ミサイル活動に関与する団体

- 1 アミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) (別名 アミュニション・インダストリーズ・グループ) (AMIG は、イランの遠心分離計画におけるその役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたセブンス・オブティールを管理している。AMIG は、決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているディフェンス・インダストリーズ・オーガナイゼーション (DIO) に支配・管理されている。)
- 2 イスファハン・ニュークリアー・フュエル・リサーチ・アンド・プロダクション・センター (NFRPC) 及びイスファハン・ニュークリアー・テクノロジー・センター (ENTC) (濃縮関連活動に関与するアトミック・エナジー・オーガナイゼーション・オブ・イラン (AEOI) の核燃料製造及び調達会社の一部。AEOI は決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている。)
- 3 カボシャール・カンパニー (イランの核計画のためにグラスファイバー、真空溶解炉及び実験設備を入手しようとした AEOI の支配下にある会社)
- 4 パルチン・ケミカル・インダストリーズ (弾薬、爆薬並びにロケット及びミサイル用固形推進剤を製造する DIO の部門。)
- 5 キャラジ・ニュークリアー・リサーチ・センター (AEIO の研究部門の一部)
- 6 ノヴィン・エナジー・カンパニー (別名パルス・ノヴィン) (AEIO の内部で活動し、イランの核計画に関与する団体に AEIO に代わって資金を送金している。)
- 7 クルーズ・ミサイル・インダストリー・グループ (別名ネイヴァル・ディフェンス・ミサイル・インダストリー・グループ) (巡航ミサイルの製造及び開発。海軍のミサイル (巡航ミサイルを含む。) に責任を有する。)
- 8 バンク・セパ及びバンク・セパ・インターナショナル (バンク・セパはエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) 及びその下部機関 (いずれも決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されたシャヒード・ヘマット・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーゲリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を含む。) に支援を提供している。)
- 9 サナム・インダストリアル・グループ (AIO の下部機関。ミサイル計画のために AIO に代わって機材を購入している。)
- 10 ヤー・マヘディ・インダストリーズ・グループ (AIO の下部機関。ミサイル機材の国際的な購入に関与している。)

イラン革命ガードに関与する団体

- 1 コッツ・エアロノーティクス・インダストリーズ (無人航空機 (UAVs)、パラシュート、パラグライダー、パラモーター等を生産。イラン革命ガード (IRGC) は、これら製

品を非対称戦争主義政策の一環として使用することを高言している。)

- 2 パルス・アヴィエーション・サービシーズ・カンパニー (IRGC 空軍により使用される各種戦闘機 (MI-171 を含む。) を維持している。)
- 3 ショーア・アヴィエーション (IRGC が非対称戦争主義政策の一環として使用することを宣明している超軽量飛行機を生産している。)

核計画又は弾道ミサイル活動に関与する個人

- 1 フェレイドン・アッバース・ダヴァニ (次に指定されるモフセン・ファクリザーデ・マハバディと緊密に協働し、応用物理学研究所と関連を有する国防軍需省 (MODAFL) 上級科学者。)
- 2 モフセン・ファフリザーデ・マハバディ (国防軍需省上級科学者であり、物理学研究センター (PHRC) 前所長。IAEA は、同人が所長であった期間にわたる PHRC の活動に関し、同人に対する面談を要請したが、イラン政府が拒否した。)
- 3 サイド・ジャベル・サフダリ (ナタンズ濃縮施設管理者)
- 4 アミール・ラヒミ (濃縮関連活動に関与しており、AEIO の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクション・センター所長)。
- 5 モフセン・ホジャティ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されているファジュール・インダストリアル・グループの社長)
- 6 メヘルダード・アフラギ・ケタバチ (弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SBIG の社長)
- 7 ナーセル・マレキ (イランの弾道ミサイル計画における役割により決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG の社長。ナーセル・マレキはシャハーブ 3 弾道ミサイル計画の作業を監督している MODAFL の職員でもある。シャハーブ 3 は現在配備されているイランの長距離弾道ミサイルである。)
- 8 アフマド・デラフシャンデ (AIO 及びその下部機関 (決議第 1737 号 (2006 年) の下で指定されている SHIG 及び SBIG を含む。) に支援を提供しているバンク・セパの頭取)。

イラン革命ガードの主要人物

- 1 モルテザ・レザイー准将 (IRGC 副司令官)
- 2 アリ・アクバル・アフマディアン中将 (IRGC 統合参謀長)
- 3 モハンマド・レザ・ザヘディ准将 (IRGC 陸軍司令官)
- 4 モルテザ・サファリ准将 (IRGC 海軍司令官)
- 5 モハンマド・ヘジャジ准将 (バシジ抵抗軍司令官)
- 6 カセム・ソレイマニ准将 (コッツ部隊司令官)
- 7 ゴルガドル将軍 (IRGC 将校、治安担当内務次官)

別添附属書 II

長期的な取極の要素

我々の目標は、相互尊重及びイラン・イスラム共和国の核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づく、イランとの関係及び協力の発展である。我々はイランとの包括的な取極の交渉を新たに開始することを提案する。そのような取極は国際原子力機関（IAEA）に寄託され、安全保障理事会の決議により承認されることとなる。

交渉に向けた正当な条件を創出するため、

我々は、

- ・核兵器の不拡散に関する条約（以下、「NPT」と言う。）に基づく自国の義務に従って、平和的目的のために原子力を開発するイランの権利を再確認し、この文脈において、民生用原子力計画のイランによる開発に対する支持を再確認する。
- ・IAEA 憲章及び NPT に従って、国際的な共同事業を通じ、イランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援することを約束する。
- ・交渉が再開されれば、安全保障理事会におけるイランの核計画の議論を停止することに合意する。

イランは、

- ・IAEA との完全な協力を通じ、IAEA のすべての未解決の懸念に対処することを約束する。
- ・IAEA 理事会及び安全保障理事会により要請されているとおり、すべての濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA による検証を受けるとともに、交渉の間これを継続することを約束する。
- ・追加的議定書の履行を再開する。

長期的な取極についての交渉において扱われる将来の協力の範囲

1 核

我々は以下の措置をとる。

原子力エネルギーに対するイランの権利

- ・無差別かつ NPT の第 1 条及び第 2 条に従って、平和的目的のための原子力に対するイランの奪い得ない権利を再確認し、民生用原子力計画のイランによる開発について同国と協力する。
- ・ユーラトム・イラン原子力協力協定を交渉し、履行する。

軽水炉

- ・国際的な共同事業を通じ、IAEA 憲章及び NPT に従って、最新の技術（必要な物品の移転及び軽水炉を耐震とするための先端技術の提供を認めることによるものを含む。）

を用いたイランにおける新たな軽水炉の建設を積極的に支援する。

- ・適切な制度により、使用済み核燃料及び放射性廃棄物の管理に係る協力を提供する。

原子力の研究及び開発

- ・研究用軽水炉の提供の可能性を含め、特に放射性同位元素の製造、基礎研究並びに医療及び農業における原子力の応用の分野において、研究・開発協力の相当程度の一括提案を提供する。

燃料保証

- ・イランに対し、以下に基づき、法的拘束力のある多層的な燃料保証を与える。
 - イランの原子炉に対する燃料の確かな供給のため、濃縮役務を提供するロシアにおける国際的な施設におけるパートナーとしての参加。交渉次第では、そのような施設はイランにおいて製造される全ての六フッ化ウラン（UF6）を濃縮し得る。
 - IAEA の参加及び監督の下で、イランのための核燃料の最大 5 年分の供給の備蓄を維持するための緩衝用在庫を商業的な条件で設置すること。
 - IAEA 理事会の次回会合において検討される案に基づき、核燃料への確かなアクセスのための常設の多国間メカニズムを IAEA と共に発展させること。

モラトリアムの再検討

この長期的な取極は、国際的な信頼を醸成するための共通の努力に関連して、以下の場合には、この取極のあらゆる側面を再検討するための条項を含むものとする。

- 核の軍事的側面を有し得る活動を含め、IAEA により報告されたすべての未解決の問題及び懸念が解決されたことが IAEA により確認されること。
- イランにおいて、未申告の核活動又は核物質は存在しないこと、及び、イランの民生用原子力計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼が回復されたことが確認されること。

2 政治及び経済

地域安全保障協力

地域の安全保障問題に関する対話及び協力を促進するための新たな会議への支持

国際貿易及び投資

国際的な機構（世界貿易機関を含む。）への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組み（欧州連合との貿易及び経済協力協定を含む。）の創設。主要な物品及び技術へのアクセスを改善するための措置がとられることとなる。

民間航空

イランに対する民間航空機の輸出に関する民間航空協力（米国及び欧州の製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む。）を行い、それによりイランが民間航空機を新しくする見通しを拡大すること。

エネルギー・パートナーシップ

具体的な、かつ、実践的な応用を伴う、イランとEU及びその他の希望する国との間の長期的なエネルギー・パートナーシップの創設

通信基盤

米国の及びその他の関連輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信基盤の近代化及び先端インターネットの提供への支援

ハイテク協力

ハイテク分野及びその他の合意される分野における協力

農業

米国及び欧州の農産品、技術、農業機器へのアクセスの可能性を含む、イランにおける農業の発展への支援

国際連合安全保障理事会決議第 1803 号
(外務省告示平成 20 年第 218 号)

安全保障理事会は、

2006 年 3 月 29 日の議長声明 (S/PRST/2006/15)、2006 年 7 月 31 日の決議第 1696 号 (2006 年)、2006 年 12 月 23 日の決議第 1737 号 (2006 年) 及び 2007 年 3 月 24 日の決議第 1747 号 (2007 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) の無い中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、第 1737 号 (2006 年) 及び第 1747 号 (2007 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 事務局とイランの間の作業計画 (GOV/2007/48、附属) におけるイランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、2007 年 11 月 15 日

(GOV/2007/58) 及び 2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4) の IAEA 事務局長報告に反映されている、この作業計画の実施における進捗を歓迎し、この作業計画の実施を完了すること（求められている透明性のための措置を履行することを通じて、IAEA がイランの申告の完全性及び正確性を評価することができるよう、IAEA が求めるすべての質問に対して回答を提供することを含む。）により、イランが迅速かつ効果的に明確な成果を生むことの重要性を強調し、

決議第 1737 号（2006 年）2 に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

決議第 1737 号（2006 年）の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続き IAEA 理事会の要求事項を満たしていないこと並びに安全保障理事会決議第 1696 号（2006 年）、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成する及び未解決の問題を解決するために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを再確認し、この文脈で、イランは決議第 1737 号（2006 年）2 において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認し、また、IAEA はイランが修正されたコード 3.1 を適用することの確認を求めていることを強調する。
- 2 イランの核計画に関するすべての未解決の問題を解決するためのイランと IAEA の間の合意及び 2008 年 2 月 22 日の事務局長報告（GOV/2008/4）に述べられているとおり、この関係で得られた進捗を歓迎し、IAEA に対しすべての未解決の問題を明らかにするために作業を継続するよう懇願し、これがイランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼を再確立することを助けることを強調し、イランと IAEA の間の保障措置協定に従い IAEA がイランの核活動に対する保障措置を強化することについて IAEA を支持する。
- 3 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに関与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に関して、監視し抑制することを要請する。また、この関連で、すべての加盟国が、決議第 1737 号（2006 年）18 に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）に対し、決議第 1737 号（2006 年）の附属書、決議第 1747 号（2007 年）の附属書 I 又はこの決議の附属書 I において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を通知することを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。
- 4 上記 3 のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記の規定の履行において人道上の配慮（宗教上の義務を含む。）並びにこの決議、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）の目的に合致する必要性（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。
- 5 すべての加盟国が、この決議の附属書 II において指定される個人及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し又は支援を提供している（決議第 1737 号（2006 年）3 及び 4 により及びそれらの規定の措置の下で定められ

- 禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への関与を通じたものを含む。)として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、そのような入国又は通過が、決議第 1737 号 (2006 年) 3 (b) (i) 及び (ii) にいう品目に直接関連する活動のためのものである場合を除く。また、この規定はいかなる国に対しても自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務づけるものではない。
- 6 上記 5 の規定により課せられる措置は、委員会が人道上の必要性(宗教上の義務を含む。)に基づき当該渡航が正当化されると状況に応じて個別に決定する場合、又は、同委員会がそのような例外がこの決議の目的に資すると結論する場合には、適用しないことを決定する。
- 7 決議第 1737 号 (2006 年) 12、13、14 及び 15 に定める措置は、この決議の附属書 I 及び III に記載される者及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、それらにより所有され又は管理される団体、並びに、指定された者又は団体がこの決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される者及び団体に対しても適用されることを決定する。
- 8 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、以下(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)についてのイランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に若しくは間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。
- (a) 文書 S/2006/814 中の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。ただし、その文書の附属第 1 節及び第 2 節に規定される、並びに、専ら軽水炉に使用され、事前に委員会に対して通報された第 3 節から第 6 節に規定される品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売又は移転(決議第 1737 号 (2006 年) 5 の要求に従ったものに限る。)であって、そのような供給、販売又は移転が決議第 1737 号 (2006 年) 16 に規定される IAEA により又はその下でイランに対して提供される技術協力に必要な場合に限り、例外とする。
- (b) 文書 S/2006/815 の第二分類 19.A.3 に掲げる、すべての品目、資材、機材、物品及び技術。
- 9 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号 (2006 年) に規定されている拡散上機微な核活動若しくは核兵器運搬システムの開発に資する金融支援を防ぐために、イランとの貿易のための公的に供与される金融支援(輸出信用、保証又は保険の供与を含む。)の新たな

- な約束を、そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して行うことに関して監視することを要請する。
- 10 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）に規定されている拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に資する活動を防ぐために、自国の領域における金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との活動、特に、バンク・メッリ及びバンク・サデラート並びにそれらの支店及び海外の子会社との活動を監視することを要請する。
- 11 すべての加盟国に対し、イラン・エア・カーゴ及びイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ラインにより所有され若しくは運航されている航空機及び船舶が、この決議、決議第 1737 号（2006 年）若しくは決議第 1747 号（2007 年）の下で禁じられている物品を輸送していると信じる合理的根拠がある場合には、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ、国際法、特に海洋法及び関連する国際民間航空協定に適合する範囲内で、自国の空港及び海港において、その航空機若しくは船舶内のイラン向け及びイランからの貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、上記に記された検査が実施された場合には、検査についての書面による報告（特に、検査の根拠の説明並びにその日時、場所、状況及び結果その他関連する詳細についての情報が含まれた内容とする。）を 5 作業日以内に安全保障理事会に対して提出することを要求する。
- 13 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、上記 3、5、7、8、9、10 及び 11 を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。
- 14 決議第 1737 号（2006 年）18 に規定する委員会の権限は、決議第 1747 号（2007 年）及びこの決議において課せられる措置に対しても適用することを決定する。
- 15 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの全面的関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、この問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話の再開とイランへの提案を基礎とする協議を促進するための外交的努力を更に強化し、特にイランがすべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、IAEA により検証されるのであれば、イランとの直接対話及び交渉を開始するとの中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調する。
- 16 欧州連合共通外交・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件

を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを懇願する。

17 イランを含むすべての国に対し、この決議、決議第 1737 号 (2006 年) 又は決議第 1747 号 (2007 年) により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号 (2006 年) 及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

18 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号 (2006 年) に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。

19 上記に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。

(b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ IAEA 理事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定した場合には、決議第 1737 号 (2006 年) の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号 (2007 年) の 2、4、5、6 及び 7 の規定、並びに上記の 3、5、7、8、9、10 及び 11 に定める措置を直ちに終了する。

(c) その報告が、イランが決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

20 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

- 1 アミール・モアッイェド・アライー（遠心分離機の組立及び技術の管理に関与。）
- 2 モハンマド・フェダーイー・アシアーニー（炭酸ウラニルアンモニウムの製造及びナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 3 アッバース・レザーイー・アシュティアアーニー（イラン原子力庁（以下「AEOI」という。）探査・採掘担当事務所高官。）
- 4 ハーレ・バクティヤール（99.9%に濃縮されたマグネシウムの生産に関与。）
- 5 モルテザー・ベフザード（遠心分離機の部品作成に関与。）
- 6 モハンマド・エスラーミー博士（防衛産業研修・研究機構所長。）
- 7 セイイェド・フセイン・ホセイニー（アラク重水研究炉計画に関与する AEOI 職員。）
- 8 M. ジャヴァード・キャリーミー・サーベット（決議第 1747 号（2007 年）で指定されたノヴィン・エナジー・カンパニー社長。）
- 9 ハミード＝レザー・モハジェラニー（イスファハン・ウラン転換施設の生産管理に関与。）
- 10 モハンマド・レザー・ナクディ准将（元国軍参謀本部兵站・産業研究担当部長/密輸対策庁長官、決議第 1737 号（2006 年）及び決議第 1747 号（2007 年）により課された制裁を迂回する取組に関与。）
- 11 フーシャング・ノーバリー（ナタンズ濃縮施設の管理に関与。）
- 12 アッバース・ラシディ（ナタンズの濃縮作業に関与。）
- 13 ガーセム・ソレイマニ（サガンド・ウラン鉱山・ウラン採掘操業課長。）

別添附属書 II

A 決議第 1737 号 (2006 年) に記載された個人

- 1 モハンマド・ガンナディ AEOI 研究・開発副長官
- 2 ダワード・アーガージャーニー P F E P (パイロット燃料濃縮プラント) 総裁 (ナタンズ)
- 3 ベフマン・アスガルプール 運用部長 (アラク)

B 決議第 1747 号 (2007 年) に記載された個人

- 1 サイド・ジャベル・サフダリ (ナタンズ濃縮施設管理者)
- 2 アミール・ラヒミ (濃縮関連活動に関与している AEOI の核燃料製造及び調達会社の一部であるイスファハン・ニュークリアー・フュール・リサーチ・アンド・プロダクションセンター所長。)

別添附属書 III

- 1 アブザール・ポーレシュ・カーペー・カンパニー (BK Co.) (遠心分離機の部品の生産に関与。)
- 2 パルザガーニー・テジャーラット・タヴァーンマッド・サッカー・カンパニーズ (サッカー・システム・カンパニーズの子会社) (この会社は決議第 1737 号 (2006 年) に記載された団体のために機微な物品の購入を試みた。)
- 3 エレクトロ・サナム・カンパニー (E. S. Co / E. X. Co) (航空宇宙産業機構 (以下「AIO」という。)) のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 4 エッテハード・テクニカル・グループ (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 5 インダストリアル・ファクトリーズ・オブ・プレジジョン (IFP) マシーナリー (別称 インストルメンテーション・ファクトリーズ・プラント) (幾つかの調達を試みる AIO によって利用された。)
- 6 ジャッペル・イブン・ハヤーン (燃料サイクル活動に関与する AEOI 研究所。)
- 7 ジョザー・インダストリアル・カンパニー (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 8 ホラサーン・メタラジー・インダストリーズ (DIO に従属するアミュニション・アンド・メタラジー・インダストリーズ・グループ (AMIG) の子会社、遠心分離機の部品生産に関与。)
- 9 ニールー・バッテリー・マニュファクチュアリング・カンパニー (DIO の子会社、その役割はミサイル・システムを含むイラン軍用動力装置を製造すること。)
- 10 ピーシュガーム (パイオニア) ・エナジー・インダストリーズ (イスファハンのウラン転換施設の建設に参加。)
- 11 セイフティー・エクイップメント・プロキュアメント (SEP) (AIO のフロント・カンパニー、弾道ミサイル計画に関与。)
- 12 TAMAS カンパニー (濃縮関連活動に関与。TAMAS はその下に設立された 4 子会社 (一社は精錬のためのウラン抽出、もう一社はウランの加工、濃縮及び廃棄を担当。) を支配する組織。)

国際連合安全保障理事会決議第 1874 号 訳文
(外務省告示平成 21 年第 328 号)

安全保障理事会は、

決議第 825 号 (1993 年)、決議第 1540 号 (2004 年)、決議第 1695 号 (2006 年) 及び特に決議第 1718 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明 (S/PRST/2006/41) 及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明 (S/PRST/2009/7) を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2009 年 5 月 25 日 (現地時間) に北朝鮮により決議第 1718 号 (2006 年) に違反して実施された核兵器の実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) 及び 2010 年 NPT 運用検討会議に向けて核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

NPT 及び同条約をそのすべての側面において強化すると約束並びに核不拡散及び核軍縮に向けた世界的な努力に対する集団的な支持を強調するとともに、北朝鮮はいずれにせよ NPT に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による NPT からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮により行われた核実験及びミサイル活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

すべての加盟国が国際連合憲章の目的と原則を支持することの重要性を再確認し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

- 1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年）及び第 1718 号（2006 年））及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に違反し、甚だしく無視して、2009 年 5 月 25 日（現地時間）に実施した核実験を最も強い表現で非難する。
- 2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。
- 3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。
- 4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第 1718 号（2006 年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。
- 5 北朝鮮に対し、NPT からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。
- 6 北朝鮮に対し、NPT の締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT 及び国際原子力機関（IAEA）の保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPT のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。
- 7 すべての加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）に基づく義務（決議第 1718 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に従って行った指定に関するものを含む。）を履行することを要請する。
- 8 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPT の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。
- 9 決議第 1718 号（2006 年）8（b）の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

- 10 決議第 1718 号（2006 年）8（a）の措置は、すべての武器及び関連物資（小型武器及びその関連物資を除く。）並びにこれらの武器の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも 5 日前までに、委員会に通知することを決定する。
- 11 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。
- 12 すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。
- 13 すべての国に対し、11 及び 12 の規定に基づく検査に協力することを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は、船舶が 11 の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定する。
- 14 すべての加盟国が、11、12 及び 13 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議の 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びに NPT、1997 年 4 月 29 日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び 1972 年 4 月 1 日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分することを認め、また、すべての加盟国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

- 15 いくつかの加盟国も、11、12若しくは13の規定に従って検査を行い、又は14の規定に従って貨物を押収及び処分したときは、検査、押収及び処分につき、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対してすみやかに提出することを要求する。
- 16 いくつかの加盟国も、12又は13の規定に基づく旗国の協力が得られない場合は、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対して速やかに提出することを要求する。
- 17 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第1718号(2006年)8(a)、8(b)若しくは8(c)の規定又はこの決議9若しくは10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 18 加盟国に対し、決議第1718号(2006年)8(d)及び8(e)の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体(海外の支店を含む)、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する(自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。)
- 19 すべての加盟国並びに国際金融機関及び信用機関に対し、一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請し、また、各国に対し、現行の約束を削減するよう警戒を強化することを要請する。
- 20 すべての加盟国に対し、当該金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援(そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。)を提供しないことを要請する。

- 21 すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第 1718 号（2006 年）8（a）（iii）及び 8（d）の規定に従うべきことを強調する。
- 22 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 45 日以内に、またその後委員会の要請があれば、決議第 1718 号（2006 年）8 の規定、この決議 9 及び 10 の規定並びにこの決議 18、19 及び 20 の規定に定める金融措置を効果的に実施するために取った具体的措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。
- 23 決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）及び 8（c）の規定に定める措置は、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1a 及び INFCIRC/254/Rev.7/Part 2a に列挙される品目にも適用することを決定する。
- 24 決議第 1718 号（2006 年）8 の規定及びこの決議により課された措置を調整すること（団体、物品及び個人の指定を含む。）を決定し、委員会に対し、このためにその任務を実施し、この決議の採択から 30 日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から 7 日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。
- 25 委員会が、2009 年 7 月 15 日までに理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じて、決議第 1718 号（2006 年）、2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）及びこの決議の完全な実施を促進するための努力を強化し、またこの決議の 10、15、16 及び 22 の規定に従い加盟国からの報告を受領し、検討することを決定する。
- 26 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するために委員会の指示の下に行動する 7 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。(a) 決議第 1718 号（2006 年）に明記された権限及びこの決議 25 の規定に明記された任務の遂行に当たり委員会を支援する。(b) 国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。(c) 理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。(d) 自らの作業につき、この決議の採択後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

- 27 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施に関して保有するいかなる情報も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。
- 28 すべての加盟国に対し、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。
- 29 北朝鮮に対し、すみやかに包括的核実験禁止条約に加盟するよう要請する。
- 30 平和的対話を支持し、北朝鮮に対し、直ちに無条件で 6 者会合に復帰することを要請し、また、すべての参加国に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明並びに 2007 年 2 月 13 日及び 2007 年 10 月 3 日の共同文書を完全に、かつ迅速に実施するための努力を強化することを要請する。
- 31 事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。
- 32 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議の関連する規定の遵守の状況にかんがみ、決議第 1718 号（2006 年）8 及びこの決議の関連する規定の措置の妥当性について、その時点における必要性に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。
- 33 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。
- 34 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合における安保理決議 1887 号の採択（概要）

平成 21 年 9 月 24 日

本件決議は、前文 24 段落、本文 29 段落から構成され、核関連の全分野（核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティ）を包括的にカバー。

1. 「核兵器のない世界」（前文段落 1）

NPT の目標に沿って、すべてにとってより安全な世界を追求し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することを決意。

2. NPT（前文段落 6、7、本文段落 2～6、9、17）

NPT の重要性を再確認するとともに、2010 年運用検討会議で NPT を成功裏に強化し、3 本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）について現実的で達成可能な目標を設定するために協力することを呼びかけ。NPT 非締約国に対して非核兵器国としての NPT 加入を要請。消極的安全保証（安保理決議 984）が核不拡散体制を強化。

3. 核軍縮（前文段落 10～12、本文段落 5）

米露による START I 後継条約に向けた交渉を歓迎。NPT 第 6 条に基づく誠実な核軍縮交渉を要請。

4. 非核地帯条約・構想（前文段落 13、14）

非核兵器地帯条約締結への動きを歓迎・支持し、非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し核軍縮に貢献することを確認。

5. 市民社会の役割（前文段落 23）

あらゆる NPT の目的を推進する上での市民社会の貢献に留意。

6. CTBT（本文段落 7）

すべての国が核実験を行わず、CTBT に署名・批准し、同条約が早期に発効することを要請。

7. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）（本文段落 8）

2009 年に作業計画がコンセンサス採択されたことを歓迎し、早期にカットオフ条約につき交渉することを要請。

8. 北朝鮮・イラン（前文段落 15、16、本文段落 10）

前文で関連安保理決議を再確認し、本文では「国連安保理が対処してきた、不拡散体制に対する現下の主要な挑戦」として北朝鮮及びイランを暗示しつつ（それぞれの名称への言及はなし）、関係当事国に関連安保理決議の遵守を要求。

9. IAEA（本文段落 12、14～16、18）

IAEA 保障措置は核の不拡散と原子力の平和的利用のための協力推進に不可欠。追加議定書への署名・批准・実施を要請。IAEA の資源と権威を確保することの重要性を強調。

10. 原子力の平和的利用（本文段落 11、12）

拡散のリスクを低減し、保障措置・核セキュリティ・原子力安全の各項目について最高レベルの規準を遵守しつつ原子力平和利用の推進を奨励。平和利用の「奪い得ない権利」（NPT 第 4 条）を確認。

11. 核テロ対策（前文段落 18、20～22、本文段落 21、24～27）

核テロへの懸念を表明。来年の核セキュリティ・サミットへの支持を表明。機微物質や技術の移転管理、金融・輸送面など、具体的な措置を講じていくことをすべての国に呼びかけ。

12. 非国家主体への大量破壊兵器拡散防止（前文段落 24、本文段落 22、23）

全国連加盟国が安保理決議 1540 の完全な履行のために協力することを要請。

国際連合安全保障理事会決議第 1929 号
(外務省告示平成 22 年第 356 号)

安全保障理事会は、

議長声明 (S/PRST/2006/15)、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年)、決議第 1835 号 (2008 年) 及び決議第 1887 号 (2009 年) を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第 1 条及び第 2 条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器 (その運搬手段を含む。) のない中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) 理事会決議 (GOV/2006/14) を想起し、

2006 年 2 月 27 日 (GOV/2006/15)、2006 年 6 月 8 日 (GOV/2006/38)、2006 年 8 月 31 日 (GOV/2006/53)、2006 年 11 月 14 日 (GOV/2006/64)、2007 年 2 月 22 日 (GOV/2007/8)、2007 年 5 月 23 日 (GOV/2007/22)、2007 年 8 月 30 日 (GOV/2007/48)、2007 年 11 月 15 日 (GOV/2007/58)、2008 年 2 月 22 日 (GOV/2008/4)、2008 年 5 月 26 日 (GOV/2008/15)、2008 年 9 月 15 日 (GOV/2008/38)、2008 年 11 月 19 日 (GOV/2008/59)、2009 年 2 月 19 日 (GOV/2009/8)、2009 年 6 月 5 日 (GOV/2009/35)、2009 年 8 月 28 日 (GOV/2009/55)、2009 年 11 月 16 日 (GOV/2009/74)、2010 年 2 月 18 日 (GOV/2010/10) 及び 2010 年 5 月 31 日 (GOV/2010/28) の IAEA 事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下での IAEA との協力を再開しておらず、イランの核計画の軍事的側面の可能性を排除するために明らかにされる必要のある残された懸念事項に関連して IAEA と協力しておらず、また、IAEA 理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

安全保障理事会と IAEA 理事会がイランに対して行ったすべての呼びかけに対しイランが積極的に対応することによって、未解決の問題が最良の形で解決され、イランの核計画が専ら平和的な性格であることの信頼が醸成されることを再確認し、

決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 II に特定するものを含む、イスラム革命ガード（以下「IRGC」という。別名「イスラム革命防衛隊」）の分子の、イランの拡散上機微な核活動と核兵器運搬システムの開発における役割に深刻な懸念をもって留意し、

イランがすべての濃縮関連活動を停止するとの義務に違反してコムに濃縮施設を建設したこと及び 2009 年 9 月までに IAEA に対しそのことを通知しなかったことは保障措置協定の補助取極の下の義務に適合しないことに深刻な懸念をもって留意し、

また、イランに対し、コムにおける建設を直ちに停止し、施設の目的、設計の来歴及び構造を明確にすることを要請し、IAEA の要請に従い、IAEA に未だ申告されていないその他のいかなる核施設の建設又は建設を認めることの決定も行っていないことを確認するよう要請する IAEA 理事会決議（GOV/2009/82）に留意し、

イランがウランを 20 パーセントまで濃縮したこと及び IAEA が既存の保障措置手続を調整するために十分な時間をもって IAEA に通知せずにそれを行ったことに深刻な懸念をもって留意し、

修正されたコード 3.1 に基づきイランにより提供された設計情報を検認する IAEA の権利に対してイランが異議を唱えたことに懸念をもって留意し、イランとの保障措置協定第 39 条に従い、コード 3.1 は一方的に修正する又は停止することができず、IAEA に対して提供された設計情報を検認する IAEA の権利は継続的権利であり、施設の建設の段階又は施設における核物質の存在に依存するものではないことを強調し、

IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の権威を強化する決意を改めて表明し、イランの核計画に関連する未解決の問題を解決するための IAEA の努力を称賛し、

決議第 1737 号（2006 年）2 の規定に定める停止及びイランによる IAEA 理事会が定める要求の完全かつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的かつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出す

ための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、また、この関連で、信頼醸成措置となり得るテヘラン研究用原子炉に関するイランとの合意に向けたトルコ及びブラジルの努力に留意し、

しかし、また、これらの努力との関連において、イランがその核計画に関連する核心の問題に対処することの重要性を強調し、

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、その 2006 年 6 月の提案 (S/2006/521) 及び 2008 年 6 月の提案 (INFCIRC/730) を基礎に、交渉を通じてイランの核問題を解決する包括的戦略を探求するに当たり、更なる具体的な措置をとる意思を有していることを強調し、また、これらの国が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることについて国際社会の信頼がひとたび回復されれば、イランは核兵器の不拡散に関する条約の締約国であるいかなる非核兵器国とも同様に扱われることとなると確認していることに留意し、

決議第 1737 号 (2006 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) の下での金融面の義務を履行することにつき加盟国を支援するために、金融活動作業部会が発出した指針を歓迎し、イラン中央銀行を含むイランの銀行が関与する取引に対し、このような取引が拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与することを防止するため、監視を行う必要性を特に想起し、

イランのエネルギー部門に由来する収入とイランの拡散上機微な核活動の資金との間の潜在的な関連に留意しつつ、多様で信頼できるエネルギーへのアクセスが持続的な成長及び開発に決定的であることを認識し、また、石油化学産業に必要な化学処理用機材及び物品は、特定の機微な核燃料サイクル活動に必要な機材及び物品と共通点が多いことに更に留意し、

国際貿易に関連する加盟国の権利及び義務を考慮し、

海洋法に関する国際連合条約 (1982 年) に反映されている海洋法が、海洋における活動に適用される法的枠組みを定めていることを想起し、

イランによる包括的核実験禁止条約への速やかな批准を要請し、

安全保障理事会がこれらの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008

年)並びに IAEA の要求事項を遵守するようイランを説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画によりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、この決議のいかなる規定も、各国に対し、武力の行使又は武力による威嚇を含む、この決議の範囲を超えた措置や行動をとることを強制するものでないことを強調し、

国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で行動して、

- 1 イランがこれまで、IAEA 理事会の要求を満たしていないこと、また、決議第 1696 号 (2006 年)、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年) 及び決議第 1803 号 (2008 年) を遵守していないことを確認する。
- 2 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し、未解決の問題を解決し、また、すべての濃縮関連活動を停止する義務に違反するコムでの濃縮施設建設により引き起こされた深刻な懸念に応えるために不可欠なものとして、IAEA 理事会決議 GOV/2006/14 及び GOV/2009/82 において同理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認し、この関連において、さらに、イランは決議第 1737 号 (2006 年) 2 の規定において要求されている措置を遅滞なくとらなければならないとの安全保障理事会の決定を確認する。
- 3 イランがすべての未解決の問題、特に、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての懸念を引き起こす問題に関し、IAEA が要請するすべてのサイト、機材、個人及び文書に遅滞なくアクセスを提供することを含め、IAEA と完全に協力しなければならないことを再確認し、また、IAEA が、イランにおける作業を遂行するために必要とするすべての資源と権限を確保することの重要性を強調する。
- 4 IAEA 事務局長に対し、イランにおける保障措置の適用に関するすべての同事務局長の報告を安全保障理事会に通報することを要請する。
- 5 イランが、IAEA 保障措置協定を遅滞なく、完全かつ無条件で遵守しなければならないこと (保障措置協定の補助取極の修正されたコード 3.1 の適用を通じたものを含む。) を決定し、イランに対し、同国が 2003 年 12 月 18 日に署名した IAEA 保障措置協定の追加議定書の規定に厳格に従って行動することを要請し、イランに対し、追加議定書を速

- やかに批准することを要請し、イランの保障措置協定第 24 条及び同第 39 条に従い、イランの保障措置協定及び修正されたコード 3.1 を含むその補助取極が、イランにより一方的に改正又は変更できないことを再確認し、また、同協定には、補助取極のいかなる規定の停止のための制度もないことに留意する。
- 6 すべての再処理活動、重水関連活動及び濃縮関連活動を停止するとの従前の決議の下でのイランの義務に従って、イランがいかなる新たなウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も開始してはならないこと、また、実施中のいかなるウラン濃縮施設、再処理施設又は重水関連施設の建設も打ち切らなければならないことを再確認する。
 - 7 イランが、他国における、ウランの鉱業、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 に記載される核物質及び技術の生産若しくは使用（特に、ウラン濃縮及び再処理活動）、すべての重水活動又は核兵器の運搬が可能な弾道ミサイル関連の技術に関するいかなる商業活動においても利益を取得してはならないことを決定し、また、さらに、すべての国が、自国の管轄権の及ぶ領域における、イラン、その国民、イランにおいて設立された若しくは同国の管轄権に服する団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による、そのような投資を禁止することを決定する。
 - 8 すべての国は、イランに対する自国の領域からの若しくは自国の領域を通ずる、自国民若しくは自国の管轄権に服する個人による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル又はミサイル・システム若しくは予備部品を含む関連物資、又は安全保障理事会若しくは決議第 1737 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目の直接若しくは間接の供給、販売又は移転を防止することを決定し、さらに、すべての国は、これらの武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、金融資産又は金融サービス、助言、その他のサービス又は援助の自国民による又は自国の領域からの若しくは自国の領域を通じたイランに対する提供を防止することを決定し、またこの関連において、すべての国に対し、すべてのその他の武器及び関連物資の供給、販売、移転、提供、製造及び使用について監視し抑制することを要請する。
 - 9 イランは、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことを決定し、各国が、そのような活動に関連する、イランに対する技術の移転又は技術援助を防止するためすべての必要な措置をとること

を決定する。

- 10 すべての国は決議第 1737 号（2006 年）の別添附属書 C、D 及び E、決議第 1747 号（2007 年）の別添附属書 O、決議第 1803 号（2008 年）の別添附属書 I 並びにこの決議の別添附属書 I 及び II において、又は安全保障理事会若しくは委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定し（そのような入国又は通過が、決議第 1737 号（2006 年）3 の規定に従い、同決議 3 (b) (T) 及び (s) の規定にいう品目のイランへの提供に直接関連する活動のためのものである場合を除く。）、この規定のいかなるものもある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものでないことを強調し、この規定により課される措置は、委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的（IAEA 憲章第 15 条に係る場合を含む。）に資すると結論する場合には適用しないことを決定する。
- 11 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 I に記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人及び団体、それらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）、並びに、指定された個人又は団体が決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして安全保障理事会又は委員会により決定される個人及び団体に対しても適用されることを決定する。
- 12 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 II に定めるイスラム革命ガード（IRGC。別名「イスラム革命防衛隊」）の個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するあらゆる個人及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じる場合を含む。）に対しても適用されることを決定し、すべての国に対し、IRGC が関与する取引であって、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものを監視することを要請する。
- 13 決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/814 の品目リストは、INFCIRC/254/Rev.9/Part1 及び INFCIRC/254/Rev.9/Part2 の品目リスト及び各国が濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると認める更なる品目によって代替されることを決定し、さらに、決議第 1737 号（2006 年）3、4、5、6 及び 7 の規定

に特定される措置の目的のため、文書 S/2006/815 に含まれる品目リストは、文書 S/2010/263 に含まれる品目リストによって代替されることを決定する。

- 14 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法、特に海洋法及び関連する国際的な民間航空協定に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、イラン向け及びイランからのすべての貨物を検査することを要請する。
- 15 各国が、国際法、特に海洋法に適合する範囲内で、旗国の同意を得て公海上で船舶の検査を要請することができることに留意し、また、すべての国に対し、当該船舶が決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報がある場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、そのような検査に協力することを要請する。
- 16 すべての国が、この決議の 14 又は 15 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議の 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務及び NPT の締約国のいかなる義務にも反しない方法で、破壊、使用し得ない状態にすること、保管又は当該品目が発した若しくは向かう国以外の国への処分を目的とする移転等を通じて押収及び処分することを認め、また、すべての国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。
- 17 いかなる国に対しても、上記 14 又は 15 の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠の説明、当該検査の結果及び協力が得られたか否かが含まれた書面による最初の報告を 5 作業日以内に委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、検査を行った国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目が発した又は向かうことが意図された場所を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

- 18 すべての国は、イラン人所有の又は契約した船舶（用船された船舶を含む。）が、決議第 1737 号（2006 年）3、4 若しくは 7 の規定、決議第 1747 号（2007 年）5 の規定、決議第 1803 号（2008 年）8 の規定又はこの決議 8 若しくは 9 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。
- 19 決議第 1737 号（2006 年）12、13、14 及び 15 の規定に定める措置は、この決議の別添附属書 III に定めるイラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライNZ（以下「IRISL」という。）の団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動する者及び団体、並びにそれらにより所有され又は管理され（不法な手段を通じる場合を含む。）若しくは決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）又はこの決議の制裁を逃れること又はこれらの決議の規定に違反することを支援しているとして理事会又は委員会により決定される団体に対しても適用されることを決定する。
- 20 すべての加盟国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）若しくはこの決議の制裁を逃れるために又はこれらの決議の規定に違反して行われた疑いのあるイラン航空の貨物部門又は IRISL により所有され若しくは運航されている船舶による他社への移転又は活動に関するあらゆる情報（航空機、船舶若しくは船の名称変更又は再登録を含む。）を委員会に通報することを要請し、また、委員会に対し、そうした情報を広く利用可能とすることを要請する。 _
- 21 すべての国に対し、当該サービス、財産又は資産が、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議の規定に基づく義務の履行に加え、金融サービス（保険又は再保険を含む。）の提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、若しくは自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、

及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。)

22 すべての国は、当該取引が、イランの拡散上機微な核活動、核兵器運搬システムの開発、又は議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 若しくはこの決議の違反に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国民、自国の管轄権に服する者、及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する会社に対し、イランにおいて設立された又はイランの管轄権に服する団体 (IRGC 及び IRISL の団体を含む。)、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人又は団体、及びそれらにより所有され又は管理される団体 (不法な手段を通じたものを含む。) との取引を行う際に、監視を行うよう要求することを決定する。

23 各国に対し、当該活動がイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、イランの銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、イランの銀行が新しい合併企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係 (コルレス関係) を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。

24 各国に対し、当該金融サービスがイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下の金融機関に、イランにおいて代表事務所、子会社又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。

25 決議第 1747 号 (2007 年) の採択以来、委員会に報告された同決議 5 の規定の禁止の違反を遺憾とし、これらの違反に対応して行動をとり、委員会に報告した各国を称賛する。

26 委員会に対し、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議で決定された措置の違反に効果的に対応するよう指示し、また、委員会が、指定された者又は団体がこれらの決議の制裁を逃れる又はこれらの決議の規定に違反することを支援した個人又は団体を指定することができることを想起する。

27 この決議の採択から 45 日以内に安全保障理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じるものを含め、委員会が、決議第 1737 号 (2006 年)、決議第 1747 号 (2007 年)、決議第 1803 号 (2008 年) 及びこの決議の完全な実施

を促進するための努力を強化することを決定する。

28 決議第 1737 号（2006 年）18 で規定され、決議第 1803 号（2008 年）14 の規定により修正された委員会の権限は、この決議において決定された措置に対しても適用することを決定する（上記 17 に基づき提出された各国からの報告を受理することを含む。）。

29 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に 8 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。

(a) 決議第 1737 号（2006 年）18 の規定及びこの決議 28 の規定に明記された権限の遂行に当たり委員会を支援する。(b) 国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。(c) 理事会、委員会又は各国が検討し得る、関連する措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。(d) 自らの作業につき、パネルの任命後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

30 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により決定された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。

31 すべての国に対し、この決議の採択から 60 日以内に、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。

32 相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が 2008 年 6 月 14 日に行った提案に基づくこの問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話と協議を促進するための外交的努力（最も最近でジュネーブにおける 2009 年 10 月 1 日のイランとの会合で行われた核問題に関するイランとの対話を無条件で再開することを含む。）を更に強化し、特に 2008 年 6 月の提案に基づくイランとの正式交渉を開始するとの中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調し、この決議の別添附属書 IV の 2008 年 6 月の提案が引き続き検討されていることを評価の意をもって確認

する。

- 33 欧州連合外務・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを懇請し、また、イランに対し、このような提案に積極的に対応することを懇請する。
- 34 テヘラン研究用原子炉に対する核燃料の供給のためのイランにおける研究用原子炉への核燃料供給保証の援助に関する IAEA とフランス共和国政府、イラン・イスラム共和国政府及びロシア連邦政府の間の合意案についての IAEA 事務局長の 2009 年 10 月 21 日の提案に関し、同事務局長を称賛し、イランが 2009 年 10 月 21 日の提案に建設的に対応していないことを遺憾とし、また、IAEA に対し、理事会の決議に従い、促進するために、このような信頼醸成措置を引き続き追求することを懇請する。
- 35 イランを含むすべての国に対し、決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第 1737 号（2006 年）及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。
- 36 IAEA 事務局長に対し、90 日以内に、イランが決議第 1737 号（2006 年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置並びに決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。
- 37 上記 36 に規定される 90 日以内に提出される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。(a) イランが、早期かつ相互に受入れ可能な成果に到達するための誠実な交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。(b) 安全保障理事会は、上記に規定される報告の受領後、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守し、かつ、IAEA 理

事会の要求を満たし、これが IAEA 理事会により確認されたと決定する場合には、決議第 1737 号（2006 年）の 3、4、5、6、7 及び 12 の規定、決議第 1747 号（2007 年）の 2、4、5、6 及び 7 の規定、決議第 1803 号（2008 年）の 3、5、7、8、9、10 及び 11 の規定、並びに上記の 7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23 及び 24 の規定に定める措置を直ちに終了する。(c) その報告が、イランが決議第 1737 号（2006 年）、決議第 1747 号（2007 年）、決議第 1803 号（2008 年）及びこの決議を遵守していないことを示す場合には、これらの決議及び IAEA の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第 7 章第 41 条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

38 この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属書 I

核又は弾道ミサイル活動に関与する個人及び団体

団体

1 アミン・インダストリアル・コンプレックス

アミン・インダストリアル・コンプレックスは、原子力研究及び操業・生産施設において使用される温度制御装置を入手しようとした。アミン・インダストリアル・コンプレックスは、決議第 1737 号（2006 年）で指定された防衛産業機構（DIO）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Amin Industrial Estate, Khalage Rd., Seyedi District, Mashad, Iran; Kaveh Complex, Khalaj Rd., Seyedi St., Mashad, Iran
別名：アミン・インダストリアル・コンパウンド及びアミン・インダストリアル・カンパニー

2 アーマメント・インダストリーズ・グループ

アーマメント・インダストリーズ・グループ（AIG）は、種々の小型武器（大口径及び中口径銃並びに関連技術を含む。）を製造及び提供している。AIG は、ハディード・インダストリー・コンプレックスを通じ、その多くの調達活動を実施している。

所在地：Sepah Islam Road, Karaj Special Road Km 10, Iran; Pasdaran Ave., P.O. Box 19585/777, Tehran, Iran

3 ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター

ディフェンス・テクノロジー・アンド・サイエンス・リサーチ・センター（DTSRC）は、イランの国防研究及び開発、生産、維持、輸出及び調達を監督しているイラン国防軍需省（MODAFL）により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Pasdaran Ave, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

4 ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー

ドゥースターン・インターナショナル・カンパニー（DICO）は、イランの弾道ミサイル計画に設備を供給している。

5 ファラーサーフト・インダストリーズ

ファラーサーフト・インダストリーズは、MODAFLにより所有又は管理されているイラン・エアークラフト・マニュファクチュアリング・カンパニーにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 83145-311, Kilometer 28, Esfahan-Tehran Freeway, Shahin Shahr, Esfahan, Iran

6 ファースト・イースト・エクスポート・バンク, P.L.C.

ファースト・イースト・エクスポート・バンク,

P.L.C.は、バンク・メットラットにより所有又は管理され、若しくは代理として行動してい

る。バンク・メットは、過去 7 年にわたり、イランの核、ミサイル及び国防機関のための取引において数億ドルを得てきた。

所在地：Unit Level 10 (B1), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 WP Labuan, Malaysia; Business Registration Number LL06889 (Malaysia)

7 カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニー

カーヴェ・カッティング・ツールズ・カンパニーは、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：3rd Km of Khalaj Road, Seyyedi Street, Mashad 91638, Iran; Km 4 of Khalaj Road, End of Seyyedi Street, Mashad, Iran; P.O. Box 91735-549, Mashad, Iran; Khalaj Rd., End of Seyyedi Alley, Mashad, Iran; Moqan St., Pasdaran St., Pasdaran Cross Rd.,

Tehran, Iran

8 M. バーバーイ・インダストリーズ

M. バーバーイ・インダストリーズは、イランのエアロスペース・インダストリーズ・オーガナイゼーション (AIO) のシャヒード・アフマド・カーゼミ・インダストリーズ・グループ (公式にはエアー・ディフェンス・ミサイル・インダストリーズ・グループ) の下部団体である。AIO は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたミサイル組織であるシャヒード・ヘムマッド・インダストリアル・グループ (SHIG) 及びシャヒード・バーケリー・インダストリアル・グループ (SBIG) を管理している。

所在地：P.O. Box 16535-76, Tehran, 16548, Iran

9 ク・アシュタル・ユニバーシティー

MODAFL 内の DTRSC の下部組織である。これは従前のフィジックス・リサーチ・センター (PHRC) に該当する研究グループを含んでいる。IAEA の査察官は、イランの核計画の軍事的側面の可能性についての未解決の問題を解決するために、職員に面談をすること又はこの組織の管理下にある文書を調べることを認められていない。

所在地：Corner of Imam Ali Highway and Babaei Highway, Tehran, Iran

10 ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート

ミニストリー・オブ・ディフェンス・ロジスティクス・エクスポート (MODLEX) は、イランが武器及び関連物資を販売することを禁止した決議第 1747 号 (2007 年) に違反して、イランが製造した武器を全世界の顧客に販売している。

所在地：PO Box 16315-189, Tehran, Iran; located on the west side of Dabestan Street, Abbas Abad District, Tehran, Iran

11 ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング

ミーザン・マシーナリー・マニュファクチュアリング (3M) は、SHIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16595-365, Tehran, Iran

別名：3MG

12 モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニー

モダン・インダストリーズ・テクニク・カンパニーは (MITEC) は、アラクにおける IR`40 重水炉の設計及び建設に責任を有している。MITEC は、IR`40 重水炉の建設のための調達を主導した。

所在地：Arak, Iran

別名：ラーフカール・カンパニー、ラーフカール・インダストリーズ、ラーフカール・サナーイエ・カンパニー、ラーフカール・サナーイエ・ノヴィン

13 ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン

ニュークリアー・リサーチ・センター・フォー・アグリカルチャー・アンド・メディシン (NFRPC) は、決議第 1737 号 (2006 年) で指定されたイラン原子力庁 (AEOI) の大規模な研究部門である。NFRPC は、核燃料の開発のための AEOI の中心であり、濃縮関連活動に参与している。

所在地：P.O. Box 31585-4395, Karaj, Iran

別名：センター・フォー・アグリカルチュラル・リサーチ・アンド・ニュークリアー・メディシン、キャラジ・アグリカルチュラル・アンド・メディカル・リサーチ・センター

14 ペジユマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーション

ペジユマーン・インダストリアル・サービシーズ・コーポレーションは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：P.O. Box 16785-195, Tehran, Iran

15 サバーラーン・カンパニー

サバーラーンは、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

16 サハンド・アルミニウム・パーツ・インダストリアル・カンパニー (SAPICO)

SAPICO は、SHIG の別名である。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

17 シャヒード・ハッターズィ・インダストリーズ

シャヒード・ハッターズィ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Tehran, Iran

18 シャヒード・サッターリ・インダストリーズ

シャヒード・サッターリ・インダストリーズは、SBIG により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Southeast Tehran, Iran

別名：シャヒード・サッターリ・グループ・エクイップメント・インダストリーズ

19 シャヒード・サイヤード・シーラーズィ・インダストリーズ

シャヒード・サイヤード・シーラーズィ・インダストリーズ (SSSI) は、DIO により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

所在地：Next To Nirou Battery Mfg. Co, Shahid Babaei Expressway, Nobonyad Square, Tehran, Iran; Pasdaran St., P.O. Box 16765, Tehran 1835, Iran; Babaei Highway Next to

NiruM.F.G, Tehran, Iran

20 スペシャル・インダストリーズ・グループ

スペシャル・インダストリーズ・グループ (SIG) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, PO Box 19585/777, Tehran, Iran

21 ティーズ・パールズ

ティーズ・パールズは、SHIG の別名である。ティーズ・パールズは、2007 年の 4 月と 7 月の間、SHIG のために、イランのミサイル計画に実質的に寄与し得る 5 軸レーザー溶接・切断機を調達することを試みた。

所在地：Damavand Tehran Highway, Tehran, Iran

22 ヤズド・メタラージー・インダストリーズ

ヤズド・メタラージー・インダストリーズ (YMI) は、DIO の下部組織である。

所在地：Pasdaran Avenue, Next To Telecommunication Industry, Tehran 16588, Iran ; Postal Box 89195/878, Yazd, Iran; P.O. Box 89195-678, Yazd, Iran; Km 5 of Taft Road, Yazd, Iran

別名：ヤズド・アミュニション・マニュファクチュアリング・アンド・メタラージー・インダストリーズ、ディレクトレート・オブ・ヤズド・アミュニション・アンド・メタラージー・インダストリーズ

個人

ジャヴァード・ラヒーギ

イラン原子力庁 (AEOI) イスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター所長 (追加的情報：生年月日：1954 年 4 月 24 日；出生地：マルシャド)

別添附属書 II

イスラム革命ガード (IRGC) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

- 1 フェーテル (又はファアテル)・インスティチュート
ハタモル・アンピア (KAA) の子会社。フェーテルは、イランにおける IRGC のプロジェクトにおいて、おそらく他の KAA の会社のために、外国の供給者と協力している。
- 2 ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエム
ガラールガーヘ・サーザンデギー・ガーエムは、KAA により所有又は管理されている。
- 3 ゴルブ・カルバラゴルブ・カルバラは、KAA により所有又は管理されている。
- 4 ゴルブ・ヌーフゴルブ・ヌーフは、KAA により所有又は管理されている。
- 5 ハラ・カンパニー
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 6 イーメンサーザン・コンサルタント・エンジニアーズ・インスティチュート
KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 7 ハタモル・アンピア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ
ハタモル・アンピア・コンストラクション・ヘッドクォーターズ (KAA) は、大規模な非軍事上及び軍事上の建設計画及びその他の技術活動に関与している IRGC が所有する会社である。同社は、パッシブ・ディフェンス・オーガナイゼイション・プロジェクトの相当の量の業務を行っている。特に、KAA の子会社は、コム・フォルドにおけるウラン濃縮サイトの建設に深く関与していた。
- 8 マキン
マキンは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 9 オムラーン・サーヘル
ゴルブ・ヌーフにより所有又は管理されている。
- 10 オリエンタル・オイル・キーシュ
オリエンタル・オイル・キーシュは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 11 ラーフ・サーヘル
ラーフ・サーヘルは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動している。
- 12 ラハーブ・エンジニアリング・インスティチュート
ラハーブは、KAA により所有又は管理され、若しくは代理として行動しており、KAA の下部団体である。
- 13 サーヘル・コンサルタント・エンジニアーズ
ゴルブ・ヌーフにより所有され又は管理されている。
- 14 セパニール

セパニールは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

15 セパーサッド・エンジニアリング・カンパニー

セパーサッド・エンジニアリング・カンパニーは、KAAにより所有又は管理され、若しくは代理として行動している。

別添附属書 III

イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ (IRISL) により所有又は管理され、若しくは代理として行動する団体

1 ラノ・ヒンド・ SHIPPING・カンパニー

所在地：18 Mehrshad Street, Sadaghat Street, Opposite of Park Mellat, Vali-e-Asr Ave., Tehran, Iran ; 265, Next to Mehrshad, Sedaghat St., Opposite of Mellat Park, Vali Asr Ave., Tehran 1A001, Iran

2 IRISL・ベネルックス・NV

所在地：Noorderlaan 139, B-2030, Antwerp, Belgium ; V.A.T. Number BE480224531 (Belgium)

3 サウス・ SHIPPING・ライン・イラン (SSL)

所在地：Apt. No. 7, 3rd Floor, No. 2, 4th Alley, Gandi Ave., Tehran, Iran ; Qaem Magham Farahani St., Tehran, Iran

別添附属書 IV

中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、アメリカ合衆国及び欧州連合によるイラン・イスラム共和国への提案

2008年6月14日テヘランにおいてイラン当局に提示されたイランとのあり得べき協力分野関連する国際連合安全保障理事会の決議に従い、2006年6月にイランに提示され引き続き検討されている提案に基づくイランの核問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めため、イランが、安全保障理事会決議第1803号15及び19(a)の規定に基づき、濃縮関連活動及び再処理活動を検証可能なように停止する限り、中国、フランス、ドイツ、イラン、ロシア、連合王国及び合衆国の間の、そして欧州連合上級代表も参加する交渉の問題として、以下の諸要素が提案される。このような交渉の観点から、我々は、また、イランが国際連合安全保障理事会及びIAEAの要求事項に留意することを期待する。中国、フランス、ドイツ、ロシア、連合王国、合衆国及び欧州連合上級代表としては、次を行う用意があることを述べる。

NPT上の自国の義務に従って、平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を發展させるイランの権利を認めること。

イランの核計画が専ら平和的な性格なものであることについての国際的な信頼がひとたび回復されれば、イランの核計画をNPTの締約国であるいかなる非核兵器国のものと同様に扱うこと。

原子力エネルギー

- ・NPTの下での自国の義務に従った、イランの専ら平和的目的のための原子力の権利の再確認。
- ・イランの原子力の平和的利用のために必要な技術及び資金援助並びにIAEAによるイランにおける技術協力事業の再開のための支援の提供。
- ・最新の技術に基づく軽水炉の建設の支援。
- ・漸進的な国際的信頼の回復に応じた原子力の研究及び開発の支援。
- ・法的拘束力のある核燃料の供給保証の提供。
- ・使用済み燃料及び放射性廃棄物の管理に関連した協力。

政治

- ・6か国及び欧州連合のイランとの関係の改善並びに相互信頼の確立。
- ・イランとの直接の接触及び対話の奨励。
- ・国際的問題においてイランが重要かつ建設的な役割を果たすことの支援。

- ・不拡散、地域の安全保障及び安定化の問題に関する対話及び協力の促進。
- ・信頼醸成措置及び地域の安全保障を奨励するためのイラン及び地域の他の諸国との作業。
- ・適切な協議と協力のメカニズムの確立。
- ・地域の安全保障問題に関する会議の支援。
- ・イランの核問題の解決が不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）のない中東という目的を実現することに資することの再確認。
- ・その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという国際連合憲章に基づく義務の再確認。
- ・麻薬密輸に対する取組みにおける強化された協力、アフガニスタン難民のアフガニスタンへの帰還プログラムの支援、アフガニスタンの復興に関する協力及びイラン・アフガニスタン国境の警備に関する協力を含むアフガニスタンに関する協力。

経済

世界貿易機関を含む国際的な機構への完全な統合のための実際的な支援を通じた、国際経済、市場及び資本へのイランのアクセスの改善並びにイランにおける直接投資及びイランとの貿易の拡大のための枠組みの創設等の貿易及び経済関係の正常化へ向けた措置。

エネルギー・パートナーシップ

エネルギーの分野におけるイランとの協力の正常化に向けた措置。すなわち、具体的かつ実践的な適用又は措置を伴う、イラン、欧州連合及びその他の希望する国との間の長期的かつ広範にわたる戦略的なエネルギー・パートナーシップの創設。

農業

- ・イランにおける農業の発展への支援。近代的技術における協力を通じたイランの完全な食糧自給の促進。

環境、インフラ

- ・環境保護、インフラ、科学技術及び先端技術の分野の民生プロジェクト。
 - 国際輸送回廊を含む輸送インフラの開発。
 - 関連の輸出規制の撤廃の可能性を含む、イランの通信インフラの近代化の支援。

民間航空

- ・イランへ航空機を輸出する製造業者に対する制限の撤廃の可能性を含む民間航空協力。
 - イランが民間航空機を新しくすることを可能にすること。
 - イランが同国の航空機が国際的な安全基準を満たすことを確保することを支援する

こと。

経済的、社会的並びに人的発展及び人道上の問題

- ・イランの経済的及び社会的発展並びに人道上の必要に対する必要に応じた援助の提供。
——イランの利益となる分野の教育における協力・技術支援。
——イラン人が土木業、農業及び環境の研究等の分野の研修過程、職業紹介又は学位を得ることを支援すること。
- ・高等教育機関の間の連携の支援（例えば公衆衛生、農村の生計、共同科学プロジェクト、公共行政、歴史及び哲学）。
- ・緊急事態への効果的な対応能力の開発分野（例えば地震学、地震研究、災害管理等）における協力。
- ・「文明間の対話」の枠組み内での協力。

実施メカニズム

- ・将来の合意の実施のための共同監視グループの設置。



日本の軍縮・不拡散外交（第五版）